平成 25 年度

包括外部監査結果報告書

「県使用固定資産（賃借不動産を含む）の

管理・活用方法について」

～　賃貸料・賃借料の問題点　～

～　公有資産の使用状況の問題点　～

平成 25 年 3 月 18 日

島 根 県 包 括 外 部 監 査 人

野　津　孝　義

目　　次

Page

第１　外部監査の前提条件
【１】　監査の種類　1
【２】　対象期間　1
【３】　監査実施期間　1
【４】　監査の対象とした特定の事件　1
【５】　外部監査人等　1
【６】　利害関係　1
【７】　監査結果である「指摘事項」と「意見」について　1
【８】　外部監査の手続　1

第２　報告書の概要・監査要点
【１】　外部監査のテーマ選定理由　2
【２】　外部監査の視点等　3
【３】　資産の保有コストの計算について（評価手法）　6

第３　外部監査の対象とすべき県の資産
【１】　外部監査の対象とすべき資産の概要　11
【２】　外部監査の対象の選定　14

第４　監査の指摘事項・意見　　－まとめ－　19

第５　監査の指摘事項・意見　－　県が賃貸する資産　－
○　県の賃貸規定について　23
○　監査要件　24
【１】　地方職員共済会館　ホテル宍道湖　27
【２】　元隠岐空港敷地　40
【３】　職員駐車場　44
【４】　東部運転免許センター内の賃貸土地建物　52
【５】　東京の職員宿舎　55
●公有財産一覧表　①　賃貸建物　【職員向け福利厚生施設・宿舎等】
●公有財産一覧表　②　賃貸土地　【職員向け福利厚生施設・宿舎等】
●公有財産一覧表　③　その他の賃貸・売却予定資産
●ご参考　県の台帳価格について

第６　監査の指摘事項・意見　－　県が賃借する資産　－
○　概要　63
○　監査要件　63
【１】　島根イン青山　64
【２】　にほんばし島根館　72
【３】　殿町庁舎の賃借オフィス　82

【４】　島根県研修センター　86
【５】　東京事務所　92
●　④　賃借物件一覧表

第７　監査の指摘事項・意見　－　県が専用・使用する財産　－
○　概要　99
○　監査要件　99
【１】　殿町庁舎 群　100
【２】　島根県職員会館　113
【３】　警察本部　118
【４】　東部運転免許センター　123
【５】　合同庁舎　126
【６】　松江合同庁舎　136
【７】　出雲合同庁舎　141
【８】　雲南合同庁舎　144
【９】　川本合同庁舎　147
【10】　浜田合同庁舎　151
【11】　益田合同庁舎　155
【12】　隠岐合同庁舎　160
●公有財産一覧表　⑤　公用建物等
●公有財産一覧表　⑥　公用土地
●　⑦　合同庁舎の使用状況

第８　監査の指摘事項・意見　－　公共財産－
○　概要　165
○　監査要件　165
【１】　産業技術センター　166
【２】　空港群　172
●公有財産一覧表　⑧公共財産（土地・建物）

第９　県の資産管理方法に対する指摘事項及び意見
【１】　資産管理の方法について　179
【２】　アセットマネジメントセンターの創設　187

第 10　県の資産概要　193

第 11　最後に　219

面積事項　219

包括外部監査の日程等について　220

第１　外部監査の前提条件

【１】　監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

【２】　対象期間

平成２４年度（平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日）
ただし，必要に応じて過年度及び平成２５年度以降の見込みなどについて参考とした。

【３】　監査実施期間

平成２５年４月より平成２６年３月まで

【４】　監査の対象とした特定の事件

【５】　外部監査人等

外部監査人	弁護士・税理士・日本證券アナリスト協会検定会員 行政管理学修士（ハーバード大学） 法務博士（専門職）（青山学院大学）	野津　孝義
外部監査人補助者	公認会計士	長谷川　浩之
	税理士	金森　充美
	弁護士	峠田　晃宏
	弁護士	西村　信之
	有識者	高橋　七子

【６】　利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき，地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

【７】　監査結果である「指摘事項」と，「意見」について

当報告書において指摘した結果については，地方自治法第 252 条の 38 第６項の規定に基づき，県は措置を講じた場合は監査委員に通知することとなる。当報告書では，措置状況報告の対象となる「指摘事項」と，「意見」を以下のように区分した。
「指摘事項」・・・県側に対応を求める
「意見」・・・　　指摘事項には該当しないが，検討を求める

【８】　外部監査の手続

所管課等への調査，ヒアリング等を通じて，次の視点から監査を実施した。

第２　報告書の概要・監査要点

【１】　外部監査のテーマ選定理由

１　資産の重要性

①　島根県（以下,「県」という）は,「しまねの財政」によると，県の総資産（ストック）として３兆円となる旨，開示している。
そうすると，県民一人当たりの資産は，５００万円近くに上るはずである。４人家族であれば，２０００万円である。
県は４人家族に換算すると，年収は２００万円（借入れ・返済を除く）程度だけど，資産は２０００万円近くある家，お金持ちの家であるはずである。

しかし，県民とすると、なかなか豊かさを感じることが出来ない。

②　貧しい時代は，日々，食べるお金の工面に汲々としていた。県も，予算を組んで,一生懸命に投資を行い，社会インフラを整えてきた。
そうすると，資金のフローさえ，不正がないか，無駄がないか，把握し，監査していればよかった。
県には,毎年５０００億円規模の予算があるが,その使われ方がしっかりしていれば,その結果としての蓄積された資産は，必ず役に立つはずである。

しかし，時代の変化により，資産の目的が変化・終焉したにもかかわらず，そのままになっているものもあろう。

③　よって，今は，県が少しずつ貯めてきた資産について，注目すべき時である。

【２】外部監査の視点等

１　「県」に、「資産の無駄使い」はないか。

一般企業であれば，＜　投資　→　資産　→　生産　→　収益　→　投資　＞　の収益サイクルが想定される。

そのサイクルの中で、経営者は，総資産利益率等を、重要な経営指標の一つとして意識し、使用効率が悪い＝収益性の低い資産については，すぐに厳しくチェックし，適時に，廃止・売却等が検討する。

しかし，行政の「資産の管理」については，異なるようだ。

国の会計監査では、何百億円かけて作ったものの相当の効用も生み出していないとか，期待通りの効用を生み出していないとか，を聞く。これらは，当初の計画が甘かったからとか，当初の想定金額より多く費用がかかったから，との説明は良く聞く事例である。

そこで、まず監査の視点としては、県において，資産が、投資した金額に比べて、当初期待された効用を生み出していない場合も、「問題」として「意識」されずに放置されているものがないか、ということである。

２　「県」に，「資産管理（アセット・マネージメント）」の「意識」があるか。

県の資産（アセット）は，議会の議決を経て購入されているはずだから，少なくとも支出時点（購入時点）においては，違法性・不当性はないはずである。

しかし，予算執行され資産化された後に，議会が，その目的の達成・不達成・終焉等を個別に議論する機会は、あまり多くないと思われることから、事実上，資産の廃止は，行政裁量にゆだねられている。

もし，県にアセット・マネージメントの体制が整備されていれば，自己が執行して形成した資産であっても，容易に廃止等できるであろう。

そこで、現時点において、県が、どのようなアセット・マネージメントを行っているか、ということである。

３　「県職員」に、「資産管理（アセット・マネージメント）」の「意識」があるか。

行政を支えるのは県職員の一人ひとりである。

この点、昨年度の監査において感じられたのは、「予算単年度主義の会計」を採用していることから，県職員の意識で最も重要なことは、「予算を議会で承認を受け」，それを「きちんと支出する」ことである。

そのためであろうか，資産管理、即ち、過去の「出資・出えん」を継続的に吟味することは，県の職員にとって、「過去の仕事のほじ繰り返し」であるようで、敬遠されがちであった。

例えば、昨年度の包括外部監査において、所管部の県職員の多くから、出資等法人への出資金について、あくまで過去の「出えん金」（費用科目）として処理すべきであり、出資金（資産科目）として認識できない、との声があった。

また、外郭団体等で，現状ほぼ活動をしていない，近い将来も活動が活発化する見込みが小さい団体について、統廃合の検討を求める指摘をしようとしたところ、「将来，また必要性が発生する可能性がある」として、可能性がゼロではないことを理由に、存続を求める意見もあった。

確かに、県職員にとって，当該年度の予算の執行（支出）が**最**重要であることは否定しない。

しかし、過年度の支出となるストックについての管理意識が希薄であれば、これからの行政においては、片手落ちであろう。

そこで、県職員に、どれだけアセット・マネージメントの必要性・考え方が、浸透しているか、ということである。

４　「県」に、「資産管理（アセット・マネージメント）」の「手法」があるか。

県には，地方会計法上，統一的な固定資産台帳の作成が要求されていないこともあり、統一的・網羅的な台帳が存在しない。要は、県とすると、自分の資産が、何がどこにあるか、そしてそれが経済的にはどのような価値があるか、については把握できないということである。

しかし、一家の主である県民が，県の資産に、どんなものが、どこにあるか，どのように使っているか，どれぐらい使いたおしているか，について，よく知っておく必要がある。

また、県も、巨大化した資産の管理のためには、資産の網羅的な把握は必要である。

そこで、県は、現在、管財課が中心となってファシリティー・マネージメントの考え

方を導入し、まずは、施設の管理から始めようとしている。それがアセット・マネジメントの第一歩であり、貴重な管理「手法」となろう。

一方、国が、固定資産台帳の作成、地方自治体クラウド等、地方自治体の画一化､網羅化を主唱し、様々な手法が導入されようとしている。これは、貴重な管理「手法｣の一つであろう。

しかし、東京都と島根県は同じではない。管理すべき「資産の数」等では同じかもしれないが､「資産の規模」の他、人員・予算などはまったく異なる。そうすると、おのうと、とりうべき「手法」は異なると思える。

そこで、県は、本格的にアセット・マネージメント導入する場合、島根県の身の丈にあった適切な「手法」を選択するため、どのような青写真を持つべきか、ということである。

5　まとめ

以上より，下記の視点をすえた。

監査の視点

1	県保有ないし賃借している資産に，どのようなものがあるか
2	資産保有ないし賃借の費用はいくらか
3	資産保有ないし賃借の目的は何か
4	資産保有ないし賃借の目的は適正か
5	資産保有ないし賃借の費用と目的と費用を比較して，適正か
6	上記１ないし５について，県の管理方法はどのようになっているか
7	県の管理方法は，適法か，適正か，効率的か
8	資産保有ないし賃借の手続きは，適法か，適正か
9	保有資産に，長期的なコントロールがなされているか，ストック・マネジメント（資産管理）の観点はあるか

【３】　資産の保有コストの計算について　（評価手法）

１　県の作成する「行政コスト計算書」の有効性

県は,「公の施設」の管理運営にあたって、「”県民のニーズを的確に反映すること”や”効率的・効果的な施設の維持管理”が強く求められている」ため,「資産・負債の状況や減価償却費等のコストを含めた収入・支出の状況を示す、『公の施設のバランスシートと行政コスト計算書』を作成」している。

この「行政コスト計算書」では、行政サービス活動による「総費用」と「総収入」が明らかにされている。
すなわち,「行政コスト計算書」上の費用は，費用実額（会計上認識される当該行政サービス提供に係る実費額）だけでなく、減価償却費、引当金繰入額等の財務会計上の費用，支払利息等が加算されている。
よって,「行政コスト計算書」を見れば、「施設の現状を県民にわかりやすく説明するとともに、施設の管理運営に携わる職員等のコスト意識の醸成や効率的・効果的な施設の管理運営の実施」の「方法」として、有効な手段となっている。

２　県が作成する「行政コスト計算書」の範囲

上記を考えると、行政コスト計算書は、単なる指標であって、目的ではないが、非常に有効な判断指標であるので，本来，県が保有する全施設ないし県が行う施策全般に行われるべきである。

もっとも、現状で、県は、まず、「県全体での行政コスト計算書」、「企業会計や外郭団体等と連結した行政コスト計算書」は作成しているが、「個別施設の行政コスト計算」については、施設の有効活用の観点から、県が設置した公の施設で広く県民に利用されている２０施設についてのみ行われている。

３　県が作成する「行政コスト計算書」に含まれないコスト

建物は、減価償却ににより費用化されている。

しかし、土地、出資金等の固定資産の増加（購入）、基金の積立て・取崩し等は，費用ではないので，行政コスト計算書には計上されていない（利息は費用として賦課されている）。

この点、無コスト資金である税金を投入して購入された資産については、資金コストが反映されていない。
即ち、行政コスト計算の手法においても、含まれないコストがあると言える。

４　　外部監査における資産評価枠組み

以上より、下記の評価計算の枠組みを考えた。

（１）　コスト計算の基本

県が行っている公の施設の行政コスト計算を踏襲し，下記にて数値化する。

行政コスト　＝　収入　－　費用

収入	使用料等の実際の収入額	
費用	直接経費等	実額費用
	引当金の繰入額等	財務会計上の費用　･･･　計上される実額
	減価償却費	財務会計上の費用　･･･　計上される実額 実額明示がない場合は， 洗い替え後の帳簿価格（≒時価）÷残存期間
	資金コスト	洗い替え後の帳簿価格（≒債務額）　×　利率

用語解説　：　行政コスト計算書

行政コストに算入される資金コストは、行政コストを構成する重要な要素である。
もっとも，総務省基準に基づきなされる事業別行政コスト計算書においては，計上する必要が無いという。
しかし、そうすると，投入総資金額に対するコストが反映されない。
すなわち，減価償却を通じて費用化がなされない土地等について，いくら購入金額が大きくても，保有がコスト算入されないことになる。
例えば，１０００億円の土地に１０００万円の建物（償却期間５０年）を建てて利用し，年間の直接経費が１００万円、資金コストが１％の場合を想定してみよう。
この場合，行政コストに資金コストを算入しないと、当該施設の行政コストは，減価償却費用２０万円と直接経費１００万円の１２０万円だけである。
一方、資金コストを算入すると、１０００億１０００万円を投入した施設であるから、行政コストは、１０億１２０万円となる。
大型投資では、土地等の非償却資産への投資額も大きくなることから、それだけの資金コスト（公債費　利子のみ）がかかる。場合によっては、数十億円単位となろう。
したがって、正確な行政コスト計算には、資金コストの算入が不可欠であると考える。

①　債務額　　簿価とする。

本来、債務額は、投資した元本金額＝取得原価である。その際、補助金等は、県が返済する必要のない無償資金であり、控除すべきである。
もっとも、取得原価、補助金額の把握は、記録上困難であった。

この点、県は、平成１９年に、簿価の洗い替えを行い、簿価を市場実勢価格としたとしている。
そこで、その施設を売却した場合に、どれだけの県債を削減できるか、という観点から、債務額＝時価＝洗い替え後の簿価とした。

なお、減価償却額も、個別資産について、計上されていない。
そのため、時価＝洗い替え後の簿価を残存期間で除した数字とした。

②　利率　　２％とした。

施設等の償却期間は千差万別であり、それに対応する資金のコストを個別的に計算すべきではある。

しかし、そのような資料も無い。
そこで、対象が、建物中心であることから、まず４０年以上の資金コストを基礎とすべきであると考えた。

そして，平成 26 年 1 月 30 日における 40 年国債の利回りが 1.71％であることから，それに国債－県債の信用スプレッド，流動性スプレッド，発行費用等を勘案し，
２．０％であると想定した。

なお、下記の意見があったので参考までに記載する。

ⅰ　県債発行は最長 30 年までであること

県が実際に調達できる期間と、コスト算定上の基礎となる期間は、関係が無い。
例えば、県が、60 年の建物の建設資金調達を 30 年債で行った場合、想定する 60 年の資金コストと実際の 30 年債のコストの差額は、県がとっている「短期調達・長期運用という期間リスク」金利変動リスクである。仮りに、県が 5 年債（０．２％）で調達すれば、30 年債で調達した場合よりもっと低金利であろうが、その差額も金利リスクである。
すなわち、ファイナンス理論上は、金利差　＝　県がリスクをとっている　＝　県は資金負担の潜在的可能性を負担している、ことになる。
よって、県債の発行最長期間は考慮に入れる必要がない。

ⅱ　平均コストか限界コストか

県債残高は１兆円あまりと，県の総資産の１／３に過ぎないこともあり、県債コストとゼロ資金コストの平均コスト（０．６７％程度）とすべきとも思える。
しかし、上記のとおり、本監査においては、いわゆる限界コストの考え方を採用している。

ⅲ　県の認識する行政コスト　＝　県の調達コスト認識との乖離

県とすると、道路等の生活インフラ投資については、後代の負担の面でより納得が得られやすいとの観点から、県債を充当している一方、公用施設への投資には、極力県債を活用しないようにしているということで、県の認識するコストと異なる。

しかし、県の認識は、県が行う管理会計の計算であり、県の裁量である。
そして、管理会計は、合理的な方法が複数存在する場合も、それが併存し、財務会計のように択一的になるわけではない。
よって、本監査も、管理会計上のコスト資産に留まるから、どのような数値を適用しても、管理者の裁量である。

（２）本監査での行政コスト計算　（例）

①　資産簿価

土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
ア			イ	ウ	

②　実収支

実 収 入	実 費 用
エ	オ

③　資金コスト

簿価	×	利率	＝	資金コスト
ウ		2.0%		カ

④　評価計算

収　入	－	費用	＝	行政コスト
エ		オ＋イ＋カ		キ

⑤　行政コストに対する行政目的

行政目的	
指標	
指標達成度	
効率性評価	

用語解説　：　二人の会話

ミン：　県には、たくさんの資産があるね。３兆円か。想像がつかんね。道路も資産なの？
ケン：　そうそう。
道路や橋、生活インフラとか国土保全というのが、全部で２兆円ちょっとあ～よ。
ミン：　財産の３分の２かね。
でも、道路や橋が財産と言われてもピンと来んがね。
ケン：　そうかいね。
ミン：　うん、日々使っていて生活の一部であって当たり前のもんだけん、無いと困～もんだし。防災施設や警察署とかも無いと困～がね。
そ～す～と、たくさんあっても、豊か～！、って感じはせんがね。
やっぱ、資産と言ったら、なんか使って楽して、面白いもんだがね。
ケン：　アクアスや県民会館、くにびきメッセとか、そういう公共施設かな～。
公共施設でなくても、風力発電の機械とか、県庁の庁舎とか、そんなら、財産といえ～かいね。
ミン：　うんうん。
でね、道路とか橋とかは、生活必需品、生活インフラだから、ないと困るけん、それはそれで、県にはきちっと管理してもらわんといけん。
でも、道路の舗装とかは、必要以上・必要以下ということもあんま無いと思うけん、安心だけど、それ以外のもんは、どげしちょ～な～か、わからんがね。
ケン：　どげんこと？
ミン：　だって、それ以外のもんは、無くても、わしらの生活そのもんは困らんもん、というもんだが。
そげす～と、県が、こういう政策でこういう風にしようと考えて、わしらの金で、やっとるもんだがね。
そしたら、どげな計画で、どげな成果があって、途中はどげんな、収支になっちょうか、きっちり運営してもらわんといけんし、どげなあんばいか、説明してもらわんといけんがね。
ケン：　だけん、県は、一生懸命、電気を消したり、経費節減にとつめと～よ。
役所行くと、どこも真っ暗で、電気はほとんで消しとる。
ミン：　その努力はわか～けど、電気消してたらいいんかいね。
せっかく大金出して作ったものは、きちっと使ってもらわんといけんがね。
車を買っても、乗らんかったら、維持費はかからんかも知れんけど、買った意味がないが。わしが、フェラーリを借金して買ったとして、やっぱあんまし乗らんかったら、ガソリン代はほぼゼロかも知れんけど、うちのカミさんが、「乗らんかったら、すぐ売って借金返したらいい～がね。あんた、何、考えちょ～ね、だあず！」とかなんとか言って、怒られ～わね。
ケン：　あんたとこのカミさんは、怖いけんね。
ウチの奥さんは、一度拝み倒して買ったら、その後には、こっちから相談せんと、何も言わんけん。よかった、よかった。

第３　外部監査の対象とすべき県の資産

【１】　外部監査の対象とすべき資産の概要

１　　「公有財産」＝　貸借対照表（連結　普通会計）の資産

まず、県の開示している「島根の財政」（平成 25 年度版）から，平成 23 年度決算に基づくバランスシート（平成 24 年 3 月 31 日現在）を簡略化してみる。

－　図１　　県の資産　（単体）　－

	資　　産		明　細	
平成 24 年度報告	有形固定資産	３兆円	①生活インフラ・国土保全	2,120,538,306
			②教育	214,470,556
			③福祉	14,708,334
			④環境衛生	7,953,415
			⑤産業振興	576,571,957
			⑥警察	43,181,223
			⑦総務	66,253,369
			小　計	3,043,677,160
			⑧売却可能資産	762,274
			合　計	3,044,439,434
平成 24 年度報告	投資・出資金	634 億円	①投資及び出資金	63, 413, 202
			②投資損失引当金	△476
			合　計	63, 412, 726
	貸付金	646 億円	貸付金	64, 649, 829
	基金・投資等	542 億円	(1)基金等	
			①退職手当目的基金	0
			②その他特定目的基金	41, 977, 614
			③土地開発基金	7, 680, 725
			④その他定額運用基金	2, 457, 118
			⑤退職手当組合積立金	0
			小　計	52, 115, 457
			(2)長期延滞債権	2, 231, 696
			(3)回収不能見込額	△159, 240
			合　計	54, 187, 913
	現預金	689 億円	①財政調整基金	4, 652, 410
			②減債基金	48, 062, 758
			③歳計現金	16, 124, 581
			合　計	68, 839, 749
	その他	4 億円	未収金	
			①地方税	342, 075
			②その他	101, 237
			③回収不能見込額	△45, 868
			合　計	397, 44
	合計	３．３兆円		

－　図２　　県の資産（内訳）　－

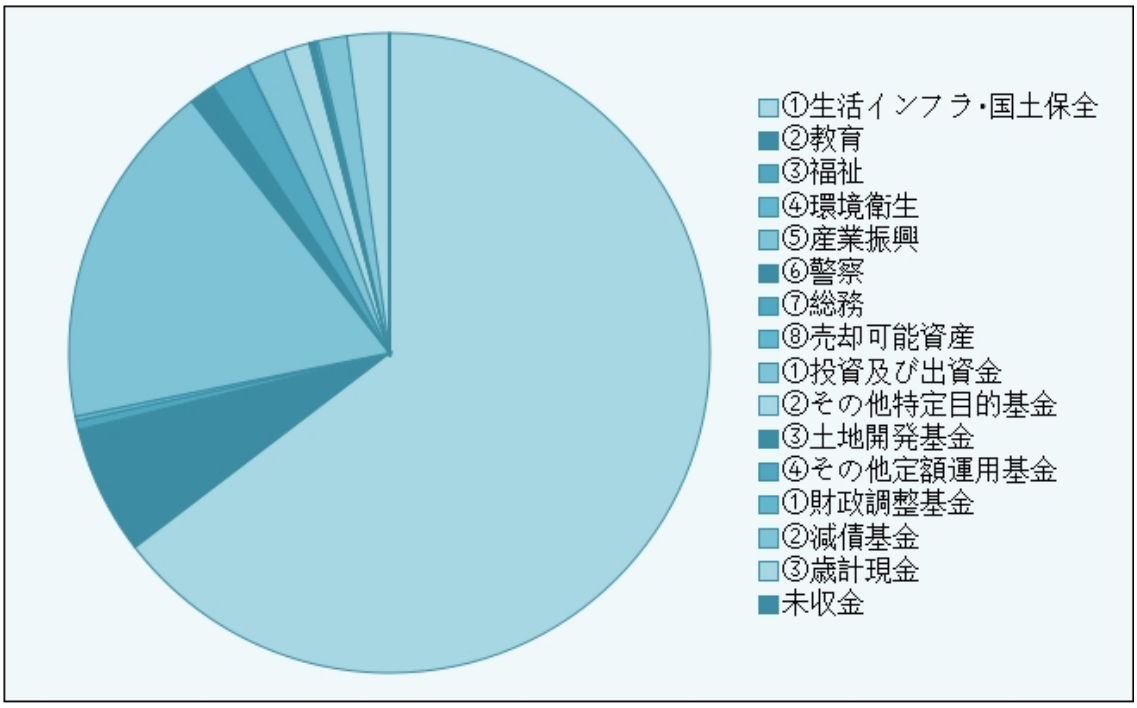

－　図３　県の公共資産（内訳）　－

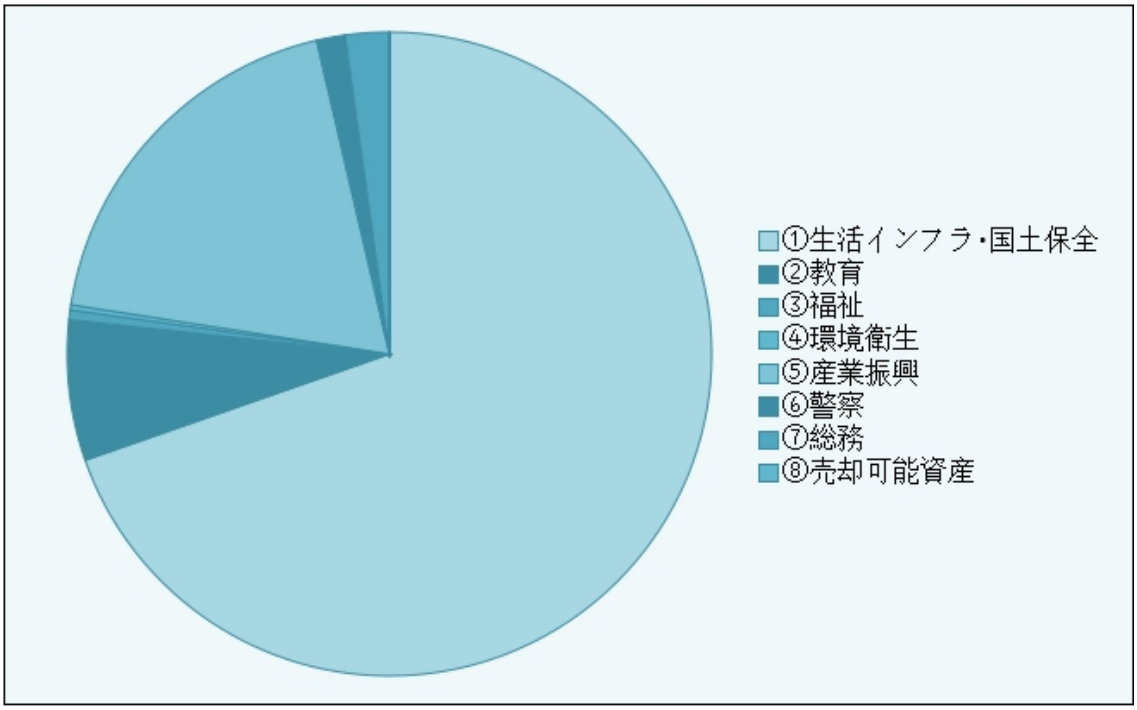

２　公有財産の分析

（１）　公有財産の俯瞰

		普通会計
有形固定資産	①　活インフラ・国土保全	2,120,538,306
	②教育	214,470,556
	③福祉	14,708,334
	④環境衛生	7,953,415
	⑥　業振興	576,571,957
	⑦　察	43,181,223
	⑧　務	66,253,369
	合計	3,043,677,160

（２）　有形固定資産の内訳

土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
	取得価額	減価償却累計額		帳簿価格	
			当年度償却額		
572,915,204	4,518,042,534	2,047,280,578	105,874,514	2,470,761,956	3,043,677,160

（３）　公有財産の分類

公有財産

地方公共団体の所有に属する財産（地方自治法 238 条）

1. 不動産
2. 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機,
3. 上記に掲げる不動産及び動産の従物
4. 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
5. 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利,
6. 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
7. 出資による権利
8. 不動産の信託の受益権など

→ **行政財産**

- **公用財産**
  - 地方公共団体が，公用又は公共用に供し、または供することを決定した財産
  - 地方公共団体が直接使用する庁舎，消防施設など
- **公共用財産**
  - 住民が利用する財産
  - 学校，図書館，公民館，公営住宅、公園など

→ **普通財産**

行政財産以外の公有財産

1. 貸付・交換・売払い・譲与・出資の目的とすること・信託すること（土地）・私権を設定することが可能
2. 主として「経済的価値の発揮」を目的として、経済的価値を保全発揮することによって間接的に行政に貢献させる，管理処分されるべき性質のもの

○公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（平成６年１月 28 日　島根県規則第１号）

（公有財産の分類及び種類）
第２条　公有財産は、行政財産と普通財産とに分類する。
２　行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。
(1)　公用財産　県において県の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定したもの
(2)　公共用財産　県において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの
３　普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

【２】　監査対象先の選定

１　データの抽出

島根県の平成２４年度のデータをもとに，簿価金額ないし面積等が大きい資産，ないし，県民に存在感が分かり易いと判断される資産を抽出し、該当資産を所管する部署に資料提出を依頼し，監査の参考とし，ヒアリング等を行った。手続きについて詳しくは以下のとおりである。

①　管財課所管の行政財産および普通財産について，簿価データを検出

県有建物・土地のうち，管財課の公有資産台帳等から，簿価および面積のデータを取り寄せ，名寄せをした。この際，データには，その不動産の目的等が明記されていなかったことから，便宜的に以下に分類した。

②　公有財産の分類

【公用財産】
公用財産　・・・　庁舎

【公共財産】
公共施設　・・・　公共施設・学校・空港
警察　・・・　警察本部，警察署，広域交番・交番，駐在所
森林・公園

【普通財産】
福利厚生施設　・・・　職員会館
職員宿舎
賃貸資産
売却資産

２　公有財産の再分類

更に，公有財産を３分類し，簿価額の大きいものを対象とすることとする。
便宜上，３分類は下記の通りとして，章分けした。

性質	公用	公共用	普通	
専ら県が使用している	○		○	→ 第７　公用財産
専ら県民が使用している		○		→ 第８　公共用財産
県が賃貸している	○	○	○	→ 第５　県が賃貸する資産

３　非公有財産　（県が賃借する資産）の付加

県が賃借する事務所等を，県の会計データの支払い賃料から抽出した。

そして，支払い賃料の大きいものを対象とした。

性質	公用	公共用	普通	
県が賃借している	○	○	○	→ 第６　県が賃借する物件

４　監査の対象から除外した施設

県は下記の施設で行政コスト計算を行っている。
行政コスト計算は，上述のとおり，資産利用の効率性把握には有効な手段であり，チェックがなされていることから，今回の外部監査の対象から除外した。

行政コスト計算書作成施設

対象施設	所在地	施設の分類	管理運営団体
しまね海洋館	浜田市久代町	社会教育	(財)しまね海洋館
男女共同参画センター	大田市大田町	会館	(財)しまね女性センター
県民会館	松江市殿町	会館	(財)島根県文化振興財団
美術館	松江市袖師町	社会教育	(株)ＳＰＳしまね
芸術文化センター	益田市有明町	会館	(財)島根県文化振興財団
三瓶自然館	大田市三瓶町	社会教育	(公財)しまね自然と環境財団
いきいきプラザ島根	松江市東津田町	会館	アイカム（株）
いわみーる	浜田市野原町	会館	浜田ビルメンテナンス（株）
花ふれあい公園	出雲市西新町	公園	ＮＰＯ法人国際交流フラワー21
宍道湖自然館	出雲市園町	社会教育	(公財)ホシザキグリーン財団
産業交流会館	松江市学園南	会館	(財)くにびきメッセ
産業高度化支援センター	松江市北陵町	産業振興	(公財)しまね産業振興財団
武道館	松江市内中原町	スポーツ	(財)島根県体育協会
体育館	浜田市黒川町	スポーツ	(財)島根県体育協会
サッカー場	益田市乙吉町	スポーツ	(財)島根県体育協会
少年自然の家	江津市松川町	教育研修	県直営
青少年の家	出雲市小境町	教育研修	北陽ビル管理（株）
八雲立つ風土記の丘	松江市大庭町	社会教育	(財)島根県文化振興財団
古墳の丘古曽志公園	松江市古曽志町	公園	（株）ＭＩしまね
古代出雲歴史博物館	出雲市大社町	社会教育	ミュージアムいちばた

なお、産業技術センターは、行政コスト計算書が作成されているが、金額が大きく､かつ、複合施設であり、県民としては収支の全体像が明確でないため、対象とした。

５　重要度が高い資産の抽出

上記により抽出し、さらに、コスト計算および実地監査･ヒアリング等を行った結果、監査の指摘事項・意見を表明するのは、下記の１９資産である。

	資産名
1	殿町庁舎（賃借オフィス、駐車場）
2	島根県研修センター
3	島根県職員会館
4	県警本部
5	東部運転免許センター
6	松江合同庁舎
7	出雲合同庁舎
8	雲南合同庁舎
9	川本合同庁舎
10	浜田合同庁舎
11	益田合同庁舎
12	隠岐合同庁舎
13	産業技術センター
14	ホテル宍道湖
15	東京事務所
16	東京職員宿舎
17	島根イン青山
18	にほんばし島根館
19	元隠岐空港

６　　付随的な監査対象

本監査は，実物資産の規模・保有コストから，行政目的との比較を中心としている。もっとも，監査の視点で述べたとおり、県の管理についても、非常に高い関心がある。よって、派生的ではるが、下記についても、監査の対象とした。

（１）　台帳管理の考え方について

（２）　総務省が提唱しようとしている固定資産台帳の作成等、今後の資産管理についての基本的考え方の有無、内容について

県の資産管理

→ 第９　資産管理方法

用語解説　：　フローとストック

去年も載せました。

フロー，ストックは，経済学や経営学における基本的概念です。
フローは，「流れ」という意味で，「ある一定期間」のお金の流れです。例えば，平成２４年度という１年間に，売上げと収益とかがどれだけあったかの数値です。これに対し，ストックは，「蓄え」という意味で，「ある一時点」のお金の残高です。例えば，平成２５年３月末日に，資産とか負債がいくらあったかの数値です。
難しくはありません。皆さんの年収がフロー，財産がストックです。
この双方をきちんと把握して，皆さんの「家計」がきちんと管理できるのです。
さて，余談です。
私を含めて個人事業主や中小零細企業の多くは，日々いくら稼ぐか，どうやって費用を抑えるかが問題ですから，フロー経営です。しかし，これは，経営学上は，非常に原始的な状態です。
これが一部の大企業となると異なります。まず，昭和の時代，大企業経営においては，「ストック経営」という考え方が主流でした。株価＝一株当りの資産価値という考え方が根底にあったのだと思いますが，上昇しそうな資産＝土地等を貯め込んで，企業の価値を上げよう，株価を上げようという考え方でした。
しかし，バブル崩壊後，土地価値が右肩上がりの神話は崩壊し，更に，時価主義会計の導入により，売却しなくとも資産価値の増減が評価損益として損益計算書に計上しなければならない場合があり，「フロー経営」という考え方に進化しました。厳密には，「フリーキャッシュフロー重視の経営」ということで，「経営者の経営判断により自由に使途を決めることが可能な資金をいくら創出できるか」に着目するといういものです。単純化すると，「利潤を創造する力」を重視する考え方です。
その中では，資産をいかに効率的に活用して利益を生み出しているか，利益に比べて過剰な資産や株主資本を抱えていないか，がチェックされます。
さて，県の場合はどうでしょうか？
行政サービスの効用は，金銭で図れないのですが，何らかの形で指標化して基準を作ろうという動きはあるようです。そのレベルに行かなくても，名目上は３．３兆円（県民一人当たりにすると４６０万円）もの資産を持っているのですから，フロー・ストックの両面に目配せすることが必要です。

用語解説　：　予算単年度主義　とは

【昨年度も載せました。】

予算単年度主義とは，予算を各会計年度ごとに作成し，執行することです。県だけでなく，公会計を採用する国も市町村も共通です。

予算単年度主義では，いろいろな特別な手続きがあります。

まず，「債務負担行為」。これは，事業が２年以上にわたる場合，契約は事前に結び，支払いは翌年度以降の予算に計上するものです。次に，「繰越明許費」。これは，歳出予算の一部が残った場合，翌年度に繰り越して使うものです。しかし，いずれも例外としての扱いです。

さて，予算単年度主義により，公共団体，その職員は，一般企業と異なる行動をとっていると思えます。

まず，予算が県議会で可決されると，その年度に支出を執行すべきということになります。そのため，「予算の使い切り体質」が生まれ，ストック経営の視点，過去の支出の再評価，将来の負担の予想，というフィードバック的な視点が育たない温床になっていると考えられます。

即ち，笹子トンネル崩落事故で，維持管理についての意識不足が指摘されています。

この監査では，過去の支出の蓄積であるストックについて焦点をあてるべきとしてきましたが，単年度の財政投資を行った後の「後年度負担」がいくらになるかも，非常に重要な判断要素です。

そこで，その年度さえ終わればそれでよいという予算単年度主義を複数年度でリンクする方法を模索すべき時期に来ていると思います。

第４　　監査の指摘事項・意見　－　まとめ　－

【１】　監査の指摘事項・意見のまとめ

指摘事項と意見として、下記のとおり表明する。

第５　県が賃貸する資産

	物件名	資産額	現状	番号	種類	指摘事項
1	ホテル宍道湖	２５．４億円	職員共済組合に無償貸与	1	指摘事項	【無償貸与手続き違反（形式違反）】 県は、無償貸与する場合，その要件につき、合理的判断をしなくてはならない。 しかし，県が，要件審査を具体的に行った記録が無いため，手続き違反がある疑いがある。
				2	意見	【無償貸与要件違反（実質違反）】 本施設の利用状況からすると，福利厚生施設として無償貸与できる「必要な範囲」の要件を充足していない可能性がある。
				3	意見	【会計科目の修正】 賃料支払でなく、借入金とすべきである。
				4	意見	【施設の維持】 資産維持に適切な投資が必要である。
				5	意見	【資産有効活用の可能性の検討】 利用状況の改善見通しが立たない場合、存続・廃止・売却につき，短時間のうちに検討し、説得性のある結論を出すべきである。
2	元隠岐空港	７１億円	隠岐の島町へ無償貸与	6	意見	【資産効率の改善】 年間１．４億円の行政コストがかかっている。早急に利用策を検討すべきである。
				7	意見	【県の売却体制】 遊休資産の売却は，ノウハウのある専門部署が所管すべきである。
3	職員駐車場	(8.3)億円	職員へ貸与			「所感」ご参照
4	東部運転免許ｾﾝﾀｰの賃貸土地建物	－	外郭団体等へ賃貸	8	指摘事項	【営利目的での賃貸料の修正】 自動販売機等の設置等，行政財産の営利目的賃貸にあたる場合は，市場実勢の賃料に調整すべきである。
5	東京の職員宿舎	６．２億円	職員へ貸与	9	意見	【高級地化した宿舎の土地価値の利用】 土地に含み益が発生。それを利用し、宿舎用マンション購入等、資産活用を講じるべきである。
				10	意見	【宿舎の抜本的見直し】 高価値の資産であり，総合的判断により、場合によっては、東京の宿舎は廃止して、全戸借り上げに切り替えることも検討すべきである。
	合計	103 億円	1 千万円弱			

第６　監査の指摘事項・意見　－　県が賃借する資産　－

	物件名	賃貸料	現状	番号	種類	指摘事項
1	島根イン青山	２．０億円／年	ホテル	11	指摘事項	【収支把握方法】 土地運用収支と施設運営収支とは，個別に計測すべきである（ホテル事業のみで▲2.１億円）。
				12	指摘事項	【県がホテル事業を行う必要性】 県がホテル事業を行う行政目的は既に消滅しているか非常に乏しい。当施設の廃止を検討すべきである。
				13	指摘事項	【過大な行政コスト】 県民一泊当たりの行政費用が４．４万円と過大であり、当施設は、廃止を検討すべきである。
				14	意見	【底地の賃貸】 運用利回り 6.5%で良好。維持が賢明である。
				15	意見	【底地の売却】 現金化の可能性を追求すべきである。
2	にほんばし島根館	８１百万円／年	物品販売・観光案内	16	指摘事項	【坪当たり賃料水準の情報収集と家賃交渉】 賃料水準の情報を得て，更新時に，家賃決定交渉すべきである。
				17	指摘事項	【総面積の見直し】 使用総面積を必要最低限にすべきである。
				18	指摘事項	【面積バランスの見直し】 事務所部分を減らし、店舗部分の面積を増やすべきである。
				19	指摘事項	【家賃交渉】 更新時には、家賃決定交渉すべきである。
				20	意見	【高額の行政コストに見合う成果を出すこと】 行政コスト（年間１．３億円）を踏まえ，行政目的実現のため，一層の努力を要請する。
				21	意見	【施設のセグメント収支情報の収集】 費用構造を評価するため，部門（セグメント）毎の収支を把握すべきである。
				22	意見	【管理会計上の費用管理】 費用賦課等により，各所管課においてコスト管理認識を持つべきである。
				23	意見	【転貸先との業務運営の強化】 店舗転貸企業と共同運営・宣伝の強化に努めるべきである。
3	殿町庁舎の賃借オフィス	３３百万円／年	事務所	24	指摘事項	【庁舎賃借の削減】 外郭団体、殿町に所在する必要性が低い部署を整理し、賃借料を削減すべきである。
				25	指摘事項	【部署の抜本的再配置】 スペース確保と、殿町庁舎に入居する必要性の優先順位付けして移転させるべきである。
				26	意見	【移転可能性の検討】 殿町に所在すべき客観的基準作りを要請する。
4	島根県研修センター	９百万円／年	研修所	27	意見	【内中原にある必要性】 所在地について抜本的に検討すべきである。
				28	意見	【老朽化】 建て替えを含めて検討開始すべき時期である。
5	東京事務所	１４百万円／年	事務所	29	意見	【出資金】 実質的に建設経費であり、償却すべきである。
				30	意見	【賃料水準】 出資金の資金コスト、償却等を勘案すると、坪単価２９千円/月ないし４５千円/月の賃料となり、高額であり、にほんばし島根館との業務分担を踏まえ、経費節減すべきである。
	合計	3.4 億円				

第７　監査の指摘事項・意見　－　県が専用・使用する財産　－

	物件名	簿価	現状	番号	種類	指摘事項
1	殿町庁舎群	９７億円	事務所	31	指摘事項	【賃借料の削減】 事務所再配置により、賃料負担を軽減すべきである。
				32	指摘事項	【老朽化対策・改修対応】 客観的なコスト分析を行ない、建て替えも含めて老朽対策への取り組みを開始すべきである。
				33	意見	【観光と官庁街の両立】 松江の観光との調和、総合発展を念頭に、事務所配置、スペース確保拡大をはかるべきである。
				34	意見	【書類の削減によるスペース・加除料の削減】
				35	意見	【ユニバーサルレイアウト】 積極的に取り組むべきである。
2	島根県職員会館	７．７億円	福利厚生施設	36	意見	【設置の妥当性】 過剰設備でないか検証の上，対応を要請する。
				37	意見	【利用率向上】 利用率向上，ないし規模の縮小・事務所としての転用等、多角的な利用を検討すべきである。
3	県警本部	１０．３億円	事務所	38	意見	【狭さの解消・機能の維持】 狭い。重要な機能であるから，一部移転，建替え、増築等抜本的対応を考えるべきである。
4	東部運転免許センター	１０９．４億円	事務所・公共施設	39	意見	【評価額の差異の解消】 固定資産評価額と簿価が乖離している。金額を調整すべきである。
				40	意見	【スペースの有効活用】 関係部署の移動を検討すべきである。
5	合同庁舎	１３７億円	事務所等	41	指摘事項	【合同庁舎の必要性の再評価】 将来の業務シフト、電子化等を見通し、必要かつ適正な業務・人員規模の検討を開始すべきである。
				42	指摘事項	【理髪店の廃止】 必要性･相当性が失われており､廃止すべきである。
				43	意見	【休養室・健康管理室の規模適正化】 職員数・利用実態から，適正基準を策定すべきである。過大であれば転用を検討すべきである。
				44	意見	【文書の整理・電子化の推進】 書類選別、電子化・オンライン化・クラウド化によりスペースを集中・削減すべきである。
				45	意見	【フレキシブルな庁舎使用】 可動的レイアウト等を活用し、オフィススペース確保の柔軟性も考えるべきである。
6	松江合同庁舎	４９．２億円	事務所	46	指摘事項	【合同庁舎の利用率の向上】 部署移転等により，有効活用するべきである。
				47	指摘事項	【共有スペースの事務室転用】 パーティション等で区切る等、事務所スペースとしての利用を検討すべきである。
				48	意見	【事前準備（設計等）の適正化】 設備設計は、必要性と相当性を認識の上、行うべきである。
9	川本合同庁舎	１２．６億円	事務所	49	意見	【補修費用】 メインテナンス費用の支出は、回収可能性を慎重に検討の上、行って頂くように要請する。
10	浜田合同庁舎	２４億円	事務所	50	意見	【健康管理室の縮小】 過大な健康管理室は、縮小・別途活用の検討を開始すべきである。
				51	意見	【応接室・廊下スペースの活用】 過大な応接室等は，別途活用、機能集約等の検討を開始すべきである。
11	益田合同庁舎	１３．１億円	事務所	52	意見	【空きスペース等の有効利用】 今後の有効活用を一層検討願いたい。
				53	意見	【益田保健所の活性化】 利用推進等により、活性化を検討願いたい。
	合計	460 億円				

第８　　監査の指摘事項・意見　－　公共財産　－

	物件名	簿価	現状	番号	種類	指摘事項
1	産業技術センター	３１９億円（ソフトビジネスパークと合算）	研究所	54	意見	【位置づけの明確化・ＰＲの必要性】 単体で１９０億円の資金が投入され、島根県のプロジェクトとしては最大級。年間の行政コストは５億円にも上る。 県民への知名度・認知度アップのため、ＰＲ活動を一層強化すべきである。
2	空港群	４３６億円	空港	55	意見	【石見空港、隠岐空港の資産効率の説明責任】 行政コスト（一人当たり，隠岐空港４，８０７円、石見空港８，８７３円）と出雲空港と比較して１０倍から２０倍である。 空港行政，維持費用につき、説明責任の実行を要請したい。
	合計	755 億円				

第９　県の資産管理体制の意見

番号	物件名	意見
56	固定資産台帳の作成への取り組み方針	固定資産台帳作成は，データ細目・正確性の必要度、それを揃えるのに必要な費用等を、バランス的に考慮し、不要な台帳管理・過大な出費等が無いよう、慎重な検討を要請したい。
57	アセットマネジメントセンターの創設	組織対応として，将来的に、アセットマネジメントセンターを設置すべきと考える。
58	公共部門での管理会計の導入	管理会計の手法を取り入れて、施策毎の管理、部門別の管理を行う。

第５　　監査の指摘事項・意見　－　県が賃貸する資産　－

○　県の賃貸規定について

１　概要

県は、行政財産と普通財産を有しているが、その不動産を賃貸することができる。それぞれ、賃貸料については、下記の定めがある。

２　条例及び規則等

		行政財産	普通財産
賃料	土地使用	３％	３％
	建物使用	６％	６％
減免要件		● 他の地方公共団体、その他公共団体、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 3 条に規定する共済組合、で公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき ● 行政財産の取得・保存について費用を負担した者に対して使用させるとき ● 知事が、公益上又は県の事務若しくは事業の遂行上使用料を減免する必要があると認めるとき	● 市町村道　10 割(無償) ● 公共用に供する緑地、公園、ため池その他これらに類する施設　10 割(無償) ● 病院､診療所又は助産所　7 割 ● 学校､社会福祉事業施設、日赤業務用施設　7 割 ● 地震等の被災団体に対する貸付　7 割 ● 取得又は保存の費用を負担した者に対する貸付　その都度個々に検討 ● 県の事務又は事業の遂行上適当である場合　原則 5 割
市場実勢化		● 営利を目的として行政財産を使用する場合にあっては、近傍類地の地代又は近傍同種の建物の家賃を考慮して知事が別に定めるところによる。	● 近傍類似の民間賃貸実例と比較して著しい差を生ずる場合その他この基準によることが不適当であると総務部長が認める場合には、当該民間賃貸実例に比準した額等による賃貸料とすることができる。

○　　監査要件

以上より、県が、資産を貸与する場合の賃貸料について、まず、上記の規定通りに行われているか、また、資産価値等と比較して妥当かについて、総合的に、監査した。

１　　行政財産の場合

①　営利目的はないか
②　減免貸与の場合、要件を充足しているか

２　　普通財産の場合

①　近隣の賃貸料と比較して、賃料が安すぎるのではないか
②　減免貸与の場合、その要件を充足しているか

【ご参考】　条例等の条文は下記のとおりである。

１　行政財産

①　　使用料の額

○行政財産の使用料に関する条例（昭和 39 年 3 月 24 日　島根県条例第 42 号）
第 3 条　前条の使用料の年額は、次の各号の定めるところによる。
（中略）
(1)　土地の使用に係る使用料の額　当該使用に係る土地の評価額に 100 分の 3 を乗じて得た額(当該乗じて得た額に 10 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
(2)　建物の使用に係る使用料の額　当該使用に係る建物又はその部分の評価額に 100 分の 6 を乗じて得た額(当該乗じて得た額に 10 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)と当該建物又はその部分の敷地について前号の規定を適用して算定した額との合計額
2、3　（略）
4　第 1 項に規定する評価額は、土地にあっては近傍類地の取引価格、不動産鑑定士その他不動産の評価について信用のある者の意見等を、建物にあっては残存価格等を考慮して知事が評価した額とする。

②　　使用料の減免

○行政財産の使用料に関する条例（昭和 39 年 3 月 24 日　島根県条例第 42 号）
第 4 条　**知事は、次に掲げる場合においては、使用料を減免する**ことができる。
(1)　他の地方公共団体その他公共団体又は地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 3 条に規定する共済組合において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
(2)　行政財産の取得又は保存について費用を負担した者に対して使用させるとき。
(3)　知事が、公益上又は県の事務若しくは事業の遂行上使用料を減免する必要があると認めるとき。

○行政財産の使用料等の取扱について（平成 6 年 3 月 31 日管財発第 300 号）
第８条　使用料の減免については、別表５「行政財産使用料減免基準」に基づき減額又は免除することができる。

別表５

条例	区　　分	５割超減額・免除のできる場合	５割以内の減額のできる場合
１号	１　他の地方公共団体その他公共団体が、公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。	許可に係る財産を利用する場合に利用料を徴収しないとき。	許可に係る財産を利用する場合に実費　(講習等の教材費を除く。)又は低額な利用料を徴収するとき。
	２　地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第３条に規定する共済組合が使用するとき。	当該使用をするとき。	
２号	３　行政財産の取得又は保存について費用を負担した者が使用するとき。	当該費用の負担割合等を勘案して減免の率を定める。	
３号	４　県の事務又は事業の遂行上必要な事業を行う団体が、その事務又は事業の用に供するために使用するとき。	次の各号のいずれかに該当する団体が使用するとき。 （２）　団体職員（臨時・嘱託を除く）に占める県職員の割合が過半数である団体 （３）　本来県の行う事務又は事業の全部又は一部を県に代わって行う団体 （４）　法令により義務的に設置され県の指揮監督を受ける団体 （５）　団体予算に占める県からの補助金等の割合、又は基本財産に占める県からの出資等の割合が５割以上である団体 （６）　財団法人島根県職員互助会、財団法人島根県警察職員互助会、財団法人教職員互助会	次の各号のいずれかに該当する団体で特に育成しなければならないものが使用するとき (1) 団体予算に占める県からの補助金等の割合、又は基本財産に占める県からの出資等の割合が５割未満である団体 (2) 県の事務事業を補う事業、又は県の事務事業に相乗効果をもたらす事業を行う団体
	５　県の職員、学生、生徒又は入院患者等のため食堂、売店、理髪所、公衆電話機、自動販売機等の福利厚生施設を設置させる場合で、著しい収益をあげないとき。	５割の減額をしても使用料並びに光熱水費等経費の徴収額が、設置により使用者の得ることができる収益の額を上回る場合	使用料並びに光熱水費等経費の徴収額が、設置により使用者の得ることができる収益の額を上回る場合
	６　公の学術研究、公の施策等の普及宣伝その他の公共目的のため短期間使用する場合で、当該使用を受ける者が営利を目的としないとき。	許可に係る財産を利用する場合に利用料を徴収しないとき。	許可に係る財産を利用する場合に実費(講習等の教材費を除く。)又は低額な利用料を徴収するとき。
	７　社会教育又はスポーツの振興等を図るため短期間使用するとき。	時間を単位として使用するとき。	
	８　災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用するとき。	当該使用をするとき。	
	９　島根県職員の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第52条に規定する職員団体が、その事務の用に供するため使用するとき。	最小限の広さをもって利用するとき。	
	10　その他、知事が公益上又は県の事務若しくは事業の遂行上使用料を減免する必要があると認めるときで、区分１から９により難い場合~~も~~	使用者の性格、使用目的、県の事務事業との関わり、収益の有無等を総合的に勘案して減免の率を定める。	

③　　行政財産の無償貸付け等

○財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和 39 年 3 月 24 日島根県条例第 41 号
第 4 条　　（普通財産の項）
第 5 条　前条の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合に準用する。この場合において、同条第 1 項第 6 号中「行政財産の用途を廃止した場合において、当該行政財産」とあるのは「行政財産」と、「当該用途の廃止によって生じた普通財産」とあるのは「当該行政財産」と読み替えるものとする

④　　特例

○行政財産の使用料に関する条例（昭和 39 年 3 月 24 日　島根県条例第 42 号）
第 3 条　前条の使用料の年額は、次の各号の定めるところによる。
ただし、営利を目的として行政財産を使用する場合にあっては、近傍類地の地代又は近傍同種の建物の家賃を考慮して知事が別に定めるところによる。
以下略

２　　普通財産

①　　貸付料率

○普通財産（土地及び建物）の貸付料算定基準（平成６年３月３１日管財発第 301 号）
第４条　　貸付料率は次のとおりとする。
（１）　土地の貸付料率　　0.03
（２）　建物の貸付料率　　0.06

②　　普通財産の無償貸付け等、貸付料の減額

○財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和 39 年３月 24 日島根県条例第 41 号）
第４条　普通財産は、次に掲げる場合においては、これを無償又は時価よりも低い価額で貸付けその他の方法により使用させること(以下「無償貸付け等」という。)ができる。
(1)　市町村において市町村道(道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第３条第４号の道路をいう。)の用に供するとき。
(2)　他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公共用に供する緑地、公園、ため池その他これらに類する施設の用に供するとき。
(3)　他の地方公共団体において病院、診療所又は助産所の用に供するとき。
(4)　他の地方公共団体又は公共的団体において学校若しくは社会福祉事業施設の用に供するとき又は日本赤十字社の業務用施設の用に供するとき。
(5)　地震、火災、水害等により著しい災害を受けた地方公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
(6)　行政財産の用途を廃止した場合において、当該行政財産の取得又は保存の費用を負担した者に対して、当該用途の廃止によって生じた普通財産を貸付けその他の方法により使用させるとき。
(7)　県の事務又は事業の遂行上適当であると認めるとき。
２　前項の規定による無償の貸付けその他の方法による使用は、使用する者の当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行わせることができない。

○普通財産（土地及び建物）の貸付料算定基準（平成６年３月３１日管財発第 301 号）
第 11 条　貸付料を減額する場合には、第５条から前条までの規定により得られた基準年額又は基準額からその基準年額又は基準額に減額率を乗じて得た額を減じて得た額（10 円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額）を基準年額又は基準額として第３条の規定を適用する。

③　　特例

○普通財産（土地及び建物）の貸付料算定基準（平成６年３月３１日管財発第 301 号）
第 14 条　この基準の定めにかかわらず、近傍類似の民間賃貸実例と比較して著しい差を生ずる場合その他この基準によることが不適当であると総務部長が認める場合には、当該民間賃貸実例に比準した額等による賃貸料とすることができる。

【１】 地方職員共済会館　ホテル宍道湖

１　　概要

種類	普通財産
簿価	２５．４億円
賃借人	地方職員共済組合
賃料	無償
目的	職員向け福利厚生施設

県は、松江市西嫁島町２丁目に有する土地及び建物を、地方公務員等共済組合法第１８条第２項（福利厚生施設の貸付、以下、「本件無償貸与根拠規定」という。）に基づき、「地方職員共済組合」島根県支部に無償で貸与し、地方職員共済組合島根県支部は、組合員の福利厚生を目的として、「ホテル宍道湖」という屋号でホテル事業を営んでいる。

現在、ホテル宍道湖では、宿泊、飲食、婚礼等の各種宴集会を扱っている。

更に、隣接して運動グラウンド８、６８０㎡がある。

（１）　概観（パンフレットから）

①　概観	②　内装		

（２）　物件概要　（平成２４年度及び平成２４年度末時点）

建築概要		鉄筋コンクリート６階建て 宿泊室３８室・駐車場１５０台・ 宴会場１４室・レストラン・ 結婚式場・写真室・化粧室・前庭
所在地		松江市西嫁島町
土地	（金額　千円）	2,031,681
	（面積　平方メートル）	17.680
	（単価　円/平方メートル）	
建物①	（金額　千円）	503,031
	（面積　平方メートル）	5,072（登記簿上の面積） 5,284（管財課データ）
	（単価　円/平方メートル）	95,192（管財課データ）
	（建築）	昭和５０年５月
建物②	（金額　千円）	2,295
	（面積　平方メートル）	105
	（単価　円/平方メートル）	21,857
	（建築）	昭和５０年５月

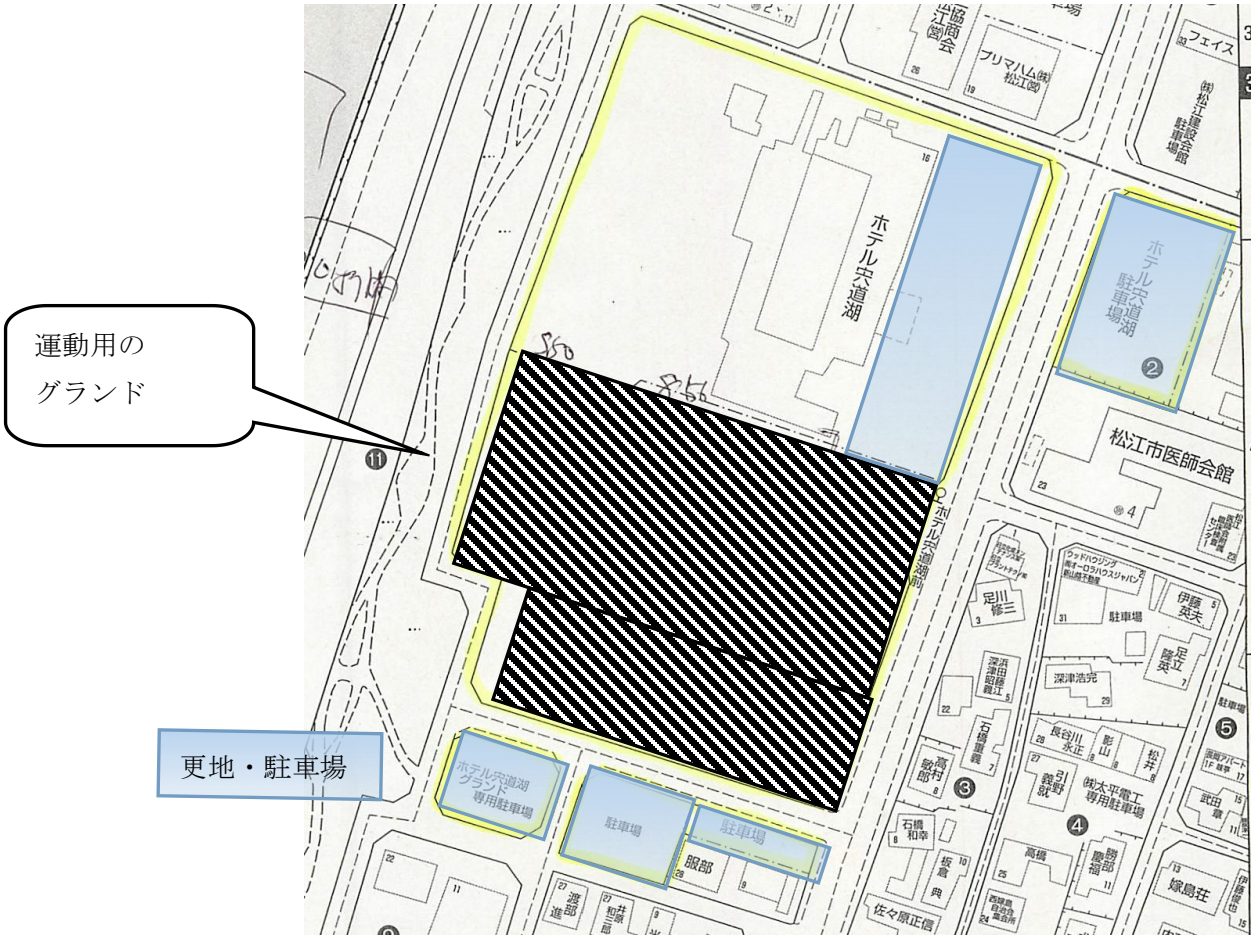

２　　行政コスト計算表

①　資産簿価

土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
	取得価額	減価償却累計額		帳簿価格	
		残存	うち当年度償却額		
２０．３億円	記録なし	21年	２４百万円	５、１億円	２５．４億円

建物簿価から 60 年償却として、残存期間で、簿価を償却すると考えた。

②　収支

賃貸料	無償	
費用	８１百万円	資産保有コスト　＝　５０百万円 簿価 25.4億円 × 利率 ２．０％ ＝ 資金コスト ５０百万円 その他費用（改修費等）　＝　690 万円 減価償却費　＝　２４百万円
収支	▲８１百万円	

３　　行政コストに対する行政目的

行政目的	県職員のための福利厚生施設
行政コスト	８１百万円／年

４　　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　無償貸与の法律的根拠

ｉ　　県は、地方公務員法第４２条において、職員の福利厚生制度の充実を義務付けられている。

○地方公務員法 　第一款　厚生福利制度 （厚生制度） 第四十二条　　地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

ii　　また、県は、職員の福利厚生施設を、地方公務員等共済組合法１８条において、地方職員共済組合に無償で貸与することが出来る。

○地方公務員等共済組合法 （地方公共団体の便宜の供与） 第十八条　　地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他地方公共団体に使用される者をして組合の業務に従事させることができる。 　２　　地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で組合の利用に供することができる。

iii　　一方、地方職員共済組合島根県支部は、毎年、地方公務員等共済組合法１１２条第１項１号の２において、「組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営」を行うことが出来る。

○地方公務員等共済組合法 （福祉事業） 第百十二条　　組合（市町村連合会を含む。以下この条において同じ。）は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行うことができる。 　一　　組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業（次条に規定するものを除く。） 　一の二　　組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営 　二　　組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け 　三　　組合員の貯金の受入れ又はその運用 　四　　組合員の臨時の支出に対する貸付け 　五　　組合員の需要する生活必需物資の供給 　六　　その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの 　２　　組合は、前項各号に掲げる事業を行うに当たつては、他の組合と共同して行う等組合員の福祉を増進するための事業が総合的に行われるように努めなければならない。 　３　　主務大臣は、第一項第一号の規定により組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 　４　　前項の指針は、健康増進法 （平成十四年法律第百三号）第九条第一項 に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。 　５　　主務大臣は、第三項の指針を定めるときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。

iv　以上より、県は、職員共済組合に対し、宿泊施設等を無償貸与することができる。

②　無償貸与の要件

i　　ただし、県は、無償貸与する義務を負うものでない。

すなわち、無償貸与の根拠規定となる地方公務員等共済組合法第１８条は、「地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その

他の施設を無償で組合の利用に供することができる」と規定している。
　そうすると、いわゆる「できる規定」であり、行政の裁量である。

ii　その場合、行政が無償貸与する要件としては、
・組合の運営に必要な範囲内であること
・無償貸与する合理的必要性
である。

iii　なお、本条が、「・・・できる」との規定（できる規定）であるところから、全くの自由裁量は許されず、行政裁量の範囲内での合理性判断が要求されている。

　この点について、地方自治法は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地方における行政を自主的かつ総合的に実施すべきことを定め（地方自治法第１条参照）、同法２３７条２項は、普通財産については条例または議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくして貸し付けることができないとして、普通財産等の無償貸付を原則として禁止している。
　さらに、地方財政法は、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないと定めている。

　よって、上記を勘案して、県は、無償貸与の判断をしなくてはならない。

③　無償貸与の認可手続き

　地方職員組合島根県支部が、県に対して、県が所有するホテル宍道湖の土地及び建物の無償での借受の申請をしていた。
　一方、県は、この申請を審査し、地方職員共済組合島根県支部に対して、本件無償貸与根拠規定に基づき、島根県が所有するホテル宍道湖の土地及び建物を無償で貸し付けていた。

　なお、昭和４７年９月２６日付け起案の稟議で、土地を無償貸与することについて意思決定を、昭和５０年７月９日付け起案の稟議により、建物を平成７年３月３１日まで地方職員共済組合に無償貸与することについて意思決定を行っている。

　しかし、県が、②の要件を充足しているか否かについて、少なくとも、平成２０年度以降、具体的に検討して判断した記述・記録はなかった。

④　当施設の建設経緯

建設に際しては、県は、地方職員共済組合の不動産投資資金制度（年利６％）の有利子負債）を利用している。

具体的には、地方職員共済組合が、建物を建築（資金８億５６００万円）し、その建物を賃貸し、県が、地方職員共済組合に対して、上記建設投資資金８億５６００万円を賃貸料として支払い、資金額までの支払いとなった時に、建物の所有権を県に移転する制度である。

現在は、県は、上記建設資金相当額を全額支払い済みであり、県は、建物の所有権を、地方職員共済組合から取得している。

⑤　改修

平成１５年、改修工事費８億１５００万円で、ホテル宍道湖の改修が行われた。

改修に際しては、地方職員共済組合が改修工事費全額を支払っているが、うち県負担分の改修工事費１億２０００万円については、地方職員共済組合の不動産投資資金制度により、平成３５年度までの分割払により、県が賃借料として地方職員共済組合に支払いを行うこととなっている。

県の支払い金額は、年６９０万円である。

④　通常修繕

ホテル宍道湖は、立地が素晴らしいが、松江旅館ホテル組合との協定書により、一般利用客に対する広告宣伝活動を行うことが出来ない。

現在は、経営への負担を考慮し投資的修繕を控え、営業継続に必要な最低限度の修繕に限定せざるを得ない状況となっている。

⑤　利用状況（平成２４年度）

Ⅰ　利用者数

部門	人数（人）
宿泊	10,892
食堂	21,222
宴集会	60,039
その他	6,971
合計	99,124

Ⅱ　宿泊利用者割合

区分	人数（人）	構成割合
県職員	3,408	31.3%
他県の職員	826	7.6%
他組合員	4,202	38.6%
国家公務員共済組合員・その他	2,456	22.5%
合計	10,892	100.0%

ⅲ　稼働率

区分	収入額（千円）
宿泊室	62.3%
宴集会室	55.6%

以上より、宿泊利用者のうち、地方職員共済組合員の利用率は、自県及び他県を合わせて、38.9%である。宿泊室の稼働率が 62.3%であるから、１稼働日当たりの地方職員共済組合員の宿泊室の利用率は、24.2%である。

これに他組合員の利用率（38.6%）を加味すると、宿泊利用者のうち、地方職員共済組合員（自県及び他県を含む）と他組合員の利用率は、77.5%であり、１稼働日当たりの宿泊室の利用率は、48.2%に上がる。

⑥　利用対象者

利用可能者は、県職員だけでない。

まず、県の貸与先は、全国組織としての「地方職員共済組合」の島根県支部であるから、当然に、県の職員だけでなく、他県の職員も入ることになる。

さらに、地方職員共済組合には、「相互利用制度」があり、地方職員だけでなく、市町村職員、公立学校職員、警察職員、国家公務員も利用可能である。

⑦　営業制限

ホテル宍道湖は、もともと、地方職員共済組合の組合員の福利厚生のために運営されているため、民間のホテル・旅館業との競合を避ける必要があり、一般人に向けた広告宣伝活動が制限されている。

具体的には、平成１４年１１月１３日に、地方職員共済組合島根県支部と松江旅館ホテル組合との間で、本施設が組合員の福利厚生施設であることを踏まえた運営を行うことを目的として、極力員外利用を避け、員内利用率を１００%に近づけるよう努力すること、組合員等以外への広告宣伝活動をしないこと、などを主な内容とする協定書が締結されている。

（２）　監査の指摘事項

①　手続き違反（形式違反）　【１】

ⅰ　本件無償貸与根拠規定は、地方公共団体が、組合への無償貸付を義務としているのではなく、あくまでも、地方公共団体が、「組合の運営に必要な範囲内」であり、かつ、組合に県有財産を貸すことが「できる」に留まる。

よって、県は、組合に対して、無償貸与の要件充足を確認した上で、県有財産を無償貸与するか否かについて合理的理由をもって、判断しなくてはならない。

ⅱ　この点、ホテル宍道湖に係る土地及び建物については、県において、昭和４７年及び５０年の稟議において、地方職員共済組合への無償貸与が承認されて以降、少なくとも平成２０年以降は、無償貸与の要件を具体的に検討した記述は無かった。むしろ、いずれも、「地方職員共済組合が当該土地及び建物を地方公務員等共済組合法第１１２条第１項第１号の２に規定する福祉施設の用に供するための貸付けであるため無償貸与を行う」という記述にとどまっている。

ⅲ　以上より、県が、地方職員共済組合島根県支部に対して無償貸与を認めた判断過程について、要件審査が具体的になされていたと認めるべく記述も無い。

用語解説　：「できる」規定

地方公務員等共済組合法第18条2項は、いわゆる「できる」規定である。
よって、ある行政行為をするかしないかの判断は、行政庁の裁量である（行政裁量）。
しかし、行政裁量は無制約なものではない。
一般に、行政庁が、行政裁量行使の判断過程において、考慮すべき事項を考慮せず、また、考慮すべきでない事項を考慮しているような場合には、行政裁量の逸脱・濫用として違法となる。
何を考慮して何を考慮すべきでないかなど、行政裁量権行使の指針となる事項は、その行政裁量を認めた法律の趣旨・目的や関係法令の趣旨、目的等から導き出される。

ⅳ　この点、少なくとも賃貸開始当時は、要件充足が一見して明らかであり、賃貸当時は、書面上に記録がなされなかったとしてもやむをえない。

しかし、現状は、要件充足が一見して明らかとまではいかない。

そこで、仮に、県が更新時において要件充足があると適正に判断した場合にも、それを記録し、県民に対して開示・説明できるように準備することが必要である。

特に、無償貸与であれば、適正手続き、行政に対する信頼感を担保するために特に、必要である。

ⅴ　よって、要件充足の判断を行った具体的な記録が無い点について、手続き違反がある疑いがあると認められる。

用語解説　:「行政裁量」とは

行政裁量とは、立法者が法律の枠内で行政機関に認めた判断の余地のことを言う。

旧来は、行政裁量の認められた行政機関の行為は、当・不当が問題となることがあっても違法が問題となることはないと考えられてきたが、現在は、行政機関が法律で認められた判断の余地を超えて行為をしてしまうと、その行為は、裁量権の逸脱・濫用として違法となる。

例えば、児童遊園施設の周囲一定距離においては風俗営業等が規制されることを利用して、行政機関が、既にあった個室付浴場業(俗に言うソープ)の営業を規制をすることを目的に、児童遊園を新設しようとした行為が違法とされている(最判昭和53年6月16日)。

この判断は、行政裁量はそれを認めた法律の趣旨・目的等から判断され、このケースでは、児童遊園の設置は、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする(児童福祉法40条参照)ものであるから、風俗営業を規制することを目的に、児童遊園を設置うることは、その趣旨に沿っておらず、行政裁量の範囲を超えているとされたのものである。

このように、行政機関が、行政裁量を行使する場合、考慮すべきではないことを考慮したり(他事考慮)、考慮すべきことを考慮しなかった(考慮遺脱)場合などには、行政裁量の逸脱・濫用として違法となる。

用語解説　:民業圧迫

県が、公有資産を貸与する場合は、住民一般の福祉の増進を犯してはならず、かつ、制限的に判断しなければならない。また、無償貸与する場合には、当該財産が、最良の状態のもとで最も効率的に運用されることが担保されなければならない。

この点、ホテル宍道湖は、その建設費用を実質島根県に負担してもらい、無償で土地及び建物を借受けており、客室や貸室を安く提供することができる。

過去には、年間400組の結婚式が行われたこともある。

しかし、それが民業圧迫との批判を受け、近年、組合員等(組合員、組合の年金受給者、他の共済組合員及びこれらの家族)の利用率を100%に近づけるよう努力すること、組合員等以外への宣伝広告をしないことなどを主な内容とする協定が締結されている。

したがって、組合員の利用しない宿泊室等を組合員以外に積極的に利用してもらうことは事実上できないのである。

（３）　監査の意見

①　無償貸与要件違反（実質違反）　【２】

ⅰ　資産稼働率が低いこと

本施設の宿泊室の稼働率は62.3％（１稼働日当たりの地方職員共済組合員の宿泊室の利用率は、24.2％）であり、また、婚礼施設の利用は更に低迷している。

この点、県は、組合員の会食等の日程が重なり宿泊予約が集中する時期、曜日については、組合員でほぼ満室となり、予約を受けられないケースも多くあるから、現状の宿泊室数を確保しておく必要があるという。

また、県は、婚礼施設の利用がH24年度は14組あり、その後、低迷しているものの「ほとんど利用者はいない」とまでは言えないし、また、婚礼施設も一定程度の利用があり、組合員の福利厚生に役だっていないとはいえないとしている。

しかし、まず、宿泊室数について、繁忙期にほぼ満室になることがあるからと言って、現有の客室数が適切かの決定的理由にはなりえない。

むしろ、民間の発想からは、宿泊室の適正な稼働率があり、収益が確保されるかが決定的要素となると思われる。

更に、婚礼が年間14組は、利用者がゼロではないのは事実ではあるが、婚礼は最多時には年間４００組あったとのことであるから、激減である指摘は免れない。

そして、地方公共団体の財産は、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならず（地方財政法８条）、普通財産は、主としてその経済的価値を発揮することで間接的に行政に貢献する財産であり、住民の福祉が基本とされなければならない（地方自治法１条）とされている。

よって、現状の利用率からすると、何十億円もの施設の半分近くが遊んでいる状態であり、福利厚生施設であるからと言って、それを正当化する根拠には全くならず、これを放置すると、違法となる可能性が高い。

ⅱ　福利厚生施設の利用者に占める島根県職員の数が少ないこと

福利厚生の受益者は、当然に、県の職員だけでなく、他県の職員も入る。さらに、「相互利用制度」により、地方職員だけでなく、市町村職員、公立学校職員、警察職員、国

家公務員も利用可能である。

そうすると、宿泊利用者のうち、島根県職員の利用率は31.3%、他県の職員を合わせて38.9%と、地方職員共済組合員の利用率は高くないと言えるが、相互利用をする人数を含めると、宿泊部門においては、７割以上が、地方職員組合が認める利用者である。

そうだとすると、福利厚生施設としての利用率は、ある程度あるように見える。

もっとも、本施設は、県の所有であり、島根県民の資産であり、一義的には、県職員の福利厚生施設である。また、職員組合が、相互利用制度により、利用可能者の範囲を拡大していたとしても、県が直接関与するもではない。

よって、全国組織の地方職員共済組合の他県組合員であればまだしも、県が直接的に福利厚生施設を提供する義務の無い者の使用がある（県職員以外の利用率は、県職員の利用率の１．５倍程度）からと言って、県の福利厚生施設が利用率が高いとまでは言い切れない。例えば、県職員が全く利用せず、東京都職員だけが利用している場合、その施設は、県の福利厚生施設として適当であると言えるだろうか。

さらに、宴会部門になると、地方職員共済組合員比率は下がる。

したがって、現状の県職員の利用度からすると、県の福利厚生施設として無償で貸与する合理的要件を充足しているとまでは容易に結論し難い。

iii　無償貸与要件の考え方

なお、県は、地方公務員等共済組合法第１１２条第１項第１号の２の規定（ホテル宍道湖の開設の目的）、地方公務員法第４２条の規定（福利厚生義務）を理由に、無償貸与の要件は、自動的に満たされているとする。

しかし、それは、県が、無償で貸与できる根拠（許容性）にしか過ぎず、それでは、無償貸与の合理的理由（十分性）の説明にはならない。

iv　結論

以上より、本施設の運営は、職員共済組合の運営に必要な範囲を超え、仮に超えていなくても、県が無償で貸与する合理的根拠が無い可能性がある。

特に、組合員の利用が少ない結婚式関連施設は、公有財産の放棄にほかならず、住民の福祉を置き去りにするものであって、地方自治法の趣旨、目的に反している。

更に、地方公共団体の財産は、常に良好な状態においてこれを管理しなければならないところ（地方財政法７条）、現状では、組合員の利用率低迷による経営への負担から、営業継続に必要最小限度の修繕に限定せざるを得ない状況となっており、地方財政法７条に違反するおそれも生じている。

したがって、県が、職員共済組合に、ホテル宍道湖の建物土地等を、無償で貸与することは、違法である可能性がある。

また、仮に、県の無償貸与が組合員の福祉の増進に必要な範囲内か否かという法律要件を充足していたとしても、資産の利用効率等の考慮すべき事項を十分に考慮しておらず、行政裁量の逸脱・濫用であり、不当となる可能性がある。

②　会計科目の訂正　【３】

県は、本施設の大規模改修費用について、実質的に地方職員共済組合から、１．２億円の借入れを行ない、その負債残高を、「確定賃料」としてバランスシートに計上する一方、不動産投資資金制度に基づき賃貸借契約を締結していることから、毎年の弁済は、「賃料」として、議会の議決を経て債務負担行為を設定し費用計上している。

この点、借入金残高が、どのような名目であれ、バランスシートに負債として計上されているのであれば、簿外処理はないことから、問題は無い。

しかし、毎年の費用認識について、県は、契約の法形式が「賃貸借契約」になっているからとし、賃料として処理しているが、実質は借入金弁済である。

この点、賃料は、必要経費として認識され易く、利回りが多少高くてもチェックが入り難い。一方、金利負担は、利回りが高ければ、すぐに削減対象となる。

よって、実質的に、借入金の返済であれば、支払い科目を賃料とするのは誤りであり、また、管理上の差異も考え、支払い科目を、「借入金」とすべきである。

③　設備の維持　【４】

県は、施設の必要な修繕は行っているから、建物が「老朽化の一途を辿り、負のスパイラルに陥っていくこと」とは言えないとする。

しかし、現認する限り、設備の陳腐化や老朽化が進行している。

また、適切な新規設備投資もせずに、一般顧客に対して営業を拡大していけるという県の見識は、民間の認識とはかけ離れており、とりえない。

よって、県は、ホテル宍道湖を従前の通り維持するとの判断を行うのであれば、適切

な投資も行うべきである。

④　資産の有効活用の可能性の検討　【５】

県は、地方職員共済組合の組合員の福祉増進目的のため、一定数の宿泊施設確保は必要である。

そうだとすると、本施設において、「必要な範囲」を超えた客室の取り扱いが問題である。

この点まず、必要な範囲を超えた客室・その他の施設が、一般の利用者向け営業が出来れば、営利目的施設として、県としては有償で賃貸すれば良いだけである。

しかし、ホテル宍道湖においては、一般の利用者への提供は、松江旅館ホテル組合との協定により制約されているため、結論的には、オール・オア・ナッシングの判断をせざるを得ないと思われる。

この点、県は、旅館組合との協定により、ホテル宍道湖から一般利用客に対する積極的な営業活動は制限されているが、平成２５年の出雲大社遷宮効果による県外観光客の増加対応など、一定の条件を満たす場合は一般利用客の宿泊について旅館組合の承認を得ており、一般利用客が全く利用出来ないわけではないこと、ホテル全体の稼働率を上げていく取組みを行っていること、から、「オール・オア・ナッシング」との意見は受け入れられないとする。

しかし、現状の制約条件の下では、いくら改善努力をしても利用状況が抜本的に改善される見通しが現実的に立たない。

さらに、これだけの資産を放置することは、県民感情として許されない。

よって、オールが無いのであれば、ナッシングを検討せざるを得ない。すなわち、民間への売却と、別途、「必要範囲内」での宿泊施設確保である。

したがって、本施設については、残すか、廃止・売却するかについて、短時間のうちに具体的な検討をすることを要請する。

【２】 元隠岐空港敷地

1　　概要

種類	普通財産
簿価	７１億円
賃借人	隠岐の島町
賃料	無償
目的	遊休地活用

県は、隠岐空港滑走路の移転に伴い、不要になった用地については、普通財産に移行し、売却や他目的利用を含め、処分を検討することになった。

現状、県は、当該地を、隠岐の島町に無償で貸与している。

（1）　外観

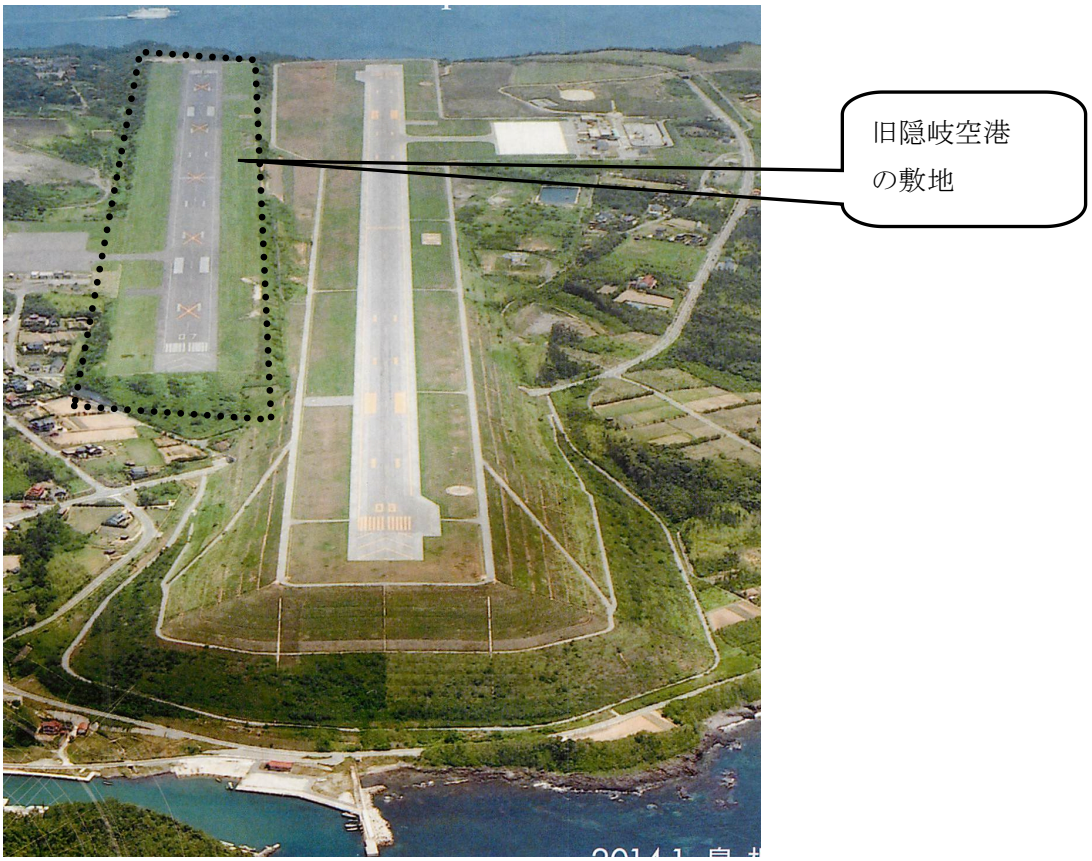

（２）　簿価

	金額（千円）	数量（㎡）
元隠岐空港	409,914	26,447
	3,611,056	232,974
	2,229,892	143,868
	805,636	51,977
合計	7,056,498	

２　行政コスト計算表

①　資産簿価

土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
７０．６億円	0	0	0	0	７０．６億円

②　収支

賃貸料	無償 節減経費 500 万円	
費用	１．４億円	資産保有コスト　＝　１．４億円 簿価 70.6億円 × 利率 ２．０％ ＝ 資金コスト １．４億円
収支	▲１．４億円	

３　行政コストに対する行政目的

行政目的	遊休地活用
行政コスト	１．４億円／年

４　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　無償貸与

元隠岐空港の土地について、平成 24 年 2 月、県議会の議決を経て、隠岐の島町に無償貸与され、隠岐の島町は、現在、牛の放牧地として旧隠岐空港を使用している。

牛の放牧により、牛が旧隠岐空港の草等を食べる、あるいは、刈り取とられた草を牛の餌とすることで、県は、年間 500 万円程度を要していた旧隠岐空港の除草費用の負担を免れている。

②　貸与経緯

県は、廃空港後の元隠岐空港用地について、旧所管課が引き続き管轄部署として、売却手続きを開始した。

もっとも、元隠岐空港用地については、隠岐のロケーション上、買い手を見つけるのは難しかった。

そこで、地元から要望があり、無償賃貸となった。

（２）　監査の指摘事項

特に無し。

（３）　監査の意見

①　資産効率の改善　　**【６】**

本施設は、高額の資産ではある。

もっとも場所柄、活用可能性は乏しい。したがって、県が、本施設を、無償貸与するのもやむを得ないと思われる。

また、本施設のよるに、土地であれば、減価償却が不要なため、費用としての認識がされ難く、コストが意識され難い。

しかし、現実問題として、旧隠岐空港の隠岐の島町への無償貸付により、県は

年間５００万円程度要していた除草費用の負担を免れるとしても、旧隠岐空港の資産価値が約７１億円であることから、差引でも、年間１．４億円の行政コストがかかっている事実は、打ち消せない。

そして、このコストは純然たる「空地の保有コスト」であり、対応する行政目的は、特別に存在しない。

よって、本施設をこのままにしておくことは、県民にとって、不芳な資産活用方法と言え、県においては、早急により効率的な利用策を検討すべきである。

②　県の売却体制　【７】

以下は、本施設の売却手続きについてのみ述べるものではないが、監査上、明らかになったので述べる。

ⅰ　県の資産売却方法の変更

県では、平成１７年度まで、普通財産の売却は、用途廃止前の旧所管部がそのまま管理して、売却することになっていた。

もっとも、所管部の主たる業務ではなく、また専門知識にもかけていることから、売却があまり進展しなかった。

そのため、平成１８年度から、県は、所管を旧所管部ではなく、管財課に集中させ、管財課で売却交渉を進めることとした。

その結果として、平成１７年度末には、２８億円あった売却予定の普通財産が、平成２２年度末には、１／４の９億円近くまで圧縮されている。

ⅱ　まとめ

公用廃止した財産を、旧所管部が継続して所管し、処分を検討するような場合、所管部の主たるミッションではないこと、売却のノウハウが欠如していることから、処分が進展しない可能性が高い。

よって、県が、売却予定資産を、管財課に管理・交渉を集中させたことは、処分の進展を促進し、財産の減耗・損失を最小化するものであり、非常に良かったと考える。

今後も、所管等について、ノウハウのある専門部署が担当する等、機動的な、管理体制の構築を要請する。

【３】 職員駐車場

1　　概要

種類	行政財産
簿価	８．３億円（松江地区）
賃借人	職員
賃料	１９３０円／一区画
目的	職員向け駐車場

県は、各庁の周辺に職員用駐車場を確保し、県職員に対して、月額１８４０円（消費税込みで１９３０円）で、賃貸している。

職員向け駐車場は、殿町地区で 300 台余り。松江地区では、750 台余りある。

なお、現在、職員駐車場の多くは、土日に関しては、「おもてなし駐車場」として、一般市民に開放されている。

①　　殿町地区の駐車場

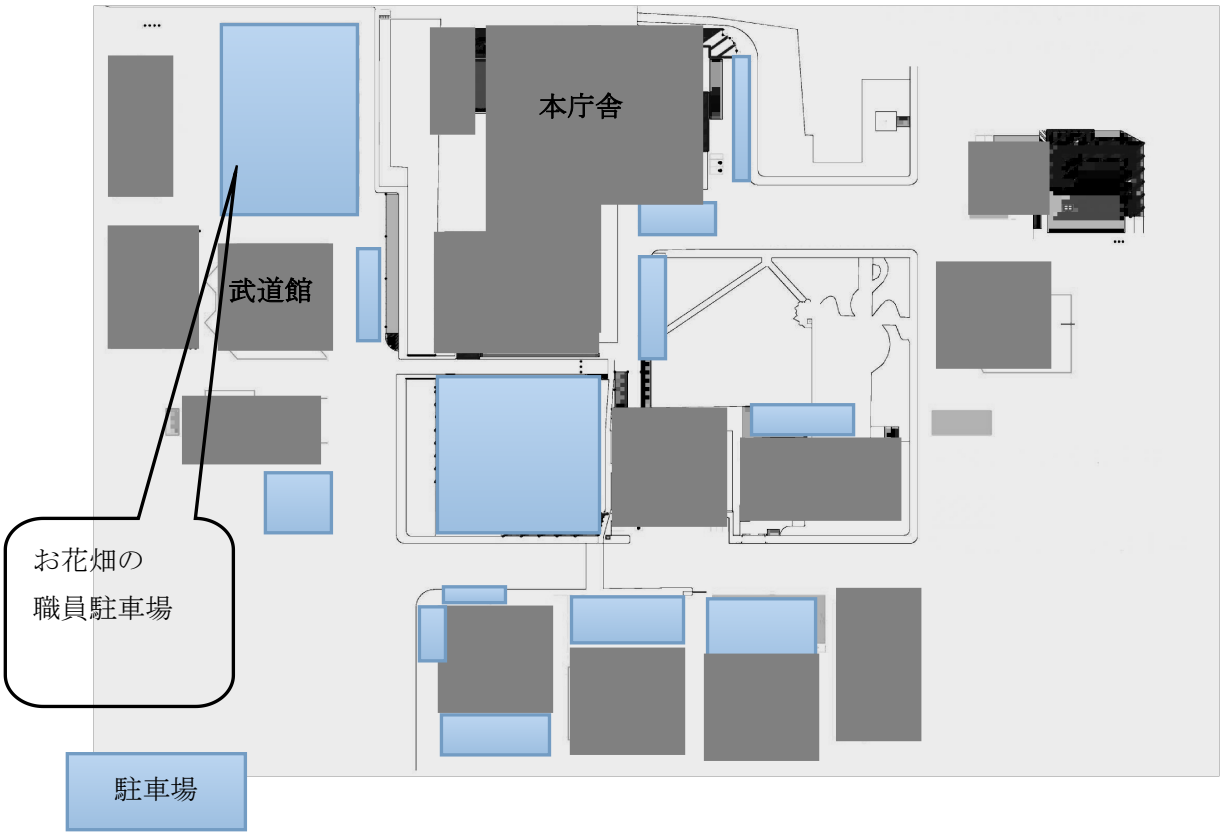

②　松江地区の駐車場

所属名	土地価格（円／㎡）	職員駐車場数	駐車場土地価格
県庁	136,336	262	503,652,451
松江合同庁舎	40,078	272	168,423,787
松江地区合計		534	672,076,238
自治研修所	79,202	36	27,229,647
消防学校	40,900	13	5,317,000
島根女子短期大学	84,028	54	46,736,373
松江保健所	94,142～107,081	25	27,906,239
保健環境科学研究所	48,571	45	25,135,492
身体障害者授産センター	48,571	１８	10,928,475
松江高等技術校	58,142	19	10,860,925
宍道湖流域下水道管理事務所	21,428	8	2,271,368
単独庁舎松江地区合計		218	156,385,519
松江地区総合計		752	828,461,757

↑

２　行政コスト計算表（松江地区のみ）

①　資産簿価

土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
8.3億円	0	0	0	0	8.3億円

②　収支

賃貸料	1,660 万円	賃料 1840 円／台／月　×　752 台　×　12 月
費用	1,606 万円	資産保有コスト　＝　1,660 万円 簿価 8.3億円 × 利率 ２．０％ ＝ 資金コスト 1660万円
収支	0 円	

３　行政コストに対する行政目的

行政目的	県職員のための通勤用施設
行政コスト	0 円／年

４　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　根拠規定

県では、職員駐車場について、「公有財産の取得、管理及び処分に関する規則」第２６条により「行政財産」の目的外使用として許可し、職員に貸与している。

○公有財産の取得、管理及び処分に関する規則」 第２６条　行政財産の使用を許可することのできる場合は、次のとおりとする。 (7)　県の職員の通勤の用に供する自動車を駐車させるため使用させる場合

②　駐車場代金の計算

行政財産の使用料については、「行政財産に使用料に関する条例」第３条により土地の評価額の３％と定められている。

県は、駐車場使用料の基礎となる土地の価格については、固定資産税相当額を０．７で割り戻すことにより実勢価格に近い土地価格単価を求め、それを加重平均したものを土地価格としている。

そして、土地賃貸にかかる収益率として３％を想定していることから、土地価格に３％を乗じ、消費税を加味して算出している。

具体的には、管財課が定める「職員駐車場の使用料について」第３条以下において計算方法が定められ、松江地区（本庁、松江合同庁舎、単独庁舎）と松江地区以外の地区（各合同庁舎、各集合庁舎、各単独庁舎）の二グループに分けられ、それぞれが、下記の計算式で、使用料が定められていた。

月額 使用料 ＝	駐車場土地価格 ＝[各庁駐車場土地単価(円/㎡) ×各庁駐車場１駐車枠面積(㎡) ×各庁駐車場駐車枠台数] の総合計 ÷各地区駐車場台数の総合計	×3/100 土地の期待運用利回り	245/365×1/12 勤務日数／年日数 月換算

なお、この点、第２条で、栽培漁業センター、布部ダム管理所、八戸ダム管理所の三機関については、公共交通機関を利用して通勤できないことを理由に免除している。

③　②により、殿町庁舎群（松江地区）の駐車場使用料は、
1840円（消費税込み1930円）
に設定されている。

④　一方、殿町周辺の駐車場市場価格は、
７０００円から１万円
と思われる。

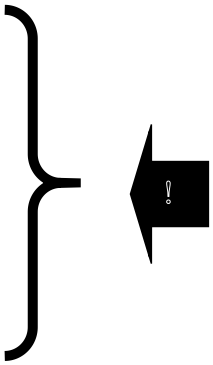

⑤　使用許可基準

職員駐車場の使用許可基準は、「通勤距離２０ｋｍ以上」で「最寄りの駅までの距離が 1.5ｋｍ以上」の居住地から通勤する公共交通機関利用不便者である。

⑥　市場実勢化規定

「職員駐車場の使用料について」では、市場価格と乖離する場合の措置が記されておらず、市場価格と、計算値が乖離した場合にも、計算値が適用される。

⑦　県民ホットライン

県民ホットライン 2011 年【提案 No. 266】（10 月 8 日受付）において、県民の方から、「県など職員駐車場の料金はあまりにも安いのではないのでしょうか。」として下記の質問があった。

> 「松江市東津田町の県松江合同庁舎には、川を挟んだ所に全面舗装の職員の駐車場が相当の台数止められるようになって居ります。
> 以前よりどれ位の駐車料金を払って止めて居られるのか興味があったので、尋ねたところ、なんと、１、９３０円／月とのこと。
>
> あまりの安さに驚き、この値段はどうして決まるのかを尋ねたところ、松江市の地価を色々調べてその平均値から、県で決まっている計算式で計算すると、松江市にある県の建物の全ての職員の駐車料代金は１、９３０円になるとの事です。松江市以外の出雲、隠岐、太田、浜田等々は１、２４０円くらいとの事でした。
>
> 今、松江市内の民間の月極め駐車場の平均的な料金は７、０００円位ではないでしょうか。ちなみに、県の警察関係は県庁に準じ、県立の学校は無料、松江市立の学校は月１、５００円との事です。この、県、学校の料金はあまりにも現実離れをしているのでは無いでしょうか？」

これに対して、県は、

「島根県の職員駐車場の利用料金については、「行政財産の使用料等の取扱について」により算定した額であり、一般の方に使用許可する場合と同様の算定方法です。

なお、全国の職員駐車場に関する直近の調査資料（地方機関を含まず、県庁に限定）によると、県庁に職員駐車場を確保しているのは２９県あり、その料金については最高の１万円が１県、５千円以上が４県、５千円未満が１４県、また無料としているところも１０県あります。

このように利用料金については、必ずしも民間駐車場を基準として設定されているものではありません。」（総務部管財課）

「県立学校における教職員からの駐車場使用料金の徴収については、平成１８年度に自家用車の校務使用についての調査を行いました。
その結果、公用車の配置が非常に少ないため様々な校務において、自家用自動車を校務に使わざるをえない状況が多い、という実態が把握できましたので、徴収しないこととしました。」（教育庁高校教育課）

と回答している。

⑧　自動車利用者の通勤手当

ⅰ　根拠条例

○　職員の給与に関する条例
第 10 条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
(1)　略
(2)　通勤のため自動車(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 3 条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。)その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員　(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
(3)　省略
2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)　略
(2)　前項第 2 号に掲げる職員　支給単位期間につき、**自動車等の使用距離に応じ、42,600 円以内**で人事委員会規則で定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)
(3)　以下、省略

ⅱ　支給状況

○　職員の給与の支給に関する規則
第 12 条の 9　条例第 10 条第 2 項第 2 号の人事委員会規則で定める額は、交通用具使用者通勤手当表(別表第 5 の 2)の左欄に定める区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。ただし、同条第 1 項第 2 号に規定する自動車以外を使用する職員にあっては、同表に定める額の 2 分の 1 に相当する額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

別表第５の２(第12条の９関係)
交通用具使用者通勤手当表

自動車等の使用距離	通勤手当の額
片道４キロメートル未満	2,100円
片道４キロメートル以上６キロメートル未満	3,500円
片道６キロメートル以上10キロメートル未満	5,500円
片道10キロメートル以上14キロメートル未満	7,900円
片道14キロメートル以上18キロメートル未満	10,200円
片道18キロメートル以上22キロメートル未満	12,500円
片道22キロメートル以上26キロメートル未満	14,700円
片道26キロメートル以上30キロメートル未満	16,800円
片道30キロメートル以上34キロメートル未満	18,900円
片道34キロメートル以上38キロメートル未満	21,000円
片道38キロメートル以上42キロメートル未満	23,000円
片道42キロメートル以上46キロメートル未満	25,100円
片道46キロメートル以上50キロメートル未満	27,100円
片道50キロメートル以上54キロメートル未満	29,100円
片道54キロメートル以上58キロメートル未満	31,000円
片道58キロメートル以上62キロメートル未満	33,000円
片道62キロメートル以上66キロメートル未満	34,900円
片道66キロメートル以上70キロメートル未満	36,900円
片道70キロメートル以上74キロメートル未満	38,800円
片道74キロメートル以上78キロメートル未満	40,700円
片道78キロメートル以上	42,600円

⑨　税法上の非課税限度　[平成25年４月１日現在法令等]

片道の通勤距離	1か月当たりの限度額
2キロメートル未満	(全額課税)
2キロメートル以上10キロメートル未満	4,100円
10キロメートル以上15キロメートル未満	6,500円
15キロメートル以上25キロメートル未満	11,300円
25キロメートル以上35キロメートル未満	16,100円
35キロメートル以上45キロメートル未満	20,900円
45キロメートル以上	24,500円

（２）　監査の指摘事項

特になし。

（３）　監査の意見

特になし。

５　所感

本監査においては、県有資産の活用を対象していることもあり、通勤手当の多寡、および非課税超過部分の所得税課税（源泉徴収）等は、確認していない。

そこで、所感として下記述べるに留める。

（１）　通勤手当・職員駐車場利用料について

①　通勤手当が非課税額を超えること

上記⑧・⑨を比較すると、通勤手当が、税法王の非課税限度額を超えている場合が多い。この点、それが違法というわけではない。

しかし、通勤距離片道２５キロメートルで、自家用車通勤を行い、職員駐車場を利用する者は、通勤手当 14,700 円を支給されている。それに、事実上の駐車場の市場価格との差異が 5,000 円あるとすると、総計で、19,700 円となる。

一方、税法上の非課税限度は、11,300 円である。

そうすると、駐車場での恩恵を加算後は、8,400 円の限度額超過である。

②　県民感覚とのずれ

確かに、駐車場の土地の収支だけからすると、マイナスにはなっていない。

しかし、県民ホットラインにある通り、算出された金額が市場実勢の１／４程度に留まることから、県民感覚からも大きく乖離していると言わざるを得ない。

（２）　県には、職員駐車場の利用料を決定する裁量がないこと

職員駐車場の使用許可基準については、「通勤距離 20ｋｍ以上」で「最寄りの駅までの距離が 1.5ｋｍ以上」の居住地から通勤する公共交通機関利用不便者へ限定している。

そうだとすると、該当者においては、自動車通勤を認めないと業務運営に支障があることが推認でき、県の業務運営との付随性が認められる。

そうすると、県の業務運営に直接付随する資産運用となり、職員駐車場は、普通財産である職員宿舎と異なり、行政財産と評価されることになる。

そして、行政財産の場合、職員駐車場が「営利を目的として行政財産を使用する場合」ではないことから、市場実勢との調整規定（「普通財産（土地及び建物）の貸付料

算定基準」第１４条、第３条の「ただし書き」）の適用がなく、県は、地価の３％の使用料を課す（「行政財産に使用料に関する条例」第３条）以外、方法が無い。

（３）　結論

以上のとおり、県は、現在の計算を適用せざるを得ないのである。

また、税務上、市場価格との差額である数千円は、通勤手当として見るべきであり、通勤費の非課税限度を超えれば所得税の課税対象となるが、県は所得税の源泉徴収を粛々と行えば良いので、違法でも不当とも言えない。

したがって、監査としては、違法性・不当性はなく、指摘事項・意見は表明できない。

しかし、市民感覚として、市場実勢の１／４の金額で駐車場を貸してもらえるのは、いかにも不自然である。

すなわち、行政財産の賃貸において、営利目的以外の場合にも市場実勢調整の余地を残すべきであり、この点、現在の条例等には欠缺があると思える。

【４】 東部運転免許センター内の賃貸土地・建物

1　概要

種類	行政財産
簿価	土地　105 千円／㎡　（固定資産評価額では、12 千円／㎡） 建物　92 千円／㎡
目的	事務所・公共施設

運転免許の試験・更新等を行う施設である。

2　行政コスト計算表

①　資産簿価

種類	金額（千円）	面積（㎡）	単価（千円/㎡）
土地	（簿価）　10,222,161	97,261	105
	（固定資産評価額）　816,995		12
建物	720,176	7,880	76

3　行政コストの効率性評価

（1）　認定事実

①　賃貸状況　（通年分のみ）

減免は、行政財産の使用料に関する条例　別表による。

i　駐車場

使用用途	面積	賃借人	使用料（円／年）	減免
A 駐車場	25.00㎡	（財）島根県交通安全協会	4,720円 （393円／月）	３号の４ ５割減額
B 駐車場	12.50㎡	（社）島根県安全運転管理者協会	2,360円 （197円／月）	３号の４ ５割減額
駐車場25台		職員	372,000円 （1,240円／月／台）	
駐車場55台		職員	829,560円 （1,257円／月／台）	

ii　建物

	使用用途	面積	賃借人	使用料（円／年）	減免
a	倉庫	24.50㎡	（財）島根県交通安全協会	63,070円	３号の４ ５割減額
b	倉庫	12.25㎡	自動車安全運転センター島根県事務所	31,530円	３号の４ ５割減額
c	倉庫	3.00㎡	（社）島根県指定自動車教習所協会	7,710円	３号の４ ５割減額
d	倉庫	6.80㎡	（社）島根県安全運転管理者協会	17,500円	３号の４ ５割減額
e	事務所・写場・収入証紙売場	132.90㎡	（財）島根県交通安全協会	342,180円	３号の４ ５割減額
f	事務所	63.25㎡	自動車安全運転センター島根県事務所	162,850円	３号の４ ５割減額
g	事務所	36.00㎡	（社）島根県安全運転管理者協会	92,680円	３号の４ ５割減額
h	事務所	44,00㎡	(社)島根県指定自動車教習所協会	113,280円	３号の４ ５割減額
i	自動販売機	0.21㎡	島根県警友会連合会	1,070円	
j	自動販売機	5.50㎡	（財）島根県交通安全協会	28,310円	
k	自動販売機資源回収箱	1.25㎡	(一社)島根被害者サポートセンター	6,430円	
l	食堂	176.00㎡	（社）四ツ葉福祉会	免除	３号の５ 全額免除

③　賃料の整合性

i　土地の想定賃料　土地価格×３％

千円

	面積	簿価（105千円）基準賃料		固定資産評価額（12千円）基準	
			５割　減額		５割減免後
A 駐車場	25.00㎡	78.75	39.38	9.0	4.5
B駐車場	12.50㎡	39.375	19.6	4.5	2.3

土地について、A、B駐車場とも、使用料＝固定資産税評価額の３％×５割　である。

ii　建物の想定賃料　　建物価格×６％　×　減免

	面積	通常賃料（年・千円）	減免	減免後賃料（年・千円）
a	24.50㎡	135.2	５割減額	67.6
b	12.25㎡	67.6	５割減額	33.8
c	3.00㎡	16.6	５割減額	8.3
d	6.80㎡	37.5	５割減額	18.8
e	132.90㎡	733.6	５割減額	366.8
f	63.25㎡	349.1	５割減額	174.6
g	36.00㎡	198.7	５割減額	99.4
h	44,00㎡	242.9	５割減額	121.4

減免が無い場合

	面積	通常賃料（年・千円）
i	0.21㎡	1.2
j	5.50㎡	30.3
k	1.25㎡	6.9
l	176.00㎡	971.5

建物について、a～l とも、使用料＝固定資産税評価額の６％×減免率である。

（２）　監査の指摘事項

①　営利目的での賃貸料の修正　【８】

行政財産の賃料は、行政財産の使用料に関する条例に基づき、評価額の３％ないし６％を乗じた金額が基礎となる。そして、減免も、同条例に基づき規定される。
そうすると、賃料設定は、条例上の規定通りである。

しかし、行政財産でも、営利目的の賃貸の場合は、市場実勢化が可能であるところ、例えば、原価販売ではなく、定価でジュース等の販売を行う自動販売機等を設置した場合においては、営利目的となる場合もあろう。特に、不特定多数が来場する施設等においては、非常に利益のあがる自動販売機もあろう。

これは、たまたま本施設においての指摘ではあるが、本来、全ての行政施設に適用されることである。
よって、県は、全施設について、使用団体の目的、使用態様を検討の上、営利目的であるかの判定を行い、営利目的使用の場合は、市場実勢の賃料を把握の上、適正化すべきである。

なお、職員向け駐車場については、前述のとおり、土地価格の３％が使用料となることから、市場実勢にかかわらず、上記の使用料は、違法・不当とはいえない。

（３）　監査の意見

特に無し。

【５】東京の職員宿舎

１　　概要

種類	普通財産
簿価	６．２億円
賃借人	職員
賃料	２．５百万円
目的	職員向け宿舎

県は、東京地区職員の職員宿舎として、目黒、用賀、目白に、土地・建物を保有している。　目黒の簿価は、１．３億円（２戸)、用賀は、４．５億円（13戸)、目白は、３９百万円（２戸）の合計６．２億円（１７戸）である。

（１）　東山職員宿舎

①　　概要

②　　内容

所在地	東京都目黒区東山 1-21-1
交通	東急東横線中目黒駅歩９分(700m)　東急田園都市線池尻大橋駅歩12分(1km)
構造	RC 造２階建て
戸数･間取	２戸 3DK
築年月	H.5.3
面積	1,２階各　92.84 ㎡
駐車場	１区画
その他	近隣は閑静な住宅街。距離はあるが田園都市線と２線２駅利用可。春は目黒川の桜並木に大勢の人が集まり賑わう。

③　簿価

	金額（千円）	数量（㎡）	単価（千円/㎡）
土地	95,708	217.52	439
建物	36,750	180.07	204
合計	132,458		

（２）　用賀職員宿舎

①　外観

②　内容

所在地	東京都世田谷区用賀1-9-7
交通	東急田園都市線用賀駅徒歩10分(800m)
構造	RC 造3階建て
戸数	13戸　　(世帯3DK:11戸、単身 IK:2戸)
築年月	S.57.3
面積	世帯:70.45㎡　・　単身:35.36㎡
駐車場	5区画
その他	周囲は閑静な住宅街で、外資系企業・インターナショナルスクール・外交官住宅なども点在。

③　簿価

	金額（千円）	数量（㎡）	単価（千円/㎡）
土地	352,276	925.70	381
物	94,599	857.90	110
合計	446,875		

目白職員宿舎

①　簿価

	金額（千円）	数量（㎡）	単価（千円/㎡）
土地	38,168	113.85	335
建物	784	76.14	10
合計	38,952		

２　行政コスト計算表

①　資産簿価

土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
	取得価額	減価償却累計額 残存	うち当年度償却額	帳簿価格	
４．８億円	記録無し	30年	４百万円	１．３億円	６．２億円

建物簿価から60年償却として、残存期間を簡易的に３０年で想定し、簿価を償却すると考えた。

②　収支

賃貸料	２．５百万円	賃料合計　実額　２．５百万円
費用	１６百万円	資産保有コスト　＝　12百万円 簿価 6．2億円 × 利率 ２．０％ ＝ 資金コスト 12百万円 減価償却費　４百万円
収支	▲１３．５百万円	

３　行政コストに対する行政目的

行政目的	県職員のための居宅１７戸
行政コスト	０．８百万円／年／戸

４　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　老朽化

用賀は、典型的な公務員住宅で、昭和５７年３月建築の鉄筋コンクリート３階建て（１３戸）、目白にいたっては、昭和４４年建築の木造２階建て（２戸）である。

②　必用戸数（平成２５年度）

出向者も含めると、上記のほかに、下記の借り上げ宿舎１１戸がある。
借り上げ宿舎にかかる費用は、年間合計　１０百万円に上る。

（単位　円）

物件名	金額
東京事務所　職員宿舎（パークグレース新宿）	2,204,300
東京事務所　職員宿舎（サンクレール荒川）	2,289,000
東京事務所　職員宿舎（すまいる亀有）	4,806,390
東京事務所　職員宿舎（メゾン堀切8丁目）	1,069,200
合計	10,368,890

③　資産価値の上昇

東山はそもそも高級住宅地であるが、用賀は、地下鉄半蔵門線・田園都市線の沿線で、高級地化しており、資産価値は非常に高くなっている。
平成２５年版　路線価の評価に基づき時価相当額を計算すると次の通りとなる。

（単位　千円・㎡）

宿舎所在地	路線価	面積	価格	時価
目黒区東山１－２１－１	460,000	217	99,820	124,775
世田谷区用賀１丁目９－７	430,000	925	397,750	497,187
豊島区目白４	320,000	113	36,160	45,200
計				667,162

④　所在地の必要性

東京事務所は、永田町にある。
そうすると、地下鉄の開通で、半蔵門線以外に多くの路線の利用が可能であり、半蔵門線が西東京にも伸びたことから、比較的安価な住宅地にもアクセスが良い。

⑤　住居手当

○職員の給与に関する条例
第９条の５　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
(1)　自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(県が設置する公舎を貸与されている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)
(2)　第 10 条の２第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの
２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。
(1)　前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
ア　月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から 12,000 円を控除した額
イ　月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から 23,000 円を控除した額の２分の 1(その控除した額の２分の１が 16,000 円を超えるときは、16,000 円)を 11,000 円に加算した額
(2)　前項第２号に掲げる職員　前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
３　前２項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

⑥　県民の声

平成２０年の県民の声において、「職員宿舎の廃止について」(【提案】１月２８日受付)と題し、下記の指摘があった。

「職員宿舎は不必要だと思います。民間に譲渡してはいかがですか。」、

「財政困難を公表されている割には、県民の納得いくような施策内容が皆無と言ってよいと思います。知事をはじめ、県職員は危機感が全く感じられません。自分達が招いた今の県の財政に本当に危機感をお持ちなら、今まで当り前のように行われている公務員優遇を廃止してください。
　昨今よく話題になる職員宿舎等ですが、本当に必要でしょうか。本来住宅事情や交通状況が悪い時代の名残なのでは。家賃や駐車場料金は周辺の物件と同額の設定ですか。
　職員宿舎を民間に譲渡するだけでもかなりの維持管理費等の削減になるのではないでしょうか。それに宿舎は不必要だと思います。

　もう一度、血税の使い方をよくよくご考慮ください。」

これに対して、県は、下記回答する。

「転勤先で住宅をさがすための期間が短いことや、勤務地の中には、離島・中山間地など民間住宅の供給が少ない地域もあることなどから宿舎の全面的な廃止

は困難です。

　県職員・教員・警察官にはほぼ３年毎に転勤があり、毎年多数の職員が生活の本拠地から離れた地域に転勤しています。
　転勤先で住宅をさがすための期間が短いことや、勤務地の中には、離島・中山間地など民間住宅の供給が少ない地域もあることなどから、県では、事務・事業を円滑に進めることも考慮し、勤務地の近くに職員用の宿舎を確保しています。

　そのため、宿舎の全面的な廃止は困難ですが、知事部局・警察などの各部局間の宿舎の相互利用、職員定数の削減や地方組織の再編に伴う宿舎の整理統廃合、一戸建ての宿舎など宿舎需要に大きな影響を及ぼさないものの廃止、不用となった宿舎の処分などに取り組んでおり、今後も宿舎の効率的な運営と有効活用に努めていきます。（総務部管財課）」

（２）　監査の指摘事項

特になし。

（３）　監査の意見

①　高級地化した宿舎の土地価値（含み益）の利用　【９】

ⅰ　県とすると、東京での低コストの宿舎を、十分な数確保することは重要な課題である。また、現状、借り上げ宿舎が１１戸あり、年間１０百万円の資金負担が発生している。
　一方、既存の宿舎の所在地は、高級住宅地化しており、購入当時と比較すると、土地の価格が高騰しているのは明らかである。
　そこで、既存の高価値の土地を収益化することで、借上げ宿舎費用の圧縮と同時に、職員の住環境を改善出来ないか検討すべきである。

ⅱ　まず、東京の土地の資産価値を考える。
　東山の宿舎の土地は、面積は 217 平方メートルと広くはないが、単価が高く、１．２億円の評価である。そこに１軒２戸であるから、７０００万円／戸となる。そして、土地柄、商業地化が進む中、１戸建ての住宅は、非常に贅沢である。

次に、用賀の土地は、建築当時は、田園都市線の延長、漫画「サザエさん」の舞台、桜新町の隣として、のどかな住宅地であった。しかし、渋谷へ直通で５駅との立地の良さ、半蔵門線の延長もあり、近年,高級住宅地としてマンション化が進んでいる。925平方メートルの広さもあり、資産価値は５億円ある。１３戸あるから、３８００万円／戸となる。

目白宿舎は、老朽化が進んでおり、土地面積も113平方メートルしかないが、池袋へ徒歩圏であり、土地だけでも45百万円の評価がある。２２５０万円／戸である。

したがって、土地の資産額は、合計６．７億円（３９００万円／戸)あることになる。

更に、立地柄、換金性の非常に高い資産である。

iv　次に、代替宿舎として、新築マンション相場をみる。

既存の宿舎がある目黒区、世田谷区、豊島区は、高級地化が進み、マンション価格も高い。

市区郡名	1LDK-2DK	2LDK-3DK
目黒区	3,593	4,969
世田谷区	2,587	4,056
豊島区	2,392	3,726

（賃貸・不動産情報サイトアットホームのＨＰから）

一方、それ以外の２３区内のマンション価格は、下記のとおりであり、２ＬＤＫ－３ＤＫの平均価格は、２７１６万円である。

市区郡名	1LDK-2DK	2LDK-3DK
江東区	2,817	3,404
杉並区	2,386	3,233
中野区	2,162	3,221
荒川区	2,204	2,811
練馬区	1,914	2,729
北区	2,118	2,716
江戸川区	1,872	2,643
板橋区	1,818	2,473
葛飾区	1,426	2,011
足立区	1,333	1,917
平均	2,005	2,716

（賃貸・不動産情報サイトアットホームのＨＰから）

v　県は、既存の資産価値を利用して、質と同時に量の確保をはかるべきとの観点からは、下記が考えうる。

具体的には、例えば、既存の土地を売却して、新築マンションを購入する。そうすれ

ば、まず、老朽化が進んだ、目白、用賀の宿舎を無償で更新できる。

ただし、仮に、既存の所有地を全部売却して、新築マンションを購入しても、目黒、世田谷、豊島区においては、既存と同じ戸数しか買えない。

しかし、仮に、江東区等の「庶民的」な地区に、平均価格である２７１６万円で、マンション購入した場合、２４戸が購入出来ることから、既往より、７戸増やすことが出来る。

更に、一番安い、足立区、葛飾区で、２０００万円で、マンション購入した場合、３３戸が購入できることから、現状より１６戸増やせ、借り上げ宿舎は解消できる。

vi　よって、東京の宿舎地については、含み益を眠らせることなく、利用して、質と量を同時確保すべきである。

②　東京地区での宿舎（不動産所有）の必要性　【１０】

i　県民の声に対する回答からすると、東京地区においては、宿舎保有の必然性は無い。

即ち、東京地区では、住居供給等に不足はないことから、住宅を探すための期間が短くても、それほど障害があるとは思われない。特に、東京地区では、家具付きの短期滞在マンションも充実していることから、選択肢に困ることは無い。

ii　また、宿舎を廃止すると、後年の経費負担が発生するが、一時的には、６．７億円の現金が入ってくる。

iii　さらに、民間企業では、資産経営から「持たざる経営」に移行する過程で、福利厚生としての住居に関しては、社有の「社宅」の提供を行うより、従業員に居住を自由に選択させ、金銭的サポートのみを提供するスタイルに移行している。

iv　よって、東京の宿舎については、県の資金繰り等を総合的に勘案の上、場合によっては廃止し、全戸借り上げに切り替えることも検討すべきである。

第５　公有財産一覧表　　①　賃貸建物　【県職員向け福利厚生施設・宿舎等】

監査	資産名	種類	住所		金額（千円）	数量延面積	単価（円/㎡）
○	**地方職員共済会館ホテル宍道湖**	**福利厚生施設**	**松江市**	**西線島**	**503,031**	**5,284**	**95,192**
					2,295	**105**	**21,857**
	益田地区幸町　共同住宅	共同住宅	益田市	幸町	493,389	1,821	270,905
○	**島根県職員会館**	**福利厚生施設**	**松江市**	**内中原町**	**482,954**	**3,549**	**136,100**
	益田地区高津　共同住宅	共同住宅	益田市	高津	386,113	1,205	320,540
	浜田地区国分ヶ丘　共同住宅	共同住宅	浜田市	国分町	367,225	1,245	294,991
	大田地区　共同住宅	共同住宅	大田市	長久町	364,428	1,252	291,079
	松江地区東生馬　共同住宅	共同住宅	松江市	東生馬町	346,835	1,190	291,536
	矢上地区　共同住宅	共同住宅	邑智郡	邑南町	333,681	1,239	269,295
	里方　職員宿舎	職員宿舎	雲南市	木次町	327,136	1,496	218,732
	東生馬１号棟　職員宿舎	職員宿舎	松江市	東生馬町	298,121	1,423	209,456
	江津地区渡津　共同住宅	共同住宅	江津市	渡津町	260,546	1,181	220,590
	益田警察署沖田　職員宿舎	職員宿舎	益田市	東町	259,956	1,389	187,137
	出雲地区大社　共同住宅	共同住宅	出雲市	大社町	251,840	1,275	197,458
	高砂第三　職員宿舎	職員宿舎	出雲市	塩冶町	230,721	811	284,560
	天神２号棟　職員宿舎	職員宿舎	出雲市	天神町	221,488	1,836	120,626
	隠岐島後地区下西　共同住宅	共同住宅	隠岐郡	隠岐の島町	220,904	867	254,756
	赤来地区　共同住宅	共同住宅	飯石郡	飯南町	209,360	673	311,214
	県警　春日町職員宿舎	職員宿舎	松江市	春日町	206,853	1,926	107,387
	東光台　職員宿舎	職員宿舎	邑智郡	川本町	203,858	1,585	128,585
	乙吉第三県　職員宿舎	職員宿舎	益田市	乙吉町	189,971	1,310	144,966
	江津地区嘉久志　共同住宅	共同住宅	江津市	嘉久志町	187,237	1,164	160,870
	乙吉第一・第二県　職員宿舎	職員宿舎	益田市	乙吉町	183,906	1,891	97,269
	竹迫２号棟　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	竹迫町	183,571	1,068	171,864
	川本警察署東光台　職員宿舎	職員宿舎	邑智郡	川本町	179,991	1,200	150,008
	天神１号　職員宿舎	職員宿舎	出雲市	天神町	177,675	1,826	97,306
	松江地区川津　共同住宅	共同住宅	松江市	西川津町	175,107	1,326	132,085
	浜田地区笠柄７号棟　共同住宅	共同住宅	浜田市	笠柄町	173,382	1,290	134,419
	横田地区國竹　共同住宅	共同住宅	仁多郡	奥出雲町	172,412	780	221,047
	矢上中野　共同住宅	共同住宅	邑智郡	邑南町	168,894	1,226	137,792
	隠岐島前地区菱浦　共同住宅	共同住宅	隠岐郡	海士町	167,792	956	175,485
	笠柄５号棟　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	笠柄町	166,314	1,565	106,284
	日の出県　職員宿舎	職員宿舎	邑智郡	川本町	162,405	1,828	88,858
	外中原２号棟　職員宿舎	職員宿舎	松江市	外中原町	161,515	1,814	89,053
	川本地区　共同住宅	共同住宅	邑智郡	川本町	160,756	830	193,724
	八田第三　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	隠岐の島町	158,822	1,843	86,175
	大輪町（1～4号棟）　職員宿舎	職員宿舎	松江市	大輪町	158,104	3,318	47,655
	外中原１号棟　職員宿舎	職員宿舎	松江市	外中原町	156,647	1,797	87,162
	隠岐島後地区吉田単身共同住宅	共同住宅	隠岐郡	隠岐の島町	155,777	889	175,275
	益田第二　職員宿舎	職員宿舎	益田市	幸町	153,468	1,859	82,575
	大田仁摩　共同住宅	共同住宅	大田市	仁摩町	151,889	700	216,888
	竹迫１号棟　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	竹迫町	149,806	1,115	134,408
	西津田　職員宿舎	職員宿舎	松江市	西津田	148,977	1,247	119,461
	三刀屋地区梅ヶ丘　共同住宅	共同住宅	雲南市	三刀屋町	147,652	610	241,882
	八田第二　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	隠岐の島町	146,949	1,336	109,973
	浜田警察署竹迫　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	竹迫町	146,219	1,345	108,740
	千鳥２号棟　職員宿舎	職員宿舎	松江市	砂子町	139,213	1,257	110,770
	笠柄４号棟　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	笠柄町	138,529	1,881	73,652
	千鳥１号棟　職員宿舎	職員宿舎	松江市	黒田町	136,841	1,249	109,536
	浜田地区笠柄６号棟　共同住宅	共同住宅	浜田市	笠柄町	135,619	719	188,695
	隠岐島後地区八田　共同住宅	共同住宅	隠岐郡	隠岐の島町	129,037	1,197	107,799
	第2南田町　職員宿舎	職員宿舎	松江市	南田町	127,011	1,523	83,403
	大田警察署日の出　職員宿舎	職員宿舎	大田市	大田町	125,254	1,003	124,864
	八田第二２号棟　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	隠岐の島町	124,878	603	207,218
	高砂第二　職員宿舎	職員宿舎	出雲市	塩冶町	124,682	1,760	70,838
	八田第四　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	隠岐の島町	117,752	921	127,827
	安来警察署内濱　職員宿舎	職員宿舎	安来市	安来町	117,358	974	120,525
	西川津　職員宿舎	職員宿舎	松江市	西川津町	116,783	1,169	99,919
	出雲警察署西平田　職員宿舎	職員宿舎	出雲市	西平田町	111,817	860	130,083
	くにびき　職員宿舎	職員宿舎	松江市	学園南	110,097	1,060	103,846
	江津地区都野津　共同住宅	共同住宅	江津市	都野津町	108,525	434	250,127
	安来地区福井　共同住宅	共同住宅	安来市	東赤江町	108,195	650	166,505
	県警　外中原職員宿舎	職員宿舎	松江市	外中原町	107,903	1,821	59,251
	下西　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	隠岐の島町	107,686	1,048	102,737
	栄町　職員宿舎	職員宿舎	大田市	大田町	107,242	916	117,064
	雲南警察署沖田第１　職員宿舎	職員宿舎	雲南市	掛合町	106,347	944	112,677
	雲雀ヶ丘県　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	原井町	106,335	1,102	96,488
	浜田警察署殿町南　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	殿町	106,298	353	301,478
	出雲警察署北荒木中分職員宿舎	職員宿舎	出雲市	大社町	105,516	1,008	104,650
	浜田警察署笠柄１号　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	笠柄町	104,693	1,314	79,676
	雲南　職員宿舎	職員宿舎	雲南市	木次町	102,672	1,238	82,966
	隠岐の島警察署有木　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	隠岐の島町	101,291	986	102,719
	西ノ島　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	西ノ島町	100,239	1,110	90,274
	江津警察署高角　職員宿舎	職員宿舎	江津市	嘉久志町	98,857	981	100,770
	浜田警察署笠柄２号　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	笠柄町	98,546	1,325	74,361
	菅田町１号棟　職員宿舎	職員宿舎	松江市	菅田町	96,823	1,475	65,632
	三成　職員宿舎	職員宿舎	仁多郡	奥出雲町	96,794	433	223,708
	浜田地区国分単身　共同住宅	共同住宅	浜田市	国分町	96,666	749	129,055
	大田警察署小浜　職員宿舎	職員宿舎	大田市	温泉津町	94,970	464	204,553
○	**用賀　職員宿舎**	**職員宿舎**	**世田谷区**	**用賀**	**94,599**	**858**	**110,268**
	吉賀地区抜月　共同住宅	共同住宅	鹿足郡	吉賀町	94,293	613	153,752
	出雲地区天神　共同住宅	共同住宅	出雲市	天神町	93,398	1,106	84,439
	出雲警察署天神町１号職員宿舎	職員宿舎	出雲市	天神町	91,910	1,118	82,183
	益田地区矢田単身　共同住宅	共同住宅	益田市	東町	91,412	635	144,013
	県警浜乃木　職員宿舎	職員宿舎	松江市	浜乃木	90,284	1,150	78,480
	県警古志原　職員宿舎	職員宿舎	松江市	古志原町	89,745	919	97,625
	旭ヶ丘寮	寮	益田市	東町	86,748	890	97,450
	綿田　職員宿舎	職員宿舎	大田市	大田町	85,233	1,186	71,870
	県警淞北台１号　職員宿舎	職員宿舎	松江市	淞北台	85,211	1,129	75,452
	津和野地区片河　共同住宅	共同住宅	鹿足郡	津和野町	83,761	449	186,583
	津和野地区　職員宿舎	職員宿舎	鹿足郡	津和野町	82,125	955	85,961
	古志原１号棟　職員宿舎	職員宿舎	松江市	古志原	80,628	818	98,560
	古志原２号棟　職員宿舎	職員宿舎	松江市	古志原	79,546	798	99,717
	栄町２号棟　職員宿舎	職員宿舎	大田市	大田町	79,545	444	179,228
	菅田町２号棟　職員宿舎	職員宿舎	松江市	菅田町	78,645	1,160	67,788
	笠柄３号棟　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	笠柄町	77,377	931	83,097
	雲南警察署新市　職員宿舎	職員宿舎	雲南市	木次町	76,271	920	82,940
	出雲警察署天神町２号職員宿舎	職員宿舎	出雲市	天神町	75,422	1,135	66,475
	県警淞北台２号　職員宿舎	職員宿舎	松江市	淞北台	73,815	841	87,804
	三島寮	寮	邑智郡	川本町	73,042	839	87,032
	県警南田町　職員宿舎	職員宿舎	松江市	南田町	72,506	825	87,865
	県警綾島　職員宿舎	職員宿舎	松江市	西嫁島	70,994	1,076	65,970
	県警西嫁島　職員宿舎	職員宿舎	松江市	西嫁島	70,149	757	92,614
	横田地区落合　共同住宅	共同住宅	仁多郡	奥出雲町	70,065	438	159,875
	益田警察署下本郷　職員宿舎	職員宿舎	益田市	下本郷町	68,709	891	77,075
	出雲警察署天神町北　職員宿舎	職員宿舎	出雲市	天神町	67,247	491	136,881
	益田　職員宿舎	職員宿舎	益田市	幸町	64,413	1,018	63,301
	汐入３号棟　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	熟田町	64,194	844	76,030
	外中原３号棟　職員宿舎	職員宿舎	松江市	外中原町	63,976	467	137,026
	城西１号棟　職員宿舎	職員宿舎	松江市	内中原町	63,704	1,129	56,444

監査	資産名	種類	住所		金額（千円）	数量延面積	単価（円/㎡）
	菅田山崎　職員宿舎	職員宿舎	松江市	菅田町	63,413	442	143,572
	八田第一　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	隠岐の島町	62,932	940	66,945
	大阪地区豊中県　職員宿舎	職員宿舎	豊中市	曽根西町	61,962	589	105,249
	津和野警察署町田　職員宿舎	職員宿舎	鹿足郡	津和野町	61,863	652	94,859
	安来警察署和田　職員宿舎	職員宿舎	安来市	黒井田町	61,509	808	76,084
	長沢寮	寮	浜田市	長沢町	61,357	793	77,381
	奥谷県職員宿舎（世帯用）	職員宿舎	松江市	奥谷町	60,008	453	132,483
	益田警察署東町　職員宿舎	職員宿舎	益田市	東町	59,232	877	67,504
	出雲警察署大津新崎東職員宿舎	職員宿舎	出雲市	大津新崎町	58,853	942	62,456
	益田警察署幸町　職員宿舎	職員宿舎	益田市	幸町	58,008	983	59,018
	浜田警察署桜ヶ丘南　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	下府町	56,761	909	62,456
	高砂　職員宿舎	職員宿舎	出雲市	塩冶町	56,472	983	57,440
	出雲警察署大津新崎　職員宿舎	職員宿舎	出雲市	大津新崎町	55,881	925	60,431
	浜田警察署殿町　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	殿町	54,182	776	69,837
	しまね国際研修館		松江市	東津田町	52,230	1,016	51,418
	石畑　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	西ノ島町	50,246	715	70,254
	松江地区山代（２号棟）共同住宅	共同住宅	松江市	山代町	47,392	1,123	42,207
	晴海寮	寮	隠岐郡	隠岐の島町	46,033	623	73,931
	元金城牧場元谷団地	元谷団地	那賀郡	金城町	44,708	11,021	4,057
	県警内中原　職員宿舎	職員宿舎	松江市	内中原町	44,118	491	89,848
	南田町３号棟　職員宿舎	職員宿舎	松江市	南田町	41,149	981	41,925
	知事宿舎	知事宿舎	松江市	北堀町	40,876	342	119,632
	松江地区山代１号棟　共同住宅	共同住宅	松江市	山代町	38,780	1,452	26,716
	別府寮	寮	隠岐郡	西ノ島町	37,762	501	75,346
	県警黒田町２号　職員宿舎	職員宿舎	松江市	黒田町	37,290	633	58,941
	汐入　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	熟田町	37,152	1,487	24,978
○	**東山県　職員宿舎**	**職員宿舎**	**目黒区**	**東山**	**36,750**	**180**	**204,087**
	南田町２号棟　職員宿舎	職員宿舎	松江市	南田町	36,072	983	36,695
	奥谷県職員宿舎２号棟（単身用）	職員宿舎	松江市	奥谷町	35,652	203	175,755
	浜田警察署桜ヶ丘2号　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	下府町	35,513	619	57,335
	県警浜佐田　職員宿舎	職員宿舎	松江市	浜佐田町	34,369	928	37,034
	県警内中原南　寮	寮	松江市	内中原町	33,419	604	55,307
	石震寮	寮	浜田市	殿町	32,905	493	66,730
	雲南警察署共和　職員宿舎	職員宿舎	雲南市	木次町	32,257	435	74,173
	隠岐水産高学唐井１号共同住宅	共同住宅	隠岐郡	隠岐の島町	29,537	475	62,194
	県職員宿舎紫雲寮	寮	松江市	内中原町	27,741	679	40,839
	大田警察署山崎　職員宿舎	職員宿舎	大田市	大田町	27,359	719	38,031
	雲南警察署里方　職員宿舎	職員宿舎	雲南市	木次町	24,727	510	48,488
	出雲地区大津　共同住宅	共同住宅	出雲市	大津新崎町	24,666	616	40,014
	城西２号棟　職員宿舎	職員宿舎	松江市	内中原町	24,452	1,021	23,940
	浜田地区汐入　共同住宅	共同住宅	浜田市	熟田町	24,320	625	38,912
	赤名　職員宿舎	職員宿舎	飯石郡	飯南町	23,317	303	76,850
	鷺原第二　職員宿舎	職員宿舎	鹿足郡	津和野町	22,733	224	101,279
	益田地区旭ヶ丘　共同住宅	共同住宅	益田市	東町	22,303	727	30,676
	浦郷警察署由良南　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	西ノ島町	21,944	259	84,736
	広瀬殿町県　職員宿舎	職員宿舎	安来市	広瀬町	21,788	212	102,832
	清心寮	寮	浜田市	殿町	20,884	279	74,824
	隠岐水産高学唐井２号共同住宅）	同住宅）	隠岐郡	隠岐の島町	20,846	234	89,230
	大田警察署長久　職員宿舎	職員宿舎	大田市	長久町	19,488	275	70,845
	大田警察署　署長宿舎	署長宿舎	大田市	大田町	18,932	118	160,932
	隠岐の島警察署日記　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	隠岐の島町	18,467	253	72,946
	松江地区大庭　共同住宅	共同住宅	松江市	古志原	18,096	345	52,426
	県警黒田町３号　職員宿舎	職員宿舎	松江市	黒田町	17,899	246	72,763
	大田警察署大田　職員宿舎	職員宿舎	大田市	大田町	17,618	254	69,463
	川本警察署　署長宿舎	署長宿舎	邑智郡	川本町	17,334	108	160,115
	江津警察署新川北　職員宿舎	職員宿舎	江津市	嘉久志町	16,669	242	68,920
	平田高等学校牧戸　職員住宅	職員住宅	出雲市	東福町	14,532	135	107,820
	出雲警察署北荒木　職員宿舎	職員宿舎	出雲市	大社町	13,175	225	58,540
	隠岐島前高等学校　校長住宅	校長住宅	隠岐郡	海士町	12,801	90	142,645
	浜田高等学校（黒川平屋住宅）	屋住宅）	浜田市	黒川町	12,431	299	41,528
	津和野高校桂川住宅	職員住宅	鹿足郡	津和野町	11,955	141	84,992
	顧原１・２号　職員宿舎	職員宿舎	飯石郡	飯南町	11,941	112	106,265
	浜田警察署緑ヶ丘　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	長沢町	11,830	310	38,159
	出雲養護学校　共同住宅	共同住宅	出雲市	神西沖町	11,224	180	62,366
	県警砂子町　職員宿舎	職員宿舎	松江市	砂子町	10,944	110	99,346
	安来警察署　署長宿舎	署長宿舎	安来市	今津町	10,054	115	87,662
	隠岐高等学校　校長住宅	校長住宅	隠岐郡	隠岐の島町	9,328	90	103,968
	浜田警察署　署長宿舎	署長宿舎	浜田市	殿町	9,044	114	79,306
	出雲商業高校長者原共同住宅	共同住宅	出雲市	大津町	8,789	190	46,338
	江津工業高等学校　校長住宅	校長住宅	江津市	江津町	8,506	86	98,769
	津和野高校桂川住宅	職員住宅	鹿足郡	津和野町	8,403	117	71,888
	浜田高等学校黒川　共同住宅	共同住宅	浜田市	黒川町	8,148	121	67,562
	松江内中原　校長住宅	校長住宅	松江市	内中原町	8,004	172	46,616
	隠岐の島警察署　署長宿舎	署長宿舎	隠岐郡	隠岐の島町	7,873	133	59,018
	松江淞北台　校長住宅	校長住宅	松江市	淞北台	7,616	89	85,171
	益田警察署　署長宿舎	署長宿舎	益田市	乙吉町	7,479	107	69,891
	出雲警察署　署長宿舎	署長宿舎	出雲市	塩冶有原町	6,877	137	50,348
	津和野警察　署長宿舎	署長宿舎	鹿足郡	津和野町	6,854	106	64,466
	南田町県５号　職員宿舎	職員宿舎	松江市	南田町	6,829	131	52,050
	江津警察署新川職員宿舎	職員宿舎	江津市	嘉久志町	6,815	252	27,000
	江津警察署新川職員宿舎	職員宿舎	江津市	嘉久志町	6,760	221	30,530
	隠岐養護学校　校長住宅	校長住宅	隠岐郡	隠岐の島町	5,869	90	64,887
	邑智高校教職員住宅	職員住宅	邑智郡	美郷町	5,484	113	48,347
	石見養護学校　校長住宅	校長住宅	邑智郡	邑南町	5,306	89	59,338
	松江西嫁島　校長住宅	校長住宅	松江市	西嫁島	4,588	78	59,025
	南田町１号棟　職員宿舎	職員宿舎	松江市	南田町	4,575	997	4,590
	出雲養護学校　校長住宅	校長住宅	出雲市	神西沖町	4,379	86	51,186
	大田高等学校　校長住宅	校長住宅	大田市	大田町	4,353	86	50,563
	浜田警察署桜ヶ丘１号職員宿舎	職員宿舎	浜田市	下府町	3,862	442	8,729
	浜田高等学校　校長住宅	校長住宅	浜田市	相生町	3,711	86	43,091
	出雲農林高等学校　校長住宅	校長住宅	出雲市	松寄下町	3,206	85	37,900
	浦郷警察署　署長宿舎	署長宿舎	隠岐郡	西ノ島町	3,183	89	35,568
	松江乃木福富　校長住宅	校長住宅	松江市	乃木福富町	3,167	86	36,881
	邑智高校教職員	職員住宅	邑智郡	美郷町	2,838	100	28,457
	三刀屋高校掛合分校職員住宅	職員住宅	雲南市	掛合町	2,701	56	48,431
	松江芝床　校長住宅	校長住宅	松江市	上乃木	2,367	93	25,573
	出雲商業高等学校　校長住宅	校長住宅	出雲市	大津町	1,582	86	18,415
	天神　職員宿舎	職員宿舎	出雲市	天神町	1,417	25	57,837
	邑智高校教職員住宅	職員住宅	邑智郡	美郷町	993	99	9,993
	邑智高等学校　校長住宅	校長住宅	邑智郡	美郷町	894	85	10,497
	津和野高等学校　校長住宅	校長住宅	鹿足郡	津和野町	827	85	9,705
○	**目白　職員宿舎**	**職員宿舎**	**豊島区**	**目白**	**784**	**76**	**10,297**
	三瓶青少年交流の家専用施設	専用施設	大田市	山口町	601	23	26,581
	県職員宿舎紫雲寮	寮	松江市	内中原町	197	10	20,106
	津和野警察署片河　職員宿舎	職員宿舎	鹿足郡	津和野町	0	979	0
	下赤名　職員宿舎	職員宿舎	飯石郡	飯南町	0	1,325	0
	雲南警察署寺町　職員宿舎	職員宿舎	仁多郡	奥出雲町	0	594	0
	雲南警察署大正町　職員宿舎	職員宿舎	仁多郡	奥出雲町	0	260	0
	浦郷警察署由良第一　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	西ノ島町	0	611	0
					18,818,730	184,086	21,592,262

第５　公有財産一覧表　　②　賃貸土地　　【県職員向け福利厚生施設・宿舎等】

監査	資産名称	種類	住所		金額（千円）	数量（㎡）	単価（千円/㎡）
○	**地方職員共済会館　ホテル宍道湖**	**福利厚生施設**	**松江市**	**西嫁島**	**2,031,681**	**19,331**	**105**
	東生馬　職員宿舎	職員宿舎	松江市	東生馬町	380,247	7,889	48
○	**用賀県　職員宿舎**	**職員宿舎**	**世田谷区**	**用賀**	**352,276**	**926**	**381**
	国立島根医科大学関連用地	関連用地	出雲市	塩冶町	339,537	12,575	27
	大輪町　職員宿舎　1～4号棟	職員宿舎	松江市	大輪町	328,352	6,812	48
	松江地区山代　共同住宅	共同住宅	松江市	山代町	224,700	4,662	48
	菅田町　職員宿舎（1、２号棟）	職員宿舎	松江市	菅田町	211,838	4,395	48
	益田地区幸町　共同住宅	共同住宅	益田市	幸町	201,679	3,935	51
	外中原　職員宿舎１号棟、２号棟	職員宿舎	松江市	外中原町	184,676	3,831	48
	高砂県　職員宿舎	職員宿舎	出雲市	塩冶町	181,063	6,706	27
	笠柄県　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	笠柄町	178,889	6,482	28
	大阪地区豊中　職員宿舎	職員宿舎	大阪府豊中市	曽根西町	171,237	914	187
	県警淞北台　職員宿舎１号	職員宿舎	松江市	淞北台	167,112	3,467	48
	くにびき県　職員宿舎	職員宿舎	松江市	学園南	155,726	3,231	48
	城西　職員宿舎	職員宿舎	松江市	内中原町	152,772	3,170	48
	県警春日町　職員宿舎	職員宿舎	松江市	春日町	148,994	3,091	48
	南田町　職員宿舎　１～３号棟	職員宿舎	松江市	南田町	137,480	2,852	48
	出雲地区大社　共同住宅	共同住宅	出雲市	大社町	135,017	5,001	27
	長沢寮	寮	浜田市	長沢町	126,914	4,598	28
	古志原　職員宿舎	職員宿舎	松江市	古志原町	125,286	2,599	48
	天神県　職員宿舎	職員宿舎	出雲市	天神町	125,258	4,639	27
	県警黒田町　職員宿舎2号	職員宿舎	松江市	黒田町	120,004	2,490	48
	浜田警察署笠柄　職員宿舎1号	職員宿舎	浜田市	笠柄町	118,314	4,287	28
	知事　宿舎	職員宿舎	松江市	北堀町	117,348	2,435	48
	県警外中原　職員宿舎	職員宿舎	松江市	外中原町	116,804	2,423	48
	竹迫県　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	竹迫町	113,032	4,095	28
	汐入　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	熱田町	109,860	3,980	28
	千鳥県　職員宿舎	職員宿舎	松江市	黒田町	107,875	2,238	48
	浜田地区笠柄　共同住宅	共同住宅	浜田市	笠柄町	96,398	3,493	28
○	**東山　職員宿舎**	**職員宿舎**	**目黒区**	**東山**	**95,708**	**218**	**440**
	別府寮	寮	隠岐郡	西ノ島町	93,968	4,214	22
	益田県　職員宿舎	職員宿舎	益田市	幸町	89,822	3,495	26
	第2南田町　職員宿舎	職員宿舎	松江市	南田町	89,653	1,860	48
	大田地区　共同住宅	共同住宅	大田市	長久町	84,692	2,856	30
	松江地区川津　共同住宅	共同住宅	松江市	西川津町	83,145	1,725	48
	下西　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	隠岐の島町	79,245	5,113	15
	栄町　職員宿舎	職員宿舎	大田市	大田町	79,089	2,756	29
	横田地区國竹　共同住宅	共同住宅	仁多郡	奥出雲町	78,951	4,245	19
	西津田県　職員宿舎	職員宿舎	松江市	西津田	78,714	1,633	48
	西川津県　職員宿舎	職員宿舎	松江市	西川津町	78,519	1,629	48
	益田警察署沖田　職員宿舎	職員宿舎	益田市	東町	77,945	3,033	26
	出雲警察署天神町　職員宿舎１号	職員宿舎	出雲市	天神町	76,804	2,845	27
	安来警察署和田　職員宿舎	職員宿舎	安来市	黒井田町	76,052	3,104	24
	県警浜佐田　職員宿舎	職員宿舎	松江市	浜佐田町	74,388	1,543	48
	県警古志原　職員宿舎	職員宿舎	松江市	古志原町	71,969	1,516	47
	浜田地区国分ヶ丘　共同住宅	共同住宅	浜田市	国分町	71,372	2,586	28
	綿田　職員宿舎	資産名称	大田市	大田町	70,087	2,442	29
	出雲地区天神　共同住宅	共同住宅	出雲市	天神町	69,772	2,584	27
	県警嫁島　職員宿舎	職員宿舎	松江市	西嫁島	69,456	1,441	48
	益田地区高津　共同住宅	共同住宅	益田市	高津	68,629	2,670	26
	日の出県　職員宿舎	職員宿舎	邑智郡	川本町	66,106	3,982	17
	県職員宿舎紫雲寮	寮	松江市	内中原町	64,009	1,328	48
	乙吉第三県　職員宿舎	職員宿舎	益田市	乙吉町	63,244	2,461	26
	海上地区県有地	区県有地	出雲市	塩冶有原町	62,360	1,070	58
	江津地区渡津　共同住宅	共同住宅	江津市	渡津町	61,085	2,739	22
	県警内中原南寮	寮	松江市	内中原町	60,589	1,257	48
	浜田地区国分単身　共同住宅	共同住宅	浜田市	国分町	59,340	2,150	28
	乙吉第一・第二　県職員宿舎	職員宿舎	益田市	乙吉町	57,115	2,223	26
	大田仁摩　共同住宅	共同住宅	大田市	仁摩町	56,280	1,961	29
	益田第二県　職員宿舎	職員宿舎	益田市	幸町	53,165	2,069	26
	奥谷　職員宿舎	職員宿舎	松江市	奥谷町	52,806	1,096	48
	県警南田町　職員宿舎	職員宿舎	松江市	南田町	52,221	1,083	48
	大田警察署日の出　職員宿舎	職員宿舎	大田市	大田町	51,661	1,800	29
	菅田山崎　職員宿舎	職員宿舎	松江市	菅田町	51,339	1,065	48
	八田第三　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	隠岐の島町	50,189	3,238	16
	浜田警察署桜ヶ丘　職員宿舎１号	職員宿舎	浜田市	下府町	50,122	1,816	28
	津和野　住宅予定地	職員宿舎	鹿足郡	津和野町	49,911	2,133	23
	浜田警察署竹迫　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	竹迫町	48,434	1,755	28
	雲雀ヶ丘県　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	原井町	48,360	1,752	28
	矢上地区　共同住宅	共同住宅	邑智郡	邑南町	47,764	2,540	19
	大田警察署山崎　職員宿舎	職員宿舎	大田市	大田町	47,114	1,642	29
	出雲警察署大津新崎　職員宿舎	職員宿舎	出雲市	大津新崎町	46,901	1,737	27
	旭ヶ丘寮	寮	益田市	東町	46,833	1,822	26
	江津地区嘉久　志共同住宅	共同住宅	江津市	嘉久志町	46,334	2,078	22
	東光台　職員宿舎	職員宿舎	邑智郡	川本町	46,279	2,788	17
	安来警察署内濱　職員宿舎	職員宿舎	安来市	安来町	45,394	1,853	24
	江津警察署新川職員宿舎１～４号	職員宿舎	江津市	嘉久志町	45,148	2,025	22
	出雲警察署北荒木中分職員宿舎	職員宿舎	出雲市	大社町	44,274	1,640	27
	津和野地区　職員宿舎	職員宿舎	鹿足郡	津和野町	44,164	1,887	23
	県警西嫁島　職員宿舎	職員宿舎	松江市	西嫁島	44,152	916	48
	益田警察署下本郷　職員宿舎	職員宿舎	益田市	下本郷町	43,708	1,701	26
	八田第二　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	隠岐の島町	42,330	2,731	15
	県警内中原　職員宿舎	職員宿舎	松江市	内中原町	41,743	866	48
	出雲警察署西平田　職員宿舎	職員宿舎	出雲市	西平田町	41,526	1,538	27
	津和野警察署町田　職員宿舎	職員宿舎	鹿足郡	津和野町	40,513	1,731	23
	津和野警察署片河　職員宿舎	職員宿舎	鹿足郡	津和野町	40,139	1,715	23
	江津警察署高角　職員宿舎	職員宿舎	江津市	嘉久志町	39,091	1,753	22
	雲南警察署新市　職員宿舎	職員宿舎	雲南市	木次町	38,280	2,518	15

監査	資産名称	種類	住所		金額（千円）	数量（㎡）	単価（千円/㎡）
○	**目白　職員宿舎**	**職員宿舎**	**豊島区**	**目白**	**38,168**	**114**	**335**
	八田第一　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	隠岐の島町	37,821	2,440	15
	浜田警察署桜ヶ丘南　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	下府町	37,322	1,352	28
	西ノ島県　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	西ノ島町	35,469	1,591	22
	赤来地区　共同住宅	共同住宅	飯石郡	飯南町	35,215	2,652	13
	江津地区都野津　共同住宅	共同住宅	江津市	都野津町	35,008	1,570	22
	里方　職員宿舎	職員宿舎	雲南市	木次町	34,789	2,289	15
	益田警察署東町　職員宿舎	職員宿舎	益田市	東町	34,552	1,344	26
	外中原町３号棟　職員宿舎	職員宿舎	松江市	外中原町	33,142	688	48
	益田警察署幸町　職員宿舎	職員宿舎	益田市	幸町	33,042	1,286	26
	下赤名　職員宿舎	職員宿舎	飯石郡	飯南町	31,688	4,011	8
	出雲警察署天神町北　職員宿舎	職員宿舎	出雲市	天神町	30,305	1,122	27
	湖陵病院　医師宿舎	医師宿舎	出雲市	天神町	29,808	1,104	27
	川本警察署東光台　職員宿舎	職員宿舎	邑智郡	川本町	29,476	1,776	17
	松江西嫁島　校長住宅	校長住宅	松江市	西嫁島	28,520	592	48
	大田警察署長久　職員宿舎	職員宿舎	大田市	長久町	28,458	992	29
	隠岐の島警察署有木　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	隠岐の島町	28,339	1,828	15
	出雲警察署北荒木　職員宿舎	職員宿舎	出雲市	大社町	28,274	1,047	27
	益田地区矢田単身　共同住宅	共同住宅	益田市	東町	28,168	1,112	25
	川本地区　共同住宅	共同住宅	邑智郡	川本町	28,084	1,692	17
	三島寮	寮	邑智郡	川本町	27,903	1,681	17
	隠岐島後地区吉田単身共同住宅	共同住宅	隠岐郡	隠岐の島町	27,241	1,758	15
	益田地区旭ヶ丘　共同住宅	共同住宅	益田市	東町	26,909	1,047	26
	津和野地区片河　共同住宅	共同住宅	鹿足郡	津和野町	26,579	1,136	23
	東光台第二　職員宿舎	職員宿舎	邑智郡	川本町	26,560	1,600	17
	安来地区福井　共同住宅	共同住宅	安来市	東赤江町	25,166	1,027	24
	隠岐島後地区八田　共同住宅	共同住宅	隠岐郡	隠岐の島町	25,051	1,616	15
	浦郷警察署由良第一　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	西ノ島町	24,544	1,101	22
	松江芝床　校長住宅	校長住宅	松江市	上乃木	23,859	495	48
	出雲地区大津　共同住宅	共同住宅	出雲市	大津新崎町	23,751	880	27
	出雲警察署大津新崎東職員宿舎	職員宿舎	出雲市	大津新崎町	23,508	871	27
	三成　職員宿舎	職員宿舎	仁多郡	仁多町	23,223	1,249	19
	津和野高等学校桂川　住宅	職員宿舎	鹿足郡	津和野町	22,642	968	23
	出雲空港整備事業用地	事業用地	出雲市	斐川町	22,099	759	29
	雲南　職員宿舎	職員宿舎	雲南市	木次町	20,762	1,366	15
	大田警察署小浜　職員宿舎	職員宿舎	邇摩郡	温泉津町	20,490	714	29
	雲南警察署沖田第１　職員宿舎	職員宿舎	雲南市	掛合町	20,291	1,335	15
	県警砂子町　職員宿舎	職員宿舎	松江市	砂子町	20,267	420	48
	松江地区大庭　共同住宅	共同住宅	松江市	古志原	20,238	420	48
	鷺原第二　職員宿舎	職員宿舎	鹿足郡	津和野町	19,702	842	23
	清心寮	寮	浜田市	殿町	19,449	705	28
	広瀬殿町県　職員宿舎	職員宿舎	安来市	広瀬町	19,083	779	24
	吉賀地区抜月　共同住宅	共同住宅	鹿足郡	吉賀町	19,067	1,362	14
	浜田地区汐入　共同住宅	共同住宅	浜田市	熱田町	18,948	687	28
	浜田警察署　署長宿舎	署長宿舎	浜田市	殿町	18,940	686	28
	隠岐水産高等学校唐井共同住宅	共同住宅	隠岐郡	隠岐の島町	18,825	1,215	15
	雲南警察署寺町　職員宿舎	職員宿舎	仁多郡	奥出雲町	18,739	1,007	19
	南田町　職員宿舎　５号	職員宿舎	松江市	南田町	18,475	383	48
	石雲寮	寮	浜田市	殿町	18,236	661	28
	浜田警察署殿町南　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	殿町	17,996	652	28
	雲南警察署里方　職員宿舎	職員宿舎	雲南市	木次町	17,100	1,125	15
	三刀屋地区梅ヶ丘　共同住宅	共同住宅	雲南市	三刀屋町	16,969	1,117	15
	大田警察署大田　職員宿舎	職員宿舎	大田市	大田町	16,235	566	29
	雲南警察署共和　職員宿舎	職員宿舎	雲南市	木次町	15,917	1,047	15
	雲南警察署大正町　職員宿舎	職員宿舎	仁多郡	奥出雲町	15,630	840	19
	横田地区落合　共同住宅	共同住宅	仁多郡	奥出雲町	13,950	750	19
	矢上中野　共同住宅	共同住宅	邑智郡	邑南町	13,544	2,336	6
	松江内中原　校長住宅	校長住宅	松江市	内中原町	13,536	281	48
	南田町　職員宿舎　第２駐車場	職員宿舎	松江市	南田町	12,951	269	48
	平田高等学校牧戸　住宅	職員宿舎	出雲市	東福町	12,557	465	27
	隠岐島前高等学校	高等学校	隠岐郡	海士町	12,451	1,537	8
	出雲警察署　署長宿舎	署長宿舎	出雲市	塩冶有原町	12,330	457	27
	松江淞北台　校長住宅	校長住宅	松江市	淞北台	11,607	241	48
	大田警察署　署長宿舎	署長宿舎	大田市	大田町	11,480	400	29
	浦郷警察署由良南　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	西ノ島町	11,083	497	22
	浜田警察署緑ヶ丘　職員宿舎	職員宿舎	浜田市	長沢町	11,000	399	28
	益田警察署　署長宿舎	署長宿舎	益田市	乙吉町	10,705	417	26
	浜田高等学校　校長住宅	校長住宅	浜田市	相生町	10,652	386	28
	安来警察署　署長宿舎	所長宿舎	安来市	今津町	9,802	400	24
	出雲農林高等学校　校長住宅	校長住宅	出雲市	松寄下町	9,450	350	27
	隠岐の島警察署日記　職員宿舎	職員宿舎	隠岐郡	隠岐の島町	9,145	590	15
	浜田成人病予防センター医師住宅	医師住宅	浜田市	殿町	9,123	331	28
	津和野警察　署長宿舎	署長宿舎	鹿足郡	津和野町	8,624	369	23
	浦郷警察署　署長宿舎	署長宿舎	隠岐郡	西ノ島町	7,601	341	22
	赤名県　職員宿舎	職員宿舎	飯石郡	飯南町	7,419	939	8
	江津工業高等学校　校長住宅	校長住宅	江津市	江津町	7,042	316	22
	松江乃木福富　校長住宅	校長住宅	松江市	乃木福富町	6,851	142	48
	三刀屋高等学校掛合分校　住宅	職員宿舎	雲南市	掛合町	5,264	346	15
	隠岐の島警察署　署長宿舎	署長宿舎	隠岐郡	隠岐の島町	4,925	318	15
	大田高等学校　校長住宅	校長住宅	大田市	大田町	4,830	168	29
	邑智高等学校　校長住宅	校長住宅	邑智郡	美郷町	3,636	449	8
	隠岐高等学校　校長住宅	校長住宅	隠岐郡	隠岐の島町	3,630	234	15
	矢上高等学校寄宿舎明渓寮	寮	邑智郡	邑南町	3,573	616	6
	邑智高等学校　職員住宅５．６号	職員宿舎	邑智郡	美郷町	3,456	427	8
	頓原１・２号県　職員宿舎	職員宿舎	飯石郡	飯南町	3,167	401	8
	隠岐養護学校　校長住宅	校長住宅	隠岐郡	隠岐の島町	2,487	160	15
	石見養護学校　校長住宅	校長住宅	邑智郡	邑南町	1,961	338	6
	北田町堀川埋立地	川埋立地	松江市	北田町外	27	415	0
					12,164,273	343,316	35

第５　公有財産一覧表　③その他の賃貸・売却予定等の資産

監査対象	資産名称	住所		金額（千円）		数量（㎡）
○	元　隠岐空港	隠岐郡	隠岐の島町	7,056,498	409,914	26,447
		隠岐郡	隠岐の島町		3,611,056	232,974
		隠岐郡	隠岐の島町		2,229,892	143,868
		隠岐郡	隠岐の島町		805,636	51,977
	鳥ヶ崎園地	八束郡	玉湯町	3,443,676	3,443,676	32,766
○	東京南青山県有地	東京都渋谷区	東四丁目	3,330,501	1,414,934	1,320
		東京都港区	南青山		1,915,567	1,482
	環境保健公社整備用地	松江市	古志原	800,706	800,706	7,619
	出雲空港　整備事業	出雲市	斐川町	533,552	378,467	13,006
		出雲市	斐川町		9,691	333
		出雲市	斐川町		145,394	4,996
	島根県育英会 大阪学生会館	大阪府吹田市		293,879	293,879	1,627
	しまね国際研修館	松江市	東津田町	86,558	86,558	1,796
	日本赤十字社島根県支部敷地	松江市	内中原町	86,034	86,034	819
	松江刑務所移転用地	松江市	西川津町	78,130	78,130	1,621
	島根県庁舎附属地	松江市	殿町	46,674	46,674	444
	東光台県有地	松江市	東津田町	36,950	36,950	767
	西持田町県有地	松江市	西持田町	738	738	15
	県立松江東高校通学路	松江市	西川津町	33	33	544
	松江市西川津町　県有地進入道路	松江市	西川津町	32	32	568
	県立盲学校進入路	松江市	西浜佐陀町	29	29	476
	浜田合庁前県有地	浜田市	片庭町	9	9	141
	島根県育英会	大阪府	吹田市	7	7	109
					15,794,006	525,714

ご参考：　県の台帳価格について

県の資料による

台　帳　価　格　　改　定

Ⅰ．土　地

１．算定式　改定価格　＝　時価単価　×　地積

（１）時価単価　平成１８年島根県地価調査のデータを採用。
・宅　地　市町村別（２１）×用途別（住宅地、商業地）＝４２種類の単価
・山林等　県内一律＝１種類の単価
※県外物件は、固定資産税評価額に基づいて口座ごとに単価設定する。

（２）用途区分
口座を住宅地、商業地、山林等の３種類に区分する。

【区分の考え方】
住宅地：宿舎、県営住宅、学校、福祉施設、駐在所、空港、港湾、廃道廃川敷地
商業地：庁舎、公の施設、交番
山林等：県有林、県民の森、自然公園、農業技術センター等の山林、都市公園、河川周辺施設、防災行政無線局敷地、現況道路

Ⅱ．建　物

１．算定式
（１）台帳価格があるもの
改定価格　＝　台帳価格　×　経年残存率　×　新営予算単価変動率

（２）台帳価格がないもの
改定価格　＝　再建築単価　×　延べ床面積　×　経年残存率

２．再建築単価および経年残存率
一般的に再建築単価および経年残存率は建物の種目、構造によって決まるが、全ての種目、構造に対して再建築単価および経年残存率を設定することは量が膨大で困難なため、類似する種目、構造をそれぞれ類型化し、各類型ごとに再建築単価および経年残存率を設定する。

【類型化】
種目：事務所建、住宅建、雑屋建に類型化
構造：鉄筋コンクリート、鉄骨造、コンクリートブロック、木造に類型化

⇨３種目×４構造＝１２種類の再建築単価および経年残存率を設定

第６　　監査の指摘事項・意見　－　県が賃借する資産　－

○　　概要

県は、行政目的達成のため、不動産等を賃借りしている。
ただし、賃料については、特に条例等の定めはない。

○　　監査要件

以上より、県が、賃借する場合の賃借料について、妥当かについて、総合的に、監査した。

【監査要点】
①　賃借料が高すぎるのではないか
②　賃料支出をするだけの行政目的があるのか

【１】 島根イン青山

1　概要

賃借料	２．０億円／年
賃貸人	民間不動産会社（株式会社新都市ライフ）
目的	ホテル

島根イン青山（以下、「当施設」という。）は、「島根県民が東京都内で安心して宿泊できる宿泊施設」を保有するとの行政目的により、昭和 62 年から運営されているホテル（宿泊室（４８室・定員６６名）、レストラン、会議室）である。

なお、(独)都市再生機構及び(株)新都市ライフが、県が当地に保有していた「島根会館」の跡地を賃借し、両者が底地上にビルを建設し、県がその一部を賃借し、当施設を運営しているものである。

①　立地

②　　構造

賃貸ビル「コラム南青山」（総床面積）

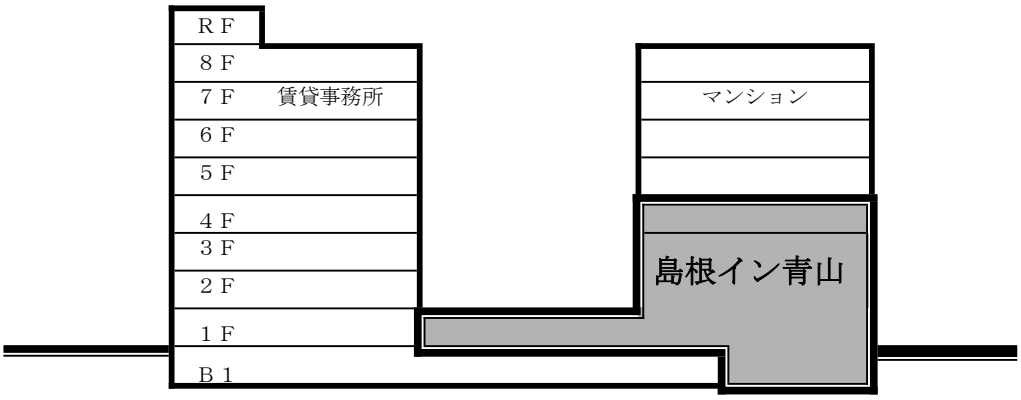

エントランス部分（島根イン青山のＨＰから）

２　契約関係

（１）　構造

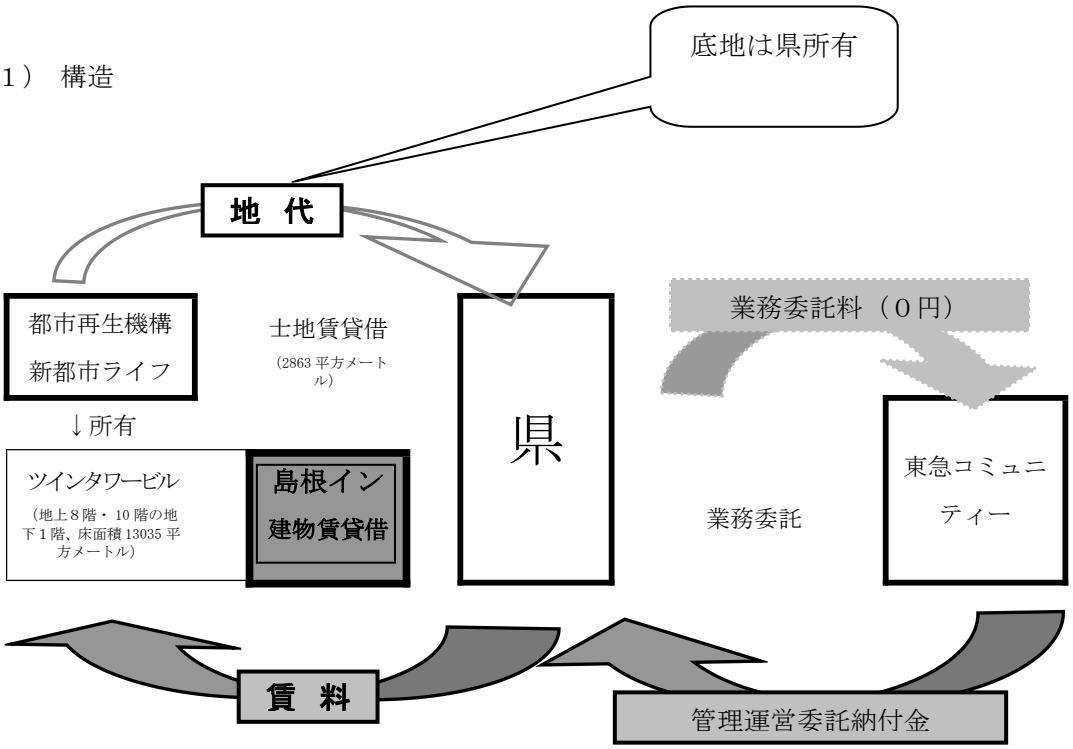

（２）　賃貸条件

賃貸人	（株）新都市ライフ	
契約日	昭和 62 年 7 月 31 日	
期間	35 年間（平成 34 年 7 月 30 日まで）	更新 1 回可能、最長 70 年
賃料 広さ	200,007 2,604	年間　千円 面積　平方メートル
単価	77	単価　千円/平方メートル

３　行政コスト計算表

①　収支

収入	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平均
	39,060	38,828	38,840	38,909
	千円			
	固定納付金３、５００万円＋売上げの３％（管理運営委託納付金）			
費用	賃借料	２．０億円	
	業務委託料	０円	管理運営委託納付金で相殺
	県負担修繕費等	2,259 万円	エレベータ補修費用等
	減価償却費	1,486 万円	開業時の投資 5.2 億円に対するもの、３５年として計算
収支	▲２．０億円		

②　行政目的

行政目的	島根県民が東京都内で安心して宿泊できる宿泊施設の提供
目的達成度	年間利用者数　4,568　人（平成 22-24 年の平均）
行政コスト	２．０億円
行政コスト/人	４．４万円/人/泊

４　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　管理運営業務委託契約

委託者	島根県
賃借人	（株）東急コミュニテー
契約日	平成 24 年 8 月 1 日
期間	5 年間（平成 29 年 7 月 31 日まで）
費用	委託業務の処理に係る費用は委託先が負担する。
委託報酬	**契約上、当施設の収入全額が委託先に帰属し、委託先は県に対して、年間 3500 万円+収入の 3%を支払うことになっている。 そのため、委託報酬額は計算上、当施設の収入 97% - 3500 万円となる。**

②　利用価格

県民枠(県民が優先的に宿泊できる客室)を 20 室（2 月は 28 室（受験時期対応））確保し、下記の優遇価格を提供している。

	県民	一般
シングル（30 室）	5,700 円	9,900 円
ツイン(14 室)・ダブル(2 室)・身障者用ﾂｲﾝ(1 室)	9,000 円	16,000 円
デラックスツイン(1 室)	12,000 円	21,500 円

③　利用者数

	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平均
総宿泊人数	16,174 人	14,971 人	15,661 人	15,602人
うち島根県民数	5,283 人	4,258 人	4,163 人	4,568人

!

④　収支状況

県は、本施設と、底地の賃貸借を合算して、収益管理している。

		平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
収入	土地代	295,350	295,350	295,350
	管理運営委託納付金	39,060	38,828	38,840
	合計	334,410	334,178	334,190
費用	島根イン青山テナント料	200,007	200,007	200,007
	その他	17,129	2,250	48,393
	合計	217,136	202,257	248,396
収支		117,274	131,921	85,790

なお、契約上は別箇のものであり、合算扱いとする根拠等は見出せなかった。

⑤　建設当初の支出額

更に、県の資料によると、当施設建設時に、下記の金員を支出していることから、費

用としては、減価償却費相当額を計上すべきである。

		昭和 60 年度	昭和 61 年度	昭和 62 年度	合計
建物工事費		16,400	236,358	210,670	463,428
	うち設計委託料	16,400			16,400
	うち工事管理費		6,790	2,910	9,700
	うち建築工事費		74,800	96,694	171,494
	うち内装工事費		154,768	111,066	265,834
備品等			6,95C	52,404	59,354
合計		16,400	243,308	263,074	522,782

そうすると、３５年償却によると、年間費用は、1486 万円となる。

⑥　県観光・物産の推奨状況

次のとおり、島根県の観光及び物産品の宣伝が行われている。

ア　入口にしまねっこのパネルスタンドを設置

イ　島根県の観光ポスターを掲示

ウ　ロビーのテレビで島根県の観光案内ＤＶＤを常時放映

エ　ロビーで島根県の工芸品等を展示

オ　ロビーに島根県の観光振興・物産紹介に係るパンフレット及び書籍並びに島根県内市町村の広報誌を備え付け

カ　各宿泊室に島根県の風景写真を掲示

（２）　監査の指摘事項

①　収支把握の正確性を期すこと　【１１】

ⅰ　県は、島根イン青山が所在する県有地の再開発事業は、当施設の設置を前提として島根県、（独）都市再生機構及び（株）新都市ライフの共同事業として実施されたものであり、土地の運用収支と当施設の運用収支を合算して把握すべきであり、収支はプラスとなっていると説明する。

ⅱ　しかし、当初の計画が当施設の設置を前提としてなされたものであるとしても、契約

上は、「底地の賃貸契約」と「島根イン青山の賃借契約」であり、独立したものである。
そうすると、底地の賃貸または事務所の賃借の片方を解約することも、法律的には可能であることから、個別に収支を把握した上で、評価を行う方が妥当である。

iii　個別の収支評価

そこで、土地運用益と島根イン青山の運営収支を振り分けると下記の通りとなる。

青山の土地　単体の　賃貸収支

	平成２２年度	Ｈ２３年度	平成２４年度
収入（土地代）	295,350	295,350	295,350
費用	0	0	0
収支	295,350	295,350	295,350

島根イン青山　単体の　運営収支

	平成２２年度	Ｈ２３年度	平成２４年度
収入(管理運営委託納付金)	39,060	38,828	38,840
業務委託費	0	0	0
テナント料	200,007	200,007	200,007
その他	17,129	2,250	48,393
収支	△178,076	△163,429	△209,560

！

以上より、土地賃貸事業は年間３億円の黒字であるのに対し、ホテル事業である島根イン青山は単体は年間１億数千万円から２億円の赤字である。

②　県がホテル事業を行う必要性　【１２】

島根イン青山の行政目的である「島根県民が東京都内で安心して宿泊できる宿泊施設の提供」は、「島根会館」設立当時は正当であったと思われる。

しかし、現在、上質かつ安価なホテルサービスが提供され、県民が簡単に利用できることから、行政目的は、既に消滅しているか非常に乏しいものとなっていると思われる。　また、県観光・物産の推奨も、にほんばし島根館がその主たる役割を担っている。

よって、当施設については、ホテル事業としての行政目的はすでに存続しておらず、当施設は、廃止を検討すべきである。

③　過大な行政コスト　【１３】

①によると、ホテル運営単体でみるとし、総額２億円の赤字であり、行政目的である県民の宿泊に換算すると、県民一泊当たりの行政費用が４．４万円である。

これは、明らかに過大である。そして、宿泊場所提供以外に行政目的があるとしても、この費用を正当化できるだけのものがあるとは思われない。

よって、行政目的実現のための行政コストは不相当であり、当施設は、廃止を検討すべきである。

なお、廃止等の時期については、契約期間もあることから、違約金等の発生を回避、費用極小化を狙い、平成 34 年の契約更新時を目途に、準備を開始すべきである。

（３）　監査の意見

①　底地の賃貸　【１４】

i　簿価

資産名称	住所		金額（千円）	数量（㎡）
東京南青山県有地	東京都渋谷区	東四丁目	1,414,934	1,320
	東京都港区	南青山	1,915,567	1,482
合計			3,330,501	2,802

ⅱ　時価　（平成２５年度の土地公示価格に基づく時価相当額）

地積（2,863 ㎡）×公示価格（1,270 千円／㎡）÷０．８＝４５億４５００万円

ⅱ　賃貸契約

賃貸人	島根県
賃借人	（独）都市再生機構　及び（株）新都市ライフ
契約日	昭和 62 年 9 月 1 日
期間	35 年間（平成 34 年年 8 月 31 日まで）
特約	更新 1 回可能、最長 70 年
賃料	295,350 千円／年間
特約	土地の返還については、契約期間が満了し新たな契約を締結しない時、あるいは、住宅・都市整備公団及び都市再開発（株）が契約事項に定める義務を履行しない時、のいずれかにより契約解除をした時のみ、建物その他の地上物件を撤去の上、県に返還される。

ⅲ　賃貸の運用評価

賃貸料／年	295,350 千円
簿価運用利回り	8.86%
時価運用利回り	6.50%

よって、本件土地の時価運用利回りは6.5%あり、良好と言えることもあり、維持が賢明であると考える。

②　底地の売却の可能性について　**【１５】**

もっとも、県は、今後、資金繰りも苦しくなる見込みであるから、現金化できる資産については、その可能性を追求すべきである。

この点、契約期間が、賃貸借契約満了日（平成３４年９月）まであり、それまでは、現状通りとせざるを得ない。もっとも、アベノミクスにより経済の好転が見込まれていることと、２０２０年のオリンピック決定により建設ラッシュが起きており、土地価格の上昇が期待されるため、売却価格については、適宜、確認が必要である。

ついては、東京事務所等において、島根イン青山の底地の処分について、適宜、土地価格、買い手動向等の市場情報の収集等を積極的に行うべきである。

【２】　にほんばし島根館

1　　施設の概要

賃借料 賃貸人	８１百万円／年 民間会社（福島ビル株式会社）
目的	物産販売、観光案内、ＵＩターン相談等の総合的な情報発信

県は、首都圏における島根県の総合的な情報発信、県特産品の販路拡大と消費者情報の収集、並びに中央の情報を的確に県へ伝達する機能を強化するという行政目的のために、平成１５年１１月に東京拠点施設として、「にほんばし島根館」を設置した。

県は、当施設設置に際し、民間から、店舗兼事務所スペースとして、日本橋室町の三越本店前の一等地に、賃借している。

なお、飲食部門は、民間の飲食店（本社　松江市）への転貸であり、県は経営には関与していない。なお、平成 22 年 10 月 21 日に、リニューアルオープンしている。

所在地	東京都中央区日本橋室町 1－5－3　福島ビル１階	
開館日	平成１５年１１月２１日（平成 22 年 10 月 21 日リニューアル）	
面　積	物販、観光案内、UI ターン相談室等	２４０．９０㎡
	事務室（島根館、物産協会）	４８．２０㎡
	飲食部門	６２．５０㎡
	その他	４５．８７㎡
	計	３９７．４７㎡

主たる業務内容

①　　食品コーナー

食品コーナーには、季節の果物や菓子処松江の和菓子、海の幸、山の幸、そして地酒を取り揃えている。食材が中心で、土産物はほとんど扱わない。

キッチンステージでは、一週間に一回程度の割合で上京し、試食・実演販売を順次開催している。

②　　工芸品展示コーナー・イベントコーナー

工芸品展示コーナーには、県産品である、めのう製品、陶器、漆器、玩具、木彫品をはじめ、県内で作られた本物志向の逸品が勢揃いしている。

イベントコーナーでは、伝統工芸品の個展、企画展や、作り手自らによる製作実演などが行われている。

③　インフォメーションカウンター・ふるさと雇用情報コーナー

インフォーメーションカウンターでは、島根への旅行の案内等を対人的に行っている。県内各市町村の観光パンフレット、県内情報誌、見どころ情報などの紙媒体も、多数取り揃えている。

ふるさと雇用情報コーナーでは、島根へのUIターンに関する総合的な情報提供や、各種相談に応じている。

（２）　賃貸条件

賃貸人	福島ビル株式会社	
契約日	平成15年６月	
期間	１年	１年更新
賃料	80,647,560	円／年
広さ	397.47	平方メートル
単価	202	千円/平方メートル

!

３　行政コスト

①　収支

県負担	▲１．３３億円

!

②　行政目的

行政目的	島根県の物品紹介、観光案内、ＵＩターンのサポート
行政コスト	1億3,300万円

４　　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　　フロアガイド

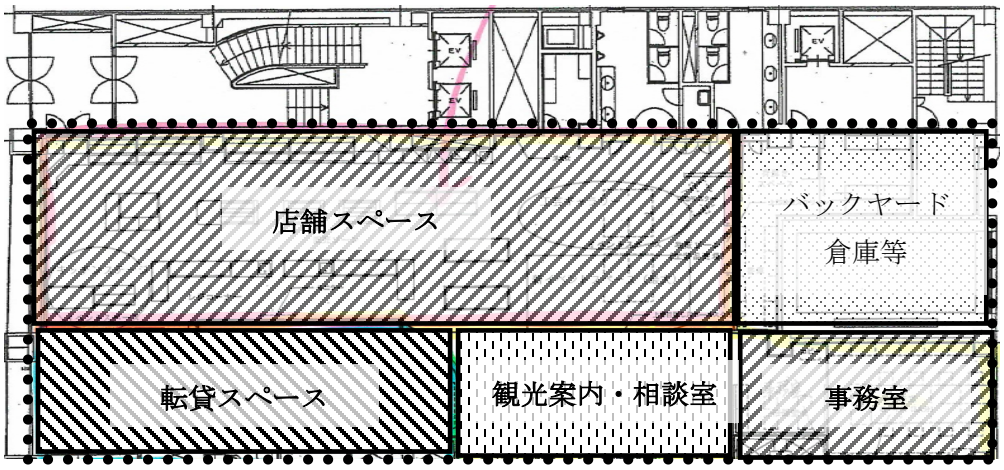

②　　面積割

店舗部分（展示スペースを含む）	１９７．４㎡	
観光案内スペース	３１．７㎡	
ＵＩターン相談室スペース	１１．８㎡	
事務室等スペース	４８．２㎡	
飲食部門	６２．５㎡	
その他	４５．８７㎡	
合計	３９７．４７㎡	（１２０．４４坪）

②　　運営体制

県は、施設を、にほんばし島根館スタッフ８名、ふるさと定住・雇用情報コーナー１名の合計９名の人員で運営している。

また、物産販売は、（一社）島根県物産協会に委託しており、同協会職員１２名で運営している。

③　物産販売の収支状況

県によると、「にほんばし島根館」の物産売上高は、平成２３年度には東日本大震災の関係で売り上げが伸びたが、２４年度は平年並みに戻っている。

千円

年度	売上高
２２	261,981
２３	293,415
２４	267,264

なお、収支については、県としては、収益事業をしていないということで、個別具体的な利益等を把握していない。

④　来店客数

県によると、１日の来店客数は、平均して 1,000 人程度で、一番多い時は 2,100 人の来店があった。

来店客の、大半は仕事帰りの人である。

１人あたりの購入単価は１，９００円弱である。

⑤　施設費用　（店舗、観光案内，ＵＩターンサポート等にかかる当地費用）

県によると，下記の合計金額が，そのまま県の負担になり，行政コストとなる。

費用	内訳	年額(千円)
人件費	管理職１名，担当１名,嘱託７名	32,055
管理運営費		
	賃借料､共益費	68,561
	光熱水費､電話代等	1,969
	施設管理業務委託費	1,978
	施設管理事務費等	1,769
物販運営委託費		
	物産展示･紹介､運営費	8,506
物産振興費		
	広告宣伝費	4,006
	事務費･活動費	4,482
	店舗指導経費	1,224
観光振興費		
	事務費	2,720
	広報費･活動費	5,695
定住推進費		
	事務費･活動費活動費	320
合　計		133,285

⑥　家賃水準

賃料（飲食店分を含む）は、月額５万円／坪、月額家賃 6,720,630 円である。（年額 80,647,560 円）

なお、飲食店からの転貸料を控除した場合は、月額家賃 5,723,365 円である。（年額 68,680,380 円）

⑦　賃料見直し

契約書によれば、契約当時の平成１５年から１年更新であるが、更新時に賃料の改訂は一度もなされていない。

また、県によると、契約時以来、賃料について、改定・改定の交渉を行ったことはない。

なお、賃料の推移に関連して、東証ＲＥＩＴ指数でみると、平成 15 年７月１日が、１１００程度であり、平成１９年５月３１日の２６１２．９８まで上昇したが、一転下落し、平成２０年１０月２８日には、７０４．４６まで下落したが、以降、一進一退で、平成２５年１月から１１００の水準を超え、平成２６年１月時点では、１５００程度になっている。

⑧　立地的要件

三越本店の真正面に立地しており、集客力は極めて高く、良い条件である。

⑨　平成２５年版　路線価格

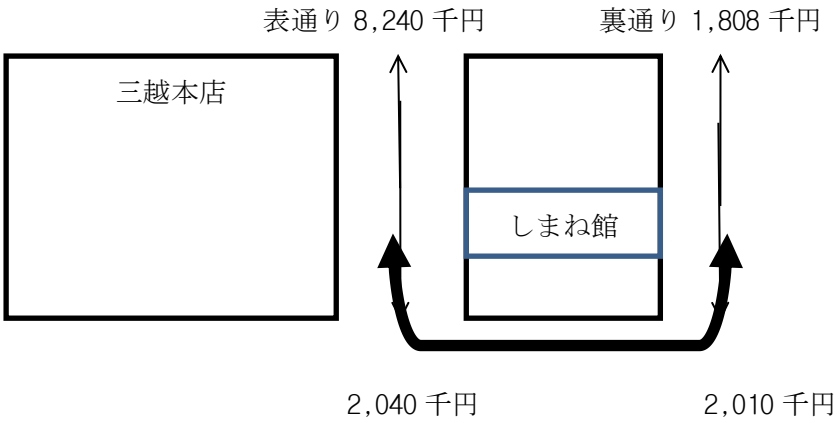

路線価によると、表通りと裏通りでは、１；１～１；４の格差がある。

⑩　近隣の家賃水準

ⅰ　近隣アンテナショップ賃貸料

店舗所在	フロア	基準面積	賃料月額合計(円/坪)		
				賃借料	共益費
中央区日本橋	１Ｆ	25.19坪	62,882	62,882	0
	２Ｆ	47.28坪	27,253	27,253	0
中央区日本橋	１Ｆ	62.70坪	57,750	57,750	0
	２Ｆ	72.51坪	28,090	28,090	0
平均値(IF)			60,316	60,316	0
平均値(2F)			27,672	27,672	0

ⅱ　都内都道府県アンテナショップ賃貸料

店舗 所在	フロア	基準面積	賃料月客員合計(円/坪)		
				賃借料	共益費
千代田区有楽町	１Ｆ	79.19坪	49,515	49,515	0
中央区銀座	1F.2F	112.10坪	66,981	66,981	0
中央区銀座	１Ｆ	101.52坪	58,643	58,643	0
千代田区有楽町	１Ｆ	32.1坪	75,472	69.297	6,175
港区新橋	１Ｆ	149.30坪	53,980	48,551	5,429
中央区銀座	1F,BF1	143.94坪	49,897	49,897	0
平均値			59,081	57,147	5,802

（２）　監査の指摘事項

①　坪当たり賃料水準の情報収集について　【１６】

県から他店舗の情報が提供され、それによると坪単価としては、他の比較感からは高くはなく、妥当であるように思える。

もっとも、場所柄、賃料が相対的に決定されること、情報が広く開示されることはないことから、県は、適宜、賃料水準の情報を得ておくべきである。

②　総面積の見直し・削減　【１７】

ⅰ　各部門の広さから、管理会計的に、負担すべき部門別賃料を計算する。

部門	広さ	家賃／月	
店舗部分（展示スペースを含む）	１９７．４㎡	329 万円	
飲食部門	６２．５㎡	95 万円	転貸にて実質負担無し
観光案内スペース	３１．７㎡	53 万円	153 万円
ＵＩターン相談室スペース	１１．８㎡	20 万円	
事務室等スペース	４８．２㎡	80 万円	
その他	４５．８㎡	76 万円	
合計	３９７．５㎡	652 万円	

ⅱ　広さの見直し（削減）について

本施設においては、路面店舗である必要がない事務所スペース、ＵＩターンのスペース、観光案内スペース（全体の２３％　家賃相当１５３万円／月　＝　年額１８３６万円）が置かれていることもあり、他県より、大きなスペースを使用している。

行政目的実現のため、一等地に路面店が必要であるとしても、まず、使用総面積については、必要最低限にとどめるべきである。

よって、総面積の見直し（削減）の可能性の検討を、開始すべきである。

③　面積バランスの見直し　【１８】

県は、平成 22 年にリニューアルを行い、事務室スペースは 80 ㎡から 48 ㎡に縮小しているとのことであるが、他県では、ＵＩスペース等を、賃料の安い東京事務所等に移転させたりしていることから、削減の余地はまだあると思われる。

また、他県でも、銀座等の一等地に同様な店舗を構える例が多いが、１階と２階の複合店舗（１階の面積は少なくして、家賃の安い２階に主たる店舗を構える）の例もある。

よって、県は、総面積を維持する、維持せざるを得ない場合も、面積の利用バランスを見直し、そこにある必要のない事務所部分を減らし、路面にある必要性の高い店舗部分に、坪単価５万円の賃借部分を重点配分すべき、要は面積を拡大すべきである。

④　更新時の家賃交渉　【１９】

県は、賃貸借契約締結後、市場の変化に関わらず、同一額で毎年、契約を更新している。

この点、１年契約でもあり、契約更新時には、県は、家賃動向を調査した上で、家賃が下落時には、そのまま高止まりしないよう家賃交渉すべきである。

（３）　監査の意見

①　高額の行政コストに見合う成果を出すこと　【２０】

行政コストとして年間１億３３００万円の負担があるが、本施設は、三越百貨店前の一等地であり，場所柄，一定の効果が期待できる。

よって、多大な費用に見合う効果として、島根県の認知度アップ、県産品宣伝等につき，より一層の努力を要請する。

②　店舗のセグメント収支情報の把握　【２１】

県は、店舗部分については，運営を外部に委託し，その運営費用を負担する。

そうすると，事実上，総合的な赤字が，業務委託費用となる一方，店舗と他の行政目的部分との関係が不明確となっている。

この点、判明している数字からすると、全体の収支は下記のとおりとなる。

収入	店舗売上	2.7 億円
	転貸料	11 百万円
	合計	2.81 億円
費用	原価等	1.48 億円
	一般管理費相当分（県の負担） ＜賃料，人件費，諸費用＞	1.33 億円
	合計	2.81 億円
収支		０円

そうすると，施設全体の費用構造として，賃料２５％，人件費１１％，一般管理費１２％。そうすると，残りの５割強が販売原価ということになる。

しかし，本施設では，営利性の色彩が強い店舗と，非営利的な観光案内等，収益の無い部門が共存し，合算されているため，部門毎の費用構造が分かり難い。

よって，部門毎の収支情報，すなわち，会計上のセグメント情報を得て，特に，営利性の色彩が強い店舗においては，通常の営利目的の店舗経営と比較しつつ収支の改善に努め，県の負担圧縮に勤めていただきたい。

②　管理会計上の費用賦課　【２２】

本施設は、しまねブランド推進課、観光振興課、しまね暮らし推進課等の各課の相互乗り入れの事業である。

県とすると、所管部署が各事業に取り組み、連携を強化しつつ、各部門の取組実績及び施策評価を作成しているとしている。

しかし、高額な家賃を支払っている一方、行政目的の達成度については、実額で把握することが困難なこともあり、抽象的な評価にならざるを得ない。

そこで、費用対効果の管理徹底のためにも、所管部署に対して、管理会計上の費用賦課等を行い、本庁サイドの各部署において、多額のコスト発生が，直接，所管課の行政判断に反映されるように要請したい。

なお、後述するが、県には管理会計の概念を取り込み、所管部へのコスト賦課を含めて、関係部署がコスト意識を持つように管理体制の構築を図っていくべきである。

③　転貸先との業務連携の強化　【２３】

県は、賃貸部分のうち、６２．５㎡（18.94 坪）を民間企業に転貸し、家賃として、約９５万円／月（1140 万円／年）を得ているが、この転貸家賃の計算については、県が賃借している坪単価５万円をそのまま基礎としている。

もっとも、この坪単価５万円は、本物件（中央通り沿いの最高ロケーションから、裏手の狭い路地まで)の一面の平均価格であるから、中央通りに面した側だけをきりとってみると、坪単価５万円以上とするのが適切な賦課といえる。そして、大通り沿い

と裏路地沿いの地価比から、賃料比が２：１であると仮定した場合、大通り沿いの賃料は坪単価６．７万円となり、現状の転貸料９５万円を１２０万円程度にあげるべき（年間差額 300 万円）との計算となる。

もっとも、県は、飲食店は、民間への転貸という契約形態だけではあるが、島根の食材の使用を前提に営業をしており、外観上も、本施設の飲食部門として運営がなされていることから、行政目的である県特産（島根の新鮮な海の幸、山の幸）の宣伝と販路拡大と消費者情報の収集に大きく寄与しているとしている。

以上より、転貸料にかかる逸失利益 300 万円ついては、合理的な行政裁量の範囲内であると言え、問題はない。

もっとも、県は、飲食店部門についても、年間 300 万円の行政費用を支出しているのであるから，転貸先企業との関係強化，業務連携・共同宣伝活動等を通じ，本施設の行政目的実現の努力をお願いしたい。

【３】 殿町庁舎の賃借オフィス

1　概要

県では、殿町庁庁舎および近隣庁舎には空き部屋が不足しているとして、下記の部署については、民間ビルを賃借している。そのため、年間３６百万円近い賃貸料が発生している。

物件名	賃貸人	金額(円)
青少年家庭課	山陰放送･第一生命共同ビルディング	7,803,228
統計調査課	山陰放送･第一生命共同ビルディング	7,428,936
健康推進課	山陰放送･第一生命共同ビルディング	6,359,412
地域福祉課	山陰放送･第一生命共同ビルディング	4,255,608
消費者センター	市町村振興センター	3,505,560
パスポートセンター	市町村振興センター	3,355,200
総務事務センター	市町村振興センター	519,340
合計		33,227,284

平成 24 年度

なお､医療政策課 ･薬事衛生課（山陰放送 ･第一生命共同ビルディング､賃料 6,413,048 円）、健康福祉総務課（山陰放送・第一生命共同ビルディング、賃料 1,814,856 円）、高齢者福祉課（市町村振興センター、賃料 1,730,800 円）及び障がい福祉課（市町村振興センター、賃料 1,752,000 円）での事務所賃借があるが、東庁舎耐震工事のための仮移転であり、除外した。

2　行政コスト

①　費用

賃借料	33 百万円

②　行政コストに対する行政目的

行政目的	県職員の執務スペース
行政コスト	３３百万円／年

３　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　庁舎には、外郭団体や県とは関係の薄い業界団体などが入居している。

本庁舎	島根県消防設備協会 火薬類保安協会連合会 危険物保安協会 島根県職員連合労働組合 地方公務員災害補償基金島根県支部 （財）自治体国際化協会島根県支部 （社）島根県観光連盟 （公益財）しまね農業振興公社 （公益財）しまね文化振興財団 神話の国縁結び観光協会 日本郵便（株）中国支社（松江殿町郵便局） (株)山陰合同銀行県庁支店
分庁舎	公立学校共済組合 (財)島根県教職員互助会
第二分庁舎	島根県行政書士会 （公益財）島根県防犯連合会 （一般社）島根県警備業協会 （公益財）島根県暴力追放県民センター (財)日本防災通信協会 警察共済組合島根県支部 警察職員生活協同組合島根県支部 (財)島根県警察職員互助会 地方職員共済組合島根県支部
南庁舎	島根県職員連合労働組合（書記局分室） (財)日本道路交通情報センター

②　管財課による事務スペースの効率利用政策

県によると、平成 24 年度から 25 年度にかけて、上記団体に、県庁舎外への移転を交渉するとのことである。

県によると、県庁本庁舎の 3 団体、第二分庁舎の 5 団体から同意が得られているとのことである。

③　賃料免除・減免

外郭団体等で、所定の要件を充足する場合は、賃料が減免されている。

（２）　監査の指摘事項

①　庁舎賃借の削減　【２４】

行政目的のため、必要があれば、既存のビルに加えて、賃借すること自体は、問題がない。

しかし、上記の通り、多数の外郭団体が入居している。また、殿町の庁舎内の部署においても、殿町に所在する必要性が低い部署も考えうる。一方、松江合同庁舎等には、利用可能なオフィススペースがある。

よって、事務所を機動的に整理し、発生している事務所賃料（共益費含む）約３３００万円の削減を行うべきである。

②　部署の抜本的再配置　【２５】

県（管財課）でも上記の問題意識があり、既に、玉突き型の移動によりスペース確保を行い、賃借事務所を削減する方向で、具体的なアクションを起こしており、賞賛できる。

もっとも、移動の対象部署は限定的である。

よって、管財課の対応を機軸に、対象部署を一層拡大すべきである。

具体的には、殿町所在の庁舎に入居する部署については、殿町に存置する必要性が高い部署を優先的に配置し、殿町近辺に所在する必要性が低い部署ないし外郭団体は、近隣の県所有の庁舎に移転させるべきである。

（３）　監査の意見

①　移転可能性の検討について　【２６】

本監査は、施設の利用状況であるから、特定の部署の移転、当地に存在する必要性の評価までは対象としていない。

この点、下記の２部署について現在賃貸オフィスに入居中であるが、殿町所在の必要性についてヒアリングしたところ、所管課から，下記の回答があった。

パスポートセンター	旅券発給に係る決裁事務を本庁舎勤務職員が行っていること、円滑な発給事務には外務省・本課職員との相談が必要なこと、等から移転は困難である。
消費者センター	県内１９市町村、県下全域を対象として相談を受け付ける行政サービス窓口であると同時に、消費者行政を行う本部機能を持っている。即ち、消費者センターという名称で消費者相談を行なうことで、リアルタイムで情報を入手し、環境生活総務課とともに行動する本部組織としての性格が強いことから、移転は困難である。

この点について、消費者センターは、県庁の本部機能に、県民対象の相談窓口が併設されたに過ぎず、殿町地区での設置の必要性は高いと思われる。

一方、パスポートセンターは、公共サービス提供の現業部門の色彩が強く、電話・ファックスでのコミュニケーション、自治体クラウド導入の動き、緊急対応の頻度等を考えると、所管課の主張は説得的とは言いがたいところもある。

もっとも，移転可能性は、所管課の主張だけでは判断が難しいことは明らかである。

そこで、県は、各部署につき、殿町に設置する必要性の程度を、指標化・客観化してランク付け等を行ない、同時に、利用する県民の範囲（利便性）や、移転費用、付随費用を総合的に判断して、移転可能性を決する必要があり，その準備を開始すべきである。

【４】 島根県研修センター

1　概要

賃借料	（地代のみ）　９２４万円／年
賃貸人	個人
目的	島根県研修センター敷地

「島根県研修センター」には、「島根県自治研修所」及び「島根県教育センター」が入居している。

「島根県自治研修所」は、公務員としての高い倫理観と使命感を持ち、本格化する分権型社会を担い、時代の変化に的確に対応できる人材の育成が重要であることに鑑み県及び市町村の人材育成方針を踏まえ、研修を実施することを目的としている。

また、「島根県教育センター」は、島根の教育を総合的に支援するために、国の教育改革の動向や本県教育の現状を踏まえ、教職員の研修や教育に関する調査・研究、教育の情報化の推進、教育相談、学校・教職員への支援等を行っている。

島根県研修センターは、底地の約半分を賃借している。なお、平成２５年度の職員数（研修生等含む）は、島根県自治研修所が１３名、島根県教育センターが４６名である。

2　資産・賃貸状況

（1）　賃貸借契約

賃貸人	個人	
契約日	平成 23 年 4 月	
期間	平成 26 年 3 月まで	契約書に定める期間
賃料 広さ	9,240 4,812	年間　千円 平方メートル
単価	1.9	千円/平方メートル／年

（2）　土地

名称	名称	所在地	面積（㎡）
島根県研修センター	庁舎敷地（所有地）	松江市内中原町２４８－８	3,372.00
	庁舎敷地（借地）	〃　２５５－１	4,812.00
自治研修所	第２駐車場（所有地）	〃　２３９－７	1,344.73
合計		３筆	9,528.73

（３）　建物

①　島根県研修センター本館

建設年月日		昭和46年6月
面積・構造等		
	延べ面積	4,417.32 ㎡
	建築面積	1,447.36 ㎡
	構造	鉄筋コンクリート造
	階数	3

②　島根県研修センター別館

建設年月日		昭和46年6月
面積・構造等		
	延べ面積	724.05 ㎡
	建築面積	286.71 ㎡
	構造	鉄筋コンクリート造
	階数	3
その他 昭和46年6月 平成3年3月 ～現在		宿泊施設（定員50名）利用開始 宿泊施設利用規程の廃止 ４～１１月　研修室として使用 １２～３月　人事課・高校教育課使用

③　島根県情報処理教育センター（研究情報棟）

建設年月日		昭和48年2月
面積・構造等		
	延べ面積	963.23 ㎡
	建築面積	998.01 ㎡
	構造	鉄筋コンクリート造
	階数	1
その他 昭和48年4月 昭和59年4月		島根県立情報処理教育センター設置 教育センターと統合

３　行政コスト

①　資産簿価

土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
１．６億円	記録無し	４１年	７百万円	１．３億円	２．９億円

建物簿価から60年償却として、残存期間を簡易的に１９年で想定し、簿価を償却すると考えた。

②　費用

賃借料	924万円	地代
その他の費用	１３百万円	資産保有コスト　＝　６百万円 簿価 ２．９億円 × 利率 ２．０％ ＝ 資金コスト ６百万円 減価償却費　＝　７百万円
合計	２２百万円	

３　行政コストに対する行政目的

行政目的	島根県自治研修所：県職員のための研修施設 島根県教育センター：教職員研修、調査・研究、情報化、教育相談、学校・教職員支援等
行政コスト	２２百万円／年

４　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　除外事項

同一建物において「島根県教育センター」があるが、今回の監査は本庁部局を中心に対象としており、教育センターを所管する教育委員会から直接の説明を受けていない。

よって、建物の所在地等を含め、島根県教育センターの必要性・相当性等については言及するものではない。

【島根県教育センターの施設】

- 研修室等（研修室、会議室、講義室等）：研修や会議に利用
- 相談室等（相談室、検査室、遊戯室、感覚行動訓練室等）：幼児・児童生徒保護者等の来所相談に利用（原則、火～金曜日に予約制で来所相談を行っている。ほぼ毎日来所者がある。月曜日も月の約半分は来所者があり、来所相談を行っている。）
- 執務室等（各スタッフ室、地学・生物等各研究室等）

②　利用状況

県によると、研修センターの研修室等は、年間２０８／２４５（開庁日）日利用されており、相談室等は教育相談にほぼ毎日利用されている。

研修センターの月ごとの利用日数（24年度）

・・・開庁日数に対して1日1か所でも研修室**等**を利用した日数

4月	5月	6月	7月	8月	9月
16/20	17/21	19/21	21/21	18/23	17/19

10月	11月	12月	1月	2月	3月
21/22	18/21	13/19	17/19	17/19	14/20

年間２０８／２４５日（月の偏りはほとんどなし）

③　家賃水準

島根県研修センターの底地賃料９２４万円（年間）は、資産評価額からすると妥当な水準ではある。

面積	4,812㎡　(1,458坪)
賃料	924万円／年間　(77万円／月)
面積当たり	528円／坪／月
近隣地価格	内中原地区　＝　20万円／坪　とすると
	評価額２．９億円
利回り	３．２％

もっとも、内中原地区は、県内でも土地価格が最高額である地域でもあり、単価が他

の地域と比べ高く、また、広さもあるため、総額として高額となっている。

④　駐車スペースが１５５台あること

研修の場ということもあり、自動車での参加を想定して、１５５台分の駐車スペースが確保されている。

⑤　建物老朽化

昭和４６年に建てられたものでもあり、老朽化が進んでいる。

（２）　監査の指摘事項

特に無し。

（３）　監査の意見

①　「内中原」地区にある必要性　**【２７】**

島根県研修センター設置自体には問題はない。ただし、所在する内中原は、立地上、固定資産評価額は坪２０万円～３０万円程度と、郊外地域に比べ数倍する。その地域で、研修施設として、１５５台分の駐車スペースも確保されていることから、高額な賃料が発生している。

この点、研修施設という行政目的からは、駐車場スペースを含め広大な土地の必要性は明らかである。

しかし、県庁本庁から数百メートルの距離にある必要性については、県とすると、県庁本庁から受講生が来るが、その行き易さ程度の説明しかない。

よって、高コストである内中原に所在する相当性には疑義があり、県は、研修センターの所在地について、抜本的に検討すべきである。

②　老朽化対策

【２８】

県研修センターは、昭和４６年に建てられたものでもあり、老朽化が進んでいる。また、人が集中する場所であるから、冷暖房が必要であるが、熱効率が良いとは到底思えない。

よって、研修センターについては、建て替えを含めて、具体的に案を検討開始すべき時期である。

【５】東京事務所

1　概要

賃借料	14.4 百万円／年
賃貸人	財団法人都道府県会館
目的	事務所

島根県東京事務所は、島根県の東京における地方機関として設置されており、省庁との連絡調整・情報収集業務、県人会事務局、各市町村人会との連絡調整、企業誘致を主たる業務とする。

2　資産

所在地等 東京都千代田区平河町 2-6-3　都道府県会館 11F
面　　積 276.21 ㎡
借上経費　　年間 14,412 千円（H25 年度）
（内訳）　管理料　8,005 千円
共益費　5,777 千円
車　庫　630 千円（公用車１台分）

３　行政コスト

①　資産簿価

出資金	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
７．４億円	0	-	0	0	７．４億円

②　費用

共益費	１４百万円	
その他の費用	１５百万円	資産保有コスト　＝　１５百万円 簿価 ７．４億円 × 利率 ２．０％ ＝ 資金コスト １５百万円
合計	２９百万円	

【出資金を償却する場合】

平成１１年（築１５年）であり、残存45年と考えると、年間償却費は、１６百万円となる。　そうすると、総費用は、４５百万円となる。

３　行政コストに対する行政目的

行政目的	事務所職員１６名の執務スペース等
行政コスト	２９百万円／年
一人当たり行政コスト	１８１万円／年／人
面積コスト	３４６千円／年／坪 ２９千円／月／坪

（出資金償却をする場合）

行政コスト	４５百万円／年
一人当たり行政コスト	２８１万円／年／人
面積コスト	５３８千円／年／坪 ４５千円／月／坪

４　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　賃貸者概要

所有者　　（財）都道府県会館　　・。

建築概要　　地下３階、地上16階/SRC造 建築面積2､647㎡ 延床面積42､314㎡

都道府県会館は、平成11年３月にオープンし、県の地方機関としての役割を果たすとともに､県内市町村や県関係者の東京での拠点として大いに活用されている。

②　人員概要　１６名

所長	管理行政部長	総務課３名・非常勤嘱託員３名
		省庁スタッフ６名（１名は産業振興兼務）
	産業振興部長	産業振興スタッフ２名

③　都道府県会館への出資状況

百万円

県名	６年度	７年度	７年度	計	県名	６年度	７年度	８年度	計
北海道	350	100	188	638	滋賀県	220	310	228	758
青森県	220	340	262	822	京都府	260	290	229	779
岩手県	220	100	183	503	大阪府	440	340	298	1078
宮城県	250	310	235	795	兵庫県	340	310	256	906
秋田県	220	310	228	758	奈良県	220	290	226	736
山形県	220	290	222	732	和歌山県	210	290	225	725
福島県	240	290	231	761	鳥取県	200	290	219	709
茨城県	270	290	228	788	島根県	200	310	233	743
栃木県	240	290	226	756	岡山県	240	290	225	755
群馬県	240	290	227	757	広島県	270	・０	48	318
埼玉県	370	290	254	914	山口県	230	100	140	470
千葉県	350	290	244	884	徳島県	210	290	216	716
東京都	550	270	247	1067	香川県	210	290	223	723
神奈川県	420	290	260	970	愛媛県	230	290	221	741
新潟県	250	310	243	803	高知県	210	０	36	246
富山県	210	290	227	727	福岡県	320	100	188	608
石川県	210	290	228	728	佐賀県	210	290	218	718
福井県	210	290	216	716	長崎県	230	290	222	742
山梨県	210	290	217	717	熊本県	240	290	222	752
長野県	240	290	233	763	大分県	220	０	41	261
岐阜県	240	310	238	788	宮崎県	210	290	229	729
静岡県	290	290	237	817	鹿児島県	230	290	230	750
愛知県	380	310	262	952	沖縄県	220	310	228	758
三重県	230	290	231	751	合　計	12,200	12,260	10,168	34,628

出資の目的は、都道府県会館建て替えの建設費である。

この点、平成５年７月、（財）都道府県会館総会（会員：４７都道府県知事）において、旧都道府県会館老朽化のため、会館の改築が決定された。

その際、建築経費は、全都道府県で使用する共有部分と、各都道府県が東京事務所として使用する部分に分け、均等割・人口割・使用積割等により、全都道府県で財政負担し、その分担方法が、出資金として拠出することが決定された。

④　東京事務所の必要性

県によると、東京事務所を当該建物におく必要性は下記のとおりである。

- 各省庁や国会からの情報収集を効率的に行うため、他道府県との連携を図る必要がある。
- 全国知事会、全国都道府県議会議長会など地方自治体と密接な関係にある団体との連携を図る上で、会館内に事務所を配置した方が利便性が良い。（知事会、議長会議等年間　15 回程度）
- 会館内に都道府県記者クラブ、各種会議室（１０室以上）、郵便局などがあり、業務を行う上でも利便性が高い。
- 会館建物は免震・耐震設計となっており、建物の安全性が高い。
- 省庁や国会に近く利便性の商い場所に、県単独で事務所を配置することは、場所の確保、経費の問題等から難しい。

⑤　会館への各県の東京事務所配置状況

会館内に事務所を配置　　４０都府県
会館外に事務所を配置　　７道県
（北海道、岩手、広島、山口、高知、福岡、大分）
上記の内、会館内に分室を配置　４道県
（北海道、岩手、山口、福岡）

（２）　監査の指摘事項

特に無し。

（３）　監査の意見

①　出資金の償却　【２９】

ⅰ　都道府県会館への県の出資金は、広島県より多い。

この点は、県は、建設に係る経費が、全都道府県で使用する共有部分と各都道府県が東京事務所として使用する部分に分け、均等割、人口割及び各都道府県が東京事務所として使用する面積などにより、全都道府県で財政負担することになっており、広島県、高知県、大分県は、都道府県会館に事務所を構えていないことから使用する面積などに応じた負担が無く、出資額が他県より少なくなっていると説明する。

そうすると、合理的理由がある。

ⅱ　出資金の償却の必要性

そうだとしても，出資金は、本質的に建設経費負担であり、事実上の建物所有に代わるものである。そうすると、実質的には、出資金ではなく、「建物」であるから、償却が必要である。

この点、県は出資金として処理しており、現状は費用化されていない。また、法的式が、出資金であり、また仮に「建物」として資産計上した場合にも、公会計では、個別資産の減価償却を費用化する仕組みが無いとする。

そうすると、監査上は、違法とも不当とも言えない。

しかし、償却部分が費用として認識されない場合、東京事務所の実質コスト計算が過少評価されてしまう懸念がある。

よって、行政コスト計算書の適用範囲の拡大等、減価償却に相当する部分を費用化し、可視化できるよう、検討すべきである。

②　賃借料水準の再認識　【３０】

出資金出資により、事実上の建物賃料が無いことから、賃料として計上されているの

は、共益費等だけである。

そうすると、外見上、賃料は安く、１．５万円／月／坪であるから、非常に良い賃借物件で、東京事務所を移転する余地は無いようにも思える。

しかし、上記のとおり、出資金の資金コストを含めると２９千円／月／坪程度となる。さらに、出資金を償却した場合は、４５千円／月／坪程度となる。

そうすると、賃料の比較優位性は乏しくなり、都道府県会館に事務所をかまえない県があるのも納得できる。

以上より、他の選択肢との比較感、所在地等を勘案し、にほんばし島根館との業務分担を踏まえ、一層の経費節減を要請したい。

第６　④　賃借物件一覧表

監査対象		物件名	金額（円／年）	
○	東京	コラム南青山ビル （新都市ライフ）		200,007,000
○	東京	にほんばし島根館 （福島ビル株式会社）		80,647,560
		浜田高校　校定時制・通信制校舎		67,609,752
		出雲養護学校　高等部第2別館校舎		51,134,458
○	県庁（殿町）	青少年家庭課 （山陰放送・第一生命共同ビルディング）	7,803,228	35,718,476
		統計調査課 （山陰放送・第一生命共同ビルディング）	7,428,936	
		医療政策課・薬事衛生課 （山陰放送・第一生命共同ビルディング）	6,413,048	
		健康推進課 （山陰放送・第一生命共同ビルディング）	6,359,412	
		地域福祉課 （山陰放送・第一生命共同ビルディング）	4,255,608	
		健康福祉総務課事 （山陰放送・第一生命共同ビルディング）	1,814,856	
		内部管理事務改革情報システム最適化業務に係る事務室	1,349,388	
		統計調査課第2分室	147,000	
		統計調査課第2分室	147,000	
		松江養護学校　乃木校舎教室棟・管理棟		30,077,409
○	東京	東京事務所 （都道府県会館）	14,411,760	23,910,960
		東京事務所　職員宿舎 （パークグレース新宿）	3,228,000	
		東京事務所　職員宿舎 （サンクレール荒川）	2,124,000	
		東京事務所　職員宿舎 （すまいる亀有）	2,078,400	
		東京事務所　職員宿舎 （メゾン堀切8丁目）	1,069,200	
		東京事務所　職員宿舎 （竹園第2）	999,600	
		石見ターミナルビル		14,145,768
	大阪	大阪事務所 （島根経済文化振興財団）	9,077,184	10,535,799
		大阪事務所　所長宿舎	1,255,440	
		大阪事務所　所長宿舎　駐車場	203,175	
	広島	広島事務所　職員宿舎	5,496,000	9,466,800
		広島事務所　事務室・駐車場	3,970,800	
	庁舎	研修センター　敷地		9,240,000
		飯南高等学校　寄宿舎		7,654,752
○		ホテル宍道湖 （共済組合）		6,909,564
		出雲養護学校　仮設校舎		5,663,784
		出雲警察署　出雲空港派出所		4,626,084
	県立美術館	県立美術館　駐車場及び進入路	3,600,000	4,116,600
		県立美術館　JR高架下　用地借上	516,600	
		浜田河川総合開発事務所		3,845,000
	名古屋	なごや情報センター	1,748,460	3,824,373
		なごや情報センター　所長宿舎	976,800	
		なごや情報センター	899,088	
		なごや情報センター　所長宿舎　駐車場	200,025	
	庁舎	高齢者福祉課・障がい福祉課		3,766,080
	庁舎	消費者センター （市町村会館）		3,505,560
	庁舎	パスポートセンター （市町村会館）		3,355,200
		益田警察署　石見空港派出所		3,256,992
		松江警察署　松江駅前交番		1,888,176
		松江警察署　比津交番		1,680,000
		芸術文化センター　第五駐車場		1,512,000
		職員宿舎		1,473,900
		県営住宅南廻山団地	1,082,840	1,082,840

監査対象		物件名	金額（円／年）	
		東部県民センター自動車税管理グループ		1,050,000
	庁舎	物産観光館　駐車場		1,049,112
		統計調査課第2分室（経済センサス活動調査審査会場）		1,029,000
		千軒畑　職員宿舎		801,100
		障がいのある　職員住宅		792,000
	庁舎	市町村振興センター屋外駐車場（西駐車場）		720,000
		県営住宅仙道団地		676,171
		松江南高　ALT　住宅借上料		648,000
		芸術文化センター　第四駐車場		642,120
		浜田高校　外国語指導者助手　住宅借上料		636,000
		大社高校　ALT　住宅賃借料		600,000
		松江東高　ALT　住宅借上料		576,000
		漁業実習棟・艇庫　用地賃借		397,721
		飯南町町有地　賃借料		381,985
		松江警察署　松江駅前交番　公用車等駐車場		360,076
		松江警察署　秋鹿駐在所		322,158
		浜田警察署　駐在所		304,920
		少年自然の家		257,500
		大田警察署　富山、鳥井、久利　駐在所		243,300
		県営　上団地　仮設駐車場		228,550
		県営住宅旭インター団地		214,200
		浦郷警察署　菱浦警察官詰所		187,900
		浦郷警察署　海士駐在所		164,335
		佐田スポーツセンター体育室及び運動場		161,500
		松江警察署　松江駅前交番　来客用駐車場		149,520
		島星無線中継所　道路用地使用料		149,068
		防災行政無線海士中継局　敷地賃料		147,746
		防災行政無線大麻中継局　敷地賃料		146,500
		浜田河川総合開発事務所　職員駐車場　使用料		127,690
		松江警察署　千酌駐在所		106,032
		大社高校　佐田分校　地貸借料		100,175
		屋上広告塔		100,000
		津和野警察署　日原駐在所		100,000
		雲南警察署　赤名駐在所		100,000
		警察　黒田　職員宿舎　給水施設		120,000
		職員宿舎		26,966,323
		警察　職員住宅		5,400,000
	国際交流員宿舎	国際交流員　宿舎契約 （メゾン砂子　203号）	540,000	3,378,000
		国際交流員　宿舎契約 （メゾン砂子　201号）	540,000	
		国際交流員　宿舎契約 （メゾン砂子　203号）	540,000	
		国際交流員　宿舎契約 （メゾン砂子　202号）	540,000	
		国際交流員　宿舎契約 （ラフォーレ　101号）	504,000	
		国際交流員　宿舎契約 （メゾン砂子　205号）	336,000	
		国際交流員　宿舎契約 （メゾン砂子　205号）	126,000	
		国際交流員　宿舎契約 （ラフォーレ　101号）	252,000	
		合　計		640,189,589

１０万円以下ならびに震災被災者関係賃料は除いた。

第７　監査の指摘事項・意見　－　県が専用・使用する財産　－

○　概要

県は、事務所等、専ら自己が使用する目的で公用財産を保有している。

○　監査要件

県の使用状況が、資産価値等と比較して妥当かについて、総合的に、監査した。

【監査要点】
①　資産価値と行政目的と比較して、その活用方法は妥当か
②　改善の余地があるか

【１】 殿町庁舎群

１　概要　殿町庁舎群　・・・　９７億円

種類	行政財産
簿価	９７億円
目的	事務所

（１）　簿価

	土地		建物		金額合計（千円）
	金額（千円）	面積（㎡）	金額（千円）	面積（㎡）	
島根県本庁舎	3,573,502	34,001	1,426,468	23,605	4,999,970
しまね衛星通信局			65,505	222	65,505
分庁舎			30,082	2,899	30,082
第三分庁舎			391,563	3,287	391,563
南庁舎	435,489	4,144	179,736	6,300	615,225
第２分庁舎	308,784	2,938	88,777	2,606	397,561
東庁舎	183,266	1,744	88,357	2,176	271,623
お花畑	1,667,698	15,868	4,114	617	1,671,812
原子力防災センター			615,710	2,313	615,710
研修センター	162,530	3,372	132,125	5,204	294,655
自治研修所	64,815	1,345			64,815
情報処理教育センター			37,508	1,021	37,508
物産観光館	118,067	1,123	129,675	1,164	247,742
小計	6,514,151	64,535	3,189,620	51,414	9,703,771

各建物の明細について、一部、後述している。

（2）　配置

２ 行政コスト計算表

① 資産簿価

土 地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合 計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
31．9億円	記録無し	不明	2．1億円	65．1億円	97．0億円

県の保有する庁舎等の期末資産合計が 228 億円、減価償却が 7.4 億円であるところから、簡易的に比例按分

② 費用

その他の費用	4 億円	資産保有コスト ＝ 1.94 億円 簿価 ９７億円 × 利率 ２．０％ ＝ 資金コスト 1.94億円 減価償却費 ＝ 2.1 億円
合計	4 億円	

３ 行政コストに対する行政目的

行政目的	県職員 1745 人の執務スペース（殿町庁舎のみ）
行政コスト	4 億円／年
一人当たり行政コスト	２３万円／年／人

用語解説 ： 松江市お花畑

お花畑は、松江市の旧地名である。
読んで字のごとく、江戸時代、松江城三の丸の西部と濠に囲まれたところに、花畑があったという。
そこから、内中原町の南東地区、殿町と接する地区を、お花畑と呼ぶ。
もともと公有地であり、古くは、松江刑務所があった。
現在は、島根県立図書館、島根県立武道館等の公共施設の他、議員会館、日本赤十字松江支社も所在している。
良い名前なのに、正式な住居表示ではない。

４　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　本庁舎

ⅰ　概要

県庁本庁舎は、昭和３２年９月９日に着工し昭和３４年１月２５日に完成したもので、地下２階、地上６階、塔屋２階、議事堂は地上２階一部３階の鉄筋コンクリート造りである。延べ面積６、４３２坪、総工事費７億９７００万円であった。

その後県庁舎周辺整備計画に基づき、警察本部、合同庁舎（現県庁南庁舎）、県立博物館、県民会館、武道館、図書館等が県庁舎を中心に整備されたている。

施設所在地　松江市殿町１番地
建築年月　　昭和 34 年１月
延べ床面積　１７，８２５．９９㎡

ⅱ　簿価

種類	簿価（千円）	面積（㎡）
建物	1,426,468	23,605
土地	3,573,502	34,001
合計	4,999,970	

ⅲ　所在する組織の人数

議会

階数	室名		床面積(㎡)		人数	㎡／人		
						現在	廊下含	次長室含
議会	議会抹1階	局長室	63.00		1	63.00	－	－
		次長室	14.82		1	14.82	－	－
		総務課	115.68		4	9.64	－	－
		議事調査課			8		－	－
		政務調査課	54.00		7	7.71	－	－
		図書室	106.80		1	106.80	－	－
	小計		354.30		22		－	－

本庁舎

階数	室名		床面積(㎡)		人数	㎡／人 現在	廊下含	次長室含
地下	物貴部事務室		53.20		6	8.87	－	－
	管財課分室		61.47		6	10.25	－	－
	小　計		114.67		12	9.56	－	－
1	総務課分室	法令･学事文書・	143.64	456.22	12	11.97	－	－
	電話交換室		116.88		－	－	－	－
	総務事務センター	物品･旅費	140.98		22	6.41	－	－
		廊下	54.72			－	－	－
	総務事務センター	統括･経理	255.15	434.87	30	8.51	－	－
	職員組合	書紀局	131.22		－	－	－	－
	守衛室		32.30		－	－	－	－
		廊下	16.20		－		－	－
	出納局	審査指導課	245.67	281.57	29	7.02	－	－
		会計課			6			
		会計管理者	35.90		1	35.90	－	－
	小　計		821.34		100	8.21	－	－
2	雇用政策課		328.19	451.49	24	7.46	7.92	－
	中小企業課				20			－
	税務課		111.30		13	8.56		－
		廊下	12.00		－	－		－
	産業振興課 企業立地課	産業振興課	231.84	246.24	27	5.39	－	5.60
		企業立地課			16			
		次長室	14.40		1	14.40	－	
	商工政策課 ﾌﾟﾗﾝﾄﾞ推進課	部長室	44.46		1	44.46	－	－
		次長室	14.56	300.12	1	14j6	－	6.39
		商工政策課	285.56		20	6.21	－	
		しまねﾌﾟﾗﾝﾄﾞ推進課			26			
	観光振興課	観光振興課	370.97	389.24	52	7.13	－	7.34
		次長室	18.27		1	18.27	－	
	小　計		1,419.55		202	7.03	－	－
3	人事課		200.72		29	6.92	－	－
	広聴広報課		96.46		12	8.04	－	－
	総務課	部長室	48.45		1	48.45	－	－
		次長室	15.36	298.72	1	15.36	－	9.64
		総務課	95.15		11	8.65	9.45	
	財政課		167.01		19	8.79		
		廊下	21.20		－	―		
	知事		66.00		1	66.00	－	－
	秘書課		119.59		10	11.96	－	－
	副知事		57.12		1	57.12	－	－
	301会議室レ		60.42		－	－	－	－
	政策企画監室	統括政策企画監室	15.60	359.10	1	15.60	－	21.12
		政策企画監室	313.10		16	19.57	21.47	
		廊下	30.40		－	4		
	政策企画局長室		60.42				－	－
	小　計		1,254.98		102	1130	－	－
4	森林整備課		275.95	542.65	38	7.26	8.22	－
	林業課		266.70		28	9.53		－
	市町村課会議室		34.20		－	―	－	－
	管財課		359.10		20	8.98	－	－
	営繕課				20			
	地域政策課	地域政策課	141.26		14	10.09	－	－
		地域振興部長室	56		2	28.00	－	－
	市町村課		196.10		20	9.81	－	－
	病院局		103.10		－	－	－	－
	しまね暮らし推進課		87.98	234.20	15	5.87	8.36	－
	交通対策課		113.42		13	8.72		－
		廊下	32.80		－	―		－
	小　計		1,496.51		170	8.80	－	－
5	会議室		15.96		－	―	－	－
	水産課	次長室	18.24		1	18.24	－	9.02
		技監察	17.48		1	17.48	－	
		次長室	12.60		1	12.60	－	
		水産課	198.60	582.84	20	9.93	8.70	
	漁港漁場整備課		138.60		15	9.24		
	農業経営課		205.64		32	6.43		
		廊下	40.00		－	－		
	農地整備課		359.10		22	8.16		－
	農村整備課				22			
	農林水産総務課	農林水産総務課	311.64	356.10	38	8.20	－	－
		農林水産部長室	44.46		1	44.46	－	－
	食料安全推進課		215.46	408.84	17	12.67	7.86	－
	農畜産振興課		172.78		35	4.94		－
		廊下	20.60		－	－		－
	小　計		1,694.60		205	8.27	－	－
6	環境政策課		215.46	287.28	14	7.70	8.45	－
	廃棄物対策課				14			－
	宍道湖中海対策推進室		71.82		6	11.97		－
	講堂		315.50		－	―	－	－
	自然環境課		116.60	313.30	12	9.72	9.21	－
	文化国際課		163.90		22	7.45		－
		廊下	32.80		－	－		－
	環境生活総務課	環境生活総務課	255.64	273.88	21	12.17	－	12.45
		次長室	18.24		1	18.24	－	
		部長室	42.56		1	42.56	－	－
	消防防災課	消防･原安課	214.96	227.28	43	5.	－	5.17
		危機管理次蚕室	12.32		1	12.32	－	
	小　計		1,111.50		135	8.23	－	－
屋上	消防分室		40.80		－	－	－	－
本　庁　舎　合　計			7,913.15		926	8.55	－	－

②　分庁舎

i　概要

施設所在地　松江市殿町１番地
建築年月　　昭和 30 年 12 月
延べ床面積　２，６９４．９３㎡

ii　簿価

種類	簿価（千円）	面積（㎡）
建物	30,082	2,899
土地	3,573,502	34,001
合計	3,603,584	

iii　所在する組織と人数

階数	室名		床面積(㎡)		人数	㎡／人		
						現在	廊下含	次長室含
1	保健体育課	・	108.00		17	6.35	－	－
	警備員室		22.00		－	－	－	－
	文化財課		162.00		21	7.71	－	－
	教職員健康管理ｾﾝﾀｰ		32.40		－	－	－	－
	特別支援教育課	総務課分室	97.20		15	6.48	－	－
	島根県教職員互助会		47.91	171.21	9	5.32	5.71	－
	福利課	公立学校共済組合	123.30		21	5.87		－
	小計		538.41		83	6.49	－	－
.2	教育施設課		108.00		20	5.40	－	－
	教育委員長室		39.00		－	－	－	－
	教育委員室		64.80		－	－	－	－
	総務課分室	予算経理･給与	64.80	201.60	12	5.40	－	8.06
	教育監室		32.40		1	3140	－	
	教育次長室	事務	39.60		1	39.60	－	
	総務課		64.80		11	5.89	－	
	教育長室		64.80		1	64.80	－	－
	会議室		11.25		－	－	－	－
	義務教育課		180.00		34	5.29	－	－
	小計		554.40		80	6.93	－	－
3	社会教育課		108.00		12	9.00	－	－
	監査委員室		39.00		－	－	－	－
	代表監査委員室		3140	162.00	1	－	－	・10.13、
	監査委員事務局		97.20		14	6.94	－	
	局長室		32.40		1	－	－	
	人事委員室		39.60		－	－	－	－
	人事委員会事務局		97.20	129.60	12	8.10	－	9.97
	局長室		32.40		1	32.40	－	
	高校教育課		180.00		35	5.14	－	―
	小計		579.60		76	7.63	－	－
合計			1672.41		239	7.00	－	－

③　南庁舎

i　概要

	施設所在地　松江市殿町１番地 建築年月　昭和 45 年 5 月 延べ床面積　５，７７７．５８　㎡

ii　簿価

種類	簿価（千円）	面積（㎡）
建物	179,736	6,300
土地	435,489	4,144
合計	615,225	

iii　所在する組織と人員

階数	室名		床面積(㎡)		人数	㎡／人 現在	廊下含	次長室含
1	企業局	企業局	257.75	273.39	27	9.55	－	9.76
		企業局次長室	15.64		1	－	－	
		企業局長室	33.76		1	－	－	－
	警備員室		21.00		－	－	－	－
	下水道推進課		117.00	273.00	13	9.00	10.50	－
	古代文化センター		156.00		13	12.00		－
	小計		580.15		55	10.55	－	－
2	道路維持課.		195.00	429.00	18	10.83	9.13	－
	道路建設課		156.00		17	9.18		－
	高速道路推進謳		78.00		12	6.50		－
	小計		429.00		47	9.13	－	－
3	河川課		240.50	624.00	31	7.76	9.04	－
	斐伊川神戸川対策課		78.00		11	7.09		－
	用地対策課		84.50		10	8.45		－
	港湾空港課		221.00		17	13.00		－
	水防室		55,25		－	－	－	－
	小計		624.00		69	9.04	－	－
4	建築住宅課		214.50	562.50	25	8.58	10.04	－
	都市計画課		214.50		24	8.94		－
	労働委員会事務局		97.50		6	16.25		－
	事務局長室		36.00		1	36.00		－
	労働委員会室		58.50		－	－	－	－
	小計		562.50		56	10.04	―	－
5	砂防課		149.50	661.39	19	7.87	7.72	、8.07
	技術管理課		201..50		27	7.46		
	土木総務課	土木総務課	258.7S		33	7.84		
		技監室	18.00		1	18.00	－	
		次長室技術	18.00		1	18.00	－	
		次長室事務	15.64		1	15.64	－	
		土木部長室	39.00		1	39.00	－	－
	小計		700.39		83	8.44	－	－
6	税務課･会計課		117.00	825.60	9	13.00	19.20	－
	情報政策課		630.50		28	22.52		－
	電算開発･システム運用童		78.10		6	13.02		－
	小計		825.60		43	19.20	－	－
合計			3721.64		353	10.54	－	－

④　第二分庁舎

ⅰ　概要

	施設所在地　松江市殿町１番地 建築年月　昭和 41 年 11 月 延べ床面積　２，５１６．９１　㎡

ⅱ　簿価

種類	簿価（千円）	面積（㎡）
建物	88,777	2,606
土地	308,784	2,938
合計	397,561	

ⅲ　所在する組織と人員

階数	室名		床面積(㎡)		人数	㎡／人		
						現在	廊下含	次長室含
1	土木総務課分室		26.18		－	－	－	－
	島根県人権啓発推進センター		223.69		10	22.37	－	－
	会議室2		27.17		－	－	－	－
	小計		223.69		10	22.37	－	－
2	島根県行政書士会		57.96		－	－	－	－
	人権同和対策課		112.70		9	7.51	－	－
	人権同和教育課				6			－
	総務課分室公益法人		44.52		10.00	4.45	－	－
	小計		112.70		25.00	4.51	－	－
3	人事課福利厚生室	総務事務センター	176.00		22	8.00	－	－
	(財)日本防災通信協会		34.38		－	－	－	－
	(公財)島根県暴力追放県民センター		48.74		－	－	－	－
	(一社)島根県警備業協会		34.13・		－	－	－	－
	(公社)島根県防犯連合会		34.13		－	－	－	－
	小計		176.00		22	8.00	－	－
4	人材育成　教育　課		69.79		－	－	－	－
	少年女性対策課		68.26		－	－	－	－
	厚生課		102.40		－	－	－	－
	少年女性対策課・分室		35.28		－	－	－	－
	厚生課・分室		22.26		－	－	－	－
	小計		－		－	－	－	－
合計			512.39		57	8.99	－	－

⑤　東庁舎

i　概要

	施設所在地　松江市殿町１番地 建築年月　昭和 40 年 3 月 延べ床面積　２，１４２．５０㎡

ii　簿価

種類	簿価（千円）	面積（㎡）
建物	88,357	2,176
土地	183,266	1,744
合計	271,623	

iii　所在する組織と人員

階数	室名		床面積(㎡)		人数	㎡／人 現在	廊下含	次長室含
1	障がい福祉課		188.51		31	6.08	－	－
	警備員室		17.44		－	－	－	－
	会議室1		65.50		－	－	－	－
	会議室2		18.29		－	－	－	－
	小計		188j1		31	6.08	－	－
2	健康福祉総務課	健康福祉総務課	245.46	257.54	20	12.27	－	12.26
		次長室	12.08		1	12.08	－	
		健康福祉部長室	50.15		1	50.15	－	－
	会議室		16.32		－	－	－	－
	小計		307.69		22	13.99	－	－
3	医療政策課		163.65	319.67	32	5.11	6.15	－
	薬事衛生課		156.02		20	7.80		－
	会議室		16.32		－	－	－	－
	小計		319.67		52	6.15	－	－
4	高齢者福祉課		254.00		31	8.19	－	－
	会議室		50.14		－	－	－	－
	小計		254.00		31	.8.19	－	－
合計			1069.87		136	7.87	－	－

⑥　第３分庁舎

ⅰ　概要

施設所在地　松江市殿町１番地
建築年月　昭和 33 年 12 月(新館　昭和 44 年 9 月)
延べ床面積　３，２５５．６６　㎡

ⅱ　簿価

種類	簿価（千円）	面積（㎡）
建物	391,563	3,287
土地	記録無し	記録無し

ⅲ　所在する組織と人員

階数	室名	床面積(㎡)	人数	㎡／人		
				現在	廊下含	次長室含
1	文化国際課分室	23.85	－	－	－	－
	情報公開スタッフ	115.50	8	14.44	－	－
	小計	115.50	8	14.44	－	－
2	事務室	56.30	4	14.08	－	－
	統計調査課分室_	88.31	－	－	－	－
	小計’	144.61	4	36.15	－	－
合計		260.11	12	21.68	－	－

用語解説　：　国際観光文化都市

松江市は、国際観光文化都市である。
そして、県庁本庁舎やその周辺は、官庁街であると同時に、松江城山、堀川遊覧、武家屋敷等といった観光の中心地でもある。また、殿町商店街の一端でもある。松江の古き良き街、松江、島根県の看板のような土地柄である。
そこに、大きな民間駐車場がある。
そこは、かつて多くの人が集まる有名百貨店であった。今は、時代の変化で取り壊され、殿町の街並みの真ん中の大きな駐車場となった。美しく立派な躰の中に、ぽかんと穴が空てるようで、いかにも松江の街が閑散とし島根県や松江が、活況がないような印象を与えると嘆く向きもある。
しかし、チャンスでもある。
他の市町村では、官庁街に空地が無く、文化的財産を取り壊してまで、駐車場にしようとすうるところまであるが、松江では、利用可能が土地がある。選択肢があるということ。
県では、旧松江警察署を第二分庁舎として利用しているが、土地が広い割に建物は狭く、内部には「取調室」が残り、廊下も不必要に広く使い難そうだ。南庁舎（旧土木事務所跡地）も老朽化が顕著である。一方、センチュリービル等民間の建物を賃借している部・課もある。
たしかに、県では、ファシリティーマネージメントに力を入れようとしているが、現状の庁舎での玉突きでは手間も時間も費用もかかる。古い建物に耐震化工事をしても、庁舎の寿命が延びるわけではなく、専門家に聞くと、むしろ寿命が短くなる場合もあるという。
であれば、現在取り組まれているファシリティ・マネージメントを、もっとダイナミックに展開し、同地への新庁舎建設も視野に入れて検討した方が、総合的・長期的視点では、県民に利すると思われる。
その際は、観光への配慮、駐車場不足解消、商店街との共存・活性化等も必要だ。図書館や民間の施設、例えば、集客力の有名店との共存、もお願いしたい。官・民・観光客とも一両得になるよう、検討して欲しいと思う

⑦　業務量（人員）の減少

県人口の減少（昭和 30 年の 92 万 9 千人をピークに、現在は 70 万 2 千人（平成 25 年 11 月 1 日現在）＝24%減少)、県の予算規模の縮小（平成 10 年度の 7,302 億円をピークに、平成 25 年度当初予算額は 5,312 億円　＝　27%減少)、職員数については、昭和 57 年の 4,274 人をピークに、現在は 3,322 人（平成 25 年 4 月 1 日現在。知事部局）＝22%減少）している。

⑧　施設の老朽化

庁舎の多くは、老朽化が進んでいる。県庁本庁舎が、建設後 53 年を経過している他、大半の庁舎は昭和 50 年代までに建設されたものである。
そのため、使用勝手が悪く、無駄が多い。

⑨　外郭団体の入居

前述のとおり、平成２５年１２月時点において、殿町庁舎群に外郭団体等２５団体が入居している。

⑩　賃借り

現在、県庁は、殿町地区に下記の事務所を賃借している。

センチュリービル	賃料	26 百万円／年
島根県市町村振興センター	賃料	7 百万円／年

⑪　県の所有する建築物の延べ床面積はほぼ横ばい(2%の増加)である。

⑫　ユニバーサルレイアウトの試験導入

県（管財課・営繕課）では、平成２０年度、ユニバーサルレイアウトを試験導入した。

従来型のレイアウト（グループごとに島をつくるもの）では、協議スペースと執務スペースが混在し、乱雑かつ狭隘なうえに、外部との間や内部的に必要な協議スペースを充分に確保できず、時には執務スペースの一部を使って外部との協議をせざるを得ず、情報管理上も問題が生じる状況であった。また、執務・協議スペースが明確に分けられていないため、使用していない協議スペースに対しても常に照明が点灯されているなど、光熱費の面でもムダが生じていた。

そこで、県（管財課）は、ユニバーサルレイアウトの試験導入を行い、執務スペースと協議スペースの集約・分離、島単位でのグループ化の廃止、列単位での隣接を認めて再配置を行った。

県によると、その効果は次のようなものである。

- 執務スペースは27%削減、協議スペースは15%増加
- 協議スペースの分離により、執務スペースには外部からの訪問者は入室できなくなり、情報セキュリティが向上
- 協議スペースの分離により、内部協議そのものの効率が向上
- 協議スペースの照明が点灯時間は全日の5～6割程度となり、光熱費の削減に寄与

⑬　耐震補強工事

現在、県庁舎殿町庁舎群は、順次、耐震補強工事がなされている。

県によると、県庁舎は、島根県地域防災計画（平成２５年２月改定）の中で防災上重要な施設のうち重点的に耐震化を図る建築物として位置づけられ、また平成１９年２月に策定された島根県建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化を図るために実施されている。

そのため、耐震補強工事は、大規模地震時の安全対策として実施しており、これを老朽化対策・長寿命化対策として行うものではないという。

⑭　人員数

	職員数
本庁舎	926
本庁舎議事堂	22
分庁舎	239
南庁舎	353
第二分庁舎	57
東庁舎	136
第３分庁舎	12
合計	1,745

（２）　監査の指摘事項

①　事務所スペースの集約・効率化による賃借料の削減　【３１】

前述のとおり、経済合理性からしても、民間の賃貸ビル利用の事務スペースもあり、賃料（共益費含む）負担約３、６００万円がある一方で、外郭団体が入居している事実もある。更に、部署によっては、殿町に所在する必要性についてはそれぞれであると考えられる

よって、松江合同庁舎等、利用可能なオフィススペースがないことはないと思えるので、殿町への所在の必要性に応じて、事務所再配置により、賃借料負担軽減をすべきである。

②　老朽化対策・改修対応　【３２】

殿町の庁舎の多くは、老朽化が進んでおり、対応が必要な時期である。
さらに、バリアフリー、省エネ対策や IT 化など、時代のニーズに応える必要もある。

よって、耐震補強を行って長期使用する方法もあるが、長期的視点、総合的な資産効率改善の観点から、建て替えも含めて、客観的なコスト分析を行ない、老朽対策への取り組みを開始すべきである。

（３）　監査の意見

②　観光と官庁街の両立　【３３】

松江市は国際文化観光都市であり、その中心となる松江城に隣接して殿町の庁舎群がある。県庁舎やその前庭及び周辺の庁舎は、建設当時から周囲の景観に配慮するよう設計されたと聞いており、建設から５０年経った今、松江の景観の一部と化しているように感じられる。

現在、一部の庁舎においては耐震改修を行い再利用されている。

今後も、単に経済合理性や効率性だけでなく，殿町庁舎群の再配置にあたっては、松江の観光との調和、総合発展を念頭に検討を行うよう求めたい。

②　書類の削減　【３４】

庁舎のスペース占有において、書類の保管スペースが大きい。

この点、管財課によると、未だ全庁的な取り組みには至っていないが、紙ベースの例規集や差し替え式の書籍の加除・追録をやめ、電子媒体のみが最新となるような工夫を行い、書類の削減、スペース・加除料の削減につなげているとのことである。

そこで、県は、管財課の取り組みを全庁的な規模に拡大し、書類の削減をはかるべきである。

③　ユニバーサルレイアウト　【３５】

管財課が実験的に取り組んでいる。組織の機動性、オフィスの効率化に資するのであれば、一層、積極的に取り組んで欲しい。

用語解説　：　ユニバーサルレイアウト【Universal Layout】

ユニバーサルレイアウトとは、組織変更があっても基本的にレイアウト変更をせずに「人」「書類」の移動のみで対応可能なワークプレイスのこと。
ユニバーサルプランとも呼ばれる。
わが国では、「部」や「課」ごとにまとめる「島型対向式」が代表的なレイアウトである。「島型対向式」は、グループ内のコミュニケーションがとりやすいという優れた特徴があるが、増員や異動などにあたって机の並び替えや電話線・ネットワーク配線を変更する手間やコストが発生していた。
その点、ユニバーサルレイアウトでは、役職や業務特性にかかわらず、徹底したレイアウトの標準化を行ない、フレキシブルにワークプレイスを運用する。
したがって、従来の島型レイアウトのように部や課などの組織の境界を島単位やパーティションなどで物理的に設定するのではなく、「目に見えない仕切り」とする運用上の工夫が必要になる。こうした運用によって組織変更時でも、移動費用が大きく削減できるメリットがある。
また、従来の縦割りだったワークスタイルから、プロジェクトを中心とした配置ができるなど、単にオフィスコストを抑えるだけではなく生産性向上のための効果もある。
（オフィス用語集　http://www.alphaspace.jp/words/words.html　より）

【２】 島根県職員会館

１　概要及び事実認定

（１）　概要

種類	行政財産
簿価	７．７億円
目的	福利厚生施設

島根県職員会館は、職員の福利厚生を図る目的で設置された施設である。

後述のとおり、各合同庁舎内に職員の福利厚生用の部屋があるが、本庁舎は、殿町の庁舎群のそれであり、独立の建物にあるといえる。

（２）　建物明細

建築概要	鉄筋コンクリート造４階建
	1階：　健康支援室、健康相談室、生活相談室、健康教育室、職員診療室 2階：　談話コーナー、図書コーナー、教養室（6室）、特別教養室、展示室、多目的ホール 3階：　アリーナ　4階：体力トレーニング室、ランニングデッキ
所在地	松江市内中原町52番地
土地　（金額　）	不明
（面積　平方メートル）	不明
（単価　円/平方メートル）	不明
建物　（金額）	673,437,270円
（面積　平方メートル）	延床面積3548.52㎡
（単価　円/平方メートル）	189,780/㎡
築	平成2年10月26日
目的	県職員向け福利厚生施設
現状	別表表１記載部分を無償貸与

２　行政コスト評価

①　資産簿価

土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
	取得価額	減価償却累計額		帳簿価格	
		３６年残存	うち当年度償却額		
１億円	６．７億円	４．５億円	１９百万円	６．７億円	７．７億円

土地としては、お花畑が該当すると思われるが、特定されていないため、建坪から土地面積を 1000 ㎡と推定する。そして、お花畑の簿価 1,667,698 千円、15,868 ㎡から、単価を 105 千円／㎡と推定する。

以上より、土地の価格を、10500 万円と推定した。

減価償却費は、６０年期間の２４年経過と過程した。

②　費用

その他の費用	３４百万円	資産保有コスト　＝　１５百万円 簿価 ７．７億円 × 利率 ２．０％ ＝ 資金コスト １５百万円 減価償却費　＝　19 百万円
合計	３４百万円	

３　行政コストに対する行政目的

行政目的	県職員のための福利厚生施設
行政コスト	３４百万円
職員一人当たり行政コスト	１万円／人 （県の総職員数約 4300 人のうち、利用可能な人数を約 3400 人とみた。）

４　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　福利厚生目的

地方公務員法４２条は「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と規定している。

本施設は、健康支援室、健康相談室、生活相談室、健康教育室、職員診療室、談話コーナー、図書コーナー、教養室（6 室）、特別教養室、展示室、多目的ホール、アリーナ、体力トレーニング室、ランニングデッキからなり、主として、職員の福利厚生目的で使用されている。

②　一部の無償貸与

県は、共済組合に対して、下記を無償で賃貸している。

貸付場所	貸付面積	貸付先	用途	貸付料
１階事務室の一部	１．９６㎡	地方職員共済組合島根県支部	共済組合職員２名の勤務場所	無償
１階職員診療所	１０２㎡	地方職員共済組合島根県支部	職員診療所	無償

地方公務員等共済組合法１８条２項は、「地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で組合の利用に供することができる。」と規定しそのため、県総務部人事課保健グループの事務室内に地方職員共済組合島根県支部の職員が勤務し、県と共済組合が連携、協力しながら事務を行っている。

③　利用状況

年度	団体・個人別	利用件数(人数)	収入額(千円)
２２	団体(件)	２，６０５	１０，９２４
	個人(人)	２，０８２	
２３	団体(件)	２，６５４	１０，９９６
	個人(人)	２，０５８	
２４	団体(件)	２，７２９	１１，５８３
	個人(人)	２，１７８	

i　アリーナについては、職員等が利用できる平日の夜間及び土日祝日は、空きがないほどよく利用されている

もっとも、平日９時から１７時まで（ただし、１２時から１３時の間は除く）は、一般利用として「地域において体育的・文化的サークル活動を行う団体」、個人が利用が可能である。

ii　会議室等については、職員ポータルを利用して効率的な利用が可能である。また、平日１８時から２１時まで（土・日・祝日は９時から２１時まで）は、一般に利用も可能である。

iii　しかし、会議室・アリーナ等の利用状況は、上記のとおり、１日平均すると、10 団体、10 人に届かない

また、平成２４年度後半より、平日昼間の中高生（県職員家族以外）のアリーナ利用が増えているとのことであるが、一般利用の認知度は非常に低いと思われる。

③　施設の管理・運営費用、維持修繕費用

	Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４	用途
共済費	229,233 円	233,758 円	236,758 円	会館受付事務担当の臨時職員１名の人件費
賃金	1,531,800 円	1,566,000 円	1,560,000 円	
需用費	2,864,892 円	2,350,625 円	3,211,623 円	光熱水費、施設修繕費等
役務費	35,250 円	16,500 円	50,000 円	水道施設検査手数料等
委託料	7,601,580 円	7,772,730 円	7,345,377 円	施設管理業務委託費
使用料	176,185 円	100,543 円	204,210 円	複写機使用料
工事請負費		1,207,500 円		屋上アンテナ撤去工事
計	12,438,940 円	13,247,656 円	12,607,968 円	

（２）　監査の指摘事項

特になし。

（３）　監査の意見

①　設置の妥当性について　**【３６】**

本施設の建物面積は、3548 ㎡であり、殿町庁舎群の 40873 ㎡（南庁舎 6,300 ㎡、分庁舎 2,899 ㎡、東庁舎 2,176 ㎡、第三分庁舎 3,287 ㎡、第２分庁舎 2,606 ㎡、本庁舎 23,605 ㎡）の 8.7%に及ぶ。

そうすると、食堂等も含めると、殿町庁舎群の１割は、福利厚生施設等であり、本当に事務所スペース不足＝賃借の必要性があるのか、との疑問もある。

もっとも、法律上、県には、職員向けの福利厚生施設の設置が義務付けられており、費用的にみると、一人当たり費用も年額１万円程度と過大とは言えない。

よって、まず設置自体には問題がなく、使用頻度から、広さ的に過剰設備となっていないか、の検証を要請する。

②　利用率向上について　【３７】

本施設の利用件数（人数）及び収入額については、近年増加しているものの、平成２４年度では、個人の一般利用では大人の利用が全くない月（４月、２月）や１～２人という著しく少ない月（７月、９月、１１月）がある。

この点、福利厚生施設の利用状況は、直接監査の対象とはならないが、過度に利用度が低迷している場合、ホテル宍道湖と同様、必要性・相当性に対しての疑問が発生する。

よって、今後は利用ニーズの調査などを行い更なる利用率の向上に努める一方、利用率の向上が認められない場合には、規模の縮小ないし一部県の事務所としての利用等、多角的な利用を検討すべきである。

【３】 警察本部について

1　　概要

種類	行政財産
簿価	１０．３億円
目的	事務所（警察）

島根県警察本部は、県庁本庁舎に近く、殿町庁舎の一角にある。
屋上の電波搭が目印である。

目立たないが、広さ的には、１万平方メートル以上あり、島根県本庁舎に次ぐ広さがある。建物は、鉄骨鉄筋コンクリート造７階で、建建築は、昭和５３年１０月である。

（１）警察の組織

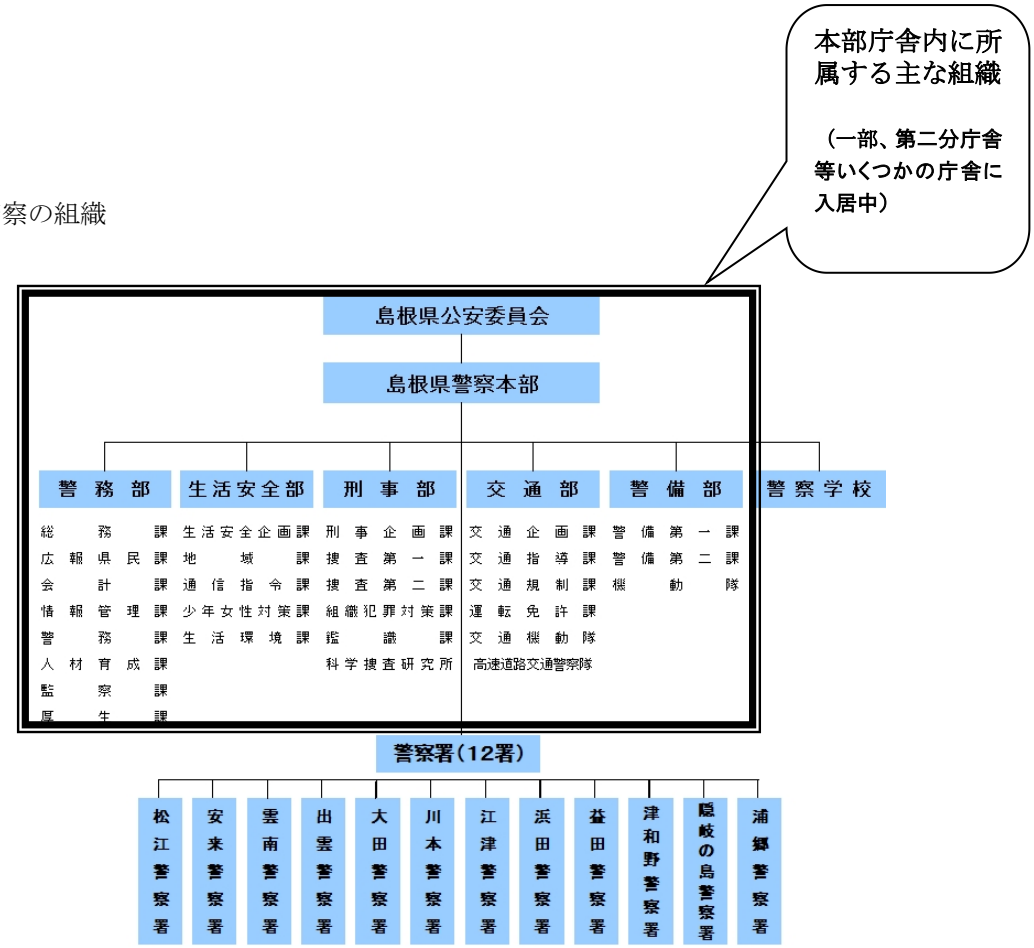

（２）　県警本部建物

	金額（千円）	延面積（㎡）
建物	698,002	10,301
土地	332,482	3,163
合計	1,030,484	13,464

２　行政コスト計算表

①　資産簿価

土　地	償却資産(建物・構築物・工作物等)				合　計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
3．3億円	記録無し	残存24年	29百万円	7．0億円	10．3億円

昭和53年２月建設（築３６年)、減価償却貴下６０年として計算した。

②　費用

その他の費用	４９百万円	資産保有コスト　＝　２０百万円 簿価 ×　利率 ＝　資金コスト １０．３億円　２．０％　２０百万円 減価償却費　＝　２９百万円
合計	４９百万円	

３　行政コストに対する行政目的

行政目的	職員424人の執務スペース
行政コスト	４９百万円／年
一人当たり行政コスト	１１６千円／年／人

４　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　所在の組織と人数

区分	面積（㎡）	使用事務所		人員数
7階	1,149	交通部		6
6階	1,149	警務部	情報通信部	49
5階	1,149	刑事部	警備部	58
4階	1,149	警務部	刑事部	115
3階	1,149	警務部	生活安全部	63
2階	1,105	警務部	生活安全部	83
1階	1,111	交通部		46
地下1階	1,677	警務部		4
計	9,638			424

②　建物内の組織（占有面積の広いもの）

科学捜査研究所　鑑定・検査 警察署等から鑑定嘱託を受け、検査を実施

現場鑑定　事件現場へ出動し、簡易鑑定・検査・原因究明

研究・開発 鑑定、検査技術の研究開発、鑑識機材の開発

技術指導　警察署の鑑識担当者に対する指導・教養

通信指令課

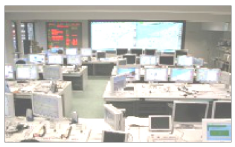

交通管制センター

③　使用状況

	部数	面積	備考
会議室	4	338	大会議室、小会議室2、特別会議室
休憩室	なし		
空き部屋	なし		
ロビー	1	57	
当直室	1	36	
警備員室	なし		
機械室	1	155	

④　庁舎の目的外使用

`	部数	面積
売店	1	68
理髪	1	29
喫茶	1	60

⑤　使用割合

	面積	割合	平均
執務スペース	4,224.35	47%	41.3%
会議室	434.97	5%	7.2%
休養室・更衣室	136.76	2%	1.4%
倉庫・書庫	609.99	7%	8.2%
電気・機械・通信・警備	1,305.27	15%	9.2%
他団体	174.72	2%	3.9%
空き部屋	62.27	1%	2.9%
その他(廊下・トイレ等)	1,954.76	22%	25.9%
合　計	8,903.09	100%	100.0%

一人当たり執務スペース　9.396 ㎡

（２）　監査の指摘事項

特に無し。

（３）　監査の意見

①　狭さの解消・機能の維持　【３８】

本建物の行政コストは小さく、また、一人当たりの広さは、全体平均では、２４平方メートルあり、十分のように思える。

しかし、島根県警察本部は、執務スペースの比率が高い（47%、平均 41%、一人当たりスペース 9.4 ㎡）である上に、機械設備等の占有面積が非常に大きい（15%、平均 9.2%）ということで、非常に狭隘な状態である。

実際、廊下やエレベータホール（22%、平均 26%）のいたるところに書棚やロッカーが置かれていた。また、会議室も少ない（5%、平均 7%）。廊下階段トイレ等のおそらくその 1 割から 2 割がこうした書棚やロッカーで占められていると思われる。

この点、資産の効率的活用という観点からは問題はない。

しかし、警察機構は、県民の安全を統括すべきものであり、行政の原初的機能であるが、現状では、支障が生じる懸念もある。

よって、より機能的な県警本部への建替え、増築を考えるべきである。

なお、県とすると、科捜研など、一部機能を庁舎外に移転させるとのことであるが、機能の重要性に鑑み、抜本的な対応が必要だと考える。

【４】 東部運転免許センター

1　概要

種類	行政財産
簿価	１０９．４億円 （固定資産税評価によると、１７．４億円）
目的	事務所・公共施設

運転免許センターは、松江市打出町に所在する。打出町は、松江市の郊外で、宍道湖北側の埋立てにより造成された町で、一畑電車の沿線から、南の地区である。

もっとも、当初の埋立て計画では、農地としての開発が想定されていたと思われるが、現状は、農地開発は進んでいない。

2　行政コスト計算表

①　資産簿価

土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
102．2億円	記録無し	50年	14百万円	7．2億円	109．4億円

減価償却費は、６０年償却、残存５０年と考えた。

②　費用

その他の費用	２．３億円	資産保有コスト　＝　2.2億円 簿価 １０９．４億円 × 利率 ２．０％ ＝ 資金コスト ２．２億円 減価償却費　＝　１４百万円
合計	２．３億円	

３　行政コストに対する行政目的

行政目的	運転免許更新等
行政コスト	簿価基準　２．３億円／年 なお、固定資産税評価をもとにすると、５０百万円程度 （不動産にかかるコストのみ）
一人当たり行政コスト	簿価基準　１２千円／回 （固定資産税評価基準　２．６千円／回）

警察庁の統計によると、島根県の運転免許保有者数は、約２５万人である。
県民の約３割が、松江地区に住むので、その比率の免許者が、当施設を利用するとする。また、免許更新が４年に１回、更新手続きが、年間３００日とする。
以上より、利用者数は、年間１万９千人、１日６２．５人である。
なお、運転免許更新等にかかる人件費、委託費等は含まない。

４　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　簿価と固定資産税評価額の乖離

松江市が作成する固定資産評価は、建物は７．２億円と県の簿価と変らないが、土地については、１０．２億円であり、県の簿価の１／１０にとどまる。
この点、県は、土地価格を平成１９年に洗い替えしており、　隣接する住宅地の評価額を参考に、坪当たり３５万円程度で評価している。

②　本施設の概要

建物は、7,880 平方メートルの床面積があり、ゆったりしている。
また、土地面積は、97,261 平方メートルあり、 運転試験場の他、駐車場スペースも十二分にある。

（２）　監査の指摘事項

特に無し。

（３）　監査の意見

①　評価額の差異の解消　【３９】

市長村が行う固定資産評価額と簿価が異なること自体は異常ではない。

もっとも、県とすると、市場価格での評価を行っているということであるから、市町村の固定資産税評価とこれほど異なるの不自然である。
また、県の貸借対照表に反映された場合、過大評価は、土地の含み損になる。

よって、洗い替え後の簿価と、市町村の固定資産税評価とこれほど異なるの不自然であり、原因究明の上、市場価格との乖離を解消する方向で調整すべきである。

②　スペースの有効活用　【４０】

県有の建物の中で、スペースに余裕がある数少ない建物である。
業種上、警察の交通関係団体が中心となるが、移転、集約により、不稼動スペースの解消、より高度の活用をすべきである。

よって、県は、殿町庁舎群、県警本部、所轄警察署等から、移動が可能な団体等があれば、当施設への移動も含めて、検討を開始すべきである。

【５】 合同庁舎について

1　概要

種類	行政財産
簿価	１３７億円　（８箇所合計）
目的	事務所

県は、松江市殿町にある島根県庁本庁舎以外に、県内各地に庁舎を所有している。

県の合同庁舎とは、県の出先機関を一つの建物に集約したものである。県の出先機関とは、県民センター、県土整備事務所、水産事務所である。

合同庁舎は、松江合同庁舎、出雲合同庁舎、雲南合同庁舎、川本合同庁舎、大田集合庁舎、浜田合同庁舎、益田合同庁舎、隠岐合同庁舎(島前集合庁舎を含む)の８箇所ある。

なお、浜田合同庁舎については、本館のみを対象とした。

（1）　位置

（２）　簿価

資産名称	土地		建物		金額合計（千円）
	金額（千円）	面積（㎡）	金額（千円）	面積（㎡）	
松江合同庁舎	2,450,019	23,311	2,466,898	13,374	4,916,917
出雲合同庁舎	862,268	14,791	856,128	9,910	216,754
	38,358	583			
浜田合同庁舎	764,026	16,256	1,642,117	12,586	2,406,143
雲南合同庁舎	492,713	14,841	331,029	5,519	823,742
川本合同庁舎	215,768	12,998	689,759	7,257	905,937
			410	27	
益田合同庁舎	900,283	20,006	409,216	7,704	1,309,499
隠岐合同庁舎	652,631	7,018	187,992	4,879	919,440
			72,276	941	
			6,541	30	
松江衛生合同庁舎	410,370	3,905	230,037	2,806	640,407
合　計	6,786,436	113,709	6,892,403	65,033	13,678,839

２　行政コスト計算表

①　資産簿価

土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
68億円	記録無し	不明	２．2億円	69億円	137億円

簡略化のため、使用期間を一律３０年とした。

②　費用

その他の費用	４．９億円	資金コスト　＝　２．７億円 簿価 １３７億円 × 利率 ２．０％ ＝ 資金コスト ２．７億円 減価償却費　＝　２．２億円
合計	４．９億円	

個別の積み上げ数字とは異なる。

３　　行政コストに対する行政目的

（１）　人員数と面積

	行政コスト	床面積（㎡）	職員数	一人当たり面積（㎡）	一人当たり行政コスト　年
松江合同庁舎	①　１．６億円	13,374	290	10.60	①　５４万円
出雲合同庁舎	③　５６百万円	9,910	186	13.48	③　３０万円
雲南合同庁舎	⑦　３０百万円	4,173	129	11.63	⑤　２３万円
川本合同庁舎	④　４０百万円	4,391	108	10.99	②　３７万円
浜田合同庁舎	②　８０百万円	8,160	301	11.74	④　２７万円
益田合同庁舎	⑥　３１百万円	4,503	168	10.03	⑥　１８万円
隠岐合同庁舎	⑤　３７百万円	4,178	161	11.31	⑤　２３万円
合　計		65,033	1343		

（２）　まとめ

行政目的	県職員１３４３人の執務スペース
行政コスト	４．９億円／年
一人当たり行政コスト	３６万円／年／人

地域格差

最高	松江合同庁舎	５４万円
最低	益田合同庁舎	１８万円
比率	３　：　１	

４　　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　　電子化

この 10～20 年間の IT 化の進展はすさまじいことから、県の業務にも大きな変化をもたらしている。たとえば、県税の徴収事務では、電子申告や振替納税による納税が進んでいる。

また、入札業務についても、電子入札が原則となっている。

さらに、県は、経理事務や旅費事務の集中処理化のため内部管理事務改革に取り組んでおり、従来部署ごとに必要であった旅費精算の承認やそのチェックに係る作業は出納局や平成 23 年度に設置された総務事務センターに一元化されている。

② 市町村合併と県からの権限委譲

平成 17 年度から 23 年度にかけての市町村合併（59 市町村から 19 市町村へ）により、合同庁舎が管轄する区域が、市町村の区域と重なる一方、市町村が基礎自治体としての権能を高め、権限移譲の受け皿となる体制などが構築できれば、県の権限委譲が推進されると思われる。

Ｈ１８年４月実施予定の組織再編概要

H17.12.9　総務委員会

【基本的考え方】
○ 市町村合併による市町村の規模・能力の拡大にともない、県に求められる役割・機能の変化や行政のスリム化への対応が必要。
○ 本庁、市町村との役割分担を整理し、県民の利便性・業務の現場性などを考慮しながら地方機関を再編。

１ 総務事務所
○ 東部、西部に県民センターを設置し、隠岐支庁とあわせて県下３ヵ所に再編。
○ 所管事務のうち県民の利便性に配慮が必要な業務を実施するため、セレターの内部組織として圏域単位に４事務所を配置。
○ 県央に設置する事務所は大田市に設置するとともに川本町に駐在を置く。
○ 地域振興機能は、東部においては本庁で実施。
○ 課税機能は、県税部門の機能強化及び効率化を図るため、東西の県民センターに集中化。
○ 県西部の地域振興と産業振興の連携を図るために、西部県民センターの内部組織として浜田商工労政事務所を統合。

２ 農林振興センター
○ 東部、西部に農林振興センターを設置し、隠岐支庁とあわせて県下３ヵ所に再編。
○ 現場性の高い農業・林業普及業務を実施するため、センターの内部組織として圏域単位に４事務所を配置。
○ 公共事業実施機能については、土木建築事務所と統合再編し、７圏域に設置する県土整備事務所で実施。

３ 土木建築事務所
○ 農林公共事業実施機能と統合し、県土整備事務所として７事務所４事業所体制を継続。
○ 大田上本事業所は、大田土木事業所と統合し、大田事業所に再編。

③ 交通網の整備の遅れ

山陰本線の高速化は既に完了しているが、高規格道路網の整備はまだ不完全である。

特に、県内の高速道路網は、尾道松江線松江道路と浜田道、山陰道で、山陰道は出雲以西でまだ未整備区間が多い。

また、合同庁舎から管轄エリアの末端への移動には山間部のがほとんどで、高速道路を利用することはほとんどないため、時間の短縮化も進んでいない。

④　事務所の使用目的別面積割合

執務スペースは、本庁では事務所延べ面積の 50%弱、県警本部でも 47%程度あるが、合庁は多いところでも 43%程度で、平均で 34%でしかない。

一般のオフィスビルでは、業務特性によって多少異なるものの、全体の 50～60%くらいだといわれており、合同庁舎は、建物の大きさに比して執務スペースが少ないと言える。

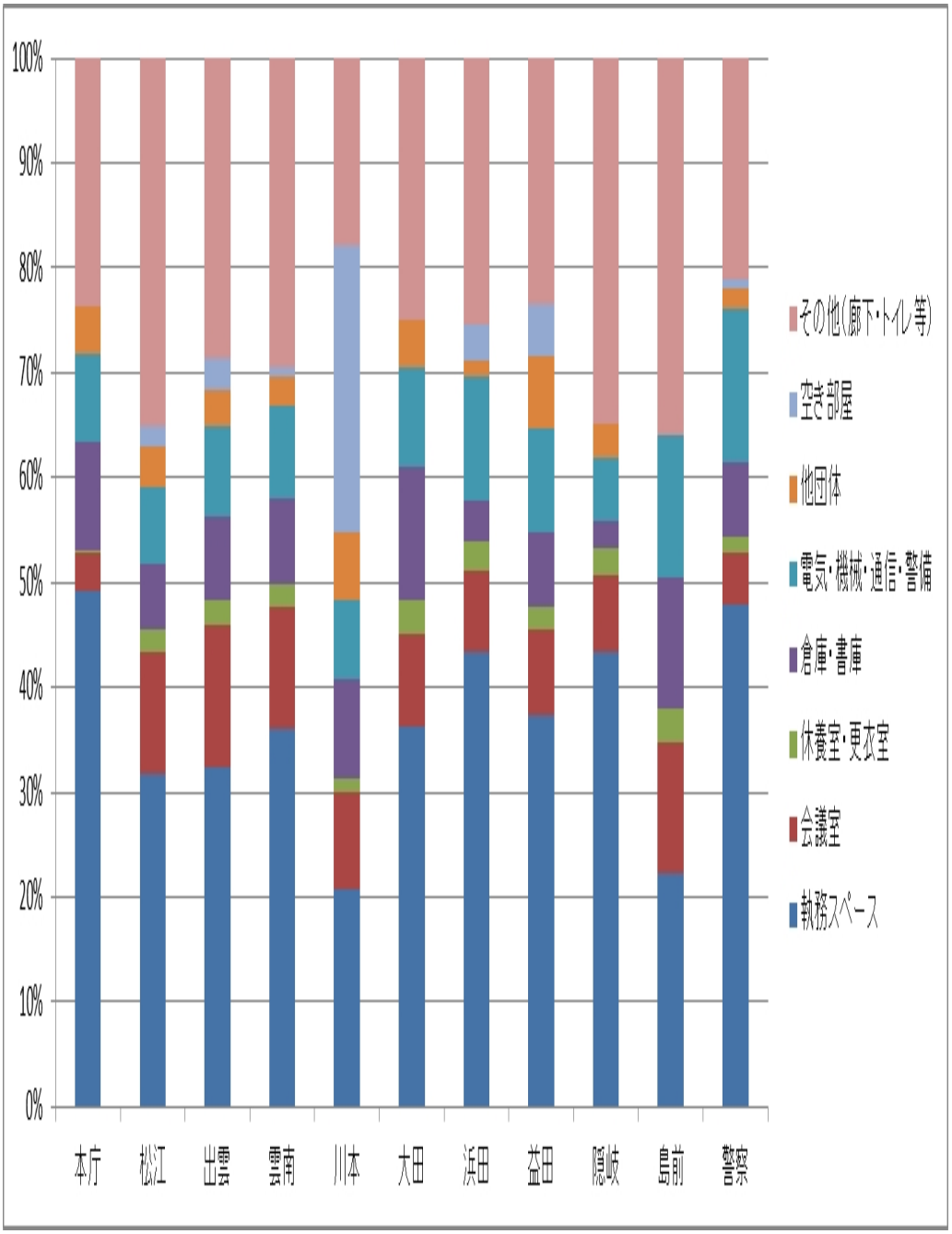

⑤　休養室

各合同庁舎には、休養室が設けられている。

休養室は、労働安全衛生規則 618 条「常時五十人以上又は常時女性三十人以上の労働者を使用するときは、労働者が臥床することのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない」とあり、設置されている。

この点、各合庁の休養室の広さは、いずれも男女合わせて下記のとおりである。

	広さ	職員数	広さ／人
松江	④　69 ㎡	290	⑤　0.24㎡
出雲	③　75 ㎡	186	②　0.40㎡
雲南	②　78 ㎡	129	①　0.60㎡
川本	⑥　35 ㎡	108	④　0.32㎡
浜田	①　104 ㎡	301	③　0.35㎡
益田	⑤　40 ㎡	168	⑤　0.24㎡
隠岐	⑦　32 ㎡	161	⑦　0.20㎡

なお、労働安全衛生規則には休養室の広さまでは規定されていない。

【松江合同庁舎の休養室】

【益田合同庁舎の休養室】

⑥　理髪室について

本庁舎及び多くの合庁に理髪室が存在する。

しかし、県によると、実際はすでに業務を行っていなかったり、あるいは事前に予約を行った時のみ外部から理髪業者が来室して服務するという。そうであれば、非常に稼働率が低いといえる。

【川本合同庁舎の理髪室】

【浜田合同庁舎の理髪室】

（２）　監査の指摘事項

①　合同庁舎の重要性の再評価　【４１】

ｉ　県の業務の中心のシフト

平成 17 年度最終予算と平成 25 年度当初予算を比較すると、民生費が+200 億円（+60%）、商工費+320 億円（+64%）、農林水産費-120 億円（▲22%）、土木費-330 億円（▲31%）となっている。

そうすると、県予算から見ても、県の事業内容の重心が、「土地や場所」に働きかけてインフラ整備を行う事業である「農林、土木」から、県民生活、事業への支援である「民生、商工」へ、移ってきていると言える。

しかし、「農林、土木」から、「民生、商工」へのシフトがあるにしても、住民ニーズが複雑化・多様化しており、また、高齢化社会の中、県と住民が、フェーストゥーフェースで対話する必要性も高まっている。

よって、従来型の、県が開発等の管理監督するための出先機関としての機能は小さくなる一方で、ソフト型の、県民の「土地や場所」に近接してきめ細やかな行政サービスを提供する機能は重要性を増していると思われる。

ⅱ　電子化による物理的拠点の必要性の低下

電子化により、申告書の受領や県税を納める「窓口」の機能の必要性は低下している。また、入札業務も電子入札が原則となり、「入札室」は不要になっている。
さらに、県の内部管理事務は、総務事務センターに一元化されている。

よって、物理的な「場所」の必要性は、低下している。

ⅲ　まとめ

以上より、県の提供すべきサービスの内容の変化、電子化等による物理的空間の必要性の低下を受け、拠点の配置、現場に必要な機関・人員の見直しを行うべきである。

この点、地域拠点においての人員削減を求めるものではない。

確かに、県と市町村の役割分担上、二次的地方公共団体である県は、監督的機能中心になる方向かもしれない。

しかし、地域横断的な機能は、失われないし、より求めらえるものと考える。
また、既存の県土整備事務所でも、直接現場に出向いて協議、監督、確認する業務の他に、警報発令時など事務所での待機情報収集、災害発生時の現場対応等があるが、それは、市町村が単独で出来ない場合もある。
そうすると、業務によっては、人員拡充が求められる場合もあろう。

よって、県は、現場業務のシフト、現場機能の必要性、県民のニーズを総合的にとらえ、同時に、電子化等の合理化を利用しつつ、必要かつ適正な業務・人員規模の検討を行い、公共サービスの充実に努めるべきである。

②　理髪店の廃止　【４２】

理髪店は、本来は職員の福利厚生施設であるが、現状においては、業務時間中の利用は想定し難く、また、各合庁とも職員数が大幅に少なくなっていることから、理髪店の必要性・福利厚生としての意味は、事実上失われている。

したがって、県は、合同庁舎における理髪店を、廃止すべきである。

（３）　監査の意見

①　休養室・健康管理室の規模適正化　【４３】

労働安全衛生法上、県は、各合同庁舎に休養室等を設置しなければならないが、法律上、休養室等の広さに規定はない。

よって、休養室の広さについて、一見明白に過大と言えない以上、違法とは評価しえない。

もっとも、一人当たりの面積では、最大の雲南合同庁舎は、最小の隠岐合同庁舎に比べ３倍の広さがある。

そうすると、合同庁舎でのばらつきが大きく、過大ないし過少の場合があると言わざるを得ない。

また、健康管理室等、アスレティック的なところ（運動器具がおいてある箇所）は、勤務時間中に使用される可能性は乏しいスペースである。

この点、合同庁舎の休養室・健康管理室は、災害時の避難場所として想定されていないことから、必要以上のスペースは、資産の無駄使いである。

よって、県は、職員数及び利用実態を踏まえて、休養室等の適正規模の基準を作成して、仮に既存の設備が過大であれば、縮小してオフィススペースに転換し、県庁組織の入居、または外部団体、民間への賃貸を行い、空間の有効活用及び県財政への寄与を検討すべきである。

②　文書の整理・電子化の推進　【４４】

県では全庁的に電子決裁の推進、法令・検索システムの導入は行っているとのことであるが、合同庁舎内で、保管書類の多さが目立った。

この点、重要書類については保管期間が定められており、廃棄は出来ない。

もっとも、必要性の乏しい書籍・書類、保管期間が無い書類等も、保管が継続されている場合がある。

よって、県は、書類等の管理について、保管期間の制定、保管書類の選別、電子化・オンライン化・クラウド化により、書類の管理・閲覧の容易性を確保しながら、保管スペースを集中・削減すべきである。

なお、庁舎の執務スペースの有効活用のために、県では管財課を中心にいくつかの取り組みがなされているとのことである。
したがって、県は、この流れに沿って、一層の推進していくよう要請する。

③　フレキシブルな庁舎使用　【４５】

広域行政、市町村合併の目的は、地方分権に対応して基礎自治体の財政力を強化すること、モータリゼーションの進展に伴う生活圏の広域化に対応すること、政令指定都市や中核市・特例市下することで国や県からの権限移譲を促進すること、と言われる。

そこで、将来的には、各市町村が、基礎自治体としての権能を高め、権限移譲の受け皿となる体制が整えば、県の機能の一部が、市町村に移管される可能性がある。
そして、それは、出先機関である合同庁舎所在の組織から始まる可能性が高い。

よって、県は、合同庁舎所在の組織の機能の流動化を見越して、可動的なレイアウト（ユニバーサルレイアウト）、建物の移譲も含め、多角的視野にたったオフィススペース確保を考えるべきである。

【６】 松江合同庁舎

1　概要

種類	行政財産
簿価	４９．２億円
目的	事務所

松江市東津田町に、平成７年２月に建設された庁舎である。

所在地　松江市東津田町１７４１－１
建築年月　　平成７年２月
延べ床面積　9,467.36　㎡(屋上を除く)

合同庁舎内の機関

東部県民センター	情報公開、選挙、防災、庁舎管理 、県税関係（納税窓口、納税証明書の発行、納税相談、自動車税、軽油引取税）
松江県土整備事務所	道路・河川等の土木事業、災害復旧、建築関係事業 公共空間の適正な利用・開発のための各種認可事務等
松江水産事務所	水産関係工事に係る入札、漁港・海岸保全区域(漁港に係るものに限る。)管理漁業免許・許可、漁船、遊漁船業、漁業の調整及び取締り、漁場環境の保全及び漁業被害対策、水産資源の保護及び管理、水産業の改良普及
東部農林振興センター	農業の推進、農地の調整（農地法、農振法等）、農業金融、農外企業参入促進事業、新規就農確保対策、畜産振興事業、家畜改良増殖、家畜衛生指導、家畜伝染病等の発生予防・まん延防止、家畜疾病の予察、疾学調査、森林組合の指導、狩猟、野生鳥獣の保護、被害対策、森林病害虫の防除、林業金融、保安林の管理、森林経営及び林業技術の普及指導、緑化、林業機械
松江教育事務所	市町村立学校教職員（高校を除く。以下同じ）の給与計算、研修、市町村立学校の管理運営に関する指導及び助言、学齢児童及び学齢生徒の就学に関する指導及び助言、少年教育、成人教育及び公民館の事業、人権・同和教育、文化財の保護、市町村立学校教職員の福利厚生

2　行政コスト計算表

①　資産簿価

土　地	償却資産(建物･構築物･工作物等)				合　計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
24．5億円	記録無し	残存41年	60百万円	24、7億円	49.2億円

平成７年２月建設（築１９年)、減価償却貴下６０年として計算した。

②　費用

その他の費用	１．５８億円	資産保有コスト　＝　９８百万円 簿価 ４９．２億円 × 利率 ２．０％ ＝ 資金コスト ９８百万円 減価償却費　＝　６０百万円
合計	１．５８億円	

３　行政コストに対する行政目的

行政目的	県職員２９０名の執務スペース
行政コスト	１．５８億円／年
一人当たりコスト	５４万円／年／人

４　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　松江合同庁舎内の県の組織と人数

区分	床面積（㎡）	使用事務所		入居人員 職員	その他	計
7階	522					
6階	1,292	会議室				
5階	1,292	松江水産事務所	松江県土整備事務所	24	4	28
4階	1,292	松江県土整備事務所		87	14	101
3階	1,292	東部農林振興センター	松江県土整備事務所	72	9	81
2階	1,752	東部県民センター		54	9	63
1階	1,818	松江教育事務所		16	1	17
計	9,260			253	37	290

②　その他の使用状況

	部屋数	面積（㎡）
会議室	12	1212
休憩室	2	69
空き部屋	0	0
ロビー	1	312
他施設への貸出し	なし	
警備員室	1	23
機械室	15	530
目的外使用	10	374

！

郵便局、ATM、職員組合、売店、自動販売機、教職員互助会、公衆電話、斐伊川流域林業活性化センター

③　使用割合

	面積	割合	平均
執務スペース	3,075.65	32%	41.3%
会議室	1,146.09	12%	7.2%
休養室・更衣室	201.95	2%	1.4%
倉庫・書庫	608.07	6%	8.2%
電気・機械・通信・警備	723.90	7%	9.2%
他団体	371.09	4%	3.9%
空き部屋	175.63	2%	2.9%
その他（廊下・トイレ等）	3,422.88	② 35%	25.9%
	9,725.26	32%	100.0%

一人当たり執務スペース　10.60㎡

④　建物の構造について

松江合同庁舎は、他の合同庁舎と比べて、共有エリア（階段、廊下、エレベータホール）が広く、延べ床面積の 35%である。他の合庁では 20%台である(隠岐合庁、島前集合庁舎も 30%台であるが規模の違いを考慮する必要がある)。

下記は、建物北側の休憩エリア（ホール）である。

そこでは、応接セットやその他机、椅子などが並んでおり、来訪者との面談、協議、職員間の談話スペース、また講堂や各階の会議室での庁外利用者の休憩スペースとして利用可能である。

【共有エリア】

２階	３階	４階	６階
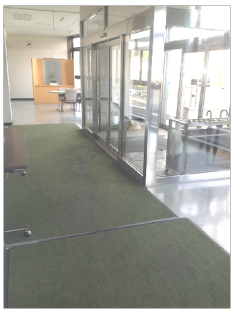			

⑤　１か所のトイレに手洗い場が２か所ある

松江合庁では、１か所のトイレに２つの手洗い場が設置されている。

松江合庁の一つのトイレに設置された２か所の手洗い場

（２）　監査の指摘事項

①　合同庁舎の利用率の向上　【４６】

殿町地区の庁舎では、県は、賃借料を支払って民間ビルに入居している部署も多数あるぐらい、スペース不足である一方、松江合同庁舎では、非稼働面積である共用スペースが非常に大きい。

よって、特に１フロアがほぼ会議室となり、不定期にしか使われないことから、県は、殿町地区からの部署移転を含め、有効活用・フル活用をはかるべきである。

②　共有スペースの事務室転用　【４７】

共有スペース（全体の 35%、平均 28%））について、県は、「県土整備事務所等で、ほぼ毎日、業者等との協議、検査等の業務で使用し、多い時には他階の共用スペースも使用している状況である。」と言う。

しかし、協議、検査等の業務で毎日、庁舎外利用者も出入りできる休憩スペースを利用しなければならないというのであれば、恒常的なオフィススペースにすべきである。

よって、松江合同庁舎の共用スペースはパーティション等で区切れば、事務所スペースとして十分使用できるように思えることもあり、県は、正規のオフィスとしての利用を検討すべきである。

（３）　監査の意見

①　事前準備（設計等）の適正化　【４８】

松江合同庁舎では、トイレの二つの手洗いがある。

県の説明によると、１つの手洗い場は「トイレの前室部分」という扱いであり、手洗い場ではなく「いわゆる洗面所」であるとのことである。即ち、県によると、トイレ部分と少し縁を切って別箇に手洗い場を設けることで、職員等が、洗面、うがい、歯磨き、姿見、化粧直しなどを行える施設を設けたとのことである。

そして、県によると、トイレの手洗い場と別箇に洗面所を設けることで、「感染症の予防等（ノロウイルスなど）にも有効になり、また、2階の講堂（席２１０人、利用率７０％以上）などで多人数による各種研修等利用時の混雑の解消にも有効であるとのことである。

確かに、一つのトイレに２か所の手洗い場を設置し、１か所はトイレの手洗い場として、もう１か所は洗面場として利用することは、県の説明のように、ノロウィルスなどの予防等に役立つメリットの存在は否定しない。

しかし、他の施設において、このような構造となっている事例はなく、また、一般に、他の施設の職員は、歯磨き等もトイレ内の手洗い場で行っている。

また、松江合同庁舎講堂の使用時にトイレが混雑するのは、便器の数がボトルネックとなっているからであり、手洗い場が増設してあることで混雑の解消には役立っているとは考えられない。

この点、問議すべきは、２か所の手洗い場を設置したことではなく、施設の必要性と相当性をきっちり認識の上、設置の判断を行ったか、ということである。県民の税金を使用している以上、費用支出を正当化できる相当性を検討したのか、ということである。

よって、県に対して、今後、設計段階において、設備の必要性、相当性を十分に検討の上で、設備を考慮すべきであることを徹底するよう要請する。

【７】 出雲合同庁舎

1　概要

種類	行政財産
簿価	１２．６億円
目的	事務所

出雲市大津町に、昭和５８年８月に建設された庁舎である。

所在地　出雲市大津町 1139
建築年月　　昭和 57 年 8 月
延べ床面積　7,878.64　㎡(屋上を除く)

2　行政コスト計算表

①　資産簿価

土　地	償却資産(建物･構築物･工作物等)				合　計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
4．0億円	記録無し	残存28年	31百万円	8．6億円	12．6億円

昭和５７年建設（築３２年)、減価償却貴下６０年として計算した。

②　費用

その他の費用	５６百万円	資産保有コスト　＝　２５百万円 簿価 １２．６億円 × 利率 ２．０％ ＝ 資金コスト ２５百万円 減価償却費　＝　３１百万円
合計	５６百万円	

３　行政コストに対する行政目的

行政目的	県職員１８６人の執務スペース
行政コスト	５６百万円／年
一人当たりコスト	３０万円／年／人

４　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　出雲合同庁舎における県の組織

区分	面積（㎡）	使用事務所		入居人員		
				職員	その他	計
7階	1,130.14					
6階	1,095.73					
5階	1,095.73	東部農林振興センター出雲事務所	出雲教育事務所	38	4	42
4階	1,095.73	出雲県土整備事務所		48	19	67
3階	1,095.73	出雲県土整備事務所		51	6	57
2階	1,106.77	東部県民センター出雲事務所		12	3	15
1階	1,099.52	出雲県土整備事務所		5		5
塔屋	159.29					
計	7,878.64			154	32	186

②　使用状況

	部屋数	面積（㎡）	
会議室の部里数	11	994.28	
休憩室数	2	75.02	女子休養室には電話交換機室を含む
空き部屋数	0	0	
ロビー	1	50.49	
他施設への貸し出し	2	185.86	島根県住宅供給公社出雲住宅管理事務所、島根県職員達合労働組合出雲支部
警備員室	1	19.14	
機械室	11	717.76	電気室、ポンプ室、空調室を含む
その他	0	0	
目的外使用	2	83.95	売店・食堂、理髪室

③　使用状況

	面積（㎡）	割合	平均
執務スペース	2,506.75	32%	41.3%
会議室	1,047.68	① 14%	7.2%
休養室・更衣室	171.22	2%	1.4%
倉庫・書庫	624.38	8%	8.2%
電気・機械・通信・警備	663.17	9%	9.2%
他団体	264.10	3%	3.9%
空き部屋	237.00	3%	2.9%
その他(廊下・トイレ等)	2,205.05	29%	25.9%
	7,719.35	32%	100.0%

一人当たり執務スペース　13.48㎡

④　建物の構造について

出雲合同庁舎では、会議室の割合が 13.6%と、他の合庁に比べて大きい。

ただし、県によると、会議室については、仮に島根原子力発電所で大きな事故があり、県庁に隣接する松江のオフサイトセンターも使用不可となった場合、「代替オフサイトセンター」として使用する予定であるとのことである。

そのため、平成 26 年 1 月現在、5 階から 7 階の会議室について、放射線防護工事を行っている。

⑤　事務移管

出雲合庁では、平成 17 年の市町村合併により、各事務所の管轄区域が、出雲市と重なることになった(教育事務所については雲南市、奥出雲町、飯南町も管轄区域に含まれる)。

ただし、出雲市は人口１７万人で、政令指定都市にはなっていない。

（２）　監査の指摘事項

特になし。

（３）　監査の意見

会議室スペースが大きいが、代替オフサイトセンターに衣替え予定であることから、使用が確定しており、特になしとする。

【８】 雲南合同庁舎

1　　概要

種類	行政財産
簿価	８．２億円
目的	事務所

雲南市木次町に、昭和５３年１１月に建設された庁舎である。

施設所在地　雲南市木次町里方 531-1
建築年月　　昭和 53 年 11 月
延べ床面積　4,264.34 ㎡(屋上を除く)

2　　行政コスト計算表

①　　資産簿価

土　地	償却資産(建物･構築物･工作物等)				合　計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
4．9億円	記録無し	残存24年	14百万円	3．3億円	8．2億円

昭和５３年建設（築３６年)、減価償却貴下６０年として計算した。

②　　費用

その他の費用	３０百万円	資産保有コスト　＝　１６百万円 簿価 ８．２億円 × 利率 ２．０％ ＝ 資金コスト １６百万円 減価償却費　＝　１４百万円
合計	３０百万円	

３　行政コストに対する行政目的

行政目的	県職員１２９人の執務スペース
行政コスト	３０百万円／年
一人当たりコスト	２３万円／年／人

４　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　雲南合同庁舎における県の組織

区分	床面積（㎡）	使用事務所	入居人員		
			職員	その他	計
5階	778				
4階	778	県土整備事務所	44	10	54
3階	778	県土整備事務所	25	6	31
2階	778	農林振興センター	25	3	28
1階	1,062	東部県民センター雲南事務所	8	8	･16
合計	4,174		102	27	129

②　使用状況

	部屋数	面積（㎡）	
会議室	6	298	
休憩室	2	66	
空き部屋	無し		
ロビー	1	34	
他施設への貸し出し	無し		
警備員室	1	17	
機械室	1	167	
その他			地域医療室
目的外使用	6	111	売店、職員組合、中電の電話ファックス、林業公社事務スペース、公衆電話、法務局登記証明コーナー

③　使用割合

	面積（㎡）	割合	平均
執務スペース	1,499.88	36%	41.3%
会議室	487.56	12%	7.2%
休養室・更衣室	95.61	2%	1.4%
倉庫・書庫	338.45	8%	8.2%
電気・機械・通信・警備	367.76	9%	9.2%
他団体	112.81	3%	3.9%
空き部屋	**36.54**	**1%**	**2.9%**
その他(廊下・トイレ等)	1,234.16	30%	25.9%
	4,172.77	36%	100.0%

一人当たり執務スペース　11.63㎡

④　耐震化工事

雲南合庁は、今年度に耐震工事を行い、平成 26 年 2 月末に完了した。
耐震工事のブレース（補強材）取り付けにより建物内の形状が変更されたため、平成 26 年度より各部屋の使用目的が変更される。。

⑤　貸出し

県によると、従前生じていた空きスペースの大部分について、平成 26 年度から、県住宅供給公社『雲南住宅管理事務所』に、貸し出す予定である。
これは、島根県住宅供給公社が県営住宅と雲南市の市営住宅の管理委託業務を開始するのに伴うものである。
なお、賃料は、業務スペースを管理戸数で仮想的に按分し、雲南市営住宅に相当する部分の賃料を、雲南市に請求することになっている。

（２）　監査の指摘事項
特に無し。

（３）　監査の意見
空きスペースの賃貸も決まっていることから、特に無しとする。

【９】 川本合同庁舎

1　　概要

種類	行政財産
簿価	９．１億円
目的	事務所

川本町に、昭和６０年２月に建設された庁舎である。

施設所在地　邑智郡川本町大字川本 279
建築年月　　昭和 60 年２月（本館、別館とも）
延べ床面積　本館　4,518.23　㎡
別館　1,339.64　㎡

2　　行政コスト計算表

①　　資産簿価

土 地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合 計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
2．2億円		残存31年	22百万円	6．9億円	9.1億円

昭和６０年建設（築２９年）、減価償却貴下６０年として計算した。

②　　費用

その他の費用	４０百万円	資産保有コスト　＝　１８百万円 簿価 9．１億円 × 利率 ２．０％ ＝ 資金コスト １８百万円 減価償却費　＝　２２百万円
合計	４０百万円	

３　行政コストに対する行政目的

行政目的	県職員１０８人の執務スペース
行政コスト	４０百万円／年
一人当たりコスト	３７万円／年／人

４　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　川本合同庁舎の県の組織

区分	面積（㎡）	使用事務所		入居人員		
				職員	その他	計
5階	880	**職員組合**			1	1
4階	880	県土整備事務所	西部県民センター県央事務所	54	7	61
3階	880	県土整備事務所		37	5	42
2階	916	**邑智地域能力開発振興センター**			2	2
1階	835	**邑智郡医師会**	**食品衛生協会**		2	2
計	4,391	－		91	17	108

②　使用状況

	部屋数	面積（㎡）
会議室	5	459
休憩室	2	26
空き部屋	1	21
ロビー	1	84
他施設への貸し出し	6	248
警備員室	1	15
機械室	11	342
その他		
目的外使用		

IF 面接室

職員組合、邑智群医師会、食品衛生協会、智地域能力開発振興センター（事務室及び研修室）

③　川本合同庁舎別館

区分	面積（㎡）
2階	934
1階	405
計	1,339

これは、現在、使用されていない。

川本合庁　別館

川本合庁　別館内部

④　使用割合

	面積（㎡）	割合		平均
執務スペース	1,186.92	①	21%	41.3%
会議室	538.45		9%	7.2%
休養室・更衣室	68.35		1%	1.4%
倉庫・書庫	550.27		10%	8.2%
電気・機械・通信・警備	425.76		7%	9.2%
他団体	365.75	②	6%	3.9%
空き部屋	1,579.03	①	28%	2.9%
その他(廊下・トイレ等)	1,018.99		18%	25.9%
	5,733.52	①	21%	100.0%

一人当たり執務スペース　10.99㎡

⑤　高い空室率

川本合同庁舎は、最も空きの多い合同庁舎（28%、平均 3%）である。

執務スペースは全体の 2 割で、別館全体が平成 18 年 3 月以降、空きスペースとなっている。また、本館だけをとっても、廊下階段トイレ等の共有スペースを除いたエリアのうち常時使用していないスペースが 1,522.82 ㎡（全体の 32%）ある。

⑥　スペースの貸出し

県によると、本館の空スペースの一部に、今後、江津家畜保健衛生所が移転入居することになっているとのことである。

⑦　補修

未入居の状態の別館に対して、平成 24 年度に 24 百万円をかけて大規模改修工事が行われた。

県によると、老朽化に伴い、雨漏り、クラック、錆などが発生していたため、再利用ができなくなるのを防ぐための予備的メンテナンスであるとのことである。

⑧　売却

県によると、別館に関しては、売却も含めて、有効活用を検討中であり、近時に具体化する見込みである。

（２）　監査の指摘事項

特になし。

（３）　監査の意見

①　別館の補修費用支出　　**【４９】**

県は、別館の利用ないし売却が現実化していない段階で、補修費支出 24 百万円を行っている。

この点について、県は、別館は耐震性もあり十分に再利用が可能であると判断し、メインテナンスを行った回答している。

思うに、施設の再利用可能性があれば、資産管理上、補修工事をする必要はある。一方、地域の経済状況、市街地から距離等からすると、再利用可能性があるとの判断は、かなり難しかったと思われる。

本件においては、予定どおり売却され、好事例とはなるように期待する。

もっとも、再利用が見込めない物件も多数あると思われることから、県に対しては、メインテナンス費用の支出については、回収可能性を慎重に検討の上、行って頂くように要請する。

【１０】　浜田合同庁舎

1　概要

種類	行政財産
簿価	２４億円
目的	事務所

浜田市に、昭和１７年２月に建設された庁舎である。 浜田合庁本館は、合庁の建物としては最も新しい。また、県西部の拠点であり、非常に稼働の高い庁舎である。

施設所在地　浜田市片庭町 254 番地
建築年月　平成 17 年 2 月（本館）
延べ床面積　本館　8,195.04　㎡

2　行政コスト計算表

①　資産簿価

土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
7．6億円		残存51年	32百万円	16．4億円	24．0億円

平成１７年建設（築９年）、減価償却貴下６０年として計算した。

②　費用

その他の費用	８０百万円	資産保有コスト　＝　４８百万円 簿価 ２４．０億円 × 利率 ２．０％ ＝ 資金コスト ４８百万円 減価償却費　＝　３２百万円
合計	８０百万円	

３　行政コストに対する行政目的

行政目的	県職員３０１人の執務スペース
行政コスト	８０百万円／年
一人当たりコスト	２７万円／年／人

４　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　浜田合同庁舎の県組織

区分	面積（㎡）	使用事務所			入居人員		
					職員	その他	計
6階	1,292						
5階	1,369	浜田河川総合開発事務	浜田水産事務所.		42	8	50
4階	1,369	浜田県土整備事務所			68	20	88
3階	1,378	浜田県土整備事務所（農林工務）	西部農林振興センター		67	10	77
2階	1,378	浜田教育事務所	西部県民センター（総務企面部地域振興課）	西部県民センター（商工労政事務所）	29	18	47
1階	1,385	西部人権啓発推進センター	西部県民センター（総務企面部、税勝部）		33	6	39
計	8,171				239	62	301

②　使用状況

	部屋数	面積（㎡）	
会議室	6	546	大会議室,301,501,502,503冲会議室
休憩室	2	104	男子、女子休養室
空き部屋	0	0	
ロビー	6	816	IFEV ホール･廊下･県民室、２～６ＦＥＶホー几
他施設への貸し出し	7	173	職員連合浜田支部、浜田市（はまだ産業振興機構）等
警備員室	1	18	
清掃員室	1	22	
中央監視室	1	36	
機械室	9	685	IF～5F AC 機械室、空調機械室、発電機室、電気室、消火栓ﾎﾟﾝﾌﾟ室
その他	2	70	電話交換室、無線室

③　使用割合

	面積（㎡）	割合	平均
執務スペース	3,532.33	43%	41.3%
会議室	644.31	8%	7.2%
休養室・更衣室	224.88	① 3%	1.4%
倉庫・書庫	322.53	4%	8.2%
電気・機械・通信・警備	957.87	12%	9.2%
他団体	133.08	2%	3.9%
空き部屋	269.17	3%	2.9%
その他(廊下・トイレ等)	2,076.01	25%	25.9%
	8,160.18	43%	100.0%

一人当たり執務スペース　11.74㎡

③　健康管理室等

健康管理室	応接室	応接室前の廊下
	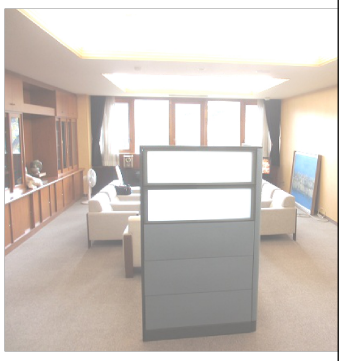	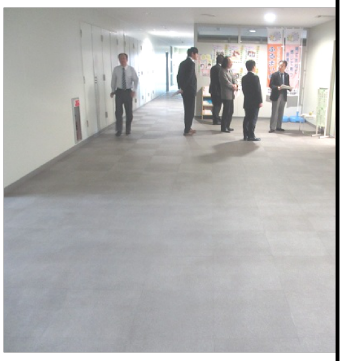
合同庁舎６階 フィットネスルーム（157㎡）であり、卓球台２台、ルームランナー３台、エアロバイク３台、ストレッチマット３枚、トレーニングチューブ２本、バランスボール３個が設置してある	豪華な応接室(63㎡) 現地ヒアリングによると、利用はあまりない、 現在は、健康相談など多目的に利用されている。	かなり広くとられている。

（２）　監査の指摘事項

特になし。

（３）　監査の意見

①　健康管理室の縮小　【５０】

浜田合同庁舎は、休養室・更衣室の割合が高い（3%、平均 1.4%）。

県によれば、まず、健康管理室（157 ㎡）は、「勤務時間外や昼休み休憩時間にほぼ毎日使われており、個人的な利用の他、労働組合主催の健康教室や各サークルの体操教室等に有効利用されている。また、卓球台が 2 台設置されているが、試合をするための 1 台あたりのスペースは、最低でも 72 ㎡（公式試合では 98 ㎡）必要であり、他の健康器具の使用を考えれば、決して空きスペースをもてあましているようなことはない。」とのことである。

しかし、幅の広い廊下等のスペースもあることから、勤務時間外や休憩時間であれば、そこを利用して卓球をすることもできる。特に、健康管理室が、卓球の公式試合をするためのスペースであれば別であるが、職員の健康管理が目的であるから、公式試合をするためのスペース確保が、広さの正当理由になるとは思われない。

よって、健康管理室の広さの必要性は、俄かに肯定し難く、県は、妥当性を確認の上、縮小・別途活用の検討を開始すべきである。

②　応接室・廊下スペースの活用　【５１】

応接室は、あまり利用されず、健康相談等の多目的利用になっている。

しかし、健康相談ニーズがあれば、先の健康管理室で行うべきであり、応接室で行う必要性は無い。また、広い廊下は、県によると、「応接室のためではなく、大会議室での会議・研修等の受付、休憩時の客溜まりとして設けているもの」であるから、広さが必要であるとする。

しかし、受付、客溜まりスペースとしての必要スペースと比較しても、下記の写真のとおり、過大である可能性ある。

以上より、県は、少なくとも健康管理室と応接室について、再活用、機能集約等の検討を開始すべきである。

【１１】　　益田合同庁舎

1　　概要

種類	行政財産
簿価	１３．１億円
目的	事務所

施設所在地　益田市昭和町１３－１
建築年月　　昭和 56 年 2 月（本館）
昭和 49 年 12 月（別館）
延べ床面積　本館　4,673.40　㎡　（屋上を除く）

益田市に、昭和５６年２月に建設された庁舎である。

2　　行政コスト計算表

①　　資産簿価

土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
9．0億円	4．1億円	残存27年	15百万円	4．1億円	13．1億円

昭和５６年建設（築３３年）、減価償却貴下６０年として計算した。

②　　費用

その他の費用	３１百万円	資産保有コスト　＝　２６百万円 簿価 １３．１億円 × 利率 ２．０％ ＝ 資金コスト ２６百万円 減価償却費　＝　１５百万円
合計	３１百万円	

３　行政コストに対する行政目的

行政目的	県職員 168 人の執務スペース
行政コスト	３１百万円／年
一人当たりコスト	１８万円／年／人

４　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　益田合同庁舎の県組織

階	面積（㎡）	使用事務所		入居人員		
				職員	その他	計
6階	本館 170.66					
5階	本館　853.60					
4階	本館　853.60	県土整備事務所		54	12	66
3踏	本館　853.60	県土整備事務所	農林振興センター	42	3	45
2階	本館　870.66 別館　469.89	県民センター	教育事務所	20	3	23
1階	本館1,071.28 別館　601.30	消費者センター	別館　保健所	28	6	34
計				144	24	168

②　使用状況

	部屋数	面積（㎡）	
会議室	4	360	
休憩室	2	36	
空き部屋	0		
ロビー	1	100	
他施設への貸し出し	**4**	**600**	**職員組合（書記局、売店）、美鹿協議会、土地開発公社**
警備員室	1	20	
機械室	1	432	
その他	不明	2,311	空調室、倉庫、書庫、無線室、トイレ、水防関係室、更衣室、検査室、廊下、診察室、歯科衛生室、集団指導室、栄養指導室、応接室、電話交換室、レントゲン室、医療相談室、土壌分析室、 記者室

③　使用割合

	面積	割合	平均
執務スペース	1,685.44	37%	41.3%
会議室	368.28	8%	7.2%
休養室・更衣室	89.09	2%	1.4%
倉庫・書庫	320.80	7%	8.2%
電気・機械・通信・警備	**452.01**	**②　10%**	**9.2%**
他団体	**310.69**	**①　7%**	**3.9%**
空き部屋	**221.42**	**②　5%**	**2.9%**
その他（廊下・トイレ等）	1,055.01	23%	25.9%
	4,502.74	100%	100.0%

一人当たり執務スペース　10.03㎡

④　空きスペース活用対策

県によると、益田合同庁舎では、空きスペース有効活用のための取り組みとして、まず、本館２階の県民センターが縮小され、応接室と保健所相談室が廃止される。

そして、そのスペースに、１階から住宅供給公社、消費者センターなどが入り、１階の空いたスペースに、益田家畜保健衛生所が移転入居するとのことである。

⑤　特定目的室

【益田合庁　青焼き室　(38 ㎡)】	【益田合庁　記者室　(27 ㎡)】

⑥　益田保健所

【益田保健所　２階の様子】

栄養指導室や集団指導室については、恒常的に利用されていないように見受けられた。

なお、保健所は、地域保健法第５条第２項により、「２次医療圏」（医療法第 30 条の 4 第 2 項第 9 号に規定する区域。県内には松江、雲南、出雲、大田、浜田、益田、隠岐の７圏域がある）を参酌して設置することとされており、県としてはこの２次医療圏ごとに７箇所の保健所を設置している。

④　老朽化等

当該建物は昭和 49 年の完成で、配管等は相当老朽化している。

（２）　監査の指摘事項

特になし。

（３）　監査の意見

①　空きスペース等の有効利用　【５２】

益田合同庁舎においては他団体への転貸率（7%、平均 3.9%）、空き部屋率（5%、平均 2.9%）が高い。

この点、県民センター等の移動により、少なくとも 221 ㎡あった空きスペースが、156 ㎡埋まることになる。

しかし、依然として記者室(27 ㎡)、電気機械室（青焼き室　38 ㎡　他)については、使用しているが、稼働率が低い部屋がそのままの状態で残る。

よって、今後の有効活用を一層検討願いたい。

②　益田保健所の活性化　【５３】

県は、県民の利便性、地域性を考え、「２次医療圏」内に一箇所ずつ、保健所を確保する方針であり、益田保健所もその一である。

もっとも、栄養指導室や集団指導室など、使用頻度が高くないように見受けられる。

そこで、地域県民の保健所利用拡大推進等により、より有効な活用を検討願いたい。

【１２】　　隠岐合同庁舎

1　　概要

種類	行政財産
簿価	９．２億円
目的	事務所

施設所在地　隠岐合同庁舎　隠岐郡隠岐の島町港町塩口２４

建築年月
昭和 44 年 2 月（本館）
昭和 43 年 11 月（別館）

延べ床面積　本館　3,413.24　㎡（屋上を除く）

隠岐に、昭和４３年ないし４４年に建設された庁舎である。

2　　行政コスト計算表

①　　資産簿価

土 地	償却資産(建物･構築物･工作物等)				合 計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
6．5億円		残存14年	19百万円	2．7億円	9.2億円

昭和４３年建設（築４６年)、減価償却貴下６０年として計算した。

②　　費用

その他の費用	３７百万円	資産保有コスト　＝　１８百万円 簿価 9．2億円 × 利率 2．０％ ＝ 資金コスト 18百万円 減価償却費　＝　19百万円
合計	３７百万円	

３　行政コストに対する行政目的

行政目的	県職員１６１人の執務スペース
行政コスト	３７百万円／年
一人当たりコスト	２３万円／年／人

４　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　隠岐合同庁舎の県組織

本館

区分	面積（㎡）	使用事務所		入居人員		
				職員	その他	計
RF	74.24					
6階	557.73	水産局		14	3	17
5階	557.73	農林局	県土整備局	35	5	40
4階	557.73	県土整備局		34	11	45
3階	557.73	県民局		13	10	23
2階	557.73	隠岐保健所	中央児相隠岐相談室	19	3	22
1階	550.35					
計	3,413.24			115	32	147

別館

区分	面積（㎡）	使用事務所		入居人員		
				職員	その他	計
RF	23.04					
3階	265.68					
2階	265.68	教育事務所	組合書記局	10	2	12
1階	307.23	隠岐自然保護官事務所			2	2
計	861.63			10	4	14

② 使用状況

本館

	部屋数	面積（㎡）	
会議室	2	129.92	
休憩室	0		
空き部屋	0		
ロビー	1	134.1	
他施設への貸し出し			
警備員室	1	31.61	
機械室	7	114.92	
その他	**11**	**326.87**	**予診室、栄養指導室、レントゲン室、検査室、情報コーナー等**
目的外使用	**2**	**40.5**	**売店、隠岐ジオパーク推進協議会**

別館

	部屋数	面積（㎡）	
会議室	3	180.00	
休憩室	1	32.40	
空き部屋	0		
ロビー	0		
他施設への貸し出し			
警備員室	0		
機械室	0		
その他	**3**	**45.36**	**農林局家畜衛生部、薬品庫**
目的外使用	**3**	**110.85**	**組合書記局、教職員互助会、環境省隠岐自然保護官事務所**

③ 使用割合

	面積（㎡）	割合	平均
執務スペース	1,811.22	43%	41.3%
会議室	309.92	7%	7.2%
休養室・更衣室	101.38	2%	1.4%
倉庫・書庫	108.08	3%	8.2%
電気・機械・通信・警備	252.28	6%	9.2%
他団体	133.65	3%	3.9%
空き部屋	0.00	0%	2.9%
その他（廊下・トイレ等）	**1,461.06**	**② 35%**	**25.9%**
	4,177.59	43%	100.0%

一人当たり執務スペース　11.31㎡

（２）　監査の指摘事項

特に無し。

（３）　監査の意見

別館には大きな空きスペースがあったが」、隠岐諸島が平成 25 年 9 月 9 日に「世界ジオパーク」に認定されたのに伴い、ジオパークを管轄する環境省自然保護官事務所が入居した。

よって、特に無し。

第７　公有財産一覧表　　⑤　公用建物等

監査対象	資産名称	資産名称	住所市郡	住所町村	金額（千円）	金額（千円）	数量延面積
○	合同庁舎	松江合同庁舎	松江市	東津田町	6,892,403	2,466,898	13,374
		松江衛生合同庁舎	松江市	大輪町		230,037	2,806
		益田合同庁舎	益田市	昭和町		409,216	7,704
		浜田合同庁舎	浜田市	片庭町		1,642,117	12,586
		川本合同庁舎	邑智郡	川本町		689,759	7,257
		川本合同庁舎	邑智郡	川本町		410	27
		隠岐合同庁舎（別館）	隠岐郡	隠岐の島町		72,276	941
		隠岐合庁（野犬けい留所）	隠岐郡	隠岐の島町		6,541	30
		雲南合同庁舎	雲南市	木次町		331,029	5,519
		隠岐合同庁舎	隠岐郡	隠岐の島町		187,992	4,879
		出雲合同庁舎	出雲市	大津町		856,128	9,910
	宍道湖東部浄化センター		松江市	竹矢町		4,724,846	27,243
○	島根県庁	物産観光館	松江市	殿町	3,189,620	129,675	1,164
		島根県庁南庁舎	松江市	殿町		179,736	6,300
		島根県庁分庁舎	松江市	殿町		30,082	2,899
		島根県庁東庁舎	松江市	殿町		88,357	2,176
		島根県庁第三分庁舎	松江市	殿町		391,563	3,287
		島根県庁第２分庁舎	松江市	殿町		88,777	2,606
		島根県庁舎	松江市	殿町		1,426,468	23,605
		島根県情報処理教育センター	松江市	内中原町		37,508	1,021
		島根県原子力防災センター	松江市	内中原町		615,710	2,313
		島根県研修センター	松江市	内中原町		132,125	5,204
		しまね衛星通信局	松江市	殿町		65,505	222
		お花畑	松江市	内中原町		4,114	617
	中山間地域研究センター	林業試験林	飯石郡	飯南町	2,519,698	5,706	50
		中山間地域研究センター	飯石郡	飯南町		2,466,506	10,503
		中山間地域研究センター	飯石郡	飯南町		47,486	1,072
	宍道湖西部浄	宍道湖西部浄化センター	出雲市	大社町		2,461,813	12,041
	農業技術センター	栽培研究部	出雲市	芦渡町	1,179,912	651,787	4,765
		農業技術センター	出雲市	芦渡町外		528,125	15,409
	水産技術センター	水産技術センター（平田）	平田市	園町	1,175,622	341,558	1,297
		水産技術センター（平田）	松江市	東出雲町下意		25,828	149
		水産技術センター(西ノ島)	隠岐郡	西ノ島町		347,969	5,590
		水産技術センター（鹿島）	八東郡	鹿島町		202,063	1,707
		水産技術センター	浜田市	瀬戸ヶ島町		253,524	3,946
		水産技術センター	浜田市	港町		4,680	140
	集合庁舎	仁多集合庁舎	仁多郡	奥出雲町	1,012,224	373,079	2,412
		島前集合庁舎	隠岐郡	西ノ島町		362,049	1,321
		大田集合庁舎	大田市	大田町		276,351	1,405
		大田集合庁舎	大田市	長久町		745	33
	畜産技術センター	育種改良部	雲南市	木次町外	930,118	94,039	2,471
		畜産技術センター	出雲市	古志町		836,079	10,729
	雲南保健所	雲南保健所	雲南市	木次町		735,573	1,403
	出雲保健所	動物管理センター	簸川郡	大社町	571,374	18,265	198
		出雲保健所	出雲市	塩冶町		553,109	2,908
	原子力環境センター		松江市	西浜佐陀町		537,988	1,767
	消防学校		松江市	乃木福富町外		476,930	5,494
	益田県土整備事務所	無線局舎	益田市	常盤町	325,860	235	17
		分室	益田市	昭和町		22,355	621
		匹見土木ステーション	益田市	匹見町		30,764	314
		東町水防倉庫	益田市	東町		1,627	58
		津和野土木事業所六日市土木ｽﾃｰｼｮﾝ	鹿足郡	吉賀町		89,171	571
		津和野土木事業所水防倉庫	鹿足郡	津和野町		5,559	79
		津和野土木事業所	鹿足郡	津和野町		39,925	1,054
		高津川水防倉庫	益田市	須子町		90	26
		乙吉町水防倉庫	益田市	乙吉町		1,261	45
		益田川ダム管理所	益田市	久々茂町		120,325	493
		津田川ダム観測局	益田市	大草町		239	4
		笹倉ダム管理室	益田市	美都町		14,070	60
		大峠ダム観測局	益田市	美都町		239	4
	松江県土整備事務所	広瀬土木事業所町帳宿舎（１・２号）	安来市	広瀬町	304,318	6,803	152
		広瀬土木事業所	安来市	広瀬町		295,824	1,996
		車庫	松江市	堂形町		1,691	259
	保健環境科学研究所		松江市	西浜佐陀町		290,195	4,959
	県央保健所庁舎		大田市	長久町		252,249	2,032
	浜田技術センター		浜田市	下府町		226,121	3,047
	広域防災拠点備蓄倉庫		松江市	乃木福富町		212,985	1,699
	境橋中継ポンプ場		出雲市	東園町		180,836	526
	斐川中継ポンプ場		出雲市	斐川町		163,156	474
	出雲市駅前北ロポーチ		出雲市	今市町		161,807	225
	銚子ダム	建設室	隠岐郡	隠岐の島町	157,820	17,584	161
		管理所	隠岐郡	隠岐の島町		140,236	561
	浜田防災備蓄倉庫		浜田市	野原町		156,195	729

監査対象	資産名称	資産名称	住所市郡	住所町村	金額（千円）	金額（千円）	数量延面積
	防災行政無線	六日市中継局	鹿足郡	吉賀町	144,650	5,471	58
		三坂中継局	松江市	島根町野波		5,664	59
		益田中継局	益田市	薄原町		16,738	68
		仁多中継局	仁多郡	奥出雲町		3,687	58
		高津中継局	益田市	高津町		3,294	58
		三瓶山中継局	大田市	山口町山口		1,039	97
		佐田中継局	出雲市	佐田町須佐		20,662	74
		江津中継局	江津市	島の星町		17,611	74
		高山中継局	大田市	温泉津町湯里		3,566	58
		隠岐中継局	隠岐郡	隠岐の島町		5,722	59
		邑南中継局	邑智郡	邑南町		40,774	130
		大麻山中継局	浜田市	三隅町室谷		3,437	58
		忌部中継局	松江市	西忌部町		11,326	111
		海士中継局	隠岐郡	海士町		5,659	301
	東部農林振興センター	農業普及部	雲南市	木次町	133,104	5,544	109
		中海干拓営農部	安来市	穂日島町		127,560	677
	家畜衛生部	松江家畜保健衛生所	松江市	東出雲町錦浜	128,857	65,112	701
		益田家畜保健衛生所	益田市	あけぼの西町		12,306	441
		江津家畜保健衛生所	江津市	江津町		8,547	476
		出雲家畜保健衛生所	出雲市	神西沖町		42,892	642
	三瓶ダム	管理所	大田市	三瓶町		119,905	746
	宍道中継ポン	宍道中継ポンプ場	八束郡	宍道町		117,178	368
	浜田ポートセンター		浜田市	熱田町		111,182	620
	家畜病性鑑定室		出雲市	神西沖町		102,236	1,117
	西代橋中継ポンプ場		出雲市	斐川町		84,378	335
	議事堂別館		松江市	内中原町		83,766	2,340
	恵曇漁港	海岸環境整備施設	松江市	鹿島町恵曇		81,673	307
	湖陵中継ポンプ場		簸川郡	湖陵町		75,894	263
	旧伝染病隔離病棟		出雲市	姫原町		71,667	513
	唐鐘漁港	海岸環境整備施設	浜田市	国分町		61,626	268
	浜田県土整備事務所	両間車庫	浜田市	後野町	60,286	6,278	160
		八戸ダム宿舎	江津市	桜江町		18,052	335
		汐入車庫	浜田市	熱田町		785	180
		江津水防倉庫	江津市	江津町		1,097	96
		検査棟	浜田市	片庭町		21,976	378
		江津港管理事務所	江津市	江津町		5,335	22
		旭車庫	那賀郡	旭町		6,763	132
	食肉衛生検査所		大田市	朝山町		57,353	704
	雲南県土整備事務所	頓原土木ステーション	飯石郡	飯南町	50,450	7,247	509
		倉庫	雲南市	木次町		1,204	123
		水防倉庫	雲南市	木次町		1,056	39
		除雪車庫	雲南市	木次町		40,943	315
	県央県土整備事務所	用品庫	邑智郡	川本町	49,145	310	27
		分室	邑智郡	川本町		24,805	491
		大田事業所除雪機械格納庫	大田市	三瓶町		11,470	308
		大田事業所三瓶ダム倉庫	大田市	大田町		5,161	181
		大田事業所	大田市	大田町		7,399	100
	国道１８６号波佐工区除雪車庫		浜田市	金城町		45,546	360
	緑化センター	緑化センター	松江市	宍道町	43,065	15,464	672
		緑化センター	松江市	宍道町		27,601	554
	写真整理保存用建物		松江市	打出町		42,019	293
	井原除雪車庫		邑智郡	邑南町		37,314	346
	長尾鼻園地	ミニビジターセンター	隠岐郡	知夫村		33,649	138
	滝の上東屋		雲南市	掛合町		33,268	50
	長寿社会モデル住宅		浜田市	野原町		29,802	200
	中谷駐車場		隠岐郡	隠岐の島町		29,520	57
	大社漁港	海岸環境整備施設	出雲市	大社町		24,544	69
	島根県東部計量検査所		松江市	東出雲町出雲		24,420	548
	自転車競技大会本部施設		雲南市	木次町		23,927	110
	畜産技術センター	ふれあい施設	出雲市	古志町	23,545	19,807	362
		育種改良部職員宿舎	雲南市	木次町		3,738	132
	除雪車庫		大田市	大田町		23,083	149
	仁万漁港	海岸環境整備施設	大田市	仁摩町		15,149	37
	島根県西部計量検査所		浜田市	下府町		9,095	162
	衛星車車庫		松江市	乃木福富町		8,597	67
	櫻梨里本流ダム管理所		安来市	広瀬町		7,015	226
	笹倉地区ため池等整備事業嵯峨谷ダム管理棟		益田市	美都町		5,417	58
	三隅港	管理事務所	那賀郡	三隅町		4,796	25
	嵩山駐車場		松江市	上東川津町		3,906	9
	浜田工業技術指導所職員宿舎		浜田市	下府町		3,219	103
	海士現場事務所		隠岐郡	海士町		2,955	48
	傷病野生鳥獣救護舎		出雲市	古志町		2,377	32
	布部ダム	警報無線局	安来市	広瀬町	1,888	241	17
		観測所	安来市	広瀬町		1,053	12
		格納庫	安来市	広瀬町		594	52
	隠岐支庁県土整備局	知夫車庫	隠岐郡	知夫村	1,623	323	15
		水防倉庫	隠岐郡	隠岐の島町		104	33
		器材倉庫	隠岐郡	隠岐の島町		501	33
		海士車庫	隠岐郡	海士町		695	45
	出雲県土整備事務所倉庫		出雲市	大津町		1,443	244
	野城中継局		大田市	三瓶町		1,350	4
	河内水防倉庫		浜田市	河内町		324	33
	西郷検潮所		隠岐郡	隠岐の島町		158	10
						39,472,146	

第７　公有財産一覧表　　⑤　公用建物等

監査対象	資産名称	資産名称	住所市郡	住所町村	金額（千円）	金額（千円）	数量延面積
○	合同庁舎	松江合同庁舎	松江市	東津田町	6,892,403	2,466,898	13,374
		松江衛生合同庁舎	松江市	大輪町		230,037	2,806
		益田合同庁舎	益田市	昭和町		409,216	7,704
		浜田合同庁舎	浜田市	片庭町		1,642,117	12,586
		川本合同庁舎	邑智郡	川本町		689,759	7,257
		川本合同庁舎	邑智郡	川本町		410	27
		隠岐合同庁舎（別館）	隠岐郡	隠岐の島町		72,276	941
		隠岐合庁（野犬けい留所）	隠岐郡	隠岐の島町		6,541	30
		雲南合同庁舎	雲南市	木次町		331,029	5,519
		隠岐合同庁舎	隠岐郡	隠岐の島町		187,992	4,879
		出雲合同庁舎	出雲市	大津町		856,128	9,910
	宍道湖東部浄化センター		松江市	竹矢町		4,724,846	27,243
○	島根県庁	物産観光館	松江市	殿町	3,189,620	129,675	1,164
		島根県庁南庁舎	松江市	殿町		179,736	6,300
		島根県庁分庁舎	松江市	殿町		30,082	2,899
		島根県庁東庁舎	松江市	殿町		88,357	2,176
		島根県庁第三分庁舎	松江市	殿町		391,563	3,287
		島根県庁第２分庁舎	松江市	殿町		88,777	2,606
		島根県庁舎	松江市	殿町		1,426,468	23,605
		島根県情報処理教育センター	松江市	内中原町		37,508	1,021
		島根県原子力防災センター	松江市	内中原町		615,710	2,313
		島根県研修センター	松江市	内中原町		132,125	5,204
		しまね衛星通信局	松江市	殿町		65,505	222
		お花畑	松江市	内中原町		4,114	617
	中山間地域研究センター	林業試験林	飯石郡	飯南町	2,519,698	5,706	50
		中山間地域研究センター	飯石郡	飯南町		2,466,506	10,503
		中山間地域研究センター	飯石郡	飯南町		47,486	1,072
	宍道湖西部浄	宍道湖西部浄化センター	出雲市	大社町		2,461,813	12,041
	農業技術センター	栽培研究部	出雲市	芦渡町	1,179,912	651,787	4,765
		農業技術センター	出雲市	芦渡町外		528,125	15,409
	水産技術センター	水産技術センター（平田）	平田市	園町	1,175,622	341,558	1,297
		水産技術センター（平田）	松江市	東出雲町下意		25,828	149
		水産技術センター(西ノ島)	隠岐郡	西ノ島町		347,969	5,590
		水産技術センター（鹿島）	八東郡	鹿島町		202,063	1,707
		水産技術センター	浜田市	瀬戸ヶ島町		253,524	3,946
		水産技術センター	浜田市	港町		4,680	140
	集合庁舎	仁多集合庁舎	仁多郡	奥出雲町	1,012,224	373,079	2,412
		島前集合庁舎	隠岐郡	西ノ島町		362,049	1,321
		大田集合庁舎	大田市	大田町		276,351	1,405
		大田集合庁舎	大田市	長久町		745	33
	畜産技術センター	育種改良部	雲南市	木次町外	930,118	94,039	2,471
		畜産技術センター	出雲市	古志町		836,079	10,729
	雲南保健所	雲南保健所	雲南市	木次町		735,573	1,403
	出雲保健所	動物管理センター	簸川郡	大社町	571,374	18,265	198
		出雲保健所	出雲市	塩冶町		553,109	2,908
	原子力環境センター		松江市	西浜佐陀町		537,988	1,767
	消防学校		松江市	乃木福富町外		476,930	5,494
	益田県土整備事務所	無線局舎	益田市	常盤町	325,860	235	17
		分室	益田市	昭和町		22,355	621
		匹見土木ステーション	益田市	匹見町		30,764	314
		東町水防倉庫	益田市	東町		1,627	58
		津和野土木事業所六日市土木ｽﾃｰｼｮﾝ	鹿足郡	吉賀町		89,171	571
		津和野土木事業所水防倉庫	鹿足郡	津和野町		5,559	79
		津和野土木事業所	鹿足郡	津和野町		39,925	1,054
		高津川水防倉庫	益田市	須子町		90	26
		乙吉町水防倉庫	益田市	乙吉町		1,261	45
		益田川ダム管理所	益田市	久々茂町		120,325	493
		津田川ダム観測局	益田市	大草町		239	4
		笹倉ダム管理室	益田市	美都町		14,070	60
		大峠ダム観測局	益田市	美都町		239	4
	松江県土整備事務所	広瀬土木事業所町帳宿舎（１・２号）	安来市	広瀬町	304,318	6,803	152
		広瀬土木事業所	安来市	広瀬町		295,824	1,996
		車庫	松江市	堂形町		1,691	259
	保健環境科学研究所		松江市	西浜佐陀町		290,195	4,959
	県央保健所庁舎		大田市	長久町		252,249	2,032
	浜田技術センター		浜田市	下府町		226,121	3,047
	広域防災拠点備蓄倉庫		松江市	乃木福富町		212,985	1,699
	境橋中継ポンプ場		出雲市	東園町		180,836	526
	斐川中継ポンプ場		出雲市	斐川町		163,156	474
	出雲市駅前北ロポーチ		出雲市	今市町		161,807	225
	銚子ダム	建設室	隠岐郡	隠岐の島町	157,820	17,584	161
		管理所	隠岐郡	隠岐の島町		140,236	561
	浜田防災備蓄倉庫		浜田市	野原町		156,195	729

監査対象	資産名称	資産名称	住所市郡	住所町村	金額（千円）	金額（千円）	数量延面積
	防災行政無線	六日市中継局	鹿足郡	吉賀町	144,650	5,471	58
		三坂中継局	松江市	島根町野波		5,664	59
		益田中継局	益田市	薄原町		16,738	68
		仁多中継局	仁多郡	奥出雲町		3,687	58
		高津中継局	益田市	高津町		3,294	58
		三瓶山中継局	大田市	山口町山口		1,039	97
		佐田中継局	出雲市	佐田町須佐		20,662	74
		江津中継局	江津市	島の星町		17,611	74
		高山中継局	大田市	温泉津町湯里		3,566	58
		隠岐中継局	隠岐郡	隠岐の島町		5,722	59
		邑南中継局	邑智郡	邑南町		40,774	130
		大麻山中継局	浜田市	三隅町室谷		3,437	58
		忌部中継局	松江市	西忌部町		11,326	111
		海士中継局	隠岐郡	海士町		5,659	301
	東部農林振興センター	農業普及部	雲南市	木次町	133,104	5,544	109
		中海干拓営農部	安来市	穂日島町		127,560	677
	家畜衛生部	松江家畜保健衛生所	松江市	東出雲町錦浜	128,857	65,112	701
		益田家畜保健衛生所	益田市	あけぼの西町		12,306	441
		江津家畜保健衛生所	江津市	江津町		8,547	476
		出雲家畜保健衛生所	出雲市	神西沖町		42,892	642
	三瓶ダム	管理所	大田市	三瓶町		119,905	746
	宍道中継ポン	宍道中継ポンプ場	八束郡	宍道町		117,178	368
	浜田ポートセンター		浜田市	熱田町		111,182	620
	家畜病性鑑定室		出雲市	神西沖町		102,236	1,117
	西代橋中継ポンプ場		出雲市	斐川町		84,378	335
	議事堂別館		松江市	内中原町		83,766	2,340
	恵曇漁港	海岸環境整備施設	松江市	鹿島町恵曇		81,673	307
	湖陵中継ポンプ場		簸川郡	湖陵町		75,894	263
	旧伝染病隔離病棟		出雲市	姫原町		71,667	513
	唐鐘漁港	海岸環境整備施設	浜田市	国分町		61,626	268
	浜田県土整備事務所	両間車庫	浜田市	後野町	60,286	6,278	160
		八戸ダム宿舎	江津市	桜江町		18,052	335
		汐入車庫	浜田市	熱田町		785	180
		江津水防倉庫	江津市	江津町		1,097	96
		検査棟	浜田市	片庭町		21,976	378
		江津港管理事務所	江津市	江津町		5,335	22
		旭車庫	那賀郡	旭町		6,763	132
	食肉衛生検査所		大田市	朝山町		57,353	704
	雲南県土整備事務所	頓原土木ステーション	飯石郡	飯南町	50,450	7,247	509
		倉庫	雲南市	木次町		1,204	123
		水防倉庫	雲南市	木次町		1,056	39
		除雪車庫	雲南市	木次町		40,943	315
	県央県土整備事務所	用品庫	邑智郡	川本町	49,145	310	27
		分室	邑智郡	川本町		24,805	491
		大田事業所除雪機械格納庫	大田市	三瓶町		11,470	308
		大田事業所三瓶ダム倉庫	大田市	大田町		5,161	181
		大田事業所	大田市	大田町		7,399	100
	国道１８６号波佐工区除雪車庫		浜田市	金城町		45,546	360
	緑化センター	緑化センター	松江市	宍道町	43,065	15,464	672
		緑化センター	松江市	宍道町		27,601	554
	写真整理保存用建物		松江市	打出町		42,019	293
	井原除雪車庫		邑智郡	邑南町		37,314	346
	長尾鼻園地	ミニビジターセンター	隠岐郡	知夫村		33,649	138
	滝の上東屋		雲南市	掛合町		33,268	50
	長寿社会モデル住宅		浜田市	野原町		29,802	200
	中谷駐車場		隠岐郡	隠岐の島町		29,520	57
	大社漁港	海岸環境整備施設	出雲市	大社町		24,544	69
	島根県東部計量検査所		松江市	東出雲町出雲		24,420	548
	自転車競技大会本部施設		雲南市	木次町		23,927	110
	畜産技術センター	ふれあい施設	出雲市	古志町	23,545	19,807	362
		育種改良部職員宿舎	雲南市	木次町		3,738	132
	除雪車庫		大田市	大田町		23,083	149
	仁万漁港	海岸環境整備施設	大田市	仁摩町		15,149	37
	島根県西部計量検査所		浜田市	下府町		9,095	162
	衛星車車庫		松江市	乃木福富町		8,597	67
	櫻梨里本流ダム管理所		安来市	広瀬町		7,015	226
	笹倉地区ため池等整備事業嵯峨谷ダム管理棟		益田市	美都町		5,417	58
	三隅港	管理事務所	那賀郡	三隅町		4,796	25
	嵩山駐車場		松江市	上東川津町		3,906	9
	浜田工業技術指導所職員宿舎		浜田市	下府町		3,219	103
	海士現場事務所		隠岐郡	海士町		2,955	48
	傷病野生鳥獣救護舎		出雲市	古志町		2,377	32
	布部ダム	警報無線局	安来市	広瀬町	1,888	241	17
		観測所	安来市	広瀬町		1,053	12
		格納庫	安来市	広瀬町		594	52
	隠岐支庁県土整備局	知夫車庫	隠岐郡	知夫村	1,623	323	15
		水防倉庫	隠岐郡	隠岐の島町		104	33
		器材倉庫	隠岐郡	隠岐の島町		501	33
		海士車庫	隠岐郡	海士町		695	45
	出雲県土整備事務所倉庫		出雲市	大津町		1,443	244
	野城中継局		大田市	三瓶町		1,350	4
	河内水防倉庫		浜田市	河内町		324	33
	西郷検潮所		隠岐郡	隠岐の島町		158	10
						39,472,146	

第７　公有財産一覧表　　⑥　公用土地

監査	資産名称		住所		金額（千円）		数量（㎡）
	宍道湖東部浄化センター		松江市	竹矢町	8,634,086	8,634,086	179,131
○	合同庁舎	松江合同庁舎	松江市	東津田町	6,883,949	2,450,019	23,311
		益田合同庁舎	益田市	昭和町		900,283	20,006
		大田集合庁舎	大田市	大田町大田		97,368	3,000
		大田集合庁舎	大田市	長久町		145	3
		出雲合同庁舎	出雲市	大津町		862,268	14,791
		浜田合同庁舎	浜田市	片庭町		764,026	16,256
		隠岐合同庁舎	隠岐郡	隠岐の島町		652,631	7,018
		雲南合同庁舎	雲南市	木次町		492,713	14,841
		川本合同庁舎	邑智郡	川本町		215,768	12,998
		出雲合同庁舎	出雲市	大津新崎町		38,358	583
		松江衛生合同庁舎	松江市	大輪町		410,370	3,905
○	島根県庁	島根県庁　本舎	松江市	殿町	6,514,151	3,573,502	34,001
		職員駐車場？　議員会館・職員会館（お花畑）	松江市	内中原町		1,667,698	15,868
		島根県庁　南庁舎	松江市	殿町		435,489	4,144
		島根県庁　第２分庁舎	松江市	殿町		308,784	2,938
		島根県庁　東庁舎	松江市	殿町		183,266	1,744
		自治研修所	松江市	内中原町		64,815	1,345
		物産観光館	松江市	殿町		118,067	1,123
		島根県研修センター	松江市	内中原町		162,530	3,372
	農業技術センター		出雲市	下古志町	4,696,908	4,696,908	173,960
	宍道湖流域下水道管理事務所西部支所		出雲市	大社町	4,627,233	4,627,233	171,379
	農業技術センター	農業技術センター栽培研究部	出雲市	西新町	1,962,881	667,662	24,728
		農業技術センター	出雲市	芦渡町外		1,295,219	47,971
	消防学校	消防学校	松江市	乃木福富町外	1,890,625	1,890,625	39,225
	保健環境科学研究所	保健環境科学研究所	松江市	西浜佐陀町	1,026,924	1,026,924	9,771
	水産技術センター	水産技術センター（平田）	松江市	東出雲町下意東	878,663	18,049	455
		水産技術センター（浜田）	浜田市	港町		17,290	626
		水産技術センター(西ノ島)	隠岐郡	西ノ島町		479,685	21,511
		水産技術センター（平田）	平田市	園町		188,281	6,973
		水産技術センター（浜田）	浜田市	瀬戸ヶ島町		175,358	6,354
	松江県土整備事務所	広瀬土木事業所町帳宿舎（１・２号）	安来市	広瀬町	776,669	9,677	395
		広瀬土木事業所	安来市	広瀬町		680,002	9,784
		松江県土整備事務所車庫	松江市	堂形町		86,990	828
	集合庁舎	島前集合庁舎	隠岐郡	西ノ島町	664,490	129,665	2,010
		仁多集合庁舎	仁多郡	奥出雲町		456,959	12,872
		大田集合庁舎	大田市	長久町		77,866	1,715
	出雲保健所	出雲保健所動物管理センター	簸川郡	大社町	410,922	13,203	489
		出雲保健所	出雲市	塩冶町		397,719	14,730
	浜田技術センター		浜田市	下府町	344,616	344,616	7,332
	広域防災拠点整備事業用地		松江市	乃木福富町	342,832	342,832	7,113
	緑化センター	瑞穂採種穂園	邑智郡	邑南町	330,361	17,094	255,305
		瑞穂採種穂園	邑智郡	邑南町		473	7,073
		東出雲採種園	松江市	東出雲町錦浜		295,168	7,435
		金城採種穂園	那賀郡	金城町		9,449	141,030
			八束郡	宍道町		6,868	103,194
			松江市	宍道町		1,309	19,574
	県央保健所庁舎		大田市	長久町	223,799	223,799	4,930
	家畜病性鑑定室	家畜病性鑑定室	出雲市	神西沖町	189,315	189,315	7,012
		家畜病性鑑定室	出雲市	神西沖町		0	0
	益田県土整備事務所	匹見土木ステーション	益田市	匹見町	187,880	40,342	897
		津和野土木事業所水防倉庫	鹿足郡	津和野町		8,899	207
		津和野土木事業所	鹿足郡	津和野町		138,637	3,224
		大峠ダム観測局	益田市	美都町		2	32
	家畜衛生部	松江家畜保健衛生所	松江市	東出雲町錦浜	138,823	102,145	2,573
		益田家畜保健衛生所	益田市	あけぼの西町		36,678	1,427
	県央県土整備事務所	県央県土整備事務所分室	邑智郡	川本町	137,754	25,979	1,565
		県央県土整備事務所大田事業所除雪機械格納庫	大田市	三瓶町		45,490	1,002
		県央県土整備事務所大田事業所	大田市	大田町		66,285	1,460
	島根県東部計量検査所		松江市	出雲郷	98,576	98,576	2,483
	東部農林振興センター中海干拓営農部		安来市	穂日島町	96,961	96,961	3,958
	浜田木工団地		浜田市	日脚町	77,445	77,445	2,806

監査	資産名称		住所		金額（千円）		数量（㎡）
	中山間地域研究センター	林業試験林	飯石郡	飯南町	79,669	7,994	119,445
		八神県有林	飯石郡	飯南町		6,843	102,148
		瑞穂県有林（布施）	邑智郡	邑南町		1,371	20,478
		下来島県有林	飯石郡	頓原町		11,474	171,266
		中山間地域研究センター	飯石郡	飯南町		26,533	3,359
		中山間地域研究センター	飯石郡	飯南町		23,819	356,032
		中山間地域研究センター	飯石郡	飯南町		1,478	22,323
		中山間地域研究センター	飯石郡	飯南町		157	2,393
	浜田県土整備事務所	浜田県土整備事務所八戸ダム 宿舎?	江津市	桜江町	73,190	32,641	1,464
		浜田県土整備事務所汐入車庫	浜田市	熱田町		24,705	526
		浜田県土整備事務所旭車庫	浜田市	旭町		15,844	337
	畜産技術センター	畜産技術センター育種改良部	雲南市	木次町外	49,622	2,776	41,496
		畜産技術センター	出雲市	古志町		30,895	462,685
		畜産技術センター	出雲市	馬木町		15,951	238,197
	雲南県土整備事務所	頓原土木ステーション	飯石郡	飯南町	48,997	34,157	2,070
		倉庫	雲南市	木次町		14,840	447
	出雲県土整備事務所倉庫		出雲市	大津町	32,605	32,605	559
	隠岐支庁県土整備局水防倉庫		隠岐郡	隠岐の島町	24,932	24,932	268
	西中国山地国定公園大神地区		益田市	匹見町紙祖	20,488	20,488	305,799
	大田一般環境大気測定局		大田市	大田町	2,776	2,776	97
	防災行政無線	六日市中継局	鹿足郡	吉賀町	2,003	14	214
		松江無給電中継局	松江市	朝酌町		21	315
		益田反射板	益田市	七尾町		7	112
		益田中継局	益田市	薄原町		600	8,962
		広瀬無給電中継局	安来市	広瀬町		8	120
		仁多無給電中継局	仁多郡	奥出雲町		4	64
		仁多中継局	仁多郡	奥出雲町		47	709
		高津中継局	益田市	高津町		23	356
		三階山無給電中継所	浜田市	三階町		9	136
		江津中継局	江津市	川平町		115	1,724
		江津中継局	江津市	島の星町		17	268
		高山中継局	大田市	温泉津町湯里		26	401
		清久山無給電中継所	雲南市	大東町		9	149
		木次無給電中継局	雲南市	木次町下熊谷		13	195
		隠岐中継局	隠岐郡	隠岐の島町		26	390
		邑南無給電中継局	邑智郡	邑南町		9	146
		忌部中継局	松江市	西忌部町		192	2,869
		海士中継局	隠岐郡	海士町		863	12,950
	島根半島スカイライン		八束郡	島根町	1,337	1,337	19,991
	山佐中継局管理道		安来市	広瀬町	959	959	14,494
	五十猛（逢浜川）海岸保全用地		大田市	五十猛町	215	215	3,219
	津和野町震度計		鹿足郡	津和野町	172	172	4
	中継ポンプ場	中継ポンプ場　斐川	出雲市	斐川町	133	36	579
		中継ポンプ場　西代橋	出雲市	斐川町		27	413
		中継ポンプ場　境橋	出雲市	東園町		27	419
		中継ポンプ場　湖陵	簸川郡	湖陵町		43	716
	日御碕桟橋		簸川郡	大社町	16	16	241
	布部ダム　警報無線局		安来市	広瀬町	16	16	265
	神立制水ゲート		出雲市	大津町外	11	11	197
	新堤橋水位局		隠岐郡	隠岐の島町	5	5	80
	西代橋制水ゲート		平田市	西代町外	4	4	64
	「トキ分散飼育センター」交換用地		出雲市	今市町	0	0	0
	流量計	西部２号幹線受口１３－１号流量計	出雲市	湖陵町	0	0	11
		西部１号幹線受口９号流量計	出雲市	渡橋町		0	5
		西部１号幹線受口７号流量計	出雲市	大津新崎町		0	4
		西部１号幹線受口５－１号流量計	出雲市	斐川町		0	4
					51,856,882	51,856,882	3,534,528

第７　　⑦　合同庁舎の使用状況

合同庁舎別　使用状況

（単位：㎡）

	本庁	警察	松江	出雲	雲南	川本	大田	浜田	益田	隠岐	島前	合庁計	総合計	割合
執務スペース	16,832.02	4,224.35	3,075.65	2,506.75	1,499.88	1,186.92	438.90	3,532.33	1,685.44	1,811.22	234.00	15,971.09	37,027.46	41.3%
会議室	1,225.85	434.97	1,146.09	1,047.68	487.56	538.45	105.50	644.31	368.28	309.92	132.00	4,779.79	6,440.61	7.2%
休養室・更衣室	119.06	136.76	201.95	171.22	95.61	68.35	39.00	224.88	89.09	101.38	32.00	1,023.48	1,279.30	1.4%
倉庫・書庫	3,549.20	609.99	608.07	624.38	338.45	550.27	153.25	322.53	320.80	108.08	132.80	3,158.63	7,317.82	8.2%
電気・機械・通信・警備	2,843.41	1,305.27	723.90	663.17	367.76	425.76	115.35	957.87	452.01	252.28	143.25	4,101.35	8,250.03	9.2%
他団体	1,532.50	174.72	371.09	264.10	112.81	365.75	54.90	133.08	310.69	133.65	0.00	1,746.07	3,453.29	3.9%
空き部屋	0.00	62.27	175.63	237.00	36.54	1,579.03	0.00	269.17	221.42	0.00	0.00	2,518.79	2,581.06	2.9%
その他（廊下・トイレ等）	8,111.53	1,954.76	3,422.88	2,205.05	1,234.16	1,018.99	301.10	2,076.01	1,055.01	1,461.06	376.95	13,151.21	23,217.50	25.9%
	34,213.57	8,903.09	9,725.26	7,719.35	4,172.77	5,733.52	1,208.00	8,160.18	4,502.74	4,177.59	1,051.00	46,450.41	89,567.07	100.0%

	本庁	警察	松江	出雲	雲南	川本	大田	浜田	益田	隠岐	島前	割合
執務スペース	49%	47%	32%	32%	36%	① 21%	36%	43%	37%	43%	② 22%	34.4%
会議室	4%	5%	12%	① 14%	12%	9%	9%	8%	8%	7%	② 13%	10.3%
休養室・更衣室	0%	2%	2%	2%	2%	1%	① 3%	① 3%	2%	2%	① 3%	2.2%
倉庫・書庫	10%	7%	6%	8%	8%	10%	① 13%	4%	7%	3%	① 13%	6.8%
電気・機械・通信・警備	8%	15%	7%	9%	9%	7%	② 10%	12%	② 10%	6%	① 14%	8.8%
他団体	4%	2%	4%	3%	3%	② 6%	5%	2%	① 7%	3%	0%	3.8%
空き部屋	0%	1%	2%	3%	1%	① 28%	0%	3%	② 5%	0%	0%	5.4%
その他（廊下・トイレ等）	24%	22%	② 35%	29%	30%	18%	25%	25%	23%	② 35%	① 36%	28.3%

グラフ

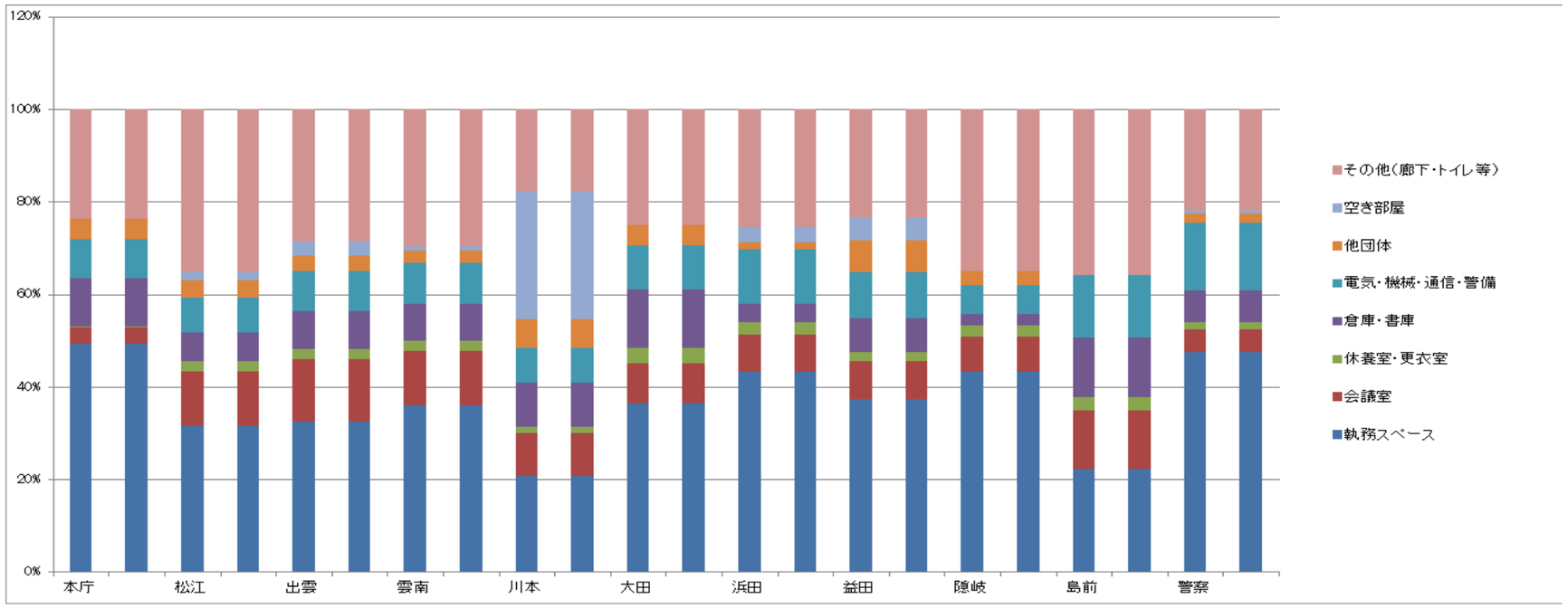

第８　　監査の指摘事項・意見　－　公共財産　－

○　概要

県には、県民が利用できる公共財産がある。

しかし、公共財産でも、不特定多数の県民が使用するものと、特定少数の県民しか使われないものがある。

また、公共財産でも、県民生活に必要不可欠なインフラ資産と、事業開発等の特定目的の資産がある。

さらに、一人当たり行政コストが非常に大きな公共資産と、そうでないものがある。

○　監査要件

県民の関心が高いものとして、下記を想定した。

利用人数	生活上の必要性	一人当たりｺｽﾄ		監査対象
特定少数の県民	小	大	→	産業技術センター・ソフトビジネスパーク
不特定多数の県民	大	大	→	空港

【監査要点】

①　行政コストはいくらか

②　行政目的と比較して、行政コストが過大ではないか

【１】 産業技術センター・ソフトビジネスパーク島根

1　　概要

種類	公共財産（テクノークしまね）
簿価	１９０億円
目的	事務所・研究所

県は、「ソフトビジネスパーク島根」という名称で、松江市中心部の北部地域を開発し、企業向けに団地分譲を行っている。総面積は 78.2ha、分譲可能面積 12.5ha（分譲価格 28,320～35,400 円／m2（補助後分譲価格 19,824～24,780 円／㎡）であり、事業主体は島根県土地開発公社である。

その中心地区（県所有地）に、県は、「テクノアークしまね」という建物を建設している。

「テクノアークしまね」において、県は、地域産業の高度化・新産業の創出を支援することを目的とする「産業技術センター」、産業支援機能を備える「(公財) しまね産業振興財団」を入居させ、県の産業振興業務の一端を担わせている。

その他に、(一社) 島根県発明協会、まつえ産業支援センターが入居している。

費用的に、テクノアークしまね単体でも、県にとって最大級の施設である。

（1）　ソフトビジネスパーク島根の全体像

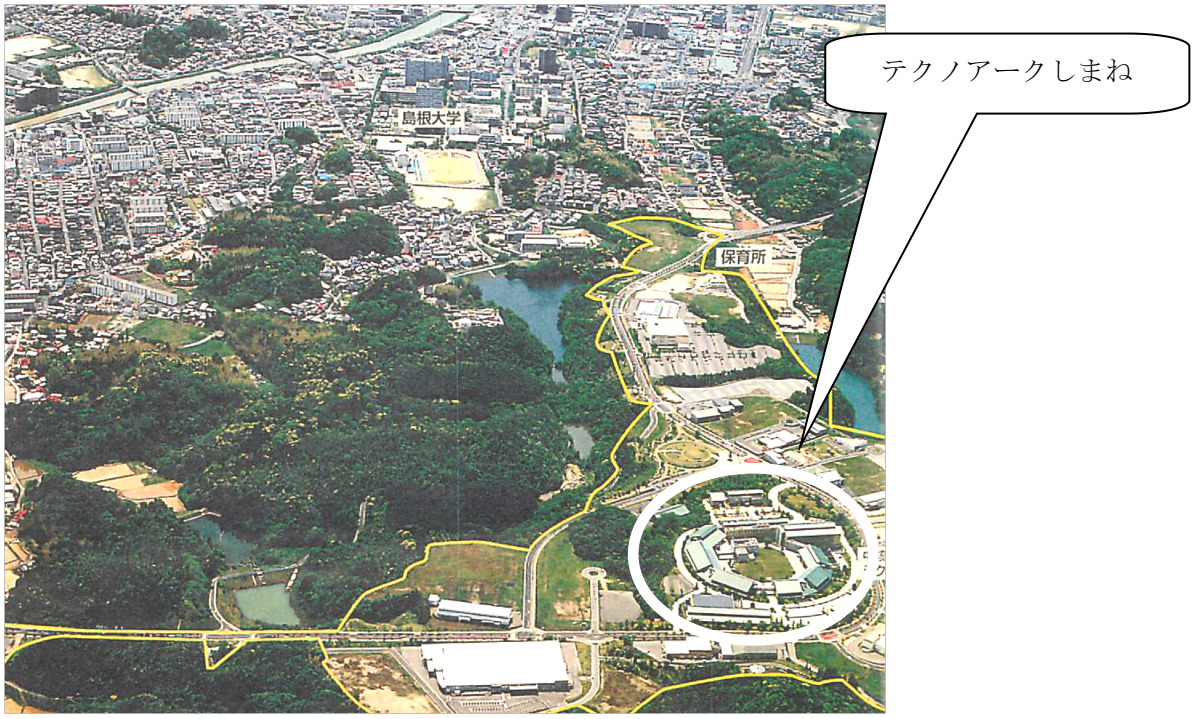

（２）　ソフトビジネスパーク島根の概略図

（３）　テクノアークしまね

①　概略図

1階	2階
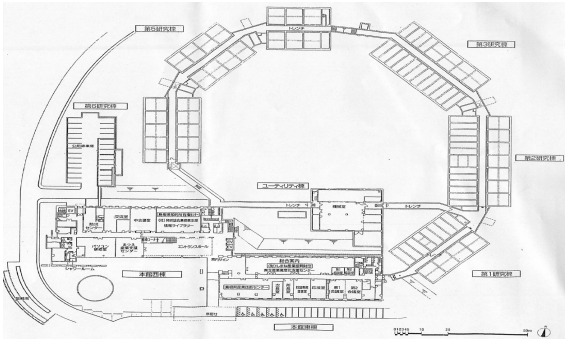	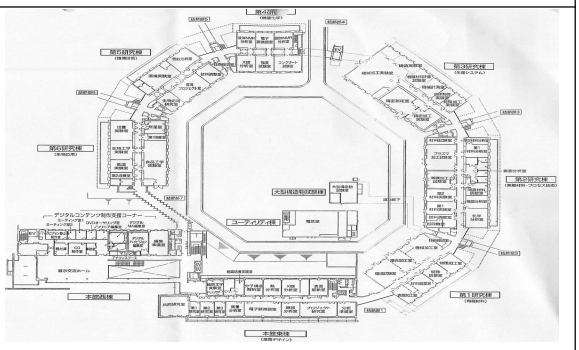
3階	4階
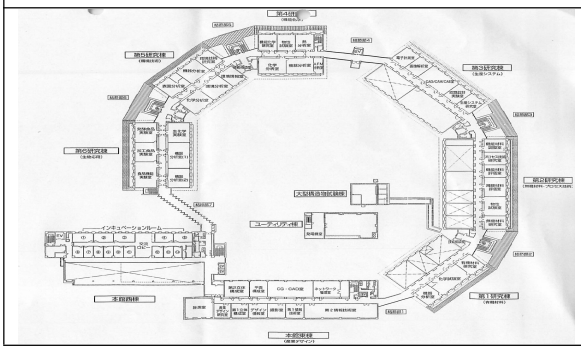	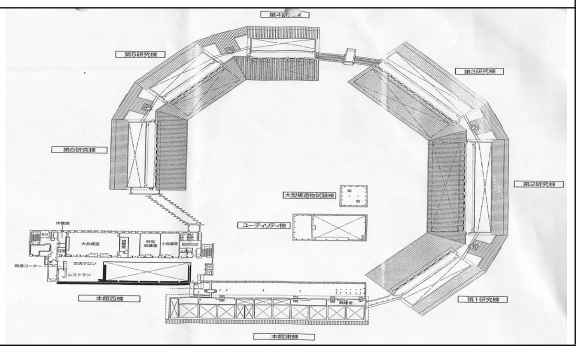

②　施設内容

・インキュベーションルーム（創業支援室）　１４部屋
・レンタルオフィス（研究開発室）　１３部屋
・シェアードオフィス（創業準備室）　１２区画
・会議室等　６部屋
・編集室、撮影機器等（デジタルハイビジョンカメラ、音響照明機材等）

③　簿価等

	資産名称	金額（千円）	金額（千円）	数量延面積
建物	テクノアークしまね南館	8,616,120	348,703	1,208
	テクノアークしまね電波暗室棟		151,750	283
	テクノアークしまね北館		855,095	2,563
	テクノアークしまね		7,260,572	19,580
土地	テクノアークしまね	10,383,869	6,670,911	63,472
			1,418,741	13,499
	公園		2,294,217	47,598
合計		18,999,989		

2　行政コスト計算表

①　資産簿価

土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
104億円	86億円	残存48年	1.8億円	86億円	190億円

平成１４年建設（築１２年）、減価償却貴下６０年として計算した。

②　費用

その他の費用	５．６億円	資産保有コスト　＝　３．８億円 簿価 190億円 × 利率 ２．０％ ＝ 資金コスト ３．８億円 減価償却費　＝　１．８億円
合計	５．６億円	

３　行政コストに対する行政目的

行政目的	技術支援・起業支援施設・職員の執務スペース
行政コスト	５．６億円／年

４　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　建設費用

ⅰ　テクノアークしまね

費目	金額（億円）
設計委託費等	3
建設工事費	93
情報システム整備費	3
研究備品整備費	24
一般備品整備費	3
用地取得費	22
デジタルコンテンツ機器等	6
その他	3
合計	157

ⅱ　次世代技術研究開発センター

費目	金額（億円）
建築工事費	14
研究開発備品費	5
用地取得費	5
その他	1
合計	25

②　資金調達

費目	金額（億円）
県債	121
一般財源	22
国庫補助金	14
原発施設等立地地域産業振興特別交付金	25
合計	182

④　所在する機関等と県行政上の役割

ⅰ　島根県産業技術センター

島根県産業技術センターのＨＰによると、同センターは、県の産業振興とその継続的発展を支え、推進するための産業技術支援、研究開発拠点として設置された機関である。

ＨＰによると、同センターでは、特に、「常に世界を視野に入れて施策、研究、開発を行う必要」があるとして、「世界を先導する新しい科学技術を創造していく」ことを標榜し、「既存産業の技術支援、依頼試験、依頼分析、機器開放、技術研修、技術情報発信などを行うと共に、日々新たな研究開発を行い企業と一緒に新しい製品、事業の展開を」図り、「将来の産業発展の芽を生み、育てるために積極的にいくつかの課題を選定し重点的に研究を推進して」いるとしている。

ⅱ　島根県発明協会

ⅲ　しまね産業振興財団

パンフレットによると、「しまね産業振興財団」は、県の産業振興施策を実施する公的機関である。

パンフレットによると、同財団は、、他の支援機関とも連携しつつ、経営・金融・販売・貿易・技術・知的財産などに関する専門性と総合性を活かした企業支援を行い、県内企業の競争力強化する活動を行っている。

また、同財団は、県内中小企業等の知的財産に関する総合的な相談、支援窓口として、しまね知的財産総合支援センターを施設内に置いている。

ⅳ　まつえ産業支援センター

平成２５年６月に、松江市が、ものづくり産業の振興、農水商工連携の促進、貿易の振興等を目的として設置した。

ⅴ　株式会社八雲　（レストラン）

外部委託業者である。

⑤　ソフトビジネスパーク島根の費用等

ソフトビジネスパーク島根は、総工事費１５２億円の巨大プロジェクトである。
土地開発公社は、企業への売却（リース料含む）で２１億円、市・県等への売却で５８億円を回収している。
この他に、電源立地特別交付金１１億円、県債１２億円、一般財源２億円が充当されている。
なお、不足分の４８億円は、土地開発公社が金融機関から借り入れを行っている。

（２）　監査の指摘事項

特に無し。

（３）　監査の意見

①　テクノアークしまねの位置づけの明確化 ･県民へのＰＲ活動強化　【５４】

テクノアークしまねは、単体で１９０億円、ソフトビジネスパーク島根と合わせて総体でみると、３１９億円の資金が投入され、島根県のプロジェクトでは最大級である。さらに、年間の行政コストは、５億円にも上る。
それだけ、県民の血税が投入され、島根県の発展の中核をなすものと期待される。

もっとも、技術開発・産業振興が業務の中心であり、一般県民には馴染みが薄い。特に、しまね産業振興財団は、県のあらゆる事業に関連するはずであるから、もっと存在感があってよい。

よって、巨額の投資を正当化するには、まずは県民から認知され、より多くの県民に、より広く活用される必要がある。
したがって、県は、その産業振興政策における同財団の位置づけを明確化し、同時に、それを県民に対してＰＲ強化すべきである。

【２】 空港群

1　　概要

種類	公共財産
簿価	４３６億円
目的	空港等

県には、出雲、隠岐、石見の３空港がある。いずれも、県の所有資産である。

①　　簿価等

i　　土地

資産名称	金額（千円）	数量（㎡）
出雲空港	9,372,653	322,093
出雲空港	4,095,960	140,759
出雲空港　小計	13,468,613	462,852
隠岐空港（今津）	2,769,074	387,501
隠岐空港（岬町）	2,445,906	389,826
隠岐空港(VO 道路等/DE 公共施設用地)	201,561	13,004
隠岐空港	113,598	7,329
隠岐空港（航空障害灯用地）	1,161	75
隠岐空港（下西）	36,191	2,335
隠岐空港　小計	5,567,491	800,070
石見空港	22,798,981	887,124
石見空港公園	62,629	941,347
石見空港　小計	22,861,610	1,828,471
合計	**41,897,714**	**3,091,393**

②　建物等

資産名称		金額（千円）	延面積（㎡）
出雲空港	出雲空港	790,283	5,816
	防災航空管理所	68,534	711
	警察航空隊	63,583	703
	ドクターヘリ格納庫	62,552	315
	小計	984,952	7,545
隠岐空港	ターミナルビル	524,247	1,257
	消防車庫	78,660	399
	地上支援機材車庫	37,260	227
	整備事業監督員詰所	5,035	50
	建設事務所書類倉庫	3,102	66
	小計	648,304	1,999
石見空港	整備事業監督員詰所	3,044	50
	公園	19,659	105
	管理所倉庫	2,068	49
	石見空港	76,598	1,155
	小計	101,369	204
合計		1,734,625	9,748

2　行政コスト計算表

	出雲	隠岐	石見	合計
土　地	１３５億円	５６億円	２２９億円	４１９億円
資金コスト	２．７億円	１．１億円	４．６億円	８．４億円
空港収支	３４百万円	１．４億円	１．７億円	３．４億円
合計	３．０億円	２．５億円	６．３億円	１１．８億円

建物等の金額も少なく、建設時期もばらばらであるから、土地のみを算入した。
資金コストは、土地価格×２％である。

3　行政コストに対する行政目的

行政目的	空港・航路の維持
行政コスト	１１．８億円／年

	出雲	隠岐	石見	合計
行政コスト	３．０億円	２．５億円	６．３億円	１１．８億円
旅客数	６９．６万人	５．２万人	７．１万人	８１．９万人
一人当たりコスト	４３１円	４，８０７円	８，８７３円	１，４４１円

４　行政コストの効率性評価

（１）　認定事実

①　空港の必要性　－　隠岐空港

離島交通手段として、海路以外に選択可能な交通手段が空路であり、海上悪天候時の交通手段の確保、災害時の島民の生命確保などの目的のために維持管理されている。

また、観光や産業の振興など離島地域発展のための社会的資本とされている。

②　空港の必要性　－　石見空港

特に陸上交通網の整備が遅れている島根県西部において、高速交通の拠点として、また、観光、産業、文化振興などの地域発展のための資本として維持管理されている。

③　利用状況（平成 24 年度）

出雲空港

定期便
東京便　１日５往復
大阪便　１日６往復
福岡便　１日２往復
隠岐便　１日１往復

路線		合　計	前年合計	前年比
東京	就航率	99%	98.5%	100.5
	旅客数	529,985	478,452	110.7
	利用率	68.6	71.3	96.2
大阪	就航率	97.9%	97.6%	100.3
	旅客数	116,009	108,046	107.3
	利用率	57.3%	59.4%	96.4
福岡	就航率	99%	98.8%	100.2
	旅客数	35,489	34,456	102.9
	利用率	68.0%	65.8%	103.3
隠岐	就航率	96.6%	96.0%	100.6
	旅客数	14,292	15,728	90.8
	利用率	56.1%	62.1%	90.3
合計	就航率	98.4%	98.0%	100.4
	旅客数	695,775	636,682	109.2
	利用率	66.1%	68.4%	96.6

隠岐空港

定期便
出雲便　１日１往復
大阪便　１日１往復

路線		合計	前年合計	前年比
大阪	就航率	97.6%	98.1%	99.4
	旅客数	37,721	35,901	105
	利用率	64.4%	60.1%	107
出雲	就航率	96.6%	96.2%	100.4
	旅客数	14,292	15,728	90.8
	利用率	56.1%	62.1%	90.3
合計	就航率	97.1%	97.1%	100
	旅客数	52,013	51,629	100.7
	利用率	61.8%	60.7%	101.8

石見空港

定期便
東京便　１日１往復
大阪便　１日１往復
（H24.7.13～H24.8.31 期間限定）

路線		合計	前年合計	対前年比
東京	就航率	98.4%		
	旅客数	66,172	61,838	107
	利用率	54.1%	59.2%	91.3
大阪	就航率	100%		
	旅客数	4,533	4,434	102.2
	利用率	61.3%	63.7%	96.2
合計	就航率	98.5%	98.5%	100
	旅客数	70,705	66,272	106.6
	利用率	54.5%	59.5%	91.5

④　収支状況

千円

	出雲空港	隠岐空港	石見空港	合計
歳入①	295,900	9,200	35,200	340,300
着陸料等収入	222,600	1,500	29,900	254,000
土地・建物貸付料収入	9,800	7,600	4,700	22,100
航空機燃料贈与税	63,500	100	600	64,200
歳出②	329,900	146,800	203,900	680,600
人件費	97,300	29,100	61,400	187,800
空港等維持管理費	200,100	108,800	126,900	435,800
ハイジャック防止対策費	32,500	8,900	15,600	57,000
歳入・歳出差額　①－②	△34,000	△137,600	△168,700	△340,300

i　空港等維持管理費について、定期便の運航回数の少ない隠岐空港、石見空港が高額となっている。

これは、照明施設維持費、滑走路維持費、消防業務費、除雪費、除草・公園管理費等、航空機の運航回数等に関わらず、固定的、不可避的に必要な経費が高額となっているためである。

つまり、仮に飛行機が飛ばなくとも、空港を開けておく以上、年間で１億円～2 億円の固定経費がかかるのである。

ii　なお、空港等維持管理費の主な内訳としては、各空港とも、照明施設維持費で 2,000 万円～3,000 万円、滑走路維持費で 250 万円～1,100 万円、消防業務費で 2,300 万円から 4,200 万円、除雪費で 280 万円～1000 万円、除草・公園管理費で 520 万円～1600 万円となっている。

⑤　空港間格差

定期便就航回数をみると、出雲空港が１日 14 便であるのに対し、隠岐空港が１日２便、石見空港が１日１便（夏季のみ２便）と空港間格差が顕著である。

また、利用率は、出雲空港が 66.1%、隠岐空港が 61.8%、石見空港が 54.5%となっている。

ただし、平成 25 年度は、出雲大社の遷宮効果もあり、特に出雲空港では、旅客数が 20%以上、利用率が 10%以上増加する見込みである。

（２）　監査の指摘事項

特に無し。

（３）　監査の意見

①　空港の資産効率の説明責任　【５５】

ⅰ　空港の必要性と資産効率

県とすると、航空路は、産業振興や観光振興に大きな役割を果たす一方、隠岐空港は生活路線として、萩・石見空港は唯一の高速交通として必要性が高いことから、必要な社会インフラであり、単にコストでは評価できないとする。

しかし、資産効率、すなわち、隠岐空港の一人当たり行政コストは４、８０７円であり、石見空港の一人当たり行政コストとなると８、８７３円で、出雲空港の１０倍から２０倍であり、航空運賃と比較しても、かなり割高である。

さらに、空港は、投資金額も４１９億円以上と大きく、また、年間の維持費も３．４億円と巨額である。

そして、まず、石見空港は、約２２９億円もの資産価値を有し（石見空港へのアクセス道路等の整備を含めれば、それ以上の資産価値を有する）、空港施設及び公園施設を、年間約２億円の費用をかけて運用している一方、歳入の根幹をなす航空機の着陸料等収入は、年間約３０００万円程度に過ぎない。また、隠岐空港も、約５６億円もの資産価値を有する空港施設を、年間約１億４０００万円の費用をかけて運用しているが、航空機の着陸料等収入は、年間約１５０万円程度に過ぎない。

ⅱ　将来の空港利用の変動

県内及び山口県側との高速道路建設進展により、石見空港までのアクセスが向上して空港利用圏域が拡大し、利用者数は増加する可能性もある一方、石見地域から出雲空港へのアクセスも改善した場合には、石見空港から、出雲空港へのシフトもあり得る。

ⅲ　結論

県の主張のとおり、客観的に、県にとっては空港が必要であることは明らかであり、

また、航空行政については、高度の政治判断であり、直接的には監査の対象とならない。

しかし、県が、上記金額の維持管理の財政負担を行っているのであれば、行政目的と行政コストのバランスの評価・検証と、県民に対する分かり易い説明が必要である。

よって、県には、いろいろな可能性を検討の上、県民に対して、的確な航空行政の展開と、具体的な説明を要請したい。

第８　公有財産一覧表　　⑦公共財産（土地・建物等）

建物

監査	資産名称		種類	住所市郡		金額（千円）		延面積（㎡）
○	ソフトビジネスパーク	テクノアークしまね南館	公共施設	松江市	北陵町	8,616,120	348,703	1,208
		テクノアークしまね電波暗室棟	公共施設	松江市	北陵町		151,750	283
		テクノアークしまね北館	公共施設	松江市	北陵町		855,095	2,563
		テクノアークしまね	公共施設	松江市	北陵町		7,260,572	19,580
	芸術文化センター　グラントワ		公共施設	益田市	有明町		11,285,406	19,740
	県立大学バックアップ		学校	浜田市	野原町	5,487,207	5,487,207	30,928
	しまね海洋館　アクアス		公共施設	浜田市	久代町	5,170,731	5,135,172	13,962
			公共施設	江津市	波子町		35,559	48
	県立美術館		公共施設	松江市	幸町		4,557,330	12,531
	産業交流会館　くにびきメッセ		公共施設	松江市	学園南		3,288,742	15,719
	三瓶山	フィールドミュージアム	公共施設	大田市	三瓶町	3,003,261	2,508,711	8,623
		小豆原埋没林	公共施設	大田市	三瓶町		494,550	1,118
	男女共同参画センター		公共施設	大田市	大田町		2,449,002	7,066
	いきいきプラザ島根		公共施設	松江市	東津田町		1,540,983	10,858
	島根県民会館		公共施設	松江市	殿町		1,336,868	16,211
	出雲高等技術校		学校	出雲市	長浜町		1,310,219	12,365
	石見高等看護学院		学校	益田市	昭和町		1,208,612	6,878
	いわみーる		公共施設	浜田市	野原町		1,134,986	6,776
	農林大学校	畜産課程実習場	学校	大田市	波根町	1,166,906	63,429	1,216
		校長宿舎		大田市	波根町		6,420	125
		農林大学校	学校	大田市	波根町		1,097,057	22,311
○	出雲空港	出雲空港	空港	出雲市	斐川町	984,952	790,283	5,816
		防災航空管理所		出雲市	斐川町		68,534	711
		警察航空隊		出雲市	斐川町		63,583	703
		ドクターヘリ格納庫	空港	出雲市	斐川町		62,552	315
	宍道湖自然館　ゴビウス		公共施設	平田市	園町	975,159	975,159	2,195
	西部高等技術校		学校	益田市	高津	751,555	751,555	3,269
○	隠岐空港	ターミナルビル	空港	隠岐郡	隠岐の島町	648,304	524,247	1,257
		消防車庫	空港	隠岐郡	隠岐の島町		78,660	399
		地上支援機材車庫		隠岐郡	隠岐の島町		37,260	227
		整備事業監督員詰所	空港	隠岐郡	隠岐の島町		5,035	50
		建設事務所書類倉庫	空港	隠岐郡	隠岐の島町		3,102	66
	フラワーパーク		公共施設	出雲市	西新町外	525,799	525,799	1,863
	わかたけ学園	職員宿舎	学校	八束郡	宍道町	359,398	7,434	122
		加圧ポンプ場	学校	八束郡	宍道町		1,380	8
		わかたけ学園	学校	松江市	宍道町		350,584	3,841
	松江養護学校（乃木校舎）		学校	松江市	乃木福富町		340,450	4,014
	益田児童相談所			益田市	高津四丁目		308,405	1,050
	中央児童相談所		公共施設	松江市	西川津町		294,779	1,859
	浜田児童相談所			浜田市	上府町		216,059	1,048
○	石見空港	整備事業監督員詰所	空港	益田市	高津町	101,369	3,044	50
		公園	空港	益田市	高津町外		19,659	105
		管理所倉庫	空港	益田市	内田町		2,068	49
		石見空港	空港	益田市	内田町		76,598	1,155
	ボート競技本部施設		公共施設	雲南市	木次町		97,672	875
	出雲児童相談所		公共施設	出雲市	小山町		94,475	915
	松江高等看護学院		学校	松江市	嫁島町		81,715	1,396
	女性相談センター			松江市	大輪町		5,138	182
	浜田高等技術校			浜田市	熱田町		0	0
	合　　計					48,725,482	48,725,482	4,552

土地

監査	資産名称	資産名称	種類	住所		金額（千円）		数量（㎡）
○	石見空港	石見空港	空港	益田市	内田町ほか	22,861,610	22,798,981	887,124
		石見空港公園	空港	益田市	高津町ほか		62,629	941,347
○	出雲空港	出雲空港	空港	出雲市	斐川町	13,468,613	9,372,653	322,093
		出雲空港	空港	出雲市	斐川町		4,095,960	140,759
○	ソフトビジネスパーク	テクノアークしまね	公共施設	松江市	北陵町	10,383,869	6,670,911	63,472
			公共施設	松江市	北陵町		1,418,741	13,499
		公園	公園	松江市	北陵町		2,294,217	47,598
○	隠岐空港	隠岐空港（今津）	空港	隠岐郡	隠岐の島町	5,567,491	2,769,074	387,501
		隠岐空港（岬町）	空港	隠岐郡	隠岐の島町		2,445,906	389,826
		VO 道路等/DE 公共施設	空港	隠岐郡	隠岐の島町		201,561	13,004
		隠岐空港	空港	隠岐郡	隠岐の島町		113,598	7,329
		航空障害灯用地	空港	隠岐郡	隠岐の島町		1,161	75
		隠岐空港（下西）	空港	隠岐郡	隠岐の島町		36,191	2,335
	農林大学校	農林大学校	学校	大田市	波根町	3,539,192	3,512,452	122,386
		森林総合課程実習林	学校	邇摩郡	仁摩町		2,382	35,599
		畜産課程実習場	学校	大田市	波根町外		24,358	363,614
	産業交流会館　くにびきメッセ		公共施設	松江市	学園南	3,140,110	3,140,110	29,877
	県立美術館		公共施設	松江市	幸町	2,435,397	2,435,397	23,172
	フラワーパーク		公共施設	出雲市	西新町外	2,343,950	2,343,950	40,205
	わかたけ学園	わかたけ学園	学校	八束郡	宍道町	1,575,474	1,214,349	25,195
		わかたけ学園	学校	八束郡	宍道町		347,340	7,207
		わかたけ学園	学校	松江市	宍道町		11,134	231
		加圧ポンプ場	学校	八束郡	宍道町		2,651	55
	芸術文化センター　グラントワ		公共施設	益田市	有明町	1,562,890	1,562,890	34,731
	島根県民会館		公共施設	松江市	殿町	1,389,329	1,389,329	13,219
	いきいきプラザ島根		公共施設	松江市	東津田町	1,303,793	1,303,793	12,405
	出雲高等技術校		学校	出雲市	長浜町	1,213,509	1,213,509	44,945
	松江養護学校（乃木校舎）		学校	松江市	乃木福富町	758,821	758,821	15,743
	宍道湖自然館　ゴビウス		公共施設	平田市	園町	552,514	552,514	9,477
	いわみーる		公共施設	浜田市	野原町	341,548	341,548	12,375
	男女共同参画センター		公共施設	大田市	大田町大田	388,125	329,214	5,225
		駐車場用地	公共施設	大田市	大田町		58,911	1,298
	中央児童相談所		公共施設	松江市	西川津町	325,094	325,094	6,745
	西部高等技術校		学校	益田市	高津	300,906	300,906	12,483
	石見高等看護学院		学校	益田市	昭和町	275,067	275,067	10,703
	益田児童談所		公共施設	益田市	高津	162,637	162,637	6,506
	身体障害者授産センター		公共施設	松江市	打出町	148,841	148,841	3,088
	出雲児童相談所		公共施設	出雲市	小山町	110,581	110,581	4,096
	女性相談センター		公共施設	松江市	大輪町	103,041	103,041	980
	浜田児童相談所		公共施設	浜田市	上府町	94,547	94,547	3,426
	しまね海洋館　アクアス		公共施設	江津市	波子町	7,701	7,701	211
	三瓶フィールドミュージアム		公共施設	大田市	三瓶町	1,017	1,017	15,195
	浜田高等技術校		学校	浜田市	熱田町	0	0	0
	はつらつ体育館		公共施設	松江市	上乃木			
	合　　計					63,971,799	63,971,799	3,951,783

第８　公有財産一覧表　　⑧　警察建物等

監査	資産名	住所市郡	住所町村	金額（千円）	延面積（㎡）
	松江警察署　庁舎	松江市	袖師町	1,575,194	7,119
	雲南警察署　庁舎	雲南市	三刀屋町	737,815	4,013
○	**運転免許センター**	**松江市**	**打出町**	**718,605**	**7,837**
○	**警察本部　庁舎**	**松江市**	**殿町**	**698,002**	**10,301**
	大田警察署　庁舎	大田市	長久町	605,782	4,395
	益田警察署　庁舎	益田市	東町	406,323	3,855
	県警　平成庁舎	松江市	平成町	394,646	2,626
	警察学校	松江市	西浜佐陀町	390,835	3,970
	出雲警察署　庁舎	出雲市	塩冶有原町	353,975	4,579
	川本警察署　庁舎	邑智郡	川本町	340,301	2,192
	西部運転免許センター	浜田市	竹迫町	326,058	2,361
	隠岐の島警察署　庁舎	隠岐郡	隠岐の島町	275,232	1,597
	安来警察署　庁舎	安来市	今津町	265,215	2,399
	温泉津広域交番	邇摩郡	温泉津町	255,042	1,529
	浜田警察署　庁舎	浜田市	殿町	227,991	3,459
	平田広域交番	出雲市	平田町	201,824	1,496
	大社広域交番	出雲市	大社町	151,048	1,347
	津和野警察署　庁舎	鹿足郡	津和野町	133,676	1,646
	三成広域交番	仁多郡	奥出雲町	125,589	1,215
	浦郷警察署　庁舎	隠岐郡	西ノ島町	71,734	941
	県警浜乃木待機　宿舎	松江市	浜乃木	63,036	1,060
	機動隊	松江市	黒田町	51,297	949
	県警西持田待機　宿舎	松江市	西持田町	46,477	783
	舎掛合広域交番	雲南市	掛合町	42,304	1,114
	浜田警察署西交番	浜田市	原井町	41,183	194
	江津警察署江東駐在所	江津市	後地町	38,665	233
	松江警察署比津交番	松江市	比津町	37,290	204
	松江警察署乃木交番	松江市	田和山	36,577	187
	津和野警察署日原駐在所	鹿足郡	津和野町	35,526	212
	松江警察署津田交番	松江市	東津田町	35,216	193
	江津警察署　庁舎	江津市	嘉久志町	34,986	1,234
	松江警察署森山駐在所	松江市	美保関町	34,644	189
	浜田警察署浜田駅前交番	浜田市	浅井町	31,906	168
	出雲警察署出雲市駅前交番	出雲市	駅北町	31,059	170
	浜田警察署和田駐在所	浜田市	旭町	27,893	162
	浜田警察署唐鐘駐在所	浜田市	国分町	26,585	145
	出雲警察署高松駐在所	出雲市	松寄下町	26,139	217
	江津警察署川戸駐在所	江津市	桜江町	24,507	113
	雲南警察署吉田駐在所	雲南市	吉田町	23,718	116
	雲南警察署馬木駐在所	仁多郡	奥出雲町	23,296	118
	大田警察署大森駐在所	大田市	大森町	23,204	130
	出雲警察署かわと交番	出雲市	高岡町	22,504	163
	雲南警察署志々駐在所	飯石郡	飯南町	22,455	121
	益田警察署中西駐在所	益田市	白上町	21,370	126
	松江警察署揖屋駐在所	松江市	揖屋	20,954	228
	大田警察署久利駐在所	大田市	久利町	20,796	124
	雲南警察署阿井駐在所	仁多郡	奥出雲町	20,788	124
	川本警察署沢谷駐在所	邑智郡	美郷町	20,693	123
	雲南警察署赤名駐在所	飯石郡	飯南町	20,675	134
	安来警察署宇賀荘駐在所	安来市	宇賀荘町	20,180	121
	川本警察署吾郷駐在所	邑智郡	美郷町	19,922	123
	警察本部　石橋待機宿舎	松江市	石橋町	19,362	1,408
	出雲警察署小伊津駐在所	出雲市	小伊津町	19,145	140
	川本警察署大和駐在所	邑智郡	美郷町	19,042	118
	雲南警察署鳥上駐在所	仁多郡	奥出雲町	18,781	131
	大田警察署川合駐在所	大田市	川合町	18,436	125
	浦郷警察署海士駐在所	隠岐郡	海士町	17,896	108
	松江警察署川津交番	松江市	学園	17,700	150
	大田警察署鳥井駐在所	大田市	鳥井町	17,634	115
	松江警察署竹矢駐在所	松江市	八幡町	17,504	114
	津和野警察署蔵木駐在所	鹿足郡	吉賀町	17,074	127
	出雲警察署直江駐在所	出雲市	斐川町	17,021	185
	出雲警察署小境駐在所	出雲市	小境町	16,843	113
	松江警察署宍道駐在所	八束郡	宍道町	16,139	188

監査	資産名	住所市郡	住所町村	金額（千円）	延面積（㎡）
	津和野警察署青原駐在所	鹿足郡	津和野町	15,241	123
	松江警察署古志原交番	松江市	古志原	14,602	140
	益田警察署益田駅前交番	益田市	駅前町	14,587	138
	松江警察署玉湯駐在所	松江市	玉湯町	14,323	182
	松江警察署内中原交番	松江市	内中原町	14,236	133
	雲南警察署亀嵩駐在所	仁多郡	奥出雲町	13,821	116
	隠岐の島警察署都万駐在所	隠岐郡	隠岐の島町	13,820	116
	雲南警察署加茂駐在所	雲南市	加茂町	13,802	200
	浦郷警察署別府駐在所	隠岐郡	西ノ島町	12,628	100
	川本警察署田所駐在所	邑智郡	邑南町	12,385	113
	川本警察署矢上駐在所	邑智郡	邑南町	12,370	111
	出雲警察署神西駐在所	出雲市	神西沖町	12,304	105
	雲南警察署来島駐在所	飯石郡	飯南町	12,177	119
	大田警察署三瓶駐在所	大田市	三瓶町	11,679	102
	大田警察署池田駐在所	大田市	三瓶町	11,679	102
	大田警察署波根駐在所	大田市	波根町	11,653	114
	浜田警察署岡見駐在所	那賀郡	三隅町	11,398	112
	浜田警察署今市駐在所	那賀郡	旭町	11,396	99
	江津警察署有福駐在所	江津市	有福温泉町	11,372	100
	出雲警察署多伎駐在所	簸川郡	多伎町	11,342	108
	津和野警察署六日市駐在所	鹿足郡	六日市町	11,316	180
	大田警察署馬路駐在所	邇摩郡	仁摩町	11,062	96
	安来警察署大塚駐在所	安来市	大塚町	11,061	111
	出雲警察署伊波野駐在所	出雲市	斐川町	11,012	101
	出雲警察署朝山駐在所	出雲市	所原町	10,828	101
	雲南警察署海潮駐在所	雲南市	大東町	10,660	112
	川本警察署三原駐在所	邑智郡	川本町	10,592	98
	益田警察署安田駐在所	益田市	遠田町	10,455	96
	隠岐の島警察署中駐在所	隠岐郡	隠岐の島町	10,390	117
	川本警察署出羽駐在所	邑智郡	邑南町	10,343	124
	大田警察署五十猛駐在所	大田市	五十猛町	10,297	117
	川本警察署粕渕駐在所	邑智郡	美郷町	10,111	120
	警察本部北堀町　宿舎	松江市	北堀町	9,750	108
	雲南警察署阿用駐在所	雲南市	大東町	9,702	112
	益田警察署二川駐在所	益田市	美都町	9,590	115
	雲南警察署横田駐在所	仁多郡	奥出雲町	9,590	110
	益田警察署都茂駐在所	益田市	美都町	9,307	97
	江津警察署都野津駐在所	江津市	都野津町	9,307	176
	出雲警察署日御碕駐在所	出雲市	大社町	9,220	106
	津和野警察署七日市駐在所	鹿足郡	六日市町	8,836	110
	隠岐の島警察署五箇駐在所	隠岐郡	隠岐の島町	8,754	108
	雲南警察署頓原駐在所	飯石郡	飯南町	8,739	99
	松江警察署本庄駐在所	松江市	殿邑生町	8,623	107
	大田警察署大代駐在所	大田市	大代町	8,510	105
	浦郷警察署知々井駐在所	隠岐郡	海士町	8,462	91
	雲南警察署波多駐在所	雲南市	掛合町	8,458	105
	安来警察署井尻駐在所	安来市	伯太町	8,373	110
	益田警察署小野駐在所	益田市	戸田町	8,301	105
	益田警察署匹見駐在所	益田市	匹見町	8,138	105
	雲南警察署八川駐在所	仁多郡	奥出雲町	8,129	105
	安来警察署荒島駐在所	安来市	荒島町	8,086	167
	浜田警察署弥栄駐在所	那賀郡	弥栄村	8,056	106
	雲南警察署田井駐在所	雲南市	吉田町	7,950	105
	雲南警察署大東駐在所	雲南市	大東町	7,824	174
	川本警察署市木駐在所	邑智郡	邑南町	7,638	109
	江津警察署川越駐在所	江津市	桜江町	7,622	95
	津和野警察署つわぶき安全ｾﾝﾀｰ	鹿足郡	津和野町	7,593	62
	松江警察署朝酌駐在所	松江市	朝酌町	7,577	91
	大田警察署宅野駐在所	邇摩郡	仁摩町	7,495	90
	浜田警察署三隅駐在所	那賀郡	三隅町	7,466	174
	浜田警察署上府駐在所	浜田市	上府町	7,409	90
	浦郷警察署知夫駐在所	隠岐郡	知夫村	7,359	100
	安来警察署比田駐在所	安来市	広瀬町	7,349	106
	浜田警察署今福駐在所	那賀郡	金城町	7,336	91

監査	資産名	住所市郡	住所町村	金額（千円）	延面積（㎡）
	松江警察署大芦駐在所	八束郡	島根町	7,257	98
	安来警察署布部駐在所	安来市	広瀬町	7,179	97
	浜田警察署長浜駐在所	浜田市	長浜町	7,172	155
	浜田警察署周布駐在所	浜田市	周布町	7,130	106
	江津警察署川波駐在所	江津市	敬川町	7,108	94
	出雲警察署長浜駐在所	出雲市	東園町	7,006	90
	隠岐の島警察署中条駐在所	隠岐郡	隠岐の島町	6,748	85
	安来警察署広瀬駐在所	安来市	広瀬町	6,647	178
	津和野警察署木部駐在所	鹿足郡	津和野町	6,529	104
	浜田警察署雲城駐在所	浜田市	金城町	6,206	91
	川本警察署都賀行駐在所	邑智郡	美郷町	6,082	84
	出雲警察署神門駐在所	出雲市	知井宮町	5,992	156
	安来警察署島田駐在所	安来市	島田町	5,961	90
	大田警察署仁万駐在所	大田市	仁摩町	5,928	97
	出雲警察署荘原駐在所	出雲市	斐川町	5,493	98
	出雲警察署稗原駐在所	出雲市	稗原町	5,486	83
	松江警察署野波駐在所	八束郡	島根町	5,483	82
	浜田警察署内村駐在所	浜田市	内村町	5,473	85
	安来警察署母里駐在所	安来市	伯太町	5,299	82
	浜田警察署河内駐在所	浜田市	河内町	5,139	93
	松江警察署来待駐在所	八束郡	宍道町	4,866	83
	隠岐の島警察署東郷駐在所	隠岐郡	隠岐の島町	4,836	79
	松江警察署八雲駐在所	八束郡	八雲村	4,761	85
	出雲警察署伊波野駐在所	出雲市	斐川町	4,754	86
	松江警察署八束駐在所	松江市	八束町	4,486	93
	松江警察署恵曇駐在所	八束郡	鹿島町	4,423	95
	江津警察署松平駐在所	江津市	川平町	4,231	78
	松江警察署佐太駐在所	松江市	鹿島町	4,168	79
	大田警察署井田駐在所	邇摩郡	温泉津町	4,041	78
	松江警察署意東駐在所	松江市	下意東	3,951	85
	雲南警察署日登駐在所	雲南市	木次町	3,901	78
	出雲警察署湖陵駐在所	簸川郡	湖陵町	3,863	79
	出雲警察署須佐駐在所	出雲市	佐田町	3,848	93
	松江警察署古江駐在所	松江市	古曽志町	3,846	78
	出雲警察署窪田駐在所	出雲市	佐田町	3,804	80
	浜田警察署三保駐在所	浜田市	三隅町	3,642	89
	川本警察署井原駐在所	邑智郡	邑南町	3,601	78
	益田警察署高城駐在所	益田市	神田町	3,576	78
	浜田警察署波佐駐在所	那賀郡	金城町	3,576	90
	出雲警察署十六島駐在所	出雲市	十六島町	3,473	80
	益田警察署幸町安全ｾﾝﾀｰ	益田市	幸町	3,433	68
	津和野警察署柿木駐在所	鹿足郡	柿木村	3,412	79
	益田警察署豊田駐在所	益田市	横田町	3,350	76
	益田警察署鎌手駐在所	益田市	西平原町	3,246	89
	川本警察署口羽駐在所	邑智郡	邑南町	3,139	76
	松江警察署千酌駐在所	八束郡	美保関町	3,099	76
	出雲警察署出東駐在所	出雲市	斐川町	3,090	77
	浜田警察署都川警察官詰所	浜田市	旭町	3,054	90
	川本警察署日貫駐在所	邑智郡	邑南町	2,982	74
	出雲警察署鵜鷺駐在所	出雲市	大社町	2,691	71
	出雲警察署鵜鷺警察官詰所	出雲市	大社町	2,619	65
	津和野警察署朝倉安全ｾﾝﾀ	鹿足郡	吉賀町	2,455	73
	松江警察署講武駐在所	八束郡	鹿島町	2,365	88
	浜田警察署杵束警察官詰所	那賀郡	弥栄村	2,061	70
	松江警察署秋鹿駐在所	松江市	秋鹿町	1,693	69
	大田警察署山口駐在所	大田市	山口町	1,681	15
	川本警察署高原地区防犯連絡所	邑智郡	邑南町	700	70
	川本警察署阿須那駐在所	邑智郡	邑南町	672	86
	川本警察署阿須那地区防犯連絡所	邑智郡	邑南町	672	86
	浜田警察署井野駐在所	那賀郡	三隅町	448	68
	江津警察署江津駅前交番	江津市	江津町	262	46
	隠岐の島警察署けん銃射撃場	隠岐郡	隠岐の島町	237	7
	隠岐の島警察署自動車練習場	隠岐郡	隠岐の島町	233	7
	松江警察署城東ＰＢ	松江市	米子町	48	2

第８　公有財産一覧表　　⑨　警察土地

監査	資産名称	住所		金額（千円）	面積（㎡）	（千円/㎡）
○	**運転免許センター**	**松江市**	**打出町**	**10,222,161**	**97,261**	**105**
	県警　平成庁舎	松江市	平成町	1,684,184	16,025	105
	松江警察署　庁舎	松江市	袖師町	1,046,297	9,955	105
	西部運転免許センター	浜田市	竹迫町	973,323	20,709	47
	出雲警察署　庁舎	出雲市	塩冶有原町	630,177	10,809	58
	浜田警察署　庁舎	浜田市	黒川町	549,000	10,506	52
	機動隊	松江市	黒田・春日町	424,094	8,799	48
	安来警察署　庁舎	安来市	今津町	419,082	6,099	69
	雲南警察署　庁舎	雲南市	三刀屋町	356,003	8,259	43
	隠岐の島警察署　庁舎	隠岐郡	隠岐の島町	336,363	3,617	93
○	**県警　庁舎**	**松江市**	**殿町**	**332,482**	**3,163**	**105**
	浜田警察署　庁舎	浜田市	殿町	325,181	6,919	47
	益田警察署　庁舎	益田市	東町	318,660	7,319	44
	大田警察署　庁舎	大田市	長久町	285,006	6,278	45
	交通機動隊　簸川訓練場	出雲市	斐川町	242,701	8,340	29
	江津警察署　庁舎	江津市	江津町ほか	201,500	6,500	31
	大社広域交番	出雲市	大社町	200,855	3,445	58
	津和野警察署　庁舎	鹿足郡	津和野町	184,263	4,285	43
	平田広域交番	出雲市	平田町	180,875	3,103	58
	県警　浜乃木待機宿舎	松江市	浜乃木	151,915	3,152	48
	県警　石橋待機宿舎	松江市	石橋町	151,406	3,141	48
	温泉津広域交番	大田市	温泉津町	135,208	2,978	45
	三成広域交番	仁多郡	奥出雲町	126,375	3,560	35
	江津警察署　庁舎	江津市	嘉久志町	118,522	3,247	36
	川本警察署　庁舎	邑智郡	川本町	112,391	6,771	17
	県警　西持田待機宿舎	松江市	西持田町	100,448	2,084	48
	舎掛合広域交番	雲南市	掛合町	82,099	2,473	33
	松江警察署内中原交番	松江市	内中原町	81,369	774	105
	浦郷警察署　庁舎	隠岐郡	西ノ島町	58,566	908	65
	松江警察署古志原交番	松江市	古志原5丁目	57,823	550	105
	松江警察署川津交番	松江市	学園	55,346	527	105
	松江警察署津田交番	松江市	東津田町	53,503	655	82
	出雲警察署かわと交番	出雲市	高岡町	40,751	699	58
	浜田警察署西交番	浜田市	原井町	35,658	506	70
	出雲警察署出雲市駅前交番	出雲市	駅北町	34,806	597	58
	松江警察署玉湯駐在所	松江市	玉湯町	30,737	638	48
	松江警察署宍道駐在所	八東郡	宍道町	29,900	620	48
	松江警察署揖屋駐在所	松江市	東出雲町揖屋	28,499	718	40
	益田警察署益田駅前交番	益田市	駅前町	27,046	496	55
	松江警察署本庄駐在所	松江市	邑生町	24,822	515	48
	出雲警察署日御碕駐在所	出雲市	大社町	22,842	846	27
	松江警察署竹矢駐在所	松江市	八幡町	22,800	430	53
	松江警察署野波駐在所	八東郡	島根町	22,482	466	48
	出雲警察署直江駐在所	出雲市	斐川町	21,883	752	29
	浜田警察署浜田駅前交番	浜田市	浅井町	21,279	453	47
	出雲警察署高松駐在所	出雲市	松寄下町	20,916	690	30
	松江警察署大芦駐在所	松江市	島根町	18,358	381	48
	松江警察署古江駐在所	松江市	古曽志町	17,608	365	48
	出雲警察署伊波野駐在所	出雲市	斐川町	17,167	590	29
	安来警察署宇賀荘駐在所	安来市	宇賀荘町	16,946	431	39
	松江警察署朝酌駐在所	松江市	朝酌町	16,604	345	48
	松江警察署八東駐在所	松江市	八東町	16,468	342	48
	松江警察署来待駐在所	八東郡	宍道町	16,241	337	48
	益田警察署幸町安全ｾﾝﾀｰ	益田市	幸町	16,208	360	45
	松江警察署恵曇駐在所	松江市	鹿島町	16,067	333	48
	松江警察署八雲駐在所	松江市	八雲町西岩坂	15,963	331	48
	松江警察署森山駐在所	松江市	美保関町	15,556	682	23
	浜田警察署唐鐘駐在所	浜田市	国分町	14,997	484	31
	江津警察署都野津駐在所	江津市	都野津町	14,491	650	22

監査	資産名称	住所		金額（千円）	面積（㎡）	（千円/㎡）
	大田警察署波根駐在所	大田市	波根町	14,058	490	29
	浜田警察署河内駐在所	浜田市	河内町	14,003	507	28
	安来警察署荒島駐在所	安来市	荒島町	14,003	572	24
	津和野警察署つわぶき安全ｾﾝﾀｰ	鹿足郡	津和野町	13,357	311	43
	津和野警察署日原駐在所	鹿足郡	津和野町	12,668	700	18
	益田警察署匹見駐在所	益田市	匹見町	12,565	489	26
	大田警察署五十猛駐在所	大田市	五十猛町	12,428	433	29
	安来警察署広瀬駐在所	安来市	広瀬町	12,340	504	24
	浜田警察署今市駐在所	那賀郡	旭町	12,207	442	28
	松江警察署意東駐在所	松江市	東出雲町	12,175	307	40
	浜田警察署今福駐在所	那賀郡	金城町	11,942	433	28
	大田警察署馬路駐在所	邇摩郡	仁摩町	11,934	416	29
	益田警察署都茂駐在所	益田市	美都町	11,770	458	26
	大田警察署井田駐在所	邇摩郡	温泉津町	11,508	401	29
	大田警察署池田駐在所	大田市	三瓶町	11,480	400	29
	大田警察署三瓶駐在所	大田市	三瓶町	11,480	400	29
	浜田警察署弥栄駐在所	那賀郡	弥栄村	11,338	411	28
	津和野警察署青原駐在所	鹿足郡	津和野町	11,222	490	23
	川本警察署三原駐在所	邑智郡	川本町	11,055	666	17
	浜田警察署岡見駐在所	那賀郡	三隅町	11,040	400	28
	出雲警察署神西駐在所	出雲市	神西沖町	10,807	400	27
	出雲警察署多伎駐在所	簸川郡	多伎町	10,800	400	27
	江津警察署川戸駐在所	江津市	桜江町	10,620	531	20
	安来警察署比田駐在所	安来市	広瀬町	10,564	431	24
	大田警察署宅野駐在所	邇摩郡	仁摩町	10,474	365	29
	出雲警察署荘原駐在所	出雲市	斐川町	10,184	350	29
	大田警察署大代駐在所	大田市	大代町	10,175	355	29
	浜田警察署上府駐在所	浜田市	上府町	10,170	369	28
	浜田警察署波佐駐在所	那賀郡	金城町	10,074	425	24
	浜田警察署周布駐在所	浜田市	周布町	10,036	364	28
	浜田警察署三隅駐在所	那賀郡	三隅町	9,940	360	28
	安来警察署布部駐在所	安来市	広瀬町	9,800	400	25
	安来警察署大塚駐在所	安来市	大塚町	9,800	400	25
	出雲警察署長浜駐在所	出雲市	東園町	9,798	363	27
	出雲警察署朝山駐在所	出雲市	所原町	9,747	361	27
	安来警察署井尻駐在所	安来市	伯太町	9,702	396	25
	出雲警察署出東駐在所	出雲市	斐川町	9,613	330	29
	大田警察署仁万駐在所	大田市	仁摩町	9,611	335	29
	江津警察署松平駐在所	江津市	川平町	9,530	427	22
	出雲警察署窪田駐在所	出雲市	佐田町	9,342	346	27
	雲南警察署加茂駐在所	雲南市	加茂町	9,290	611	15
	津和野警察署木部駐在所	鹿足郡	津和野町	9,283	397	23
	雲南警察署大東駐在所	雲南市	大東町	9,147	602	15
	浜田警察署内村駐在所	浜田市	内村町	9,125	331	28
	益田警察署小野駐在所	益田市	戸田町	8,958	349	26
	出雲警察署神門駐在所	出雲市	知井宮町	8,957	332	27
	益田警察署高城駐在所	益田市	神田町	8,914	347	26
	江津警察署有福駐在所	江津市	有福温泉町	8,830	396	22
	津和野警察署六日市駐在所	鹿足郡	六日市町	8,649	618	14
	大田警察署川合駐在所	大田市	川合町	8,630	301	29
	安来警察署島田駐在所	安来市	島田町	8,586	350	24
	益田警察署二川駐在所	益田市	美都町	8,573	334	26
	津和野警察署蔵木駐在所	鹿足郡	吉賀町	8,565	236	36
	雲南警察署阿井駐在所	仁多郡	奥出雲町	8,507	457	19
	出雲警察署須佐駐在所	出雲市	佐田町	8,384	311	27
	出雲警察署湖陵駐在所	簸川郡	湖陵町	8,351	309	27
	安来警察署母里駐在所	安来市	伯太町	8,114	331	24
	浜田警察署雲城駐在所	浜田市	金城町	8,018	291	28
	出雲警察署小境駐在所	出雲市	小境町	7,900	395	20

監査	資産名称	住所		金額（千円）	面積（㎡）	（千円/㎡）
	益田警察署安田駐在所	益田市	遠田町	7,822	304	26
	大田警察署山口駐在所	大田市	山口町	7,791	449	17
	出雲警察署稗原駐在所	出雲市	稗原町	7,729	286	27
	江津警察署江東駐在所	江津市	後地町	7,722	638	12
	浜田警察署都川警察官詰所	那賀郡	旭町	7,705	279	28
	出雲警察署鵜鷺警察官詰所	出雲市	大社町	7,475	275	27
	雲南警察署亀嵩駐在所	仁多郡	奥出雲町	7,417	399	19
	出雲警察署鵜鷺駐在所	出雲市	大社町	7,405	274	27
	江津警察署川波駐在所	江津市	敬川町	7,089	318	22
	雲南警察署横田駐在所	仁多郡	奥出雲町	7,064	380	19
	出雲警察署小伊津駐在所	出雲市	小伊津町	6,976	320	22
	雲南警察署波多駐在所	雲南市	掛合町	6,843	450	15
	江津警察署川越駐在所	江津市	桜江町	6,824	306	22
	益田警察署鎌手駐在所	益田市	西平原町	6,810	265	26
	益田警察署豊田駐在所	益田市	横田町	6,671	260	26
	松江警察署秋鹿駐在所	松江市	岡本町	6,585	439	15
	益田警察署鎌手駐在所	益田市	西平原町	6,420	455	14
	雲南警察署八川駐在所	仁多郡	奥出雲町	6,324	340	19
	隠岐の島警察署五箇駐在所	隠岐郡	隠岐の島町	6,169	398	16
	雲南警察署海潮駐在所	雲南市	大東町	6,079	400	15
	隠岐の島警察署中駐在所	隠岐郡	隠岐の島町	5,969	392	15
	益田警察署中西駐在所	益田市	白上町	5,950	372	16
	隠岐の島警察署都万駐在所	隠岐郡	隠岐の島町	5,739	370	15
	雲南警察署馬木駐在所	仁多郡	奥出雲町	5,699	655	9
	雲南警察署阿用駐在所	雲南市	大東町	5,624	370	15
	津和野警察署七日市駐在所	鹿足郡	六日市町	5,555	397	14
	雲南警察署田井駐在所	雲南市	吉田町	5,338	351	15
	隠岐の島警察署中条駐在所	隠岐郡	隠岐の島町	5,119	330	15
	雲南警察署日登駐在所	雲南市	木次町	4,888	322	15
	出雲警察署十六島駐在所	出雲市	十六島町	4,485	166	27
	雲南警察署頓原駐在所	飯石郡	飯南町	4,307	545	8
	隠岐の島警察署東郷駐在所	隠岐郡	隠岐の島町	4,104	265	15
	川本警察署粕渕駐在所	邑智郡	美郷町	3,819	472	8
	川本警察署市木駐在所	邑智郡	邑南町	3,799	655	6
	浜田警察署和田駐在所	浜田市	旭町	3,693	544	7
	雲南警察署吉田駐在所	雲南市	吉田町	3,600	450	8
	川本警察署田所駐在所	邑智郡	邑南町	3,194	551	6
	津和野警察署柿木駐在所	鹿足郡	吉賀町	3,173	227	14
	雲南警察署来島駐在所	飯石郡	飯南町	3,151	399	8
	川本警察署都賀行駐在所	邑智郡	美郷町	3,125	386	8
	川本警察署吾郷駐在所	邑智郡	美郷町	3,078	410	7
	雲南警察署鳥上駐在所	仁多郡	奥出雲町	3,019	403	7
	浦郷警察署知々井駐在所	隠岐郡	海士町	2,860	353	8
	川本警察署出羽駐在所	邑智郡	邑南町	2,320	400	6
	川本警察署矢上駐在所	邑智郡	邑南町	2,319	400	6
	大田警察署久利駐在所	大田市	久利町久利	2,069	207	10
	大田警察署大森駐在所	大田市	大森町	1,739	435	4
	浦郷警察署知夫駐在所	隠岐郡	知夫村	1,686	331	5
	川本警察署沢谷駐在所	邑智郡	美郷町九日市	1,633	467	3
	川本警察署井原駐在所	邑智郡	邑南町	1,599	276	6
	雲南警察署志々駐在所	飯石郡	飯南町	1,505	430	4
	川本警察署日貫駐在所	邑智郡	邑南町	1,486	257	6
	出雲警察署長浜駐在所	出雲市	東園町	855	32	27
	松江警察署乃木交番	松江市	田和山町	0	725	0
	津和野警察署蔵木駐在所	鹿足郡	吉賀町	0	253	0
				21,661,834	331,332	65

第９　県の資産管理方法に対する指摘事項及び意見

【１】　資産管理の方法について

１　概要

県では、法令に基づき台帳管理が分散され、更に、台帳の法定要件に取得価格が無い場合もあり、県の固定資産管理については、網羅性、データ欠如等の問題点がある。

そこで、総務省が、網羅的な固定資産台帳作成の方向付けを打ちだそうとしている。

しかし、県とすると、明確な対応方針は策定していない。

この点、県はどのように対応していくべきか、が問題である。

２　事実認定

①　固定資産の重要性

平成25年度の「島根の財政」によると、県の資産3兆2959億円のうち、92%にあたる3兆437億円が「有形固定資産」である。つまり、県の資産はほぼ「有形固定資産」であると言ってよい。

また、固定資産の70%、資産全体の64%にあたる2兆1205億円が、「生活インフラ・国土保全」のための資産である。

よって、県にとって、最も重要な資産は、生活インフラ資産であると言える。

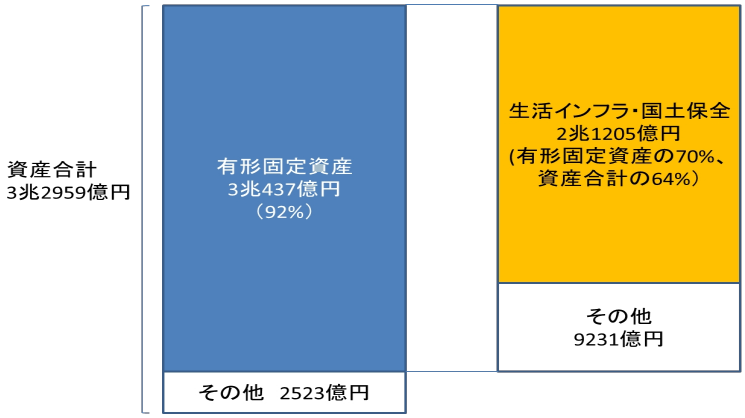

第９　県の資産管理方法に対する指摘事項及び意見

【１】　資産管理の方法について

１　概要

県では、法令に基づき台帳管理が分散され、更に、台帳の法定要件に取得価格が無い場合もあり、県の固定資産管理については、網羅性、データ欠如等の問題点がある。

そこで、総務省が、網羅的な固定資産台帳作成の方向付けを打ちだそうとしている。

しかし、県とすると、明確な対応方針は策定していない。

この点、県はどのように対応していくべきか、が問題である。

２　事実認定

①　固定資産の重要性

平成25年度の「島根の財政」によると、県の資産3兆2959億円のうち、92%にあたる3兆437億円が「有形固定資産」である。つまり、県の資産はほぼ「有形固定資産」であると言ってよい。

また、固定資産の70%、資産全体の64%にあたる2兆1205億円が、「生活インフラ・国土保全」のための資産である。

よって、県にとって、最も重要な資産は、生活インフラ資産であると言える。

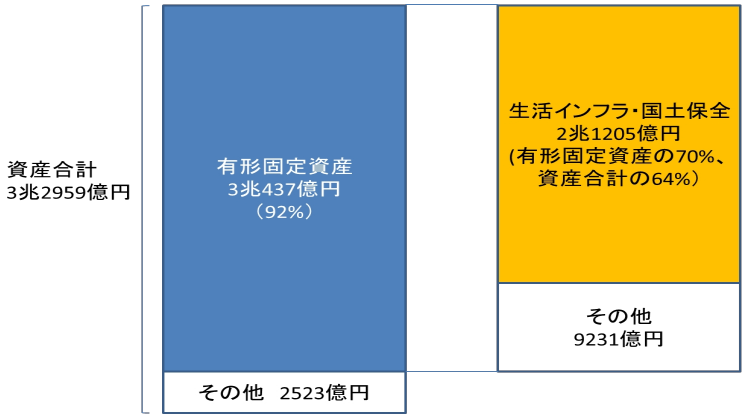

② 固定資産管理の重要性

高度成長期に整備されたインフラ資産の老朽化が進み、維持補修に多大な予算が必要になる。

そして、予算を適切に充当しなければ、将来、インフラ機能が損なわれ、県民の安全や生命を脅かすことにもなりかねない。

しかし、県の財源が非常に限られているため、県は、優先順位をつけて維持補修にあたらねばならない。

よって、議会・知事の判断材料として、固定資産の状況を俯瞰できるデータが必要である。

③ 県の資産管理体制　－　固定資産台帳を持っていないこと

県は、固定資産全体を俯瞰できる資料（固定資産台帳）を持っていない。

この点、県は、バランスシート上の固定資産金額につき、個々の資産の積み上げではなく、昭和４４年以後の決算統計の「普通建設事業費」の積み上げから、総額で減価償却を行なって、把握している（「総務省方式改訂モデル」）。

しかし、個々の資産に紐付けられておらず、資産を売却・除却した場合も集計されておらず、昭和43年以前に取得した資産も抜け落ちていること等から、判断資料としては、不適格である。

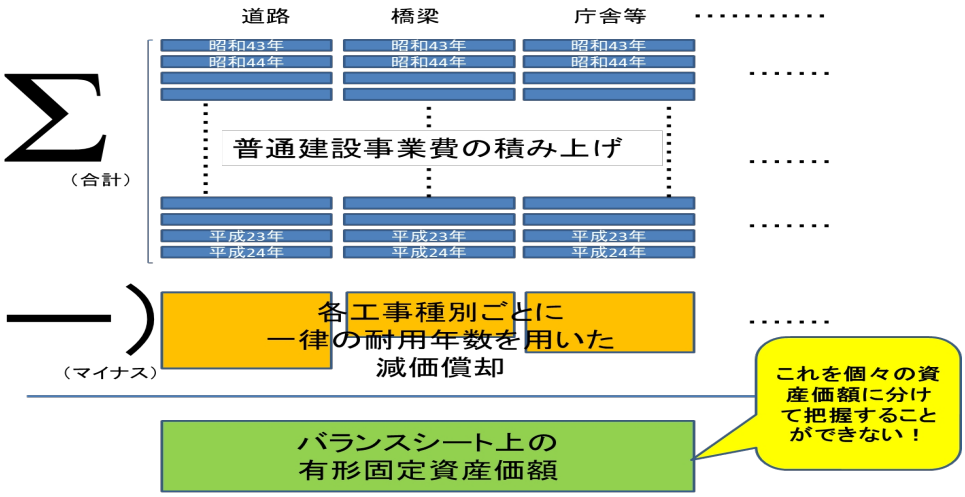

④　県の資産管理体制　－　公有財産台帳

県は、「公有財産の取得、管理及び処分に関する規則」、「公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の運用について」に基づき、公有財産台帳を作成している。

しかし、公有財産台帳に記載される価格は、取得価額であり、減価償却を行った後の簿価（帳簿価額）ではない。

また、公有財産のうち、法律(道路法、港湾法等)、政令、省令、条例または規則に定めがあるものについては、別途の台帳が作成され、公有財産台帳には含まれていない。すなわち、最も価額の大きい「生活インフラ・国土保全」に属する財産が、公有財産台帳から漏れていることになる。

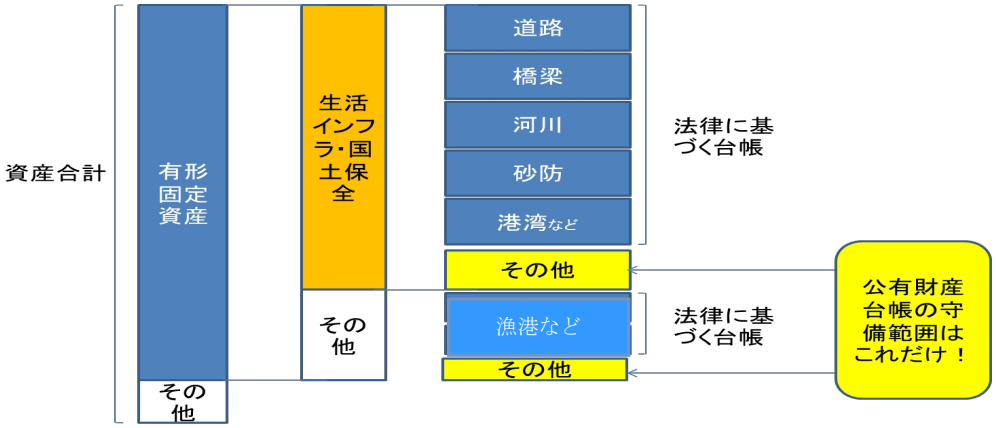

用語解説　：　公有財産台帳と固定資産台帳

公有財産台帳とは、地方自治法、各自治体が策定している公有財産規則に基づいて作成される資産台帳です。

公有財産台帳と、民間企業が作る固定資産台帳とは、資産台帳という意味では同じですが、下記のようち違いもあります。

①　対象とする資産の範囲

民間の固定資産台帳では、資産計上すべきすべての資産が含まれています。

一方、公有財産台帳は、県の保有する資産(公有財産)を全部網羅しているわけではありません。道路・河川など、かなりの資産が、別の法律等で、それぞれの台帳(道路台帳、河川台帳等)を作ることになっています。

②　データの範囲

民間の固定資産台帳の主たるデータは、金額情報です。

公有財産台帳でも、金額は記載されていますが、特別法で作られている台帳では、金額情報がない場合もあります。

また、民間の固定資産台帳では、取得原価をもとに、減価償却費が計算されます。そして、大きな資産では、個別に、減価償却費累計が計算されますので、その減価償却費類型額を控除した金額が、簿価として計上されます。

一方、公有財団台帳等では、減価償却という概念はありませんから、個別に減価償却費、その累計額も把握されていません。

以上より、公有資産台帳では、資産の網羅性が無いこと、データに金額記載が無い場合があること、仮に金額記載があったとしても取得原価であり、減価償却されていない数字であること、の特徴があります。

⑤　県の資産管理体制　－　それぞれの法定台帳

県は、特別の法律等により、各所管課が、公有財産台帳から除外された財産(道路、港湾等)の台帳管理を行っている。

この点、漁港や林道等の台帳は、法令に基づき、建設時の事業費等が記載されているが、道路台帳等は、法令上、道路台帳の要素として事業費等が含まれていないことから、取得原価等の会計テータ等が含まれていない。

- 道路台帳
- 道路等の現況調書
- 橋梁台帳
- 橋梁調書
- トンネル調書

} まとめて道路台帳

- 河川現況台帳調書
- ダム施設台帳
- 漁港施設明細表
- 林道台帳

⑥　県の資産管理体制　－　財産に関する調書

県は、地方自治法施行令166条2項により、「財産に関する調書」を、決算資料として継続的に作成している。

しかし、財産に関する調書では、道路等のインフラ資産が記載されておらず、網羅性を欠く。
更に、記載が面積、隻数、件数といった物量のみであり、金額が記載されてないことから、施策の判断材料としては全く不十分である。

⑦　県の財産管理状況　－　現況確認

所管部署は、それぞれの法定台帳記載の情報に基づき、あるいは日々の巡回(道路については、路面の凹凸、斜面の落石危険度などの発見)を行い、維持補修の必要箇所の情報を収集している。

⑧　総務省が提唱しようとする固定資産台帳作成の動き

現在、総務省等が、公有財産台帳から除外されていた資産を含む、固定資産全体を網羅し、信頼できる金額の入った、固定資産台帳を整備すべきではないかと検討されている。

具体的には、総務省の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の新地方公会計の推進方策の中で、固定資産台帳整備の方法が中心課題として議論されている。そして、平成 25 年 8 月、「中間とりまとめ」が出され、今後の推進の方向性がまとまりつつある。

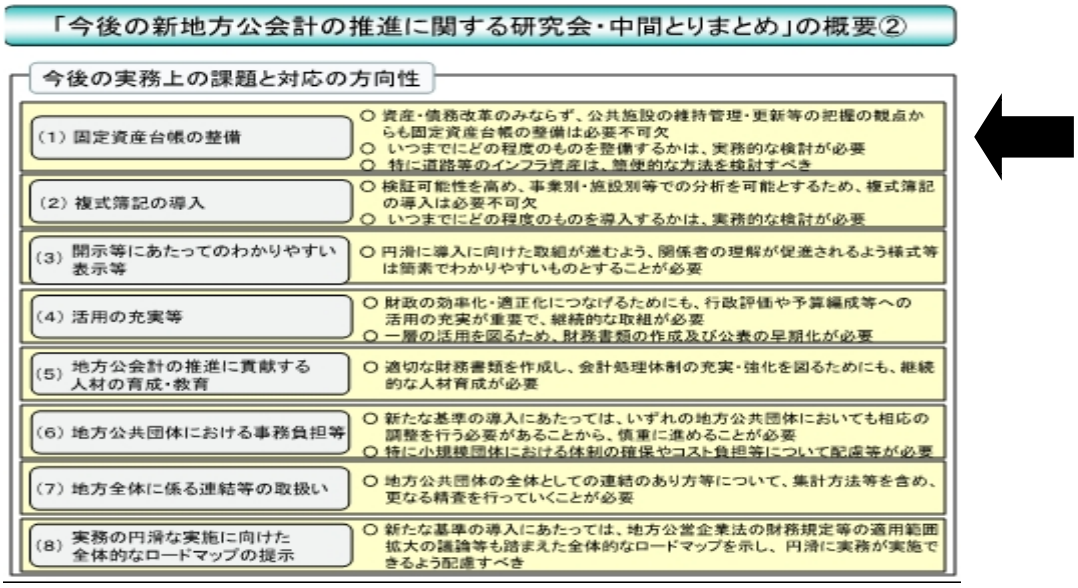

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会・中間とりまとめ」の概要②

今後の実務上の課題と対応の方向性

(1) 固定資産台帳の整備	○ 資産・債務改革のみならず、公共施設の維持管理・更新等の把握の観点からも固定資産台帳の整備は必要不可欠 ○ いつまでにどの程度のものを整備するかは、実務的な検討が必要 ○ 特に道路等のインフラ資産は、簡便的な方法を検討すべき
(2) 複式簿記の導入	○ 検証可能性を高め、事業別・施設別等での分析を可能とするため、複式簿記の導入は必要不可欠 ○ いつまでにどの程度のものを導入するかは、実務的な検討が必要
(3) 開示等にあたってのわかりやすい表示等	○ 円滑に導入に向けた取組が進むよう、関係者の理解が促進されるよう様式等は簡素でわかりやすいものとすることが必要
(4) 活用の充実等	○ 財政の効率化・適正化につなげるためにも、行政評価や予算編成等への活用の充実が重要で、継続的な取組が必要 ○ 一層の活用を図るため、財務書類の作成及び公表の早期化が必要
(5) 地方公会計の推進に貢献する人材の育成・教育	○ 適切な財務書類を作成し、会計処理体制の充実・強化を図るためにも、継続的な人材育成が必要
(6) 地方公共団体における事務負担等	○ 新たな基準の導入にあたっては、いずれの地方公共団体においても相応の調整を行う必要があることから、慎重に進めることが必要 ○ 特に小規模団体における体制の確保やコスト負担等について配慮等が必要
(7) 地方全体に係る連結等の取扱い	○ 地方公共団体の全体としての連結のあり方等について、集計方法等を含め、更なる精査を行っていくことが必要
(8) 実務の円滑な実施に向けた全体的なロードマップの提示	○ 新たな基準の導入にあたっては、地方公営企業法の財務規定等の適用範囲拡大の議論等も踏まえた全体的なロードマップを示し、円滑に実務が実施できるよう配慮すべき

総務省ＨＰより　「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」中間とりまとめ

４　監査の指摘事項

特に無し。

用語解説　：　固定資産整備の意義とは

総務省が、公会計改革を提唱しています。その目玉は「自治体の資産・債務改革」です。
具体的には、「不要な資産の処分」とそれによる「負債削減」があると思います。
そのためには、県が保有する資産には、いったいいくらの価値があるのか、を正確に把握する必要があります。
また、道路や橋りょうなどのインフラ資産も、処分や売却は想定されませんが、将来の補修費用等を計算するため、資産計上が必要です。現役世代の負担である税と、将来世代の負担である公債のバランスを記録することで、世代間の公平性担保することにもなります。
そのため、県が保有するすべての資産について、金額データを保有しておくこKと、すなわち、固定資産台帳の作成の意義があります。

５　監査の意見

①　固定資産台帳の作成への取り組み方針　【５６】

ⅰ　固定資産台帳の整備のメリット

まず、網羅的・統一的・比較可能なデータが整備され、政策の全体を統括する知事、予算を議決する議会などの機関が、施策の優先順位を評価する判断材料となる。

また、除却や売却を行った資産が固定資産台帳からもバランスシートからも除かれ、正確なデータとなり、県有資産の整理が進む。

ⅱ　固定資産台帳作成は、負担が大きいこと

しかし、総務省等の固定資産台帳整備推進は、時価データの把握等もあり、地方公共団体に相当な負担を強いるものである。

更に、「時価データ」等の正確性を求めれば、一層事務負担が重くなり、島根県のように予算も人員も限られている県にとっては、過大な負担となる可能性がある。

用語解説　：　固定資産台帳

【昨年度も載せました。】

島根県のバランスシートの規模は３．３兆円もあります。そして、資産の９割以上は道路や土地・建物などの有形固定資産で占められています。

一般企業であれば、「固定資産台帳」という基本台帳があって、それぞれの資産について、取得時期、取得した時の金額、そこからどれだけ価値が減ったか（減価償却累計額）を引いた現在の帳簿上の価値（帳簿価額）、等が記録されています。そして、一つ一つの資産に付いている帳簿価額を合計したものが、バランスシート上の資産の合計額と一致します。

しかし、県のバランスシート上の資産の合計金額は、一つ一つの資産の金額を積み上げて足し算したものではありません。県によると、バランスシートに計上した資産の金額は、過去何十年にもわたって、県が公共事業等で支出した金額（普通建設事業費）の「積み上げ」だそうです。この道路がいくら、この建物がいくら、というようなブレイクダウンはできないそうです。また、使用に伴って減っていく価値を費用に計上する手続である「減価償却」も、一つ一つの資産の単位ではなく、「道路」、「橋りょう」といった資産の区分ごとに、決められた年数でまとめて行なっているとうことです。

県も、固定資産台帳に似た台帳として、「公有財産台帳」というものがあるそうです。

しかし、そこには金額データが記載されていません。つまり、モノがあるという記録だけです。

それぞれの資産の「現在の状況」は、それぞれの所管部署が把握していますが、全体的にはまとめる部署も無いので、県全体の姿が分かりにくくなっています。

いくら県の財政が厳しいと言っても、施設を維持管理・更新しなくてはなりません。しかし、それがいったいいくら必要なのか。そもそも維持管理していくべきか否か。そのような重要な意思決定をしようにも、県としては、検討する基礎データすら無いということになります。

ⅲ　県の現状の管理手法でも問題がないこと

県は、現在、財産の維持補修の優先順位決定に当たり、実際の現状を適宜把握して、必要性・相当性を調査し、修繕計画を立てて行っている。

一見後追い方の補修管理とも思えるが、島根県においては、災害等により破壊される資産が多いとも思われることから、合理性がある。

よって、台帳等に記載された帳簿価額から、保全・修理・管理の計画を立てないとしても、県に障害はないと言える。

ⅳ　東京都との相違点

東京都は、固定資産台帳の作成、時価評価等の点において、公会計改革のフロントランナーである。

しかし、東京都では、土地価格が高く、設備等も集中して存在する。

一方、島根県では、土地価格が低く、産業・人口規模的に東京の何十分の一であるが、生活インフラは、東京都と同規模の広がりがある。例えば、東京都道は、総延長２３４５キロメートルであるのに対し、島根県道は、２５１９キロメートルである。

用語解説　：　固定資産台帳作成の難しさ

固定資産台帳の作成は簡単ではないようです。
まず、県の持っている台帳の多くには、金額の記載すらありません。
次に、仮に、金額の記載があっても、取得時の直接的な金額だけであり、付随費用等が含まれていないようです。
したがって、公有財産台帳を基礎としても、新たに付加しなくてはならない資産の数、および、記録されていない金融データが膨大になると思います。具体的には、、資産の計上範囲(どこまで計上すればよいか)、資産の金額(公正価値評価などの評価基準等)、資産の種別・区分(事業用資産、インフラ資産の区分)、資産の耐用年数(どの耐用年数を用いるのか)を、整備しなければなりません。
これを解決するには、資産リストを作り直して、全部、時価評価すること、この方が早いかもしれません。東京都は、全国に先駆けて、時価評価を基準に、固定資産台帳の作成に着手されたようです。
東京都は、人員・予算も豊富で、都会ですから、一資産の金額も多寡で、時価評価の判別もし易いでしょう。一方、島根県は、人も予算も少なく、山間部の資産には値段なんかつかないし、道路なんかは、きっと、東京都より、島根県の方が、長いでしょう。
固定資産台帳作成の必要性は否定しませんが、島根県として、作成に相当性があるか、悩ましいところだと思います。

ｖ　　まとめ

以上より、総務省推奨の改革への理解と協働は必要とは思われるが、島根県の特殊性を考え、東京都と同じ手法をとるべきではなく、独自の応用を考えるべきである。

特に、県は、東京都の何分の１の予算、人員で、同量の道路等の固定資産台帳を作らなければならないのであるから、必要以上の厳密化は避けるべきである。

したがって、県に対しては、総務省の主張は十分理解配慮しながら、データ細目・正確性の必要度、それを揃えるのに必要な費用等を、バランス的に考慮し、不要な台帳管理・過大な出費等が無いよう、慎重な検討を要請したい。

用語解説　：　道路の評価　東京都の方法

道路は、それぞれの細かく分類して時価評価される必要がある。
具体的には、取得価額ないし再調達価額（取得価額が不明な場合）を開始時簿価として、取得用地費に道路路面整備費（建設工事費デフレータで調整）を加算し　減価償却費累計額を減算することになる。
道路路面整備には、道路舗装だけでなく、下記の付属構造物が含まれる。

【「道路舗装」に含まれる附属構造物】

① 車道舗装（中央帯を含む）
② 歩道舗装（縁石を含む）
③ 植樹枡及び植樹帯（街路樹は除く）
④ 路面排水施設（街きょを含む）
⑤ 路面照明施設
⑥ 車両逸脱及び歩行者等の保護を目的として設置する防護柵類
⑦ 標識類・反射板等交通安全施設
※ ただし横断歩道橋等、電線類地中化施設、電気及び機械設備を有する施設は除く

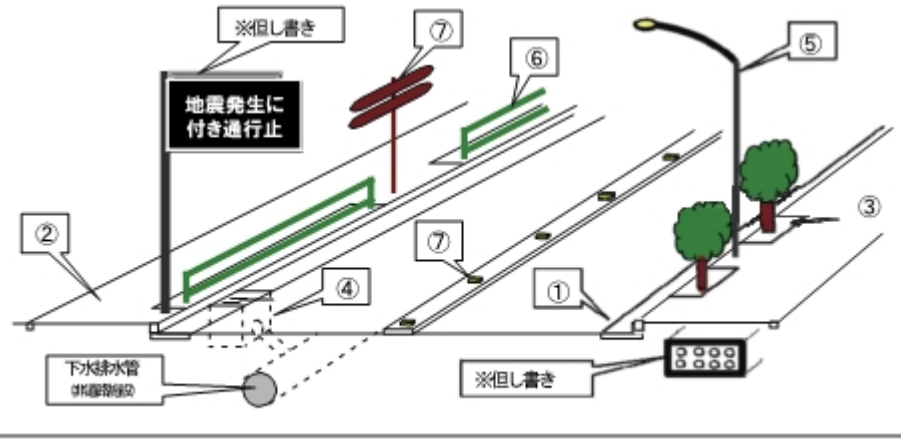

東京都の資料より。

【２】　アセット・マネージメント・センターの創設

１　概要

県が管理するのは、施設（公共的な建物、省庁ビル、学校等）だけでなく、巨大な社会インフラ（道路、橋りょう、港湾・漁港、農業施設、上下水道等）である。
そして、この巨大な社会インフラは、今後、急速に老朽化する。

これに対応して、県も、ファシリティー・ファシリティマネジメントの導入を本格化し、管財課が中心になり、新しい部署の設置を行い体制作りが始められた。

一方、固定資産台帳の作成、会計プラットフォームの統一化の延長線には、当然のことながら、老朽化する巨大インフラのマネージメントをいかにしていくか、の究極目的が含まれている。

そうであれば、県は、その二つの思考軸をあわせて、アセットマネージメントへの発展を視野に入れ、組織展開をすべきである。

２　事実認定

①　行政効果計測の必要性

まず、前述のとおり、公共部門の巨大インフラの維持運営のため、限られた公的資源を適切に配分するための基礎資料をもつことが重要である。
次に、行政の原資は税金であるから、県民の信託を得るため、行政は、行政効果の説明をする責任がある。

よって、県は、施策の行政効果を計測することが必要である。

②　管理会計導入の遅れ

この点、民間では、定期的・目的的な管理会計による業績評価が定着し、意思決定がなされている。更に、細かくグループ化された組織を前提に、グループ間のコスト配分・収益配分をすることで、組織全体のマネジメントとグループ毎の行動が、方向付けられている。

しかし、公的部門においては、財政民主主義（議会による民主的なコントロール）に基づき、予算による統制が中心的で、予算の作成権限は議会にあったことから、行政には、行政効果がどのようなものになっても、その責任は無く、行政効果を計測するインセンティブに欠けていた。

そのため、公的部門においては、管理会計の手法を駆使して投資効率の計測（投資効果の最大化と投資コストの最小化）するという概念そのもの、その手法が育成・蓄積されなかったように思える。

３　監査の意見

①　アセットマネジメントセンターの創設　【５７】

総務省が、前述のとおり、地方公共団体においても、網羅的な固定資産台帳の整備の方向性を打ち出している。

そこで、固定資産台帳の整備に加えて、それが組織行動へ適切に反映され、事務事業の優先順位を決め、事務事業を廃止・削減の判断を行なえるよう、将来的に、行政成果・行政コストを適切に計算・評価するアセットマネジメントセンターを設置すべきと考える。

用語解説　：　管理会計のミソ

管理会計は、様々な方法があり、各企業がそれぞれの事情や判断で採用をしている。
管理会計では、経営者が、経営判断を適切に行うために、または、会計によって、現場の行動をコントロールするために、多角的かつ恣意的な評価方法を設定するものであり、財務会計と異なって、相矛盾するような考えでも、同時併存的にあって支障がない。
すなわち、管理会計とは、経営者が、何を評価するか、を決めることで、経営者の意思そのものである。
だから、客観性とか合理性とかは、二の次になる場合もある。
例えば、経費の配賦基準について、売上高を基準とすれば、各事業部は売上高増大を好まなくなる一方、従業員数基準とすれば、各事業部は人員削減努力を行うはずである。単純に、売り上げを計算上、２倍にして、部門収益を計算すれば、売り上げ至上主義にもなる。
県との対話から、県職員には、会計は計測的なもの・客観的であるべきもの先入観があるようだ。
公会計改革も重要であるが、結果を得るために、組織の行動規範を、ダイナミックに設定しようとする民間の手法を、公共部門でも、参考にして欲しいと思う。

②　公共部門での管理会計の導入　【５８】

アセットマネジメントセンターでは、単なる施設の維持管理だけではなく、管理会計の手法を取り入れて、施策毎の管理、部門別の管理を行う。

【考えうるアセットマネジメントセンターの具体的活動】

ⅰ　行政コスト単位の設定

現在、施策毎に行政評価がなされていることから、それを最小単位とすべきである。

ⅱ　行政成果の把握　－　財務情報化

地方自治体の提供するサービスはその性質上、成果を財務数値で測定するできない場合が多い。
そのため、インフラ分野共通の横断的指標が存在せず、道路や港湾、空港、上下水道といった分野が違えば、比較が困難となる。

そのため、環境会計と同様、計測可能な行政成果を指標化し、統一的な比較可能性を与える必要がある。

用語解説　：　アセット・マネジメントとは

【昨年度も載せました。】

「アセット（ストック）・マネジメント」もまだ確定された概念ではありません。
基礎となる考え方は、「県の固定資産の情報」について、客観的な財務データや指標を集積し一元管理し、明確に評価を行うことです。
どこの県でも同じ状況だと思いますが、県では、公共事業費の削減が続く一方で、高度成長期以降に整備されてきた公共インフラの大量更新時期を迎えています。
ですから、県にとっては、公共施設の更新・維持管理、需給とのマッチィングを効率的に行うことが喫緊の課題になっています。
しかし、県の所有不動産の基本情報は、公有財産台帳で管理するにとどまり、購入金額等の入った「固定資産台帳」は作成されていませんし、ましてや、統括的な施設情報は作成されていないとのこと。
そこで必要になるのが、アセット・マネジメントを基礎とした考え方。即ち、公共財産のデータ、アセットのデータを、投資金額も含めて総合的に集積・一元化し、評価していこうという考え方です。

すなわち、地域内総生産額・税収額の増減、施設の利用人数・利用範囲の拡大等を、行政成果指標として、比較可能な指標化（金額換算）を行い、それと行政コスト（インフラ資産の保有・維持管理コスト）を比較すれば、県民に理解し易い形で、どの施策が有効であったかが評価できるということである。

アセットマネジメントセンターは、所管部と協議の上、非財政情報を、財務情報として評価する基準を作成する。

iii　行政コストの把握　－　コストの網羅・賦課

行政成果の指標化と同時に、行政コストの正確な把握は必須である。

まず、個別のインフラ資産に対応した減価償却費を計上するのは当然であろう。これは、財務会計・管理会計共通の費用であり、分かりやすく、また、総務省が推奨する固定資産台帳の整備により、必然的に計算ができよう。

それに加えて、巨大インフラの中には、減価償却費を通じて費用化されない土地等の資産がたくさんある。それらについては、今回の監査の手法（しかし、より正確な計算によるべき）と同様、資金コスト調達コストを基礎に、資産保有コストを計算すべきと考える。

更に、内部事務処理にかかる経費等の共通経費についても、コスト削減のインセンティブを持たせると同時に、巨大インフラ維持管理に必要な費用として、それを利用する部門、部署、施設に適切には配分する必要がある。

iv　情報の集中と評価

行政成果と行政コスト情報をセンターに集中することで、財務情報とインフラ資産情報を共有し、公共団体のインフラ経営の意思決定・組織行動の支援を行う。
財務部門が把握する直接経費の加えて、資産保有コストや共通経費を計算して所管部に賦課することで、所管部に、行政コストを正確に計算させる。

センターは、行政成果をその枠組みにしたがって指標化し、財務情報として計算する。

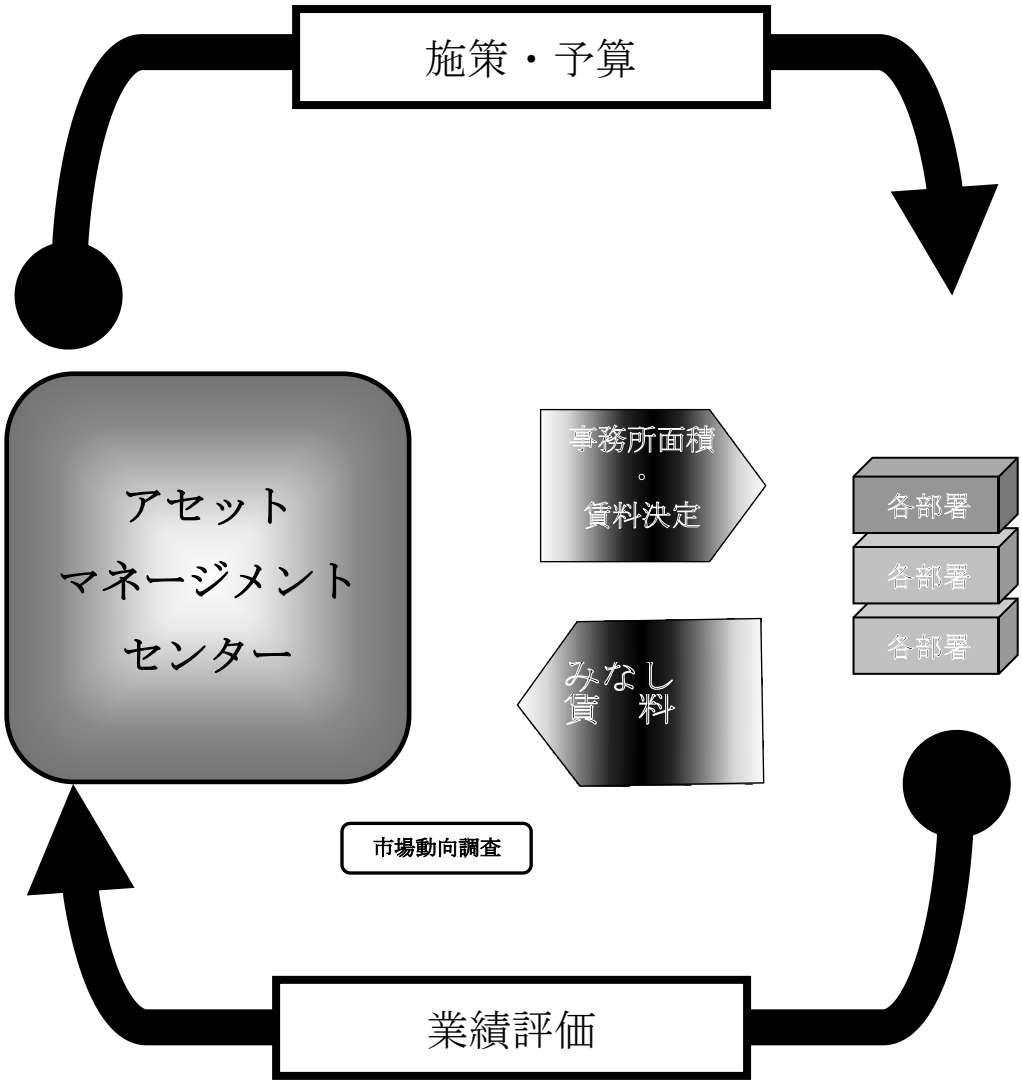
施策・予算
アセット
マネージメント
センター
事務所面積
。
賃料決定
みなし
賃　料
各部署
各部署
各部署
市場動向調査
業績評価

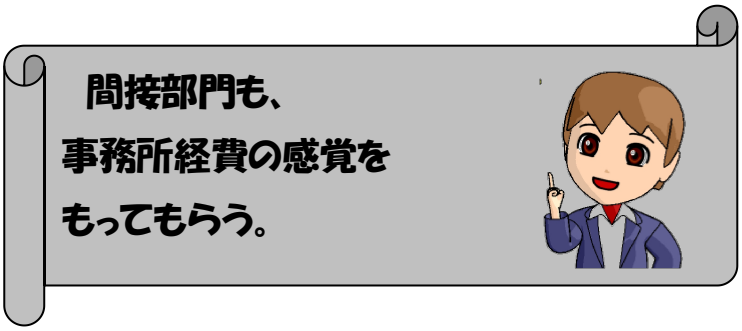
間接部門も、
事務所経費の感覚を
もってもらう。

第 10　県の資産概要

1　県のＢＳ上の数字

		普通会計	⑨公企業会計	⑩広域連合・事務組合	⑪地方独立行政法人	⑫地方三公社	⑬第三セクター	相殺等	総計
有形固定資産	①生活インフラ・国土保全	2,120,538,306	79,901,742	6,642,692	0	10,010,005	129,531	0	2,217,222,276
	②教育	214,470,556	0	0	15,262,553	0	597	0	229,733,706
	③福祉	14,708,334	0	0	0	0	689	0	14,709,023
	④環境衛生	7,953,415	80,652,783	887,328	0	0	3,558,999	0	93,052,525
	⑤産業振興	576,571,957	5,913,890	0	0	0	81,682,648	△32,403,664	631,764,831
	⑥警察	43,181,223	0	0	0	0	431	0	43,181,654
	⑦総務	66,253,369	0	0	0	0	44,918	0	66,298,287
	⑧収益事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑨その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	3,043,677,160	166,468,415	7,530,020	15,262,553	10,010,005	85,417,813	△32,403,664	3,295,962,302
無形固定資産		0	1,106,770	167	20,174	1855	8,701	0	1,137,667
⑧売却可能資産		762,274	864,721	0	0	0	0	0	1,626,995
公共資産合計		3,044,439,434	168,439,906	7,530,187	15,282,727	10,011,860	85,426,514	△32,403,664	3,298,726,964
投資等		182,250,468	756,412	14,665	121,113	2,838,354	16,929,558	△53,460,620	10,722,325
流動資産		69,237,193	22,334,196	226,413	1,312,927	13,067,989	8,082,070	△4,101,534	107,835,323
繰延勘定		0	881,605	3,359	0	0	0	0	884,964
資産合計		3,295,927,095	192,412,119	7,774,624	16,716,767	25,918,203	110,438,142	△89,965,818	3,514,670,876

単位　千円

①　　生活インフラ・国土保全　…　2兆1205億円

	土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
		取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
ア　道路	**191,325,942**	**1,187,970,895**	**381,863,800**	**24,226,562**	**806,107,095**	**997,433,037**
イ　橋りよう	17,978,966	114,872,471	28,011,947	1,836,337	86,860,524	104,839,490
ウ　河川	115,133,107	501,738,031	194,632,160	10,109,011	307,105,871	422,238,978
エ　砂防	**17,714,852**	**336,694,675**	**124,550,091**	**6,604,003**	**212,144,584**	**229,859,436**
オ　海岸保全	**1,368,164**	**15,821,438**	**9,968,058**	**410,107**	**5,853,380**	**7,221,544**
カ　港湾	**5,351,082**	**161,136,293**	**65,732,398**	**3,247,658**	**95,403,895**	**100,754,977**
都市計画	80,967,090	127,957,299	51,610,309	2,765,148	76,346,990	157,314,080
キ　街路	75,513,351	90,049,029	34,373,294	1,860,560	55,675,735	131,189,086
ク　都市下水路	0	55,046	18,073	4,822	36,973	36,973
ケ　区画整理	201,966	2,008,994	1,403,281	50,224	605,713	807,679
コ　公園	5,170,578	34,426,683	14,398,113	849,542	20028570	25,199,148
その他	81,195	1,417,548	1,417,548	0	0	81,195
サ　住宅	11,325,187	75,175,078	36,367,591	1,827,895	38,807,487	50,132,674
シ　空港	**22,928,304**	**79,506,449**	**53,482,291**	**2,817,447**	**26,024,158**	**48,952,462**
その他	530,595	5,794,584	4,533,551	132,267	1,261,033	1,791,628
合計	464,623,289	2,606,667,213	950,752,196	53,976,435	1,655,915,017	2,120,538,306

単位　千円

－　図　　生活インフラ・国土保全の内訳　－

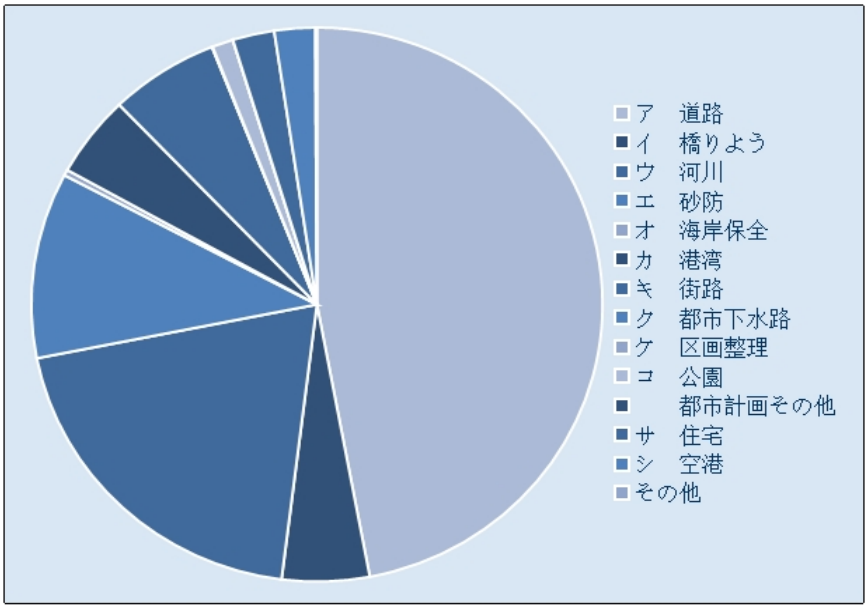

ア　道路　・・・　９９７４億円

千円

土 地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合 計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
191,325,942	1,187,970,895	381,863,800	24,226,562	806,107,095	997,433,037

Ⅰ　県内整備状況（平成24年4月1日現在。 県内改良率～全国改良率は平成23年4月1日現在）

	路線数	実延長 (km)	改良率 (%)	舗装率 (%)	県内 改良率(%)	中国5県 改良率(%)	全国 改良率(%)
高速自動車国道	4	116．3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
国・県道計	248	3,461.8	65.6	67.6	64.7	69.3	75.6
一般国道	13	943.3	91.1	92.3	90.7	93.7	91.9
指定区間	3	376.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
指定区間外	**11**	**566.8**	**85.3**	**87.1**	**84.5**	**90.2**	**86.1**
県　道	**235**	**2,518.5**	**56.0**	**58.3**	**55.0**	**60.5**	**68.7**
主要地方道	**51**	**1,135.1**	**70.7**	**70.9**	**69.8**	**74.7**	**77.7**
一般県道	**184**	**1,383.4**	**43.9**	**48.0**	**42.8**	**49.5**	**61.4**
市町村道	34,245	14,633.1	53.1	8.4	52.9	52.1	57.1
総 合 計	34,497	18,211.2	55.8	20.2	55.4	55.7	60.2
県管理合計	**246**	**3,085.3**	**61.4**	**63.6**	**60.4**	**66.1**	**72.1**

Ⅱ　ヒアリング（道路建設課・道路維持課）

（ｉ）　道路建設・維持管理の考え方

道路建設に対する支出とすると、H25年度当初予算のうち、土木費は全予算の14%であり、そのうち、道路橋梁費が374億円（内、道路建設関係費が250億円、道路維持関係費が124億円）である。

この374億円というのは、一般会計の1割弱であり、義務的経費を除いたら2割くらいに相当し、教育分野に次いで2番目に大きい業務である。

しかし、374億円という数字は、国からの補助金を含めた額であり、それを除いた道路の実質的な県負担は、建設関係費が150億円弱、道路の維持関係費が100億円弱である。

従来より、国からの補助を最大限確保しながら道路整備を進めていく方針である。

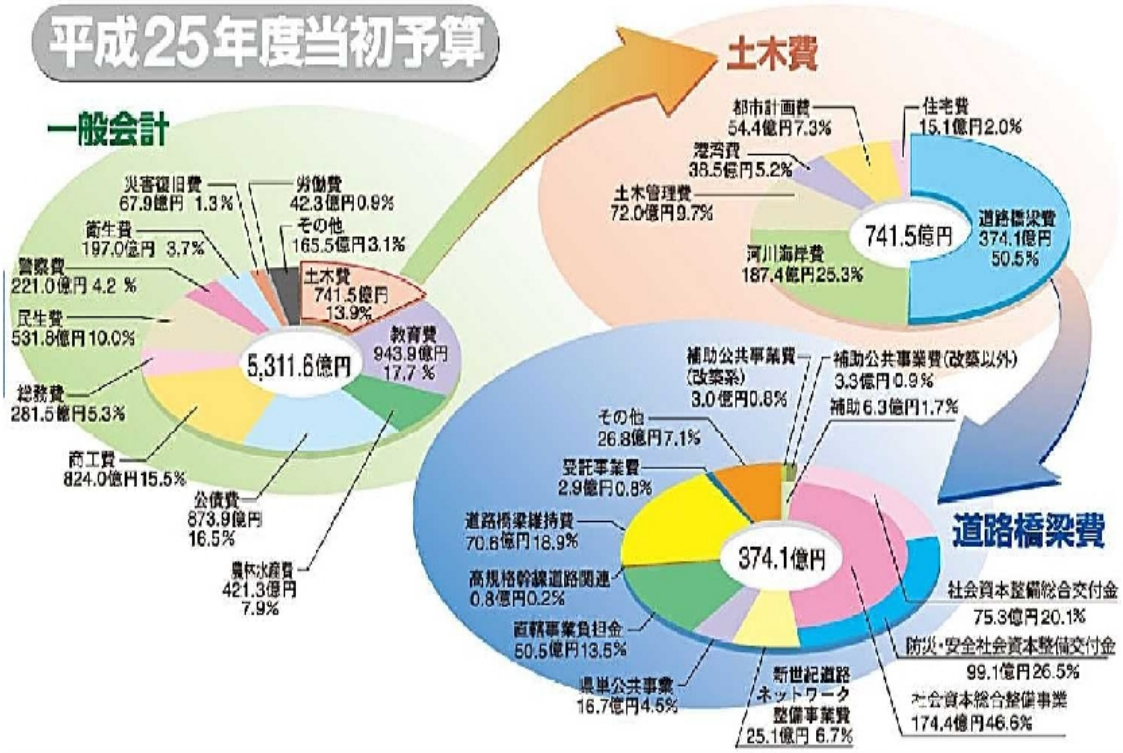

（ⅱ）　資源配分の考え方

道路整備は、各年度毎に、方針、要望、各事務所に配分する予算ボリュームを検討して整備個所を決めている。特に、県は、道路整備が遅れているのでローカルルールを作って対応している。

まず、高速道路を重点的に整備し、次に県内外の都市間を連結したり、生活圏の中心地へのアクセス道路などを幹線道路と位置付け、整備している。一方、生活関連道路については総延長1700kmのうち、集落と一定規模の集落から市町の中心部を結ぶ道路など900km を優先的に整備する方針である。具体的には、まず、高速道路、国道の改良（幅員5.5m以上のセンターラインのある道路）率を100%にしたい考えである。実際には、年間25kmくらいの整備完了で、年間改良率は1%程度の上昇となっている。

（ⅲ）　建設費用

県道は、総延長2500㎞であるが、県は、指定区間外の国道（3ケタ国道）も管理しているので、総延長3000㎞の道路を管理している。
そうすると、総延長3000㎞の道路資産に対して、バランスシート上は9千億円の価値があることになる。

この点、平均すると、道路資産1m について、30万円の価値となる。

現在、整備している道路については、家屋移転などの用地取得費も含めて、年間で概ね総延長25㎞の整備に対する投資金額が250億円である。

そうすると、道路建設1m に100万円かかっている計算になる。

（ⅳ）　維持費用

現在、道路の舗装状況の調査は、レーザー及び画像で機械的に路面の状態を測る方法を採用している。特殊な機械を積んだ自動車が道路を走行すると、データが収集される仕組みであり、非常に効率的である。この計測により、道路の状態が、維持管理指数（MCI MCI4が「普通に走れる状態」、3以下が「早急に修繕が必要」である状態）として数値化されるが、県では、予算の関係上、MCI が3.5以下にならないように補修を進めている。

また、県は、全体が特殊土壌地域の急峻地域であり、地滑り防止等の災害防除のため、法面工事が必要である。現在、全県で1442か所の要改善個所がある。

この法面工事は、積算基準にのっとってすることが非常に難しく、予算の見積もりにも時間がかかってマンパワーも足りず、点検も、直営ではとてもできずに外部委託に出している。なお、落石などの賠償件数は年間20件、300～400万円の賠償金を払っている。舗装予算は20億円程度しかないため、もっと予算が欲しいというのが現実である。

イ 橋りょう …　1048億円

千円

土 地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合 計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
17,978,966	114,872,471	28,011,947	1,836,337	86,860,524	104,839,490

（Ⅰ）　橋梁

県が管理する道路橋は、現在2､654橋ある。このうち建設後、50年を経過する高齢化橋梁は、536橋で20.2％を占め，2033年には、1540橋と58.0％を占める。

県の試算によると、橋梁が悪くなってから修繕した場合、今後60年間で4200億円かかるが、予防的に補修していくと1500億円で済む。

そのため、県は、橋梁は「壊れたら直す」の方針であったが、平成19年から「予防保全、長寿命化」として、いたんだところから早めの補修、長持ちさせる方針に変更した。修繕・架替えに係る事業費の高コスト化及び大規模化を回避するため、橋梁の架設年度や立地条件等を十分考慮して将来健全度を予測し、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、コストの縮減を図るというものである。

現在、定期的に職員又はコンサルタントによる点検を実施し，橋梁の損傷を早期に把握するとともに，点検結果による健全度評価を実施している。県によると、県管理2654橋のうち、全部の橋梁の1巡目点検が平成23年に終了し、現在、2巡目に入っているところである。

修繕については、H23、24年度で、15億円ずつ使って、60～70橋を直している。

この点、道路の舗装状況は、レーザー及び画像により計測できるが、橋梁の評価は人海戦術が必要である。そして、橋梁の総資産額は1000億円強であるが、維持費としては、年間15億円しか予算がない。

（Ⅱ）　トンネル（隧道）

県が管理するトンネルは、現在186本ある。20年後には50年経過トンネルが27％になる。

維持については、中央道の崩落事故を受けて、県も、電光情報板、照明、標識など附属施設について緊急点検を行い、平成24年度末まですべて点検と応急措置を終了した。

ウ 河川 … 4222億円

千円

土 地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合 計
	取得価額	減価償却累計額		帳簿価格	
			うち当年度償却額		
115,133,107	501,738,031	194,632,160	10,109,011	307105 871	422,238,978

Ⅰ　概要

県の河川は、一級河川３水系（４５５河川）、二級河川７１水系（１４５河川）の合計74水系（６００河川）あり、総延長は２，９５９㎞になる。
ほとんどの河川が短くて流域面積の小さい急流であり、風化侵食を受けやすい地質もあり、災害が発生しやすい特性にある。

そのため、県は、(1)「安全で安心して暮らせる県土」を創る川づくり、(2)「健やかな地域」を育てる川づくり、(3)「豊かな自然」を守る川づくりを標榜して、河川改修につとめている。

なお、河川は、一級河川（国民経済上特に重要な水系である河川）は、国土交通大臣が管理する「直轄管理区間」と、県が管理する「指定区間」がある。二級河川（一級河川以外の公共の利害に重要な水系である河川）は、県が管理している。そして、それ以外の小規模な河川は、市町村長が管理している。

Ⅱ　県の行う事業

（ⅰ）　広域河川改修事業（都市河川）（交付金事業、県管理河川において、一定計画に基づき施行する改良工事で、その総事業費が概ね２４億円以上のもの）　・・・　中川、新内藤川等

（ⅱ）　広域河川改修事業（その他河川）（交付金事業、県管理河川において一定計画に基づき施行する改良工事で、その総事業費が概ね１２億円以上のもの）　・・・斐伊川（横田）等

（ⅲ）　総合流域防災事業（交付金事業、水害対策と土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、地方の自主性・裁量性をより高めつつ、流域一体となった総合的

な防災対策を推進することを目的とする事業）　・・・　出羽川、吉田川等

（ⅳ）　安全な暮らしを守る県単独河川緊急整備事業（県単独事業、水防計画に位置づけられた危険な箇所や慢性的な浸水被害の発生している箇所の解消を目的とした、交付金事業に採択されない規模の河川の改良事業）　・・・　本町川、代川等

（ｖ）　県単河川維持修繕事業（県単独事業、国庫補助事業に採択されない規模の河川の維持修繕事業で掘削、浄化、河川管理施設の修繕を行う事業）

（ⅵ）　県単独河川リフレッシュ事業（県単独事業、災害採択されない河道断面３割以上の埋塞土砂の掘削及び河道内の草丈が護岸高の４割以上の箇所の抜根、除草を行う事業）

	■八尾川総合流域防災事業（Ｈ２３完成） 既設護岸には寄石、新設護岸には階段を設けるなど河川環境に配慮した整備を行い、平成２３年度に完成 工事延長　Ｌ＝３１５ｍ 護岸工　７８３㎡ 落差工　　1基
	■久佐川総合流域防災事業（Ｈ２４完成） 人家連担地の浸水被害を解消するため、治水上ネックとなる堰等の狭窄部等を改修し、平成 24 年度に完成 工事延長　Ｌ＝９６０ｍ 護岸工　３，４００㎡

エ　　砂防 …　2299億円

千円

土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
17,714,852	336,694,675	124,550,091	6,604,003	212,144,584	229,859,436

Ⅰ　　砂防

（ⅰ）　概要

県は，中国山地とそれから北に延びる支脈，侵食谷・断層谷、三瓶山等の円頂火山が多く錯綜し，また，出雲地方の北方では丘陵が隆起し、中国山地との間に陥没地帯が形成されている。県の山地丘陵面積は８割を超え，河川は、急流が多い。また、海岸線は，1,027キロメートルに及ぶ。

県は、古い岩石の削磨された一大侵食高原のなかあり，侵食を受けやすい性状の土壌であるため，有数の災害発生県となっている。

県の土砂災害危険渓流は，全体で3,041箇所である。

（ⅱ）　対策方法

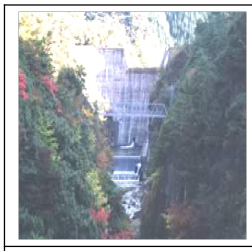	**■福川川砂防えん堤**（椛谷えん堤） 昭和30年度完成した本県初のアーチ型砂防えん堤であり、高さ・貯砂量では全国有数（補助砂防）の砂防えん堤です。 高さ=36.5m 長さ=95.5m 貯砂量=1,655,000m3
	■素鷲川護岸工 素鷲川は壮大なスケールの出雲神話における大国主命が祭られている出雲大社の社域を流下し、出雲神話のロマンを秘めた神秘的な渓流 えん堤工　２基 護岸工　1,120m
	■千酌馬見谷川砂防えん堤 平成１０年度完成した砂防堰堤 高さ＝16.0m 長さ＝71.0m 貯砂量＝41,500 ㎥

（ⅲ）資産明細

渓流名	所在地	高さ（m）	備考
漆谷川	浜田市金城町波佐	19.50	指定地台帳○　設備台帳○
石井川	松江市鹿島町上講武	18.50	指定地台帳×　設備台帳○
大石谷川	浜田市旭町来尾	18.50	指定地台帳×　設備台帳○
坂根谷川	邑智郡川本町川本	18.10	指定地台帳○　設備台帳○
五の畑川	仁多郡奥出雲町大馬木	18.00	指定地台帳×　設備台帳○
高尻川	鹿足郡吉賀町七日市	18.00	指定地台帳○　設備台帳○
大橋川	隠岐郡西ノ島町美田	17.50	指定地台帳○　設備台帳○
背池谷川	安来市広瀬町下山佐	17.30	指定地台帳×　設備台帳○
持の奥川	松江市島根町野波	17.00	指定地台帳○　設備台帳○
立岩川	邑智郡邑南町上田所	17.00	指定地台帳○　設備台帳○
天ヶ谷川	隠岐郡海士町海士	17.00	指定地台帳○　設備台帳○
澄川谷川	浜田市金城町波佐	16.95	指定地台帳○　設備台帳○
里路川	松江市島根町野波	16.00	指定地台帳○　設備台帳○
千酌馬見谷川	松江市美保関町千酌	16.00	指定地台帳○　設備台帳○

Ⅱ　地すべり

（ⅰ）　概要

地すべりは､山地や丘陵地の斜面などの一部が地下水等に起因して徐々に下方へ移動していく現象で、緩傾斜地でも発生する。島根県は、主に新第三紀層地すべりに属し、地すべり箇所の分布は出雲地方の中新世（石見層群）に集中する。

そのため、県では、地すべり対策事業の促進を図っている。

地すべり防止工事は、地表排水工（水路工)、地下排水工（集水井工・集排水ボーリング工・横ボーリング工)、排水工、押さえ盛土工などの抑制工や杭工、アンカー工などの抑止工を組み合せて行っている。

（ⅱ）　対策方法

■伊野浦地区（昭和 45 年度～平成 17 年度）本県初の排水トンネル工法を採用した地すべり対策事業出雲市地合町西地合排水トンネル
L=228.7m
集水井 2 基
杭工 150 本・ 1,183m

■六坊地区の地すべり対策

（ⅲ）　資産明細

地区名	所在地	面積（ｈａ）	備考
上那久地区	隠岐郡隠岐の島町那久	102.12	事業完了　台帳作成中
金谷地区	益田市美都町山本	101.96	
庄部地区	出雲市平田町坂浦町	95.84	
三谷地区	松江市秋鹿町	70.20	指定区域の追加　追加区域の台帳未更新
土居地区	松江市大野町	63.40	
観月地区	益田市美都町小原	60.50	事業中　台帳なし
室谷地区	浜田市三隅町室谷	56.00	
草木谷地区	出雲市佐田町東村	50.30	
仁夫里地区	隠岐郡知夫村	49.60	
唐川地区	出雲市唐川町	49.00	
下遥堪地区	出雲市大社町遥堪	48.30	
崎地区	隠岐郡海士町崎	42.00	
久村地区	出雲市多伎町久村	38.90	

Ⅲ　急傾斜地

（ｉ）　概要

県内の急傾斜地崩壊危険箇所は、2,874箇所ある。

県では、急傾斜地法に基づく崩壊危険区域の指定の促進、災害防止体制の強化等の諸対策を促進する一方、土砂崩壊に対する防止工事の整備を促進している。

（ⅱ）　対策方法

■**戸地谷地区**（浜田市旭町）

■**美保下浦地区**（出雲市美保町）

■**塩津地区**（出雲市塩津町）

（iii）　資産明細

地区名	所在地	指定面積（ｈａ）
多田地区	益田市多田町	720.00
塩津地区	出雲市塩津町塩津	666.00
十六島・多井地区	出雲市十六島町	620.00
住吉地区	益田市益田町	612.00
岡崎地区	浜田市三隅町三隅	600.00
津田平地区	安来市田頼町	522.80
西町１地区	大田市温泉津町小浜	446.20
野口下地区	鹿足郡津和野町河村	442.90
森坂地区	出雲市上島町	431.40
別所４地区	松江市島根町加賀	422.30

Ⅳ　防災対策工事の受益者負担について

（ｉ）　島根県のＨＰによると、2007年5月18日受付で、下記の提案がなされている。

「島根県では急傾斜地崩壊対策事業を実施される際、必要な土地を買収されていると聞きます。他方、全国の多くの都道府県では、受益者から無償で土地の提供を受け工事をされているとも聞きます。
そこでお尋ねです。島根県でも他県と同様、土地の提供を受けなければ工事をしないようなシステムに改めるお考えはありませんか。受益者が限定されるいわゆる「裏山の崖崩れ防止のための工事」に、過大な税金の投入がなされているように思えてなりません。自分の財産は自分で守ることが原則ですが、場合によっては国・自治体の支援は必要です。財産・生命を守るためのこの事業を否定するものではありませんが、受益者もそれなりの負担が必要ではないでしょうか。」

（ii）　これに対して、県は、「対応：　参考とします」として、「急傾斜地崩壊対策事業では、土地については有償で提供してもらうこととしています。この事業の実施によって利益を受けるのは、急傾斜地に隣接する民家に住んでおられる方々などです。県は、事業実施にあたって地元市町村から負担金を徴収して事業を実施しています。なお、ほとんどの市町村では、徴収条例を定めていて、市町村が県に支払った金額の一部を受益者から徴収しています。受益者から土地を無償で提供してもらうことを前提に事業を実施してはどうかとのご提案がありましたが、この場合、住民の方は負担金を払ったうえに、さらに土地を無償で提供することになります。そのため、県としては、土地については有償で提供してもらうこととしています。（土木部砂防課）」と回答している。

（iii）　今般、県によると、負担金は地すべりであれば全額無償、急傾斜地であれば事業メニューによってことなるが、概ね５％～1/3の負担としているとのことである。

オ　海岸保全 … 72億円

千円

土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
1,368,164	15,821,438	9,968,058	410,107	5,853,380	7,221,544

Ⅰ　概要

島根沿岸は、鳥取県境から山口県境まで、海岸線延長約562ｋｍに上る。このうち、島根半島の海岸線は、一部砂浜海岸はあるものの、大半は海岸背後まで山が迫る屈曲に富んだリアス式海岸である。一方、出雲市大社町稲佐浜以西の海岸線は、なだらかな曲線を有する砂浜海岸やリアス式海岸で形成されており、出雲市西部、江津市から浜田市及び益田市に大規模な砂浜海岸が存在する。

県は、侵食対策事業について、砂浜海岸の侵食が進む中央部から西部にかけての海岸を中心に実施している。

Ⅱ　対策方法

■侵食対策事業

和木波子海岸（江津市）侵食状況

堤防工 （ていぼうこう）	陸地より高く築いた構造物。海水の侵入を防止するとともに、陸地が侵食されるのを防止する施設。　直立堤防、緩傾斜堤防など
護岸工 （ごがんこう）	陸地より低く築いた構造物。陸地が侵食されるのを直接防止する施設。直立護岸、緩傾斜護岸など
突堤工（とっていこう）	海岸から海に突き出た形に築いた構造物。海岸に平行した流れによる砂の移動を止める施設。突堤、Ｔ型突堤
離岸堤（りがんてい）	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた構造物。波を直接ぶつけて弱めるもので、上部が海面上に現れている施設。
人工リーフ（じんこうりーふ）	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた人工的な暗礁。上部の幅をかなり広くとることで離岸堤と同じ効果がある施設。
消波堤（しょうはてい）	汀線（ていせん・波打ちぎわ）に沿って連続または不連続に築いた構造物。
養浜（ようひん）	海岸に人工的に砂などを入れること。

カ 港湾 … 1008億円

土 地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合 計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
5,351,082	161,136,293	65,732,398	3,247,658	95,403,895	100,754,977

キ 街路 ・・・ １３１２億円

土 地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合 計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
75,513,351	90,049,029	34,373,294	1,860,560	55,675,735	131,189,086

ク 都市下水路 ・・・ ３７００万円

土 地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合 計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
0	55,046	18,073	4,822	36,973	36,973

ケ 区画整理 … 8億円

土 地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合 計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
201,966	2,008,994	1,403,281	50,224	605,713	807,679

コ 公園 … 252億円

土 地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合 計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
5,170,578	34,426,683	14,398,113	849,542	20,028,570	25,199,148

サ 住宅 … 501億円

土 地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合 計
	取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
11,325,187	75,175,078	36,367,591	1,827,895	38,807,487	50,132,674

単位　千円

シ　空港　…　490億円

単位　千円

土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
	取得価額	減価償却累計額		帳簿価格	
			うち当年度償却額		
22,928,304	79,506,449	53,482,291	2,817,447	26,024,158	48,952,462

1　　概要

島根県は，出雲空港，隠岐空港，石見空港の３空港を管理・運営している。

（1）　歴史

出雲空港	出雲空港は，昭和 41 年６月 30 日、第３種空港Ｆ級として供用開始された。 平成３年３月７日，滑走路が 2,000ｍに拡張されたことに伴い，第３種空港Ｃ級として供用開始されるに至った。 現在は，東京線，大阪線，福岡線，隠岐線の４路線が定期便として就航している。平成 24 年５月 24 日，出雲空港乗降客 2,000 万人を達成している。
隠岐空港	隠岐空港は，公共用飛行場として昭和 40 年３月に完成し，同年８月に，東亜航空株式会社のデ・ハビランド・ヘロン機が米子線を就航させた後，昭和 41 年６月に出雲空港が供用開始されたことに伴い，出雲線を就航させた。したがって，隠岐空港は出雲空港より歴史が古い空港である。 昭和 43 年７月 25 日には，第３種空港Ｆ級として供用開始された後，滑走路の拡張等を経て，平成 18 年７月６日には，旧空港の南側に新隠岐空港が第３種空港Ｃ級として供用開始した。現在は，出雲線，大阪線（夏季のみ）の２路線が定期便として就航している。 なお，旧空港は，現在，隠岐の島町に無償貸与され，隠岐の島町が牛の放牧地として利用している。
石見空港	石見空港は，益田・浜田両市を中心とする県西部の高速交通インフラの整備等を主目的として，平成５年７月２日，県下３番目の第３種空港Ｃ級として供用開始した。 現在は，東京線，大阪線（季節運航）が定期便として就航している。また，平成 20 年 10 月から，毎年，滑走路を解放して「石見空港マラソン全国大会」を開催するなど，空港の利用促進等を目的とした特色ある催しを実施している。

（2）　物件概要　（平成２４年度及び平成２４年度末時点）

	出雲空港	隠岐空港	石見空港
所在地	出雲市斐川町	隠岐郡隠岐の島町	益田市内田町ほか
土地①	空港敷地	空港敷地	空港敷地
（金額　千円）	13,468,968	2,481,439	22,799,074
（面積　㎡）	462851.16	160093.01	887123.52
（単価　円/㎡）	29,100	15,500	25,700
土地②			石見空港公園
（金額　千円）			63,070
（面積　㎡）			941347.40
（単価　円/㎡）			67
取得			
建物①	空港ターミナルビル，事務所，消防車庫，油脂庫，各種機材車庫，倉庫，電源局舎等		
（金額　千円）	436,483	648,308	81,713
（面積　㎡）	5662.48	1998.66	1358.7
（単価　円/㎡）	77,083	324,371	60,140
建物②			空港公園内公衆トイレ等
（金額　千円）			19,661
（面積　㎡）			104.7
（単価　円/㎡）			187,784

②教育 … 2145億円

	土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
		取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
小学校	0	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0	0
高等学校	7,535,636	128,245,394	42,133,695	2,483,733	86111699	93647335
幼稚園	0	0	0	0	0	0
特殊学校	1,195,620	16,560,128	6,577,854	318,989	9982274	11177894
大学	5,856,555	34,598,114	11,616,990	691,960	22,981,124	28,837,679
各種学校	0	0	0	0	0	0
社会教育	4,335,451	78,883,656	18,661,329	1,587,850	60,222,327	64,557,778
その他	2,180,393	20,511,931	6,442,454	405,329	14,069,477	16,249,870
	21,103,655	278,799,223	85,432,322	5,487,861	193,366,901	214,470,556

③福祉 … 147億円

	土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
		取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
保育所	29,399	88,469	63,451	2,949	25 018	54417
その他	2,881,796	33,741,857	21,969,736	1,070,693	11 ,772,121	14,653,917
合計	2,911,195	33,830,326	22,033,187	1,073,642	11 ,797,139	14,708,334

④環境衛生 … 80億円

	土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
		取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
清掃費合計	1,988	197,336	120,867	6,054	76,469	78,457
ごみ処理	1,726	127,388	66,036	3,961	61,352	63,078
し尿処理	262	45,904	30,995	1,707	14,909	15,171
その他	0	24,044	23,836	386	208	208
環境衛生費	510,937	9,429,349	6,522,614	206,315	2,906,735	3,417,672
その他	1,006,303	12,284,892	8,833,909	308,291	3,450,983	4,457,286
合計	1,519,228	21,911,577	15,477,390	520,660	6,434,187	7,953,415

単位　千円

⑤　　産業振興 … 5766億円

千円

	土 地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合 計
		取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
労働	894,995	9,851,523	6,556,969	293,233	3,294,554	4,189,549
農林水産業	49,484,920	1,327,256,507	828,678,659	37,109,343	498,577,848	548,062,768
造林	364,620	7,859,868	7,216,589	193,202	643,279	1,007,899
林道	**3,151,477**	**84,090,069**	**29,354,813**	**1,698,672**	**54,735,256**	**57,886,733**
治山	7,984,007	202,910,769	120,614,232	5,912,899	82,296,537	90,280,544
砂防	0	0	0	0	0	0
漁港	**6,343,283**	**224,657,475**	**86,118,971**	**4,445,073**	**138,538,504**	**144,881,787**
農業農村整備	25,245,784	650,148,378	478,953,752	20,278,375	171,194,626	196,440,410
海岸保全	759,793	18,853,032	12,078,061	528,044	6,774,971	7,534,764
その他	5,635,956	138,736,916	94,342,241	4,053,078	44,394,675	50,030,631
商工	6,299,936	45,305,707	27,286,003	1,603,335	18,019,704	24,319,640
国立公園等	1,167,870	9,512,526	6,937,190	313,196	2,575,336	3,743,206
観光	388,594	3,135,727	2,610,508	66,843	525,219	913,813
その他	4,743,472	32,657,454	17,738,305	1,223,296	14,919,149	19,662,621
合 計	56,679,851	1,382,413,737	862,521,631	39,005,911	519,892,106	576,571,957

Ⅰ　林道

林道とは、森林法に基づいて設置された道路で、道路法およびその関連法規（道路構造令など）の枠外にある。所管は、道路が国土交通省だが、林業は、農林水産省（林野庁）である。

県管理の林道は、平成２４末現在、２３路線、３３８１３ｍである。

Ⅱ　漁港

（ｉ）　県の漁業施策

県では、農業・林業・水産業の各分野が連携し、総合的な施策を展開するため，平成２０年３月に策定された「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」（以下「活性化

計画」に続き，平成２４年３月に「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画　第２期戦略プラン」（以下「新戦略プラン」）を策定しているが，更に，国の長期計画を踏まえ、『島根県水産基盤整備指針』として策定している。

指針において，県は，漁業を沿海地域や離島の基幹産業と位置づけ，漁場・漁港・漁村を「水産基盤」として、一体的かつ計画的に整備する必要があるとしている。具体的には，近年の安全・安心な食品に対するニーズの高まり、施設の長寿命化や維持管理の低コスト化、更に今回の東日本大震災を踏まえた災害に強く安全な地域づくりなどの観点から、

Ⅰ　豊かな資源づくり～水産資源をささえる～

Ⅱ　水産業の拠点づくり～漁業と浜の営みをささえる～

Ⅲ　暮らしやすい地域づくり　～漁村の暮らしをささえる～

を目指している。

（ⅱ）　**漁港一覧表**

担当事務所	市町村	種別				漁港数
		第4種	第3種	第2種	第1種	
		（県管理）			（市町村管理）	
松江水産事務所	松江市			美保関、笠浦	雲津、片江、稲積	5
				瀬崎、加賀	野井、沖泊、多古、野波、大芦	7
			恵曇	御津		2
					馬渡　（※）	1
					本庄、魚瀬	2
	出雲市	十六島		小伊津	平田宍道湖、地合、唯浦、塩津、釜浦、猪目	8
			大社	宇龍	鵜峠、鷺浦	4
					湖陵	1
					小田	1
浜田水産事務所	大田市			和江	波根東、柳瀬、鳥井	4
				仁万	友	2
				温泉津	湯里、日祖、湯戸、今浦	5
	江津市			黒松	浅利、波子	3
	浜田市		浜田(特定)	唐鐘	津摩、折居	4
				須津	今浦、福浦、古湊	4
	益田市			大浜、飯浦	土田、木部、津田、小浜	6
隠岐支庁水産局	隠岐の島町				布施	1
		中村	西郷	今津、加茂	大久、犬来、箕浦	7
				津戸	蛸木、都万、那久、油井	5
					久見	1
	海士町			豊田、崎	菱浦、宇受賀、高石、多井	6
	西ノ島町	浦郷			珍崎、三度	3
	知夫村			知夫		1
漁港数計		3	4	21	55	83

（ⅲ）　漁港の整備施策

県内には、国から漁港として指定された港が８３あり，県が整備・管理（第２種、第３種、特定第３種、第４種）する２８漁港、市町村管理（第１種）５５漁港となっている。このうち、県は，以下の項目に重点をおいた整備を進めている。

（1）安全で安心な漁港基本施設の整備	●防波堤や護岸の整備 冬期風浪や台風の影響を軽減し、漁港内の安全性を高めるとともに、出漁・帰港時の出入港の安全を確保する。 ●岸壁や物揚場の整備 漁船を安全に係船し、乗り降りがしやすく、漁獲物や漁具の積み下ろしの効率性の向上を図る。 ●航路や泊地の水深を確保 砂浜海岸に隣接している漁港は、港内に流入する砂(漂砂)によって埋まりやすいことから、浚渫により水深を確保し、漁船の航行の安全化を図る。
（2）安全で安心な水産物を迅速に集出荷できる施設の整備	●衛生管理型荷捌き施設の整備 ●出荷流通の改善に必要な道路の整備
（3）漁港施設の長寿命化と機能保全(ストックマネジメント)	●老朽化した施設の劣化や機能低下の状況について、漁港ごとの実態調査をもとに、低コストで効果的な対策工法や施工時期の検討を行い、長寿命化を図るために必要な機能保全工事を計画的に実施する。
（4）漁港の耐震・耐津波対策の推進	●地域の防災拠点となるような漁港においては、緊急物資の海上輸送や避難、救援・復旧などの活動拠点として利用を可能とするため、耐震機能を強化した岸壁の整備を推進する。

⑥　　警察 … 432億円

千円

	土　地	償却資産（建物・構築物・工作物等）				合　計
		取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
警察	**12,404,591**	**84,659,824**	**53,883,192**	**2,477,019**	**30,776,632**	**43,181,223**
消防	0	0	0	0	0	0
合計	12,404,591	84,659,824	53,883,192	2,477,019	30,776,632	43,181,223

Ⅰ　　島根県の警察概要

（ⅰ）　　本部

資産名		金額（千円）	延面積（㎡）
運転免許センター	建物	720,176	7,880
	土地	10,222,161	97,261
	合計	10,942,337	105,141
警察本部	建物	698,002	10,301
	土地	332,482	3,163
	合計	664,964	6,326
警察本部 平成庁舎	建物	394,646	2,626
	土地	1,684,184	16,025
	合計	2,078,830	18,651
警察学校	建物	352,477	3,755
西部運転免許センター	建物	326,058	2,361
	土地	973,323	20,709
	合計	1,299,381	23,070
機動隊	建物	51,297	949

（ⅱ）　　警察署の配置

（iii）　各警察署の概要

資産名	警察署		金額（千円）	延面積（㎡）	
松江警察署	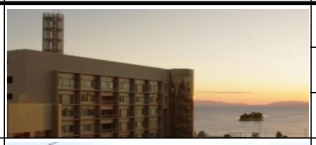	建物	1,575,194	7,119	築年度 平成１４年３月 庁舎内勤務者 ２１５名 （平成２４年度）
		土地	1,046,297	9,955	
		合計	2,621,491	17,074	
雲南警察署		建物	737,815	4,013	
		土地	356,003	8,259	
		合計	1,093,818	12,272	
大田警察署		建物	605,782	4,395	
		土地	285,006	6,278	
		合計	890,788	10,673	
益田警察署		建物	406,323	3,855	
		土地	318,660	7,319	
		合計	724,983	11,174	
出雲警察署		建物	353,975	4,579	
		土地	630,177	10,809	
		合計	984,152	15,388	
川本警察署	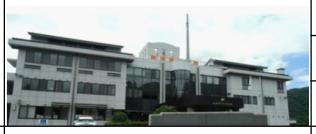	建物	340,301	2,192	
		土地	112,391	6,771	
		合計	452,692	8,963	
隠岐の島警察署		建物	275,232	1,597	
		土地	336,363	3,617	
		合計	611,595	5,214	
安来警察署		建物	264,640	2,406	
		土地	419,082	6,099	
		合計	683,722	8,505	
浜田警察署		建物	227,991	3,459	
		土地	325,181	6,919	
		合計	553,172	10,378	
津和野警察署		建物	133,676	1,646	
		土地	184,263	4,285	
		合計	317,939	5,931	
浦郷警察署		建物	71,734	941	
		土地	58,566	908	
		合計	130,300	1,849	
江津警察署		建物	34,986	1,234	
		土地	118,522	3,247	
		合計	153,508	4,481	

⑦　総務 … 663億円

	土 地	償却資産(建物・構築物・工作物等)				合 計
		取得価額	減価償却累計額	うち当年度償却額	帳簿価格	
庁舎等	4,379,764	37,176,243	14,336,456	738,274	22,839,787	27,219,551
その他	9,293,631	72,584,391	42,844,204	2,594,712	29,740,187	39,033,818
合計	13,673,395	109,760,634	57,180,660	3,332,986	52,579,974	66,253,369

⑧　売却可能資産 … 8億円

普通財産

	所在地市郡	所在地町村	地目	面積(㎡)	取得年度	取得価格(千円)	回収可能価額（千円)	差引評価差額(千円)
元松江警察署宍道駐在所	松江市	宍道町	宅地	472.77	S41	2,250	13,048	10,798
東光台県有地	松江市	東津田町	宅地	766.61	S40	0	19,192	19,192
元島根県警察本都城西職員宿舎	松江市	内中原町	宅地	557.49	S42	0	45,630	45,630
元春日倉庫	松江市	春日町	宅地	2748.62	S41,S62	0	249,692	249,692
南田町県職員宿舎3号	松江市	南田町	宅地	359.14	S40	2,431	21,754	19,323
元浜田ろう学校(校長住宅)	浜田市	国分町	宅地	276.95	S57	0	4,046	4,046
元浜田児童相談所	浜田市	長沢町	宅地	3736.89	S41.S63	57,003	88,511	31,508
元出雲警察署	出雲市	今市町	宅地	2124.56	S11	0	83,453	83,453
元家畜衛生部(出雲家畜保健衛生所)	出雲市	塩冶町	宅地	2095.02	S43～S46	4,981	86,832	81,851
元出雲警察署枝大津職員宿舎	出雲市	今市町北本町	宅地	297.82	S39	481	8,517	8,036
元出雲警察署新崎職員宿舎	出雲市	大津新崎町	宅地	276.61	S46	2,076	14,095	12,019
元益田警察署水分職員宿舎1号	益田市	水分町	宅地	788.95	H4	0	19,626	19,626
元沖田県職員宿舎	益田市	東町	宅地	769.33	S57	0	29,552	29,552
元大田高等学校(吉永住宅)	大田市	大田町	宅地	586.18	H7	888	11,121	10,233
元大田警察署柳ケ坪職員宿舎	大田市	大田町	宅地	613.17	H4	0	11,633	11,633
元能義保健所	安来市	広瀬町	宅地	1706.12	S33	1,064	42,694	41,630
元特別養護老人ホーム白寿園寮母宿舎	江津市	江津町	宅地	275.88	S46	0	6,621	6,621
元掛合県職員宿舎	雲南市	掛合町	宅地	483.02	S24	66	4,968	4,902
元西郷警察署甲ノ原職員宿舎	隠岐郡	隠岐の島町	宅地	191.95	S59	2,764	1,289	-1,475
合計	-	-	-	19,127.08	-	74,004	762,274	688,270

分譲団地

団地名	所在地	事業主体	総面積	販売対象面積	販売済み面積	売却率%	未売却	販売価格(円)		未売却事業費単価(円)	差額(百万円)	備考
							面積		うちリース面積			
江島工業団地	松江市	企業局	345,978	216,056	197,591	91.5%	18,465		14,300	13,008	24	
江津工業団地	江津市		738,571	485,271	135,304	27.9%	349,967	2,501	12,000	10,993	352	
河下港臨海工業団地	出雲市	土木部	155,900	111,097	27,956	25.2%	83,141		10,200	8,862	111	
江津港臨海工業団地	江津市		147,300	126,022	98,067	77.8%	27,955		13,000	3,485	266	
浜田港臨海工業団地	浜田市		162,900	132,568	66,839	50.4%	65,729	23,290	19,300	16,971	153	
西郷港臨海工業団地	隠岐の島町		72,851	68,591	40,791	59.5%	27,800		18,000	15,541	68	
三隅港臨海工業団地	浜田市		33,000	25,860	18,274	70.7%	7,586		8,400	7,747	5	
中海干拓地(揖屋地	松江市外	しまね農業振興公社	2,282,5	2,282,5	2,128,5	93.3%	154,063	48,850	1,812	1,812	0	
中海干拓地(安来地	安来市		1,383,9	1,383,9	1,058,7	76.5%	325,140	65,430	1,779	1,779	0	
金城牧場元谷団地	浜田市		755,518	755,518	0	0.0%	755,518	207,835	363	675	▲236	分譲価
出雲長浜団地	出雲市		299,085	299,085	298,638	99.9%	447	447	2,441	2,441	0	
石見臨空ファクトリ	益田市	島根県土地開発公社	667,376	427,840	124,855	29.2%	302,985	12,106	14,980	14,980	0	
ソフトビジネスパー	松江市		782,085	235,334	48,154	20.5%	187,180	42,157	30,980	26,458	846	
住宅団地(6団地)	松江市外	島根県住宅	410,355	204,882	171,314	83.6%	33,568		18,033	16,522	163	

単位　㎡　千円

⑨　公企業会計

電気　・・・　１１３億円

工業用水道　・・・　５９億円

水道　・・・　４７２億円

病院　・・・　３３４億円

Ⅰ　公企業会計の部門

（ⅰ）　主要部門

		電気	工業用水道	水道	宅地造成	病院	小計
有形固定資産	①生活インフラ・国土保全	11,302,755	0	0	0	0	11,302,755
	④環境衛生	0	0	47,240,812	0	33,411,971	80,652,783
	⑤産業振興	0	5,913,890	0	0	0	5,913,890
	有形固定資産計	11,302,755	5,913,890	47,240,812	0	33,411,971	97,869,428
無形固定資産		718 935	9,076	350,017	0	28,742	1,106,770
売却可能資産		0	0	0	864,721	0	864,721
公共資産合計		12,021,690	5,922,966	47,590,829	864,721	33,440,713	99,840,919
投資等合計		470,277	0	0	68,680	216,604	755,561
流動資産合計		885,689	1,735,509	853,668	11,11755	12,290,925	16,877,546
繰延勘定		0	0	0	0	881,605	881605
資産合計		13,377,656	7,658,475	48,444,497	2,045,156	46,829,847	118,355,631

（ⅱ）　その他の公企業会計部門

		臨港地域整備	中海水中貯木場	流域下水道	小計
有形固定資産	①生活インフラ・国土保全	8 071 681	307 347	60 219 959	68 598 987
	有形固定資産計	8 071 681	307 347	60 219 959	68 598 987
無形固定資産		0	0	0	0
売却可能資産		0	0	0	0
公共資産合計		8 071 681	307 347	60 219 959	68 598 987
	投資等合計	851	0	0	851
	流動資産合計	4 372 270	0	1 084 380	5 456 650
繰延勘定		0	0	0	0
資産合計		12 444 802	307 347	61 304 339	74 056 488

Ⅱ　電気事業

（ｉ）　概要

電気事業は，水力発電事業として、三成、八戸川第一、八戸川第二、三隅川､御部、浜田川、飯梨川第一、飯梨川第二、飯梨川第三、矢原川、八戸川第三、勝地、志津見発電所の１３発電所（最大出力 28､950kW）で営業運転している。

また風力発電事業として、隠岐大峯山風力発電所（最大出力 1､800kW)、江津高野山風力発電所（最大出力 20､700KW）を運転しており、ともに中国電力（株）に電力を供給している。

平成 24 年度の電力供給量は、水力発電は 1 億 1487 万 kWh，風力発電は 324 7 万 kWh である。

（ⅱ）　固定資産内訳（平成 25 年 3 月 31 日現在　貸借対照表）

科　　目	金額
電気事業	11, 438, 929
水力発電設備	5, 146, 177
風力発電設備	5, 770, 336
送電設備	270, 617
業務設備	251, 799
事業外固定資産	110, 000
建設仮勘定	8, 426
江津浄水場太陽光発電設備建設事業	8, 426

（ⅲ）　風力発電機概要

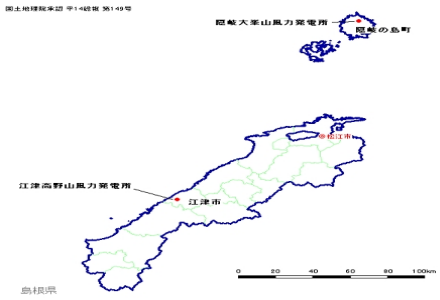

	■隠岐大峰山風力発電所 隠岐郡隠岐の島町西村大峯山山頂（牧野） 風車種別　：　３枚翼プロペラ型アップウインド式 最 大 出 力　：　６００kW×３基＝１，８００kW 目標発電力量：　４１８万ｋＷｈ／年 運 転 開 始　：　平成１６年２月
	■江津高野山風力発電所 江津市二宮町、千田町、敬川町（高野山周辺） 風車種別　：　水平軸プロペラ型アップウインド式 最大出力：　２，３００kw×９基＝２０，７００kW 運 転 開 始　：　平成２１年２月 目標発電力量：３，４７７万 kWh／年

⑩広域連合･一部事務組合

		隠岐広域連合	境港管理組合	合計
有形固定資産	①生活インフラ・国土保全	0	6 642 692	6 642 692
	②教育	0	0	0
	③福祉	0	0	0
	④環境衛生	887 328	0	887 328
	⑤産業振興	0	0	0
	⑥監察	0	0	0
	⑦総務	0	0	0
	⑧収益事業	0	0	0
	⑨その他	0	0	0
	有形固定資産計	887 328	6 642 692	7 530 020
無形固定資産		167	0	167
売却可能資産		0	0	0
公共資産合計		887 495	6 642 692	7 530 187
	投資等合計	13 402	1263	14 665
	流動資産合計	212 648	13 765	226 413
繰延勘定		3 359	0	3 359
資産合計		1116 904	6 657 720	7 774 624

⑪地方独立行政法人

		島根県立大学	合計
有形固定資産	①生活インフラ・国土保全	0	0
	②教育	15 262 553	15 262 553
	③福祉	0	0
	④環境衛生	0	0
	⑤産業振興	0	0
	⑥監察	0	0
	⑦総務	0	0
	⑧収益事業	0	0
	⑨その他	0	0
	有形固定資産計	15 262 553	15 262 553
無形固定資産		20 174	20 174
売却可能資産		0	0
公共資産合計		15 282 727	15 282 727
	投資等合計	121 113	121 113
	流動資産合計	1 312 927	1 312 927
繰延勘定		0	0
資産合計		16 716 767	16 716 767

⑫地方三公社

		土地開発公社	住宅供給公社	合計
有形固定資産	①生活インフラ・国土保全	1 740 975	8 269 030	10 010 005
	②教育	0	0	0
	③福祉	0	0	0
	④環境衛生	0	0	0
	⑤産業振興	0	0	0
	⑥監察	0	0	0
	⑦総務	0	0	0
	⑧収益事業	0	0	0
	⑨その他	0	0	0
	有形固定資産計	1 740 975	8 269 030	10 010 005
無形固定資産		0	1855	1855
売却可能資産		0	0	0
公共資産合計		1 740 975	8 270 885	10 011 860
	投資等合計	1 546 640	1291714	2 838 354
	流動資産合計	10 491 932	2 576 057	13 067 989
繰延勘定		0	0	0
資産合計		13 779 547	12 138 656	25 918 203

⑬第三セクター

		しまね海洋館	ふるさと島根定住財団	しまね女性センター	しまね自然と環境財団	島根県文化振興財団	しまね国際センター	島根県環境管理センター
有形固定資産	①生活インフラ・国土保全	0	0	0	0	0	0	0
	②教育	0	0	0	0	597	0	0
	③福祉	0	0	0	0	0	0	0
	④環境衛生	0	0	0	25 907	0	0	2 263 690
	⑤産業振興	0	0	0	0	0	0	0
	⑥監察	0	0	0	0	0	0	0
	⑦総務	34 976	9 295	0	0	0	647	0
	⑧収益事業	0	0	0	0	0	0	0
	有形固定資産計	34 976	9 295	0	25 907	597	647	2 263 690
無形固定資産		0	0	0	0	0	0	0
売却可能資産		0	0	0	0	0	0	0
公共資産合計		34 976	9 295	0	25 907	597	647	2 263 690
	投資等合計	664 229	2 109 335	153 923	166 520	1 269 776	1 619 283	2 495 286
	流動資産合計	331386	116 033	30 318	47 448	250 393	22 806	166 930
繰延勘定		0	0	0	0	0	0	0
資産合計		1 030 591	2 234 663	184 241	239 875	1 520 766	1 642 736	4 925 906

		島根県環境保健公社	島根県障害者スポーツ協会	島根県みどりの担い手育成基金	しまね農業振興公社	島根県林業公社	くにびきメッセ	しまね産業振興財団
有形固定資産	①生活インフラ・国土保全	0	0	0	0	0	0	0
	②教育	0	0	0	0	0	0	0
	③福祉	0	689	0	0	0	0	0
	④環境衛生	1 269 402	0	0	0	0	0	0
	⑤産業振興	0	0	0	611	81 594 355	604	87 078
	⑥監察	0	0	0	0	0	0	0
	⑦総務	0	0	0	0	0	0	0
	⑧収益事業	0	0	0	0	0	0	0
	有形固定資産計	1 269 402	689	0	611	81 594 355	604	87 078
無形固定資産		0	0	0	0	0	8 701	0
売却可能資産		0	0	0	0	0	0	0
公共資産合計		1 269 402	689	0	611	81 594 355	9 305	87 078
	投資等合計	753 181	253 916	1 728 422	1690 229	742 265	1078 296	1 670 270
	流動資産合計	1 487 691	7 047	60 088	2 375 335	790 972	128 204	1 938 416
繰延勘定		0	0	0	0	0	0	0
資産合計		3 510 274	261652	1 788 510	4 066 175	83 127 592	1 215 805	3 695 764

		島根県建設技術センター	島根県暴力追放県民センター	合計
有形固定資産	①生活インフラ・国土保全	129 531	0	129, 531
	②教育	0	0	597
	③福祉	0	0	689
	④環境衛生	0	0	3, 558, 999
	⑤産業振興	0	0	81, 682, 648
	⑥監察	0	431	431
	⑦総務	0	0	44, 918
	⑧収益事業	0	0	0
	有形固定資産計	129 531	431	85, 417, 813
無形固定資産		0	0	8, 701
売却可能資産		0	0	0
公共資産合計		129 531	431	85, 426, 514
	投資等合計	100 000	434 627	16, 929, 558
	流動資産合計	321572	7 431	8, 082, 070
繰延勘定		0	0	0
資産合計		551103	442 489	110, 438, 142

第 11　最後に

監査人から

県はとことん冗費を削減していると言うが、県民感覚ではまだまだの感触だ。

その感覚の差が一番如実に表れているのが、「資産」であろう。

昨年度の監査において、「フローの積み重ねがストック。フローは小さな経費支出。ストックは大きな資産。今回の包括外部監査のモチーフは，このフローとストックをうまく結びつけ見比べて，行政判断を行って欲しい」、「私たちの出発点は，こんな単純なところから出発している。」と書いた。

本年度も、資産監査の重要性に対する意識には全く変わりがない。さらに、抽象論となるが、県職員の意識改革の必要性を、作年度よりより一層強く感じた。

すなわち、まず、県職員の根底に流れている「予算単年度主義」の行動様式である。
端的に、職員にとって、予算の正確で確実な執行が業務であり、予算執行の結果、効果については、職員の価値観からは外れてしまう。

そのため、予算が執行された後に資産化され、後年度に結果、効果が発生する場合、その計測、修正、管理については、残念ながら、関心が薄い。いや、県職員の行動規範の範疇に無いと言ったほうが良いかもしれない。

本年度は、監査対象を、昨年度の金融資産から実物資産へ進展させた。この点、金融資産は、入れ替えは簡単である。是正がし易い。しかし、実物資産は、生活インフラや県の事務所等である。そう簡単に補正が出来ない。
さらに、実物資産は、巨大化して維持管理が大変になると同時に、老朽化している。

この点、国は、危機意識は持っているようだ。

しかし、国のトップダウン型の施策が、県にとって最良とは限らない。一方、県には、少なくとも、資産管理の必要性についての危機意識は乏しい。管財課の一部ぐらいである。

本年度の監査は、施設の廃止の検討も含めて、かなりドラスティックな意見となったが、県民の感覚からすると、遅すぎるぐらいだと思う。困難が伴うと思われるが、これも昨年度と同様、本論が、「１０年・２０年先，「良い県政をしているね。」と思う県民が住む地域社会の小さなスタートになると信じたい。」。

【免責事項】

当報告書の本文及び図表の数値は、分析のための参考データとして収集したものです。
数値の正確性、確実性、最新性を保証するものではありません。予め、ご了承ください。

【平成 25 年度　包括外部監査の日程等について】

日にち	内容
平成25年 5月10日	内部協議（テーマ選定）
平成25年 5月13日	内部協議（意見交換会の質問内容等）
平成24年 5月17日	意見交換会（人事課、管財課、 政策企画監室）
平成25年 5月24日	内部協議
平成25年 5月31日	内部協議
平成25年 6月7日	内部協議
平成25年 6月14日	内部協議
平成25年 6月21日	内部協議
平成25年 6月27日	意見交換会（教育庁総務課、教育事務所）
平成25年 7月4日	内部協議、ヒアリング（管財課）
平成25年 7月12日	内部協議、ヒアリング（総務部人事課）
平成25年 7月19日	内部協議
平成25年 8月2日	レジュメ作成
平成25年 8月6日	内部協議（所管課データ提出依頼等）
平成25年 8月8日	内部協議、実地監査（雲南合同庁舎）
平成25年 8月30日	内部協議、ヒアリング（企画監室）
平成25年 9月2日	内部協議
平成25年 9月13日	新補助者　オリエンテーション
平成25年 10月2日	監査先選定、聴取事項設定
平成25年 10月9日	内部協議、実地監査（ホテル宍道湖）
平成25年 10月10日	ヒアリング（管財課）
平成25年 10月16日	ヒアリング（企業局電気事業会計） 実地監査（職員福利厚生施設） 人事部関係書類審査

日にち	内容
平成25年 10月17日	内部協議
平成25年 10月23日	実地監査（管財課）
平成25年 10月24日	実地監査（港湾空港課）
平成25年 10月30日	実地監査（千酌の砂防施設、出雲市塩津・森坂　急傾斜危険地）
平成25年 10月31日	実地監査（商工政策課、総務課、 しまねブランド推進課）
平成25年 11月6日	実地監査（林道整備事業、砂防事業）
平成25年 11月7日	実地監査（道路建設課、道路維持課）
平成25年 11月13日	内部協議
平成25年 11月14日	実地監査（島根物産協会、テクノアークしまね）
平成25年 11月21日	実地監査（浜田合同庁舎、川本合同庁舎、西部県民センター）
平成25年 11月27日	内部協議、実地監査（恵曇漁港、十六島漁港）
平成25年 11月28日	内部協議、道路行政への監査質問とりまとめ
平成25年 12月4日	内部協議
平成25年 12月5日	実地監査・ヒアリング（島根県警察本部、島根県運転免許センター、松江警察署）
平成25年 12月9日	実地監査（東京事務所、にほん橋島根館）
平成25年 12月11日	実地監査（益田事務所、石見空港）
平成25年 12月12日	内部協議
平成25年 12月18日	実地監査（出雲合同庁舎、出雲空港）
平成25年 12月19日	実地監査（隠岐支所、空港管理所、大峯山風力発電）
平成25年 12月25日	実地監査（島根県自治研修所）
平成26年 1月20日	ヒアリング（管財課）
平成26年 2月21日	報告書内容について協議

※　上記表は、協議、レクチャー、ヒアリングのみ記載してあります。別途、各自で協議のための資料作成や報告書作成などを行っています。